

社会福祉研究所報

社会福祉研究所創立 50 周年記念号

第 45 号

2017 (平成 29) 年 3 月

- 記念号に寄せて …………… 熊本学園大学学長 幸田 亮一 (1)
 社会福祉研究所創立 50 周年の歩み …………… 所長 守弘 仁志 (2)

論 説

- 放送番組化されたソーシャルワーク実践の内容分析研究
 — あるコミュニティにおける認知症高齢者問題解決事例から —
 …………… 黒木 邦弘 (7)
- 10 代出産家庭への支援に関する一考察 …………… 出川聖尚子 (23)
- アメリカ人口減少都市地域における衰退とソーシャル・エクスクルージョンの過程
 — 住民の語りからみるイングルウッド・コミュニティ・エリアの半世紀 —
 …………… 仁科 伸子 (41)

研究ノート

- 住民自治による避難所運営
 — 熊本地震の地域拠点の実際と教訓 …………… 高林 秀明 (65)
- 那覇「ふれあいセンター」の当事者活動に学ぶ
 — 伴走者・永山盛秀氏の「語り」に即して — …………… 豊田 謙二 (83)
 福崎 はる
 照谷明日香
- 被差別部落のライフヒストリー
 — 家族 3 世代の聞き取り — …………… 杉本 学・山本 尚友 (95)
 吉田 文男・花田 昌宣

スクールソーシャルワーカー養成課程 キックオフ・シンポジウム記録

- 記念講演「スクールソーシャルワーカーの実際と魅力」…………… (107)
 シンポジウム「スクールソーシャルワークの現状と将来」…………… (123)

2016 年度 公開研究会記録

- 社会福祉研究所創立 50 周年記念講演
 社会福祉研究の現在と未来 …………… (145)
- 社会福祉研究所創立 50 周年記念シンポジウム
 若者の現状と未来に向けて …………… (167)

熊本学園大学附属社会福祉研究所

記念号に寄せて

熊本学園大学学長 幸田 亮一

社会福祉研究所創立 50 周年、まことにおめでとうございます。

創設にご尽力されたのは、丸山学先生と内田守先生だとお聞きしております。そして初代所長の内田先生から藤野先生、岡田先生など多くの先生を経て、現在の守弘先生へと所長のバトンが受け継がれ半世紀が経ったことは同慶の至りです。この間、常任委員を含め多くの先生方のご尽力があり、地域社会の様々なご協力があつて今日に至っているわけで、関係された皆様に心よりお礼申し上げます。

50 周年記念事業の一環として昨年 10 月 22 日(土) に本学 7 号館で開かれた講演会での、本学に在職され社会福祉研究所の所長も務められた岡本民生先生のご講演はたいへん勉強になりました。先生のお話から、本学の熊本短期大学社会科ならびに社会福祉研究所が、日本における社会福祉研究でも重要な役割を果たしてきたことを改めて知ることができたからです。私事ながら、その時の岡本先生の講演のなかで、大河内一男先生のお名前が出てきた瞬間に、頭のなかで京都大学の時計台下の教室で大河内先生の講演を聞いた時の情景が蘇ってきました。私が京都大学の大学院生だった 1980 年前後のことで、真に偉大な学者から発せられるオーラに圧倒された思い出が残っています。

さて、先進国のなかで、少子高齢化の先頭を走っている日本において、社会福祉は実践面でも研究面でもいっそう重要性を増しています。その点から、熊本学園大学附属社会福祉研究所のミッションはさらに大きくなります。研究所が次の 50 周年に向けていっそう発展し続け、熊本だけでなく日本各地の福祉課題の解決に貢献されることを心より願っています。

社会福祉研究所創立50周年の歩み

熊本学園大学附属社会福祉研究所所長 守弘仁志

熊本学園大学附属社会福祉研究所は2016年に創立50周年を迎えた。これまでの本研究所の歩みを、過去の「社会研究所報」の各周年記念号での研究所史に関する特集記事をみながら辿っていつてみる。なお、近年の歩みについては社会福祉研究所の議事録を参考にした。

1. 第1期（1966～1974年頃）

研究所の創立期である。当時は水高度成長期下における経済的繁栄の反面としての社会問題の発生や熊本における様々な社会問題の噴出（水俣病、Co2中毒など荒尾・大牟田の炭鉱災害、過疎問題、農作業における労災等々）など、研究所の周囲の県内でみても多くの問題状況があった。

このような問題状況を科学的に分析すると同時に学問的に貢献する必要性から、大学内に社会福祉研究の組織創設が求められた。なお当時はスタッフと方法論の問題から、研究組織名を「社会問題研究所」、「社会福祉研究所」のいずれかでゆくかについて議論があったことが記されている。名称としては後者を採ることになった。なお前者の意を汲むためか発足時から、所員は社会福祉研究の専門家に限定せず、広く社会福祉に関心を持つ者を網羅する趣旨が記されている。

研究所の目的は当初より「社会福祉に関する調査研究を行い、地域社会への貢献を目的とする」であり、事業として、

- (1) 資料の蒐集、整備、交換および利用の促進
- (2) 児童および成人の相談事業
- (3) 社会福祉および社会学に関する研究調査およびその助成
- (4) 研究会・講演会・専門講座の開催および報告書の作成

等があげられていた。(1)は書庫の整備と蔵書目録の作成として始まり、現在でも継続されている。(2)については1966年より研究所創立に先立って相談事業が開始されていて、現在では「家庭児童相談室」が設置されている。(3)については初期より水俣病事件研究、熊本県庁村議長会記念事業「過疎問題の構造」（1969年、天草・河浦町、球磨・山江村現地調査）などが行われ現在でも年度ごとの「調査研究」として研究員によって実施されている。(4)についても定例的に研究会を実施するとともに、「社会福祉研究所報」の刊行を継続している。相談事業が先行した研究所ではあったが1967年には規定、内規を整備し研究所の体裁を整えるに至った。

2. 第2期（1974～82年頃）

研究所内の研究体制の確立・定着期で「所報」から「社会福祉研究所報」に名称を変更して定期刊

行化をはかるとともに、年間5回の研究会を開催し、内部研究会から一部外部報告者化による学外への拡大、また内容の記録化などが行われた。また1977年には熊本市の委託による「熊本市における保育需要調査」を実施した。いっぽうで相談室の機能が形骸化したことが問題としてあげられている。

3. 第3期（1983～1994年頃）

「社会福祉の科学的理論を進化させつつ理論と実践の関連を地域社会の場において密にする」方向性が示され、福祉調査、医療調査、地域調査など多様な実証研究が行われるようになった（「創立20周年を迎えて」より）。また1983年より一時停滞していた家庭児童相談室の再開をはかった。これは試行期間を経て長期構想としては「地域福祉センターのようなものにしてゆきたい（1983年度総会議案書）」とされ、再開にあたって「案内」「相談申し込みカード」「相談カード」を整備、放送・新聞などで広報をはかるとともに、「相談室委員会」を開催して問題意識の共有化をはかった。

さらに情報誌「くまもと わたしたちの福祉」創刊（1982年12月）した。これは創刊時より点字版も作成している。また「社会福祉研究所叢書」（年2刊）の創刊刊行が計画された。

1986年には創立20周年を迎え「創立20周年記念事業」として所報記念号が刊行された。また同年に社会福祉研究所叢書1号「人間発達と福祉」（岡田武世著）が発行された。1980年代中頃には福祉情報誌の1号あたりの内容の充実をはかるため、福祉情報誌を合併号で刊行し、年間2回から1回、ページは8ページから16ページとした。

1990年には「第33回九州社会福祉研究会」が本学を会場として開催された。また同年、熊本県からの委託調査として「熊本県保育需要実態調査」を受託している。

1991年には創立25周年を迎え（1991）所報19・20号を「創立25周年記念号」とし、特別寄稿2件を掲載した。また同年 長寿公開講座（財、長寿開発センターの委託事業）を秋期に4回実施している。

4. 第4期（1994年頃～2010年頃）

1994年4月、「熊本商科大学」「熊本短期大学」の発足により、「熊本短期大学附属社会福祉研究所」は「熊本学園大学附属社会福祉研究所」へと名称を変更した、これにともなって研究所名称変更の学外への周知、熊本学園大学附属社会福祉研究所での規定、内規の新設、短期大学関連規定・内規の廃止等の作業が行われた。また研究会活動の見直し、外部講師招聘中心から所員による発表での活性化などの方向性が目指された。1995年には家庭児童相談室の運営を変更し、相談員として「専門的対応可能な人材を配置し、相談内容によって対応のシステムを変更することでよりきめ細かい対応を可能とする」とともに、定期的にケース検討会議を開催して体制を充実させた。

1996年には創立30周年事業として所報記念号（25号）を刊行し、調査研究「高齢者処遇に関する法学的考察」「過疎地と社会福祉援助体制」を掲載した。また、映画「安心して老いるために」の上映と監督の羽田澄子氏による講演「日本の老人福祉のケアシステムを考える」という映画と講演を合わせた形での研究会も実施した。

また1997年頃から研究所にテレビ受像機、VTR、ビデオカメラを備え福祉情報番組の収集を可能

にするとともに、研究会の録画、インタビュー調査収録など調査研究への応用をはかった。さらに1998年には学内インターネット対応のためにホームページの開設と図書館の共通の図書検索システムを稼働させた。いっぽうで研究会のなかで未来的な方向性が試行され、全国的に高名な専門家による講演をともなった研究会が催された。

1998年頃から総会の休日の学外ホテル等の所員総会から平日の学内会議室での所員総会開催に変更されている。また自治体の発行する報告書など福祉行政資料を、熊本県内を中心に収集を開始する。

2001年には創立35周年事業が計画され、研究員からの希望を募ったところ多くの希望が出た「沖縄調査研究」が採用された。この調査研究は所報31号(2004)、32号(2005)に報告として「沖縄調査研究特別寄稿」として11篇が掲載された。また、2001年度より調査研究で水俣プロジェクトとして「水俣学関係所蔵資料文献整理ならびに収集とデータベース化」が認められ資料所蔵室として研究棟第6会議室に置くことになった。このプロジェクトは継続的に研究所調査研究費を確保して「水俣プロジェクト」となった。これが現在の本学水俣学研究センターの嚆矢である。

5. 第5期(2010年頃～)

研究会活動としては、2008年頃より社会福祉学部卒業生が県内外の施設をはじめ福祉関連で活躍するようになったことから、これらの卒業生、および熊本商科大学、短期大学の卒業生で福祉関連職に就いている卒業生も交えて組織化してはどうかということになった。そこで当時の豊田謙二所長の発案で連絡組織「ウェルビーイング研究会」を発足し、とりあえず研究所が連絡業務にあたることとした。この研究会は今のところ研究所研究会の開催にあたり助言、後援の組織となっていて、地域密着型の福祉に関する研究会、調査研究を実施するにあたり一定の貢献をしてもらっている。また特に、2013年頃から地域、特に大学近辺の地域に注目し周辺の小学校校区の住民や福祉・医療関係者とともにシンポジウムを開催するなどしている。

いっぽう、ドイツからの講師を招いての講演会、共同推進事業「日中独国際フォーラム」開催への参加などもあり地域・国際の両方向への指向性が高まった。

このような経緯を経て2016年、熊本学園大学付属社会福祉研究所は創立50周年を迎えることになった。前年秋より研究所常任委員会では創立50周年記念講演会、所報特集号の編纂などさまざまな企画が検討されていた。

しかしながら2016年4月の熊本地震により施設復旧、学生への支援を優先させるため9月下旬までの調査研究、研究会などの事業の中止、以降の再開を待つことになった。この間の各研究員の努力もあり、秋学期の9月以降は事業が再開され2回の大規模な研究会を持つことができた。研究会の報告、議論については本号特集をご覧ください。

本研究所の特徴は、狭い意味での福祉によらず、社会の変化の中で幅広い視点から社会福祉を捉えてゆくという創立以来の考え方にある。創立50周年を迎えるにあたって、このような根本にある考え方が、多くの専門外の研究員を有し活発な研究活動が継続してきたことにあると考える。これからこのような考え方のもとに広い意味の社会福祉の発展に貢献することが本研究所の使命だといえる

だろう。

参考：

「創立 20 周年を迎えて」社会福祉研究所報第 14・15 号（20 周年記念号・藤野隆一先生）

「創立 25 周年を迎えて」社会福祉研究所報第 19・20 号（25 周年記念号・岡田武世先生）

「社会福祉研究所創立 30 周年の歩み」社会福祉研究所報第 25 号（30 周年記念号・豊島律先生）

放送番組化されたソーシャルワーク実践の内容分析研究 — あるコミュニティにおける認知症高齢者問題解決事例から —

黒 木 邦 弘

要 約

本研究では、実在する認知症高齢者を対象とするソーシャルワーク実践の放送番組を内容分析した。その目的は、主要な諸コードを用いて事象を分類し、コード間の関係によって生成された意味作用を明らかにすることである。

放送番組化されたソーシャルワーク実践は、テレビジョンの主要なコードを用いた分類によって、一定の規則性をもって編集されていることがわかった。一方、コード間の関係では、当該事業所が典型的な介護サービスを提供している現実のなかにあつて、他とは異なる施設のこだわりをイデオロギーとして有していることを示している。「施設のこだわり」では、今日の介護サービス内容の社会的現実を批判的に思考するもので、あるべき現実を映像によって映しながら専門職としての価値を言い表している。こういった「施設のこだわり」は、当事者、家族、専門職の三者が連れ立ってコミュニティに働きかける行動に結びつき、問題解決に導いている。

ただ、一つ課題をあげるならば、番組では紹介されていない属性上の認識を指摘しなければならない。

最後に本研究の成果は、放送番組化された実践のなかでソーシャルワーカーが対峙する社会的現実とソーシャルワーカーが提起するあるべき現実といった着目すべき視点を明示したことにある。

緒言

75歳以上の高齢者人口が増加し、要介護高齢者が増加することは、同時に認知症を患う高齢者の増加を意味する。それは診断技術の進展や認知症を専門とする医療従事者の増加によって、たしかに認知症の早期治療は進展したし、進行を遅らせることはできるが、しかし現代の医学ではその完治は困難だからである。また認知症高齢者の問題は、人口の高齢化の社会的現実として、今後の高齢者の個別具体的な支援と身近な地域における社会資源の開発における福祉実践課題の一つといえるだろう。

ただ、この問題解決のこたえを保健・医療・福祉の専門職だけで考えることはできない。なぜなら認知症高齢者の日常生活の変化を早期に発見し、専門機関につなぎ、認知症に伴う徘徊や金銭等の搾取といった社会生活上の困難そのものに直接的、間接的に協力する地域住民の存在なくして実践は困難だからである。

医療保険制度や介護保険制度は、認知症高齢者の社会生活上の困難に対する有効で普遍的な対策ではあるけれども、しかしその対策だけで認知症高齢者の日常生活上のアドボケイトが実現できるわけではない。こういった現況に対して、2012年に策定された「認知症施策推進5か年計画」では、徘徊などの行動・心理症状等による「危機」が発生してからの「事後的な対応」が主眼であったケアから、今後目指すべきケアとして「危機」の発生を防ぐ「早期・事前的な対応」を基本的な考え方とする施策の推進に転換している（『平成25年度厚生労働白書』p.318）。ここで注目すべきは、認知症サポーターや市民後見人といった知識を身につけた地域住民による支援の強化である。つまり、近年の高齢者虐待事件が示しているように、専門職か家族かを問わず、認知症高齢者との直接的な人間関係の脆弱性を考慮すると「早期・事前的な対応」では家族以外の地域住民の認識は極めて重要といえる。とはいえ、認知症高齢者を病院や施設で長期にわたって隔離し、身体拘束を容認する地域住民の認識を繰り返してはならない。それは、認知症高齢者の人権を侵害するだけでなく、隔離と収容を是認する認知症高齢者言説を助長し、専門職と地域住民が協働する意味の醸成の妨げになるからである。もちろん H. M. Bartlett (1970) 以来、価値を専門的態度として行為化するソーシャルワーク実践が認知症高齢者のアドボケイトに機能してきたかと問われれば、優れた実践も個別性の高さゆえに再現困難で、しかも社会的発信の弱さも相まって共通認識されるまでに至っていない。そこで、注目したいのがメディアを通じて社会に発信されたソーシャルワーク実践である。それは可視化された問題解決事例であると同時に地域福祉のための教材になりうる。にもかかわらず何ら内容分析を経ないまま、意図的・目的的に用いられることもなく一回性の番組として消費されている。

本研究では筆者がソーシャルワーカーに協力し、二人の認知症高齢者の問題を専門職と地域住民の協働によって解決に至った実践の放送番組を取り上げる。なお、内容分析に際しては、メディア研究に詳しい守弘仁志氏の助言を得た。

1. 研究目的

本研究の目的は、テレビジョンで放送番組化されたソーシャルワーク実践を、その主要な諸コードを用いて分類し、コード間の関係によって生成された意味作用を明らかにすることである。

2. 先行研究

(1) ソーシャルワーク実践の放送番組化の意義と意味作用

1) ソーシャルワーク実践の放送番組化に着目する意義

ソーシャルワーク実践がテレビジョンで放送番組化される意義を述べる。近年、日本では、実在する地域福祉実践者をモデルに、テレビジョンで映像化された放送番組が話題になった¹⁾。一方、本研究で取り上げる放送番組は、こういった俳優を介在させた放送番組と明確に異なる。それは、実在するソーシャルワーカー、認知症高齢者当事者、家族、地域住民が実名で登場し、実践過程に取材班が同行するソーシャルワーク実践そのものを放送番組化しているためである。つまり、当該放送番組の映像は社会的に配信されたソーシャルワーカーの行為であり、かつ認知症高齢者を表象させる徘徊や暴言といった問題事象を解決した実践そのものである。

この研究の意義は大きく二つある。一つ目は実践を科学的手続きに則って内容分析することで、放送番組のアーカイブ化などによってその結果を他の実践にいかすことが期待できる。二つ目は、従来の事例研究では、研究者がソーシャルワーカーの行為をインタビュー調査に基づき文字データ化し、分析する方法が多用されていた。今回の映像化された事例研究では、映像媒体を用いることで実在する人物の表情や態度、障がいの状態や反応、語りの表現、施設の設備や周辺の風景など文字情報以外の複数の情報源を組み合わせた意味理解が可能となることである。

なお、既に述べたように、本ソーシャルワーク実践には筆者自身が協力者として関与している^{2) 3)}。このようにソーシャルワーカーと研究者が実践自体を共有することで、一定の時間内の編集を余儀なくされる番組制作上の課題、さらに意味作用の考察の偏りを補えると考える。

1) 番組名「サイレント・ブア」NHK制作(2014年放送)が代表例。

2) 研究者がソーシャルワーク実践に協力する態度として、下田の以下の見解が参考になる。「社会的現実には現実に生きている人々の相互作用過程における人々の意味づけ、解釈の過程そのものにあると考えれば、当然のことながら、研究者はその人々の経験的世界に直接足を踏み入れて、その現場から概念化を図るべきで、あらかじめ研究者の側で概念図式などを用意すべきではないということになる」(下田 1994: 26)。

3) 実践に協力した研究者(筆者)の立場についてふれておく。本研究では、ソーシャルワーク実践の主唱者は研究者ではなくソーシャルワーカー自身であり、またコンサルタントも求められていない。よってソーシャルワーカーの研究者への期待は、互いの良さを統合することにあり協働者に近いといえる。また、研究者の役割では認知症高齢者に関する知識を有する専門職、家族、地域住民に当該実践でどういった発見があったかを適宜伝えるなど民衆教育者に近い役割を担った。こういった見解の参考にしたのが、公衆衛生分野で活用されてきた CBPR (community-based participatory research=コミュニティを基盤とする参加型リサーチ) に関する武田丈の文献である。以下、参考にした見解を紹介する。

研究者は、リサーチの部分では主唱者、コンサルタント、あるいは協働者のいずれかとしてコミュニティにかかわるが、それと同時に CBPR 全体のプロセスの中ではリーダー、コミュニティ・オーガナイザー、民衆教育者、参加型調査者という役割の1つ、あるいは複数进行を担うことになる(武田 2015: 53)。

2) 放送番組の生産と意味作用の生産の二重性

テレビジョンで映像化される事象の研究では、規則だった記号のシステムであるコードを利用して、コード間の関係に着目する。その主要なコードの1つがイデオロギー的コードである。イデオロギー的コードは、ソーシャルワーク実践の主要な鍵概念である価値を基礎づけるコードと大きく関係する^{4) 5)}。

テレビジョンカルチャーの古典的文献とされるジョン・フィスク (John Fiske 1987=伊藤守ほか 1996:7) の文献によれば、テレビジョンで映像化される事象はコード化されているとして、「テレビジョンの諸コード」を三つのレベルの枠組みで捉えている。具体的には、外見や語りなどの現実をさす社会的コード(レベル1)は、カメラや音響など電子技術的コード化され、登場人物や場面など慣習的な表現的コード化(レベル2)を経て、個人主義や資本主義などイデオロギー的コード(レベル3)によって一貫性をもつものとして、社会的に受容しやすいものとして組織されていると述べる。

さらに、意味作用の考察においてもフィスクの以下の二つの見解が参考になる。

「意味生成の過程は、図のなかの諸レベルを横断する一定の動的過程を内包する。というのも、「現実」、表現、そしてイデオロギーが首尾一貫した自然な統一体として現れるときにのみ、意味が産出されるからである」(John Fiske 1987=伊藤守ほか 1996:9-10)⁶⁾。

「番組の生産とそこから生まれる意味作用の生産という、二つの側面を理解するためには、言説のはたらきを理解する必要がある。まさにそのこと自体、多義的な言説的意味合いを含んでいる。つまり、言説ということばの利用の在り方は、それが置かれている言説に従って変容するからである。…(筆者:中略)…言説とは、つねに話題となる重要な領域ごとに一貫した意味のセットをつくりだし、蓄積していくために、社会的に展開されてきた言語ないし表象の体系である。」(John Fiske 1987=伊藤守ほか 1996:23)。

以上の見解から次のことを確認しておかなければならない。本研究の目的は放送番組の生産それ自体の分析ではない。放送番組化されたソーシャルワーク実践が産出する認知症高齢者言説の意味作用

4) 価値の重要性を指摘した代表的な研究者がバートレットである。Harriett M. Bartlett (1970)、The Common Base of Social Work, NASW Inc. (H・M・バートレット著、小松源助訳(1978)『社会福祉実践の共通基盤』ミネルヴァ書房、32-58.)を参考にした。

5) ロウエンバーグ(Loewenberg)によれば、社会科学理論では「何であるか」のわかりやすい説明が試みられ、同時にイデオロギーでは「何であるべきか」を志向するとし、「理論は規則や関係の言説(statement)として形づくられ、同時にイデオロギーは価値を基礎づけられる。」と述べる(Loewenberg 1984:320)

6) 意味の産出に関連して、フィスクの次のような見解を課題として認識しておかなければならない。「分析の焦点は、われわれの分析の場合と同じく、番組のなかの一瞬一瞬の、きわめて小さな断片にまでおよぶ。この小さな断片を分析対象に据えることで、われわれは詳細な、かつ分析的な読みを行っていくことが可能になる。しかし、他方でそれは、物語のコードといった、より大きな領域に適応されているコードについて議論していくことを妨げることにもなる。」(John Fiske 1987=伊藤守ほか 1996:10)

の解明にある。それは、あるコミュニティ限定かもしれないが、地域住民がイメージし、不安を抱く認知症高齢者言説の変容にソーシャルワーク実践が資することを意味する。そして、実践に基づく意味作用の生成が、他のコミュニティの言説変容に影響を与えるとすれば、やがては意味作用の循環に通じると考える。

3. 研究方法及び倫理的配慮

(1) 研究方法

本研究の研究方法は、放送番組化されたソーシャルワーク実践の内容分析である。研究対象の番組名は、NHK 総合「福岡にんげん交差点『ずっと家族とこの街で～宅老所よりあいの日々～』(2009年放送)」である⁷⁾。番組の特徴は、冒頭でナレーションが言い表しているように「笑い声が絶えない小さな施設の日々を見つめました」といった認知症高齢者の自然な笑顔や笑い声の日常の意味に焦点を当てていることである。

研究手続としては、はじめに放送番組をテキストデータ化した。具体的には放送時間全体(25分:1500秒)が1場面当たり平均10.7秒、140場面で構成されていることに着目した。また、研究の分析枠組みは先述したフィスクの「テレビジョンの諸コード」(John Fiske 1987=伊藤守ほか1996:9-10)の三つのレベルを引用し、諸コードのうちいくつかを筆者が設定した(図1参照)。なお、独自に設定したイデオロギー的コードの下位コードについては本論に先行して考察しているので参考にされたい⁹⁾。

図1 テレビジョンの諸コード

- レベル1
 現実: 登場人物の外見、行動、語り、身ぶり、表情(特に笑顔)、音声(特に笑い声)、
 介護サービス場面(送迎、食事介助、移動介助)
 上記の社会的コードは、以下のような技術的コードによって電子技術的にコード化されている
- レベル2
 表現: カメラ①広角と表情の焦点化、②一対一の場面と集団場面)、音響(BGM①早い調子の曲、
 ②ゆっくりした調子の曲)、ナレーション
 この技術的コードは、さまざまな表現を構成する慣習的な表現的コードを伝える
 たとえば、実践の展開、葛藤、登場人物、対話、場面など
- レベル3
 イデオロギー: 上記の慣習的な表現コードは、以下のようなイデオロギー的コードによって一貫性をもつものとして、社会的に受容しやすいものとして、組織されている
 たとえば、施設のこだわり、コミュニティの関心を触発・可動

出典: John Fiske, 1987, TELEVISION CULTURE—popular pleasures and politics, Methuen, London (=1996、伊藤守、藤田真文、常木瑛生、吉岡至、小林直毅、高橋徹訳『テレビジョンカルチャー』梓出版社, p.7) を参考に、黒木が本研究の結果に即して加筆等を行い作成。

以上をふまえ、番組を10秒毎に全140場面に分割して、①人物別の登場数（認知症高齢者、家族、ソーシャルワーカーら職員、地域住民）、②映像の構成（人物の笑顔など表情や動作、背景、字幕など）、③音声の構成（登場人物の語り、ナレーション、BGMなど）の各事項を目視にて確認して一覧に整理した。

(2) 倫理的配慮

本研究の計画全体は「西九州大学倫理委員会」に申請し、書面及び面接審査の承認を得ている。一方、当該放送番組はすべて実名で登場し放送されているため、研究上の倫理的配慮として仮名を用いて匿名化した。但し、著作権に配慮して番組名は公表している。

4. 結果

放送番組化されたソーシャルワーク実践の内容分析の結果は、表2のとおりである。以下、(1)ソーシャルワーカーの属性、(2)二人の認知症高齢者の属性、(3)内容分析の結果の順に述べる。

(1) ソーシャルワーカーの属性

当該放送番組をソーシャルワーク実践と規定するためにソーシャルワーカーAの学歴・資格・実務経験など属性を紹介する。A氏は50代の女性、福祉系大学卒業の学歴及び社会福祉士資格を有する。また認知症高齢者にかかわる実務経験は20年以上あり、認知症対応型の専門施設Q（通所介護とグループホーム）の管理者である（ただし、いずれも当時）。

以上、本論では学歴・資格・実務経験年数・役職などの属性からA氏をソーシャルワーカー⁸⁾と規定し、A氏による当事者、家族、地域の各対象への働きかけをソーシャルワーク実践とした。

(2) 認知症高齢者の属性

二人の認知症高齢者の属性について、表1のとおり類似性と相違性にわけてまとめた。類似性では、性別、経済状況、利用する介護サービス、住宅、そして危機的状況を抱え込む主介護者の存在がある。

7) ただし、放送番組ではソーシャルワーク実践であることは強調されていない。後述するように実践者の属性、実践のレベルを勘案して筆者自身が規定したものである。

8) なお、放送番組ではA氏とは別に職員Bが登場する。B氏は二人の認知症高齢者の問題解決に一定の貢献をした人物である。ただし、本論では、B氏は管理者であるA氏のマネジメントのもとで実践に関与したと解釈し、A氏の見解を中心に論を組み立てた。

9) 『日本地域福祉学会第30回記念大会報告要旨集』(2016)、p.258。参照のこと。当該研究では、制度・政策に組み込まれた医学的診断に基づく認知症高齢者観から共感的な社会関係の蓄積によって紡ぎ出される新たな認知症高齢者観の創出を研究目的に、独自に設定したイデオロギー的コードを中心に考察した。

相違性では、年齢、BPSD（＝認知症の行動・心理症状）及び要介護状態、主介護者の同居状況、当事者の生活層による地域密着性の強弱、体型に分類できる。なお、地域密着性は、当該地域の居住年数や地域活動への参加状況を勘案して独自に設定した。

表1 「XさんとZさんの類似性と相違性」

	Xさん	Zさん	
類似性	性	女性	女性
	国籍	日本	日本
	地域・場所	政令指定都市	政令指定都市
	利用介護サービス	認知症対応通所介護	認知症対応通所介護
	経済状況	安定	安定
	主介護者	家族(長女)	家族(夫から長男へ)
	介護上の危機状況	危機(最大13時間の徘徊に伴う行方不明)	危機(主介護者(夫)緊急入院)
	住居	持ち家(但し、戸建て)	持ち家(但し、集合住宅)
相違性	年齢	80歳代	60歳代
	BPSD・要介護状態	徘徊、認知症あり、一部介助でほぼ自立	暴言・暴力、認知症があり、全介助
	主介護者同居状況	長女：敷地内同居	長男：県外(遠方)在住
	当事者の生活層による地域密着性	強い(元民生委員歴10年以上・リーダー的存在との評価あり、当該地域居住歴：長い)	弱い(転勤を伴う職業生活歴が長い・当該地域居住歴：短い)
	体型	細身	肥満(体重90kg)

作成：黒木(2016)

注：上記の情報は支援当時

また放送番組では、X氏の最大13時間の行方不明に至った徘徊行動が認知症の問題とされ、Z氏の大声をあげ、茶碗を投げ散らす暴言・暴力行動が認知症の問題として焦点化されている。いずれも認知症を表象させる代表的な問題であり、解決困難な事象といえる。

さらに番組内では明確に伝えられていない点を、以下のように先行研究（豊田・黒木 2009）ほかを参考に補足しておく。

- ① X氏の徘徊が通所介護サービス利用後の在宅時の早朝に発生すること。これはソーシャルワーカーが介護保険制度上の契約をこえた事態に対応していることを意味する。
- ② Z氏の主介護者の緊急入院時、近隣施設の短期入所介護サービスの予約が一杯で利用困難であったこと。これは普遍的なサービスがあっても利用困難な現実を提起している。
- ③ Z氏自身が自宅以外の場所に移動して宿泊を伴う介護支援をうけることで一層混乱していたこと。これは危機介入時においても当事者の環境の変化に配慮した支援の必要性を意味する。
- ④ X氏からZ氏へとソーシャルワーク実践が連続していること。地域密着性の強いX氏の徘徊時の捜索には、X氏に近い人々が関与した。これらの人々が、地域密着性の弱いZ氏の在宅支援への協力の必要性を感受して行動したことを意味する。

(3) 内容分析の結果 (表 2)

内容分析の結果を表 2 にまとめている。以下、その詳細を述べる。

表 2 放送時間・場面数/主なテレビジョンコード

		全体状況	登場人物などの個別状況	
放送時間		25分	X氏: 11分	Z氏: 14分
場面数 (%)		140場面	X氏: 32場面 (22.8%) 長女: 18場面 (12.8%) SWr※A: 29場面 (20.7%), 職員B: 31場面 (22.1%) ナレーション入り場面: 64場面 (45.7%)	Z氏: 30場面 (21.4%) 長男: 12場面 (8.5%)
テレビジョンコード	現実:「笑顔/笑い声」	45場面	X氏: 前半9場面、後半18場面	Z氏: 前半4場面、後半14場面
	現実:「介護サービス」	20場面	通所送迎: 1場面、食事介助: 7場面、移動介助: 11場面	
	表現:「カメラ」	140場面	クローズアップ: 61場面、一対一の会話: 46場面、広角: 17場面、集団: 16場面	
	表現:「BGM」	50場面	早い調子の曲: 4場面 (番組オープニング曲) ゆっくりした曲: 46場面 (X氏の徘徊状態の語り、Z氏の見守り依頼、X氏のハーモニカ演奏兼エンディング)	
	表現:「ナレーション」	64場面	前半: 25場面、中盤 11場面、後半 28場面	
	イデオロギー:「施設のこだわり」	24場面	「古民家改築の建物」、「車椅子を使用しない」、「食事は普通食」、「食事介助に1時間も2時間も時間をかける」、「徘徊しても拘束しない」	
	イデオロギー:「コミュニティの関心を触発・可動」	24場面	「13時間以上の行方不明」、「悩みを半分引き取ってもらう」、「家族や地域の人たちとの間のクッション」、「地域の安心をつくる、希望につながる」	

作成:黒木(2016)

※SWr: ソーシャルワーカーを略記

1) 均等に時間配分された番組構成

放送番組の時間配分は、登場人物別に大きく 2 つに分けて説明できる。1 つ目は、番組全体の放送時間 25 分が、二人の認知症高齢者の実践別にほぼ均等な割合で配分されていることである。具体的には、オープニングを含む X 氏事例の紹介時間が 11 分、施設設立の経緯及び番組全体をまとめるエンディングを含む Z 氏事例の紹介時間が 14 分となっている。なお、一画面平均 10.7 秒に対して、設立経緯の説明 [120 秒] 及びエンディングのソーシャルワーカー A の語り [60 秒] は平均を大幅にこえていることを付記しておく。

2 つ目は、当事者、家族、ソーシャルワーカー及び職員といった主な登場人物別に登場時間の割合が均等であったことである。具体的には、当事者と専門職がおのおの 2 割、家族が 1 割で番組が構成されていた。なお、人物の登場と関係なく 4 割強を占めていたのがナレーションである。ナレーションは、番組全体をガイドし、コード化された現実を説明し、そして映像・字幕と連動した場面の強調など構成上の重要な役割を果たしている。

2) テレビジョンの諸コードの全体概況

テレビジョンの諸コードとして、① 現実：社会的コードでは当事者、家族、住民等の「笑顔／笑い声」コードを映像で多用している。そのほか「介護サービス」コードとして、ソーシャルワーカーの所属施設が他施設同様に送迎など標準的なサービス提供を示していることを伝え、普遍的な社会サービスを表象させる。② 表現：技術的コードでは、カメラを用いて個人の表情や一对一の会話を焦点化し、BGM（バックグラウンドミュージック）を用いて番組全体をゆっくりとした曲調で平穏な空間を表現している。③ イデオロギー的コードでは、独自に2つのコードを設定した。1つ目は当該施設の独自固有の援助方針を言い表す「施設のこだわり」コードである。具体的には、ナレーションを用いて番組冒頭（放送開始2分から5分までの3分間）で集中的に紹介されている。2つ目は、認知症高齢者X氏の徘徊時の搜索依頼やZ氏の支援会議など当事者、家族、専門職の三者が制度の限界や支援の協力を地域に働きかける場面を言い表す「コミュニティの関心を触発・可動」コードである。以下、各コードの意味を詳細に説明する。

3) 現実：社会的コード

(A) 「笑顔／笑い声」コード

当該コードは、45場面（32.1%）／全140場面で確認できた。詳細には、X氏では前半9場面、後半18場面で確認できた。Z氏では前半4場面、後半14場面で確認できた。このことから本コードは両事例の紹介の後半に多用されている。「笑顔／笑い声」コードが示す「現実」は、前半ではX氏の徘徊やZ氏の暴言・暴力という深刻かつ危機的状況として表象され、後半では本人または周囲の自然な笑顔への変化を表している。

(B) 「介護サービス」コード

当該コードは、20場面（14.2%）／全140場面で確認できた。詳細には、介護保険法に規定された指定通所介護施設に標準的な送迎サービス、食事介助や移動介助等の介護サービスで構成され、当該施設が標準的な介護保険事業所であることを表象している。

4) 表現：技術的コード

当該コードとして(A)「カメラ」コード、(B)「BGM（バックグラウンドミュージック）」コード、(C)「ナレーション」コードの三つを設定した。

(A) 「カメラ」コード

「カメラ」コードとは「その場面の鮮明な映像を提供して、視聴者が完全な理解を得られるように、種々の角度からの描写や奥行きのある焦点設定をおこなう」とされる（John Fiske 1987＝伊藤守ほか 1996：10）。本番組では、場面数が多い順に人物の表情を「クローズアップ（焦点化）」61場面（43.5%）、次いで専門職及び認知症高齢者、専門職及び地域住民など「一对一の会話」46場面（32.8%）が多用される。その他、風景撮影のような「広角」17場面、広間に集まる高齢者及び職員

の談話、支援に協力的な地域住民との話し合いなど「集団」16場面が続いている。

なお、「クローズアップ(焦点化)」は、視聴者に親密度や敵意を抱かせる要素として利用される。本番組の場合、各事例の前半では不安や不満を表象し、後半では笑顔や笑い声を表象することで内面の変化を含意させ、親密度を示すコードとして多用される。

(B) BGM (バックグラウンドミュージック)

2つの場面を結び付けるBGM(バックグラウンドミュージック)は、長調や短調を駆使して曲を変化させ、場면을転換する(John Fiske 1987=伊藤守ほか 1996:13)。本番組では、場面と連動させて早いリズムで転換させるBGMはオープニング曲以外になく、ゆっくりしたリズムのみ確認できた。例えば、X氏の徘徊問題が顕在化し、職員Bが不安な心境を語る場面である(場面 No.45~46)。この場面では、以下のように、危機的状況を伝えるナレーション、職員の語り、語りの字幕、そしてBGMの4つの表現:技術的コードが同時に確認できる。

ナレーションの語り全文(No.45 場面)

♪BGM 開始

「4年前、(実名:職員B)さんにとって忘れることができない事件がありました。徘徊の症状がある(実名:X)さんが一人で外に出てしまい、13時間以上経って、警察に保護されたのです。」



職員Bの語り一部(No.46 場面)

♪BGM 継続

「暗くなって懐中電灯で茂みの中を捜すときはもう気が気じゃなくてもう…(息を吸う)あの、もし見つかったてもですね、あの、茂みの中で倒れてたら、もう、どうしようもないことだったので、はい(以下、省略)」

※下線部は、職員Bの字幕化された部分をさす。

(C) 「ナレーション」コード

ナレーションは、全140場面の中で番組前半(25場面)・中盤(11場面)・後半(28場面)で適宜挿入され、番組全体を通じて重要な役割を果たしている。

前半では、後述する「施設のこだわり」コードを連続的かつ簡潔に紹介している。中盤では、職員Bの属性紹介と試行錯誤の実践を表象しながら以下の三つ場面をつないでいる。一つ目は職員B、X氏、X氏の長女の三者で構成される支援体制を強調している。二つ目は、三者が揃って地域住民にX氏の徘徊時の早期発見を働きかける具体的な行動である。三つ目は、X氏の長女の心境の変化である。

後半では、管理者であるソーシャルワーカーA(以下、SWrA)の事業創設当時の紹介を挟んで、Z

氏の危機的状況を紹介しながら以下の四つの場面をつないでいる。一つ目は、SWrA、Z氏、Z氏の長男の三者で構成される支援体制を強調している。二つ目は、夫の緊急入院によって単身になったZ氏を地域で見守る話し合いを実施し、二か月程度を支える具体的な行動である。三つ目は、Z氏が地域の協力者に笑顔で自ら協力を依頼する当事者の変化である。四つ目は、「介護はずっと綱渡り」といったZ氏の長男がZ氏の受入施設を遠方で確保するという残された課題を示している。

以上、ナレーションに共通するのは次の三点である。① 専門職が当事者及びその家族の三者で話し合いを重ねて行動を共にする当該実践上の原則の表象化である。次に、② 生命や生活の危機的状況を乗り越えるためには地域の協力が不可欠で、地域に対して協力を働きかける具体的な行動の表象化である。そして、③ 認知症高齢者を抱える家族の苦悩である。

5) イデオロギー的コード

当該コードとして、(A)「施設こだわり」コード、(B)は「コミュニティの関心を触発・可動」コードを独自に設定した。

(A)「施設のこだわり」コード

本コードは、既述のようにナレーションを多用し、ソーシャルワーカーの所属機関の方針を含意している。具体的には、以下のとおりである。

- (a-1)「古民家改築の建物」
- (a-2)「車いす使用をしない」
- (a-3)「食事は普通食」
- (a-4)「食事介助に1時間も2時間も時間をかける」
- (a-5)「徘徊しても拘束しない」

ナレーションでは、「最も大きな特徴」として認知症高齢者の徘徊対応を紹介している。映像ではカメラ前を行き来し、ガラス戸をあけようとするX氏に、職員Bが一对一で対応している様子が紹介される。

(B)「コミュニティの関心の触発・可動」コード

本コードの特徴は、一場面を平均10.7秒で展開する番組全体の構成にあって、一場面に約30秒を費やしている。該当する全7場面にはX氏、X氏の長女、Z氏の長男、ソーシャルワーカーA、職員Bがそれぞれ登場する。そのいくつかを例示する。

(b-1)「13時間以上の行方不明」～生命を守りきれない

職員Bは、徘徊によって生命の危機に直面したX氏の支援を振り返り、当時の心境を語る。そして、以下のように述べ、個別の問題が提起する社会の問題を表明している。

職員 B の語り部分 (場面 No.51 : 約 30 秒)

「これはもう一、家族だけだったりとか、「(事業名)」だけだったりとか、そこだけで考えていく問題ではなくて、みんなに一あの協力を呼びかけながら、みんなでちょっと取り組んでいかないと (X さん: 実名) 自身の安心安全、んー、命をちょっと守りきれない、というのを投げかけて取り組んでいこうと思いました。」

※下線部は、職員 B の表情と語りに加えて字幕化された部分を指す。

この対象認識から以下の 2 つの価値がうかがえる。1 つ目は、徘徊を生命の危機に通じる問題として捉え、通所介護施設の機関の機能を超えて取り組む必要性である。2 つ目は、元民生委員の X 氏の地域への貢献に着目して、家族だけの問題とせず、地域の問題として捉えなおす必要性である。

(b-2) 「悩みを半分引き取ってもらう」

X 氏の長女が、X 氏、職員 B と三者で地域に協力を呼びかけたことで気づいたことを語っている。

X 氏の長女の語り部分 (場面 No.67、約 40 秒)

「皆さんが心に留めておいてくださって何かの折に声かけて、頑張ってね、とか大丈夫よ、応援するよ、って言うてくださったらすごく心が楽になったんですよ。だから、そんなので、ああ～、人になんか悩みを半分引き取ってもらったみたいで、すごく自分の気持ちが軽くなりましたから」

※この場面では字幕はなし。

この語りから介護家族の悩みが地域の応答によって軽減されていることがわかる。これは、家族が地域に直接はたらきかけなければ得られない気づきといえる。

(b-3) 「家族や地域の人たちとのクッション」

ソーシャルワーカー A は、認知症高齢者のおかれた社会的状況を評価し、仕事として関わる自身の役割を以下のように表明している。

ソーシャルワーカー A の語り部分 (場面 No.75、約 30 秒)

「最終的には、老人ホームなかなか入れませんから、当時も今もそうですけど、もう順番待ちで、すぐになかなか入れない。私たちがみたいに仕事でやる人間は、その家族や地域の人たちとのこう、クッションですね。間に入って、こういう場所に皆さんに来ていただいて、で、集ってできるだけそこで一回でも二回でも笑う時間 (笑みを浮かべ) が多ければ、(笑顔で頷きながら) 皆さんねえ、比較のお元氣になられますし (二回頷く)」

※下線部は、SWrA の表情と語りに加えて字幕化された部分を指す。

この対象認識から以下のことがうかがえる。ソーシャルワーカー A は、慢性的な老人ホームの入所待機状況を認識し、自分たちの役割を認知症高齢者と家族、地域との「クッション」と表現してい

る。また、認知症高齢者が集まる場と「笑う時間」が多く設定されることで、皆が元気になるといった経験的認識に基づく主観的な評価基準を表明している。

(b-4) 「地域の安心をつくる、希望につながる～人が集まるちょっとした積み重ね」

番組の最後でソーシャルワーカー A は、2 事例の実践を総括的に語っている。それは、以下のよう
に社会的問題と社会的孤立を関連づける内容である。その上で、顔も知らない他者が集まることの
積み重ねが、地域の安心、希望につながるといった世界観を表明している。

ソーシャルワーカー A の語り部分（場面 No.128、60 秒）

(BGM ♪) 「介護問題にしろ、老後問題にしろ、なかなか安心が保証されてない。だからそう
いう時にどうしても人はこう、想像しただけで孤立し、孤独だったり孤立したりね。皆一人ひ
とりばらばらになってしまう。顔も知らないんだけど、一人じゃちょっと無理だけど、20 人
寄せばなんとかできるんじゃないかとか。それが 30 人になると、もっと楽になるよ、とか。
40 人になったら、もうちょっともっともっと楽になるよ、という。こういう世界をちょっと
したことなんですけどね、ちょっとした積み重ねなんですけど、なんかそういうことが確実に、
あの～、地域の安心をつくれるみたい。こう、なんかそういう希望につながっていますよね
今。(頷く)」(BGM 終わる)

※下線部は、SWrA の表情と語りに加えて字幕化された部分を指す。

5. 考察

本放送番組では、認知症高齢者の現実【レベル 1】を徘徊や暴言といった行動ではなく、自然な笑顔や笑い声といった表情に着目してコード化している。また表現【レベル 2】では、①当事者、家族、ソーシャルワーカーの主要な三者が偏りなく均等な時間配分で登場するよう編集され、②危機的状況下の苦悩と問題解決場面の当事者の笑顔を対照的に扱う構成になっている。そしてソーシャルワーカーが実践で重視する価値を基礎づけるイデオロギー【レベル 3】では、他の施設にはないソーシャルワーク専門職及び専門機関としてのこだわりや、コミュニティの関心を触発する役割を示すことで、コミュニティ側の行動の変容を促す実践上の工夫をコード化している。

これら 3 つのレベルのコード化によって映像化された事象は、認知症では常に話題になり、かつ認知症を強く表象させる徘徊や暴言・暴力などの行動そのものではなく、笑顔の意味をどのように捉えるかに視点がおかれている。この意味の解釈の前提には、普遍化された介護サービスへの批判がある。それは普通の食事を口から食べること、車いすではなく可能な限り自分の足で歩くこと、オムツではなくトイレで排泄すること、そして徘徊しても行動を抑制しないことを専門職・専門機関としてこだわることの大切さである。管理者でもあるソーシャルワーカー A の所属機関の理念に、「あなたの笑顔は私の元気」といった言葉がある。認知症高齢者からこぼれる自然な笑顔の意味とは何か。一回で

も多く笑顔がみられる支援の質の高さ、そして家族、専門職、そして地域住民が笑顔で語りあう自然な映像には、主観的ではあるが、俳優によるドラマにはない発信力を内包している。

6. まとめ

放送番組化されたソーシャルワーク実践は、テレビジョンの主要なコードを用いた分類によって、一定の規則性をもって編集されていることがわかった。例えば、人物たちは基本的に均等に登場し、各事例の前半では認知症高齢者の徘徊や暴言・暴力といった表象を強化し、後半の認知症高齢者の笑顔や笑い声といった表象を軟化させる構成上の工夫がある。

一方、コード間関係では、当該事業所が典型的な介護サービスを提供している現実のなかであって、他とは異なる施設のこだわりをイデオロギーとして有していることを示している。施設のこだわりでは、今日の介護サービス内容の社会的現実を批判的に思考するもので、あるべき現実を映像によって映しながら専門職としての価値を言い表している。こういった施設のこだわりは、当事者、家族、専門職の三者が連れ立ってコミュニティに働きかける行動に結びつき、問題解決に導いている。

ただ、一つ課題をあげるならば、番組では紹介されていない属性上の認識を指摘しなければならない。それは、X氏が元民生委員として地域に貢献してきた生活歴を有し、多様な社会関係のなかで地域生活を送ってきたことである。ソーシャルワーカーは、こういった生活歴に価値を見出し、支援の原理として専門職や地域住民にその意味を問いかけ、さらに共に行動をおこすように働きかけている。さらに、X氏の実践によってえられた支援の原理は、暴言・暴力を表象させるZ氏の支援に応用され、地域と接点のないZ氏に対して、地域住民、所属機関が利害を超えて結びつけるかを問いかけた。

いずれにせよ、二つの問題解決事例は、一つの実践の意味作用の生成が他の実践の意味づけにつながり、循環していく可能性を内包している。最後に本研究の成果は、放送番組化された実践のなかでソーシャルワーカーが対峙する社会的現実とソーシャルワーカーが提起するあるべき現実といった着目すべき視点を明示したことにある。

今後は、放送番組のアーカイブ化によって当該ソーシャルワーク実践を、他の認知症高齢者の問題解決に悩む地域に教材として活用するなどできないものかと考える。一方、ソーシャルワーク実践の放送番組化は、テレビジョンの映像化に関わる制作者との価値の共有、個人情報に関わる実践者と研究者の倫理的な問題など乗り越えなければならない新たな課題も提示している。増加する認知症高齢者の人権と普遍化されたサービスの質の向上に資する観点からこういった課題の検討を前に進めたい。

おわりに

本研究では、メディア研究を専門とする守弘仁志氏に、第三節第一項の研究手続きに関わる内容分

析のデータベースの作成段階で助言をいただいた。心から感謝申し上げます。

引用文献・参考文献

- ・ 阿呆順子 (2011) 「認知症の人から見える世界」『日本保健福祉学会誌』 Vol. 17, No. 2:1-9.
- ・ Jack Rothman, John L. Erlich, John E. Tropman (2001) Strategies of Community Intervention 6th-edition, *F.E. Peacock Publishers, Inc.* : 59-61.
- ・ John Fiske (1987) TELEVISION CULTURE-popular pleasures and politics, Methuen, London (=伊藤守、藤田真文、常木瑛生、吉岡至、小林直毅、高橋徹訳 (1996) 『テレビジョンカルチャー』 粹出版社 : 7-124).
- ・ F. M. Loewenberg (1984) Professional Ideology, Middle Range Theories and Knowledge Building for Social Work Practice, *The British Association of Social Workers*, 14 : 309-322.
- ・ H. M. Bartlett (1970) The Common based of Social Work Practice, *National Association of Social Workers Inc.* : 62-83.
- ・ 平塚良子 (2011) 「ソーシャルワーカーの実践観—ソーシャルワークらしさの原世界」『ソーシャルワーク研究』 36 (4) : 60-67.
- ・ L. C. ジョンソン、S. J. ヤンカ、山辺朗子、岩間伸之訳 (2004) 『ジェネラリスト・ソーシャルワーク』 ミネルヴァ書房 : 76-77.
- ・ 下田直春 (1994) 『社会理論と社会的現実—社会学的思考のアクチュアリティ—』 新泉社 : 26.
- ・ 武田丈 (2015) 『参加型アクションリサーチ (CBPR) の理論と実践—社会変革のための研究方法論 (関西学院大学研究叢書第 168 編)』 世界思想社 : 50-53.
- ・ 豊田謙二・黒木邦弘 (2009) 『「宅老所よりあい」 解体新書』 雲母書房 : 170-178.

10 代出産家庭への支援に関する一考察

出 川 聖尚子

要 旨

妊娠・出産は女性の問題としてとらえられ、子の母になる女性への支援に偏る傾向にある。子の父であるパートナーの支援については、両親学級以外に母子保健分野においても、その他の分野においてもほとんど見当たらない。10代の妊娠・出産においても同様に、10代の妊娠出産は予期せぬ妊娠や子どもへの不適切なかかわりをする可能性があるハイリスクとして問題視されるが、その支援というと10代女性に対して子育て支援や就労支援や自立支援という形で行われ、子育てを共に担うはずのパートナーの支援はほとんど見当たらない。

本研究においては、日本の10代出産をめぐる状況を概観し、10代妊娠女性に対しておこなったインタビュー調査に基づいて、10代妊娠女性の状況、パートナーの状況を分析し、その結果を踏まえて、10代出産女性と同様にパートナーに対して10代妊娠・出産家庭への有効な支援について言及することを目的とした。インタビュー調査では、10代妊娠女性が子どもを育て、家庭を築く意志を持っていること、パートナーへの思いも持っていること、10代妊娠女性やこれからつくる家庭にとって、子の父（パートナー）はキーパーソンであり、子の父（パートナー）の役割は非常に大きいこと、しかし、10代妊娠女性もパートナーも子どもを育ていく安定した経済的基盤を十分に備えていないことが明らかとなった。そこで、10代妊娠女性同様パートナーの生活にも経済的支援、就労支援、家政的支援が有効であると提案した。

はじめに

我が国において、児童虐待は年々増加している。全国208か所ある児童相談所での児童虐待相談対応件数は、2015年度（平成27年度・速報値）に103,260件と10万件を超え過去最多となっている。子ども虐待による死亡事例も後を絶たず、2014年度（平成26年4月～平成27年3月）には子ども虐待死亡事例は64件、死亡した子ども71名（心中以外の虐待死44名、心中による虐待死（未遂を含む）27名）となっている。心中以外の虐待死事例の背景に「望まない妊娠／計画していない妊娠」が半数に上る。子ども虐待による死亡事例の検証結果の第3次報告から第12次報告において、「望まない妊娠／計画していない妊娠」、「若年（10代）妊娠」がともに、継続的に高い水準で事例の発生がみられ

る。特に、「若年(10代)妊娠」においては、我が国における全出生数のうち母親の年齢が若年(10代)の割合は約1.3%前後で推移している一方で、心中以外の虐待死事例における「若年(10代)妊娠」の平均割合は16.9%と高い数値を示している。

10代出産家庭については、子ども虐待死が多いという不適切な養育をする家庭という面だけでなく、子どもの貧困など子育て困難を抱えやすい状況があることが指摘され、またそれが、子どもの育ちに影響を与えているという指摘もある(松本2010)。

本稿では、日本の10代出産をめぐる状況を概観し、次に10代妊娠女性へのインタビュー調査に基づいて10代妊娠女性の状況、パートナーの状況を分析し、10代妊娠・出産家庭への有効な支援について言及することを目的としている。

1 日本の10代出産をめぐる状況

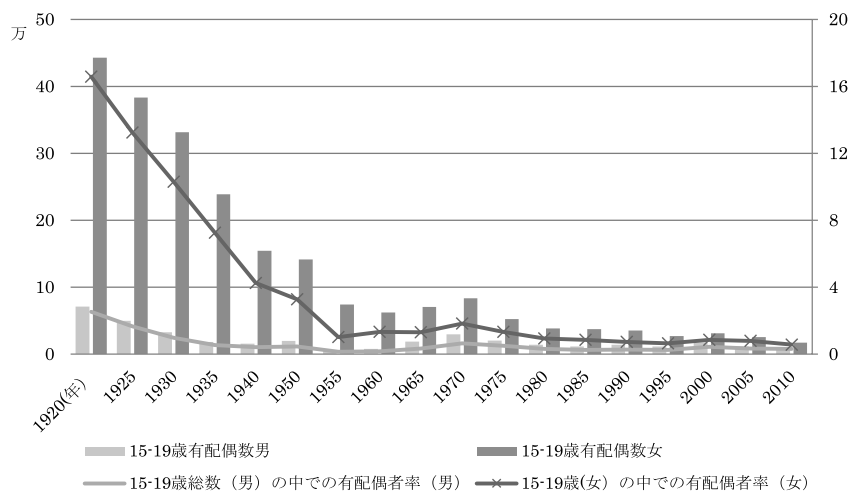
① 10代の婚姻の状況

1920年(大正9年)における日本の人口は、約5596.3万人であり、そのうち男性は約2804.4万人であった。15歳以上の男性の婚姻率は62.8%、配偶者のいる男性(有配偶者男性)の総数は11,147,492人で、そのうち15-19歳で有配偶男性は70,842人で、有配偶男性全体の0.6%であった。15-19歳の男性の総数からみると、配偶者がいる15歳-19歳の男性は2.5%であった。1925年(大正14年)になると、配偶者がいる人の数は男女とも増加するが、15-19歳の有配偶男性0.4%、15-19歳男性のうち15-19歳の配偶者のいる人は1.6%で減少している。こうした減少傾向は昭和にはいっても男女とも続いた。15-19歳の男性で、配偶者のいる人は、1930年(昭和10年)には1%を切り、1940年には0.5%を下回った。1970年(昭和50年)には0.6%と上昇したが、1980年代以降0.3%前後が続いている。2010年(平成22年)は0.31%であった。

1920年の女性の人口は2791.9万人であった。15歳以上の女性の婚姻率は63.0%で、配偶者のいる女性(有配偶女性)の総数は11,237,620人で、そのうち15-19歳で有配偶のいる女性は442,812人で有配偶女性全体の3.9%であった。15-19歳の女性の総数からみると、配偶者のいる15-19歳の女性は16.5%で、15-19歳の女性の約6人に一人であった。1925年(大正14年)になると、15-19歳の有配偶女性は配偶者のいる女性のうちの3.2%、15-19歳女性のなかでは13.2%となり、15-19歳で配偶者のいる人は減少している。15-19歳の配偶のいる女性は、1930年には10.29%、1940年4.24%、1955年には1.01%と減少し、1980年には0.94%と1%を切り、その後0.7%前後を推移し、2010年は0.57%となっている¹⁾。

グラフ1が示すように、10代で結婚している人は昔多かったといわれることがあるが、男女ともに減少傾向を続け、男性は80年前から10代で配偶者のいる人は1%を満たない状況が続いている。女性の場合は戦前には10代で配偶者がいる人が15%を超える時期があったが、その後急激に減少し、1955年～1980年にかけて1-2%を推移し、1980年代になって1%を切るに至っている。男女とも10代で配偶者がいる人は少数となっている。

グラフ 1 10 代の有配偶者数の推移（万人）および
10 代の有配偶者の 10 代男女における別割合（％）



総務省統計局「日本の長期統計系列」および総務省統計局「平成 27 年国勢調査人口等基本集計」より作成

こうした、10 代で結婚を選択する人が減った背景に、教育の普及が考えられる。1900 年（明治 33 年）、初等教育における女子の就学率は 90% を超え、中等教育においても 1960 年には 77.7% に至っている。1973 年（昭和 48 年）には高等学校への女子の進学率（通信課程を除く）は 90% を超え、2016 年（平成 28 年）、女子の高等学校等への進学率は 99.0%、大学・短期大学等への現役進学率も 57.5% であった。男子の高等学校等への進学率は 98.5%、大学・短期大学の現役進学率 52.5% を超えている。このように、女子も男子も義務教育終了後進学という道を多くの人が選択しているのであるⁱⁱ⁾。

また、高等学校等に進学したのち高等学校を中退する人についての状況を在籍数に占める中途退学者の割合でみると、1982 年（昭和 57 年）～2008 年（平成 20 年）まで年 1.9%～2.5% を推移している。1996 年（平成 8 年）から 2001 年（平成 13 年）まで 2.5% を超える時期が続いた。1990 年（平成 2 年）には 12 万人を超えた時期も見られたが、その後徐々に数は減少している。2009 年（平成 21 年）以降から 1.4～1.7% を推移し、その数も 4 万人台～5 万人台となっているⁱⁱⁱ⁾。このように高等学校等の進学も 98% 以上を超え、短大・大学等への進学者は増加し、高校中退者は減っている状況の中、中学卒業後進学しないこと、高校を中退する人は少数派になっている。

② 10 代の出産の状況

1872 年（明治 5 年）の出生数はおよそ 59.3 万人であった。出生数は徐々に増加し 1883 年（明治 16 年）には 109.4 万人と 100 万人を超えた。その後も増加しつづき、1920 年（大正 9 年）には 210.5 万人となり 200 万人を超えている。1939 年（昭和 14 年）、1945 年（昭和 20 年）、1946 年（昭和 21 年）には 100 万人後半に減るものの、大正後期から 1952 年（昭和 27 年）まで、200 万人台の出生数が

維持されていた。その後、1966年（昭和41年）の丙午（ひのえうま）の年に146.1万人といったん減り、第二次ベビーブームといわれる1971年から1974年には200万人台に上昇するなどの変化がみられるが、1963年（昭和28年）から1984年（昭和59年）までおおむね100万人台後半を推移していた。1985年（昭和60年）以降は出生数が減少を続け、2014年（平成26年）には102.3万人となり、30年前と比較すると出生数は約40万人減少している。

こうしたなかで、10代の出産数グラフ2をみると、1925年（大正14年）には10代の出生数は136,021人いたが、戦後1947年には61,223人と減少した。1955年には約2.5万人と半数に減っている。その後は1万人～2万人を推移し、近年は1.3万人前後を推移している。

総出生数に占める10代出産の割合は、1925年（大正14年）は6.5%で、出産した者のうち、およそ15人に一人の割合が10代の女性であった。1940年には2.5%になり、40人に一人の割合となった。1960年代に入ると、さらに減り1.22%になり、80人に一人の割合となった。その後、1965年～1980年頃には1%前後であったが、1985年以降は若干上昇し、2000年～2005年には1.5%を超える時期もみられたが、近年は1.3%前後一定数を保っている（表1）。

10代の婚姻数と比較すると、婚姻数が高い戦前は、10代の出生数も出生率も同様に高い状況であった。10代の出生数と10代婚姻数の関係は、婚姻数の約半分が出生数となっている。近年、10代の女性の有配偶者率が一定に推移しているように、10代女性の出生数もおおむねのその半数で一定を示している。また、近年では、表1に見られるように、若干の変動はみられるが出生数、出生率、10代出産割合も一定推移している。

また、10代での出生の特徴として、出生結婚期間が妊娠期間より短い出生（できちゃた結婚）がみられる。その割合は、近年25%程度をほぼ横ばいで推移している。2009年（平成21年）で「15～19歳」で8割、「20～24歳」で6割と年齢が若いほど高く、「25～29歳」で2割、30歳以降で1割となっている。10代は他の年代に比べて、結婚と子の出生が近い時期におこなわれている状況が見られる。

グラフ2 10代の出生数の推移及び10代の出生率（日本女性人口1000につき）

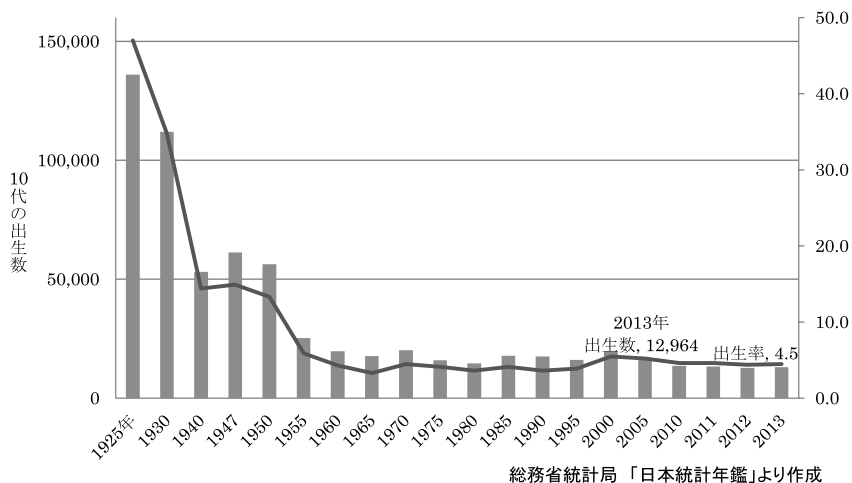


表1 近年の10代女性の出生数・出生率、同年代女性おける10代女性の出産割合

	2010年	2011年	2012年	2013年
出生数(人)	13,546	13,318	12,770	12,964
出生率(日本人女性人口1000につき)(%)	4.6	4.6	4.4	4.5
出産総数からみた10代女性の出産割合(%)	1.26	1.26	1.23	1.25

総務省統計局「日本統計年鑑」より作成

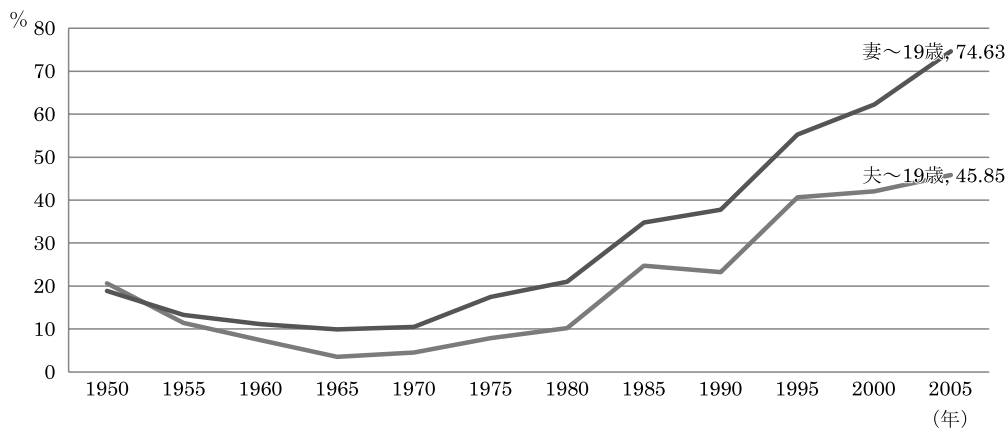
③ 10代母子世帯の状況

我が国の離婚件数は2008年(平成20年)251,136組となっていて、人口千に対して、1.99であり、近年2を推移している。「有配偶離婚率(有配偶人口千対、同年別居)の年次推移 一昭和25～平成17年」『平成21年度「離婚に関する統計」の概況』から、年齢が若いほど、離婚率が上がり、年齢が高くなると下がっている状況がみられる^{iv)}。特に、10代の離婚率は高く、10代の離婚率が上昇傾向にあることがわかる(グラフ3)。

近年増加傾向にある母子世帯の中で、10代の母子世帯数は2752世帯で、母子世帯の中で0.25%となっている(表2)。母子世帯全体で母子世帯のみで暮らしている割合は約7割で、母子世帯に他の世帯員がいる世帯は約3割であるが、10代母子世帯は母子世帯のみで暮らしているのが約2割、残り8割は他の世帯員がいる世帯の中で暮らしている。また、母子世帯の約8割が離別によるものであるが、10代母子世帯は未婚が75%を占めている。その傾向は、他の世帯員がいる世帯で暮らす10代母子世帯が顕著で、8割にのぼる。

10代の母子世帯は、母子世帯全体でみるとその割合は少なく、また、未婚で母子世帯になるものが多くいること、母子世帯単独で生活していることが少ないことなど一般母子世帯とは異なる傾向がみられる。

グラフ3 夫婦の同居を辞めた時10代の有配偶離婚率の年次推移(有配偶人口千体、同居別居)



厚生労働省「離婚に関する統計」の概況(平成21年度)より作成

表2 近年の10代女性の出生数・出生率、同年代女性における10代女性の出産割合

	母子世帯 (他の世帯員がいる世帯を含む)			母子世帯のみ			母子世帯 (他の世帯員がいる世帯)		
	未婚	死別	離別	未婚	死別	離別	未婚	死別	離別
全体	1081699			755972 (69.8%)			325727 (30.1%)		
	132052 (12.2%)	77912 (7.2%)	871735 (80.5%)	76594 (10.1%)	59364 (7.8%)	620014 (82.0%)	55458 (17.0%)	18548 (5.6%)	251721 (77.2%)
母の 年齢 15-19 歳	2752			571 (20.7%)			2181 (79.2%)		
	2058 (74.7%)	10 (0.3%)	684 (24.8%)	292 (51.1%)	4 (0.7%)	275 (48.1%)	1766 (80.9%)	6 (0.02%)	409 (18.7%)

(2010年国勢調査 母子世帯 産業基本集計29集より作成)

2 日本の10代出産をめぐる先行研究

日本における10代妊娠出産女性に関する研究は、1960年代米国でおこなわれていた研究に影響を受ける形で、1980年代取り組まれるようになった。1980年代には、医学的見地から若年妊娠の課題を指摘するものがみられたが、1990年代以降若年妊娠も早期からの産科的な支援・管理を受けることで若年妊娠が他の年代より特出すべき問題は見受けられないという報告が多数されている(岩破 1992・河野 2001・望月 2005・定月 2009)。10代の中絶率の高さ^{vi)}からも、望まない妊娠、予期せぬ妊娠というとらえ方で、妊娠をしない、させないという支援が中心であるという指摘もある(森田 2008)。若年妊娠は、経済的な不安定さをもつこと、パートナーとの関係が不安定であること(加藤 1993)、精神的な問題として、母性としての意識が乏しいこと、思春期という精神的な発達課題に加えて出産に伴う不安などをかかえうつ傾向にあることが指摘されている(木戸 2004)。このように若年妊娠、出産は社会的背景、心理学的見地から困難がとりあげられており、多くの先行研究が若年妊娠・出産を問題視する視点をもっていると報告されている(村山 2005)。

2000年以降には、人工妊娠中絶、リプロダクティブ・ヘルス、性教育、自尊心感情との関連から論じられているものもみられる(林 2002・戸田 2002・河野 2004)。児童虐待の相談件数が増加し、児童虐待のリスク要因として10代出産が指摘され、ハイリスク妊婦・特定妊婦として援助が始まると、母子保健領域からの妊娠期、出産、産褥期の継続的な母親支援、福祉領域から子育て支援などの報告がみられる(田谷 2012・大川 2010・若林 2011)。また、近年では、10代での出産の背景に、育ちの中での課題や子どもの貧困問題があることを論じられているものも見られる(浅井 2008)。

こうした先行研究では、子どもへの不適切なかかわり、子育て基盤が不安定であること、さらに子育ての問題の影響が次世代へ連鎖する可能性があることを問題としていた。そうした問題についての支援の対象は、10代で出産する女性であり、支援内容は、子育て支援や10代出産女性の就労支援や自立支援であった。子の父(パートナー)については、父親に一般的に行う両親学級以外に10代妊娠

出産女性を支える支援、10代で親になるための支援など母子保健分野においても、社会においても特別用意されていない。しかし、10代妊娠女性やこれからつくる家庭にとって、子の父（パートナー）はキーパーソンであり、子の父（パートナー）の役割は非常に大きいと考えられる。

そこで、本稿では、10代妊娠女性へのインタビュー調査をもとに、パートナーの状況について明らかにし、その結果を踏まえて、10代出産女性と同様にそのパートナーへの支援について述べていきたい。

3 10代妊娠女性へのインタビュー調査^{vi)}

1) 調査の方法

インタビュー調査は質的記述的研究方法で、研究参加者は15歳～19歳までの初産婦^{vii)}である。研究参加者へ依頼の方法は、熊本市にある5か所の保健センターで、母子健康手帳交付する際に若年妊娠女性に対して、「10代妊婦インタビュー調査のお願い」、「インタビュー調査承諾アンケート」を配布する。インタビュー調査に「協力する」と回答した若年妊娠女性に対して、後日電話・メールなど対象者が希望する方法で連絡し、インタビュー調査の趣旨を再度説明し、面接インタビューに応じることを確認の上インタビューを行った。データの収集方法は、半構造化面接インタビュー法を行った。データの収集期間は2009年12月～2010年10月（10ヵ月）で、データを逐語的に転記し、分析した。

2) 倫理的配慮として、研究参加者に本研究の趣旨と方法を説明し、研究の同意を得られた人のみ、調査協力同意書に署名後インタビューを行った。得られたデータは研究以外の目的で使用しないこと、答えたくない質問に対しては答えなくていいことを説明した。

3) 調査結果

ここでは、主に子どもを産むことを決めた理由、パートナーとの関係、子どもが生まれてからの生活、パートナーとの家族を表3に示している。

表3の①に示している「子どもを産むことに決めた理由」について、下線部に示したように、予期せぬ妊娠に戸惑っている姿ではなく積極的に妊娠を受け入れ、出産を決心している姿が見られた。10代の妊娠は、その中絶率の高さや未婚などの状況から望まない妊娠ととらえられることがあるが、今回の調査対象者は、その状況と異なる。そうした背景には、今回の調査対象者が、高校、専門学校、大学などに在籍し、中断せざる負えない状況にあるものが少なく、中学卒業後進学していない人や高校中退した人など、すでに妊娠以前からアルバイトなど非正規で仕事をしている人が多くを占めた（表6）ことが要因と考えられる。

表3の②に示している「パートナーについて」、パートナーの年齢は、3分の1以上が20歳以下であった。今回の女性との交際期間も半年よりも短い期間で妊娠した人がおおよそ3分の2であった。10代妊娠女性は入籍する、あるいは認知はしてほしいと、子どもとの関係を保ってほしいと望んでいた。また、表3の③に示している「出産後の生活をどのようにいきたいか」の問いに、パートナー

と自分と家族とで暮らし、自分で子育てをし、パートナーの収入に頼って生活していきたいと望む10代女性が多く見られた。ただ、表4の「パートナーの学歴と仕事の関係」をみると、「高卒以上」の場合は正規の職についているものの、「中卒・高校中退」の場合は非正規の職で働いているものが多い。「中卒・高校中退」の非正規雇用の状態は、経済的に不安定な状況であることが推測される。また、表5にあるように、10代妊娠女性も「中卒・高校中退」が多く、パートナーの学歴の組み合わせをみると、「中卒・高校中退」同士の組み合わせが最も多くみられた。

表3の④に示している「パートナーの家族について」の回答をみると、パートナーの家族が今回の妊娠や10代妊娠女性との交際について快く思っていないケースが多数みられ、子育てや生活上の支援をパートナーの家族からは受けられない状況があった。表3の③の下線部に示したように、10代出産女性は、自分の母親の子育てへの支援を頼りにし、それを望んでいた。ただ、表6に示された10代出産女性の家庭の状況は、多くの母親(10代出産女性にとっての母親)は就労し、約半数が母子世帯であり、複数の兄弟がいた。10代出産女性が実家族から生活においても、子育てにおいても十分支援を受けられる余裕のある状況とはいえなかった。

表3

	年齢	子の父(才)	①子どもを産むことについてどのように決めたか。	②パートナーとの関係	③子どもが生まれてからの生活	④パートナーの家族
A	15	17	甥の面倒を見ていた。子どもはかわいいと感じていた。早く子どもがほしいし、ずっと赤ちゃんを抱いていた。	交際期間3か月で妊娠。喧嘩しているけど仲がいい。入籍は未定。	まだ予想がつかないが、子どもが生まれてから、パートナーの仕事に頼る。自分がお金の管理をする。アパートを借りて子どもと3人で住みたい。彼が正職になって10数万稼いでもらって、彼に携帯代を辛抱してもらってやっていこうと思う。	パートナーの母親は付き合い期間が短く、すぐに気持ちが変わるかもしれないからと出産に反対し、籍を入れさせないと言っている。パートナーの父親は最初反対であったが認めてくれるようになった。
B	18	22 *1	最初おろそうかと思ったけど、エコーで子どもの姿を見て産むことに決めた。	元彼か、少し付き合った人なのか、子どものお父さんがわからないし、今既にどちらとも付き合っていない。子の父との入籍の予定はない。出産・子育てに期待していないが認知は望んでいる。生まれたら赤ちゃんにあつてくれるか、お金のことをしてくれるか心配。	実家で子育ての予定。自分の母親が手伝ってくれる予定。将来は結婚したい(子どもと一緒に暮らす)。*2	かわりがない。
C	17	22	計画的な妊娠ではなかったけど、パートナーに相談して病院に一緒に行き産む方向になった。	メル友で知り合ったのが2年前、会ったのが1年前でそれから付き合い始めた。特に知り合ってから長くないけど、大丈夫。遊びで2週間、1週間半長期で一緒にいたから結婚する予定だがいつになるかは未定。	パートナーが働いて、自分のお母さんから少し支援してもらおう。自分は働かない。自分一人で育てようとは思わない。頼れる人がいれば頼ろうと思う。	パートナーの親から子どもを産むなら入籍するように言われている。県外で暮らしている。
D	17	16	妹や弟の面倒を自分が見てきたので自分でも大丈夫と思い自分で決めた。	5か月間つきあっていた。すでに半年以上前にケンカして別れた。別れて半年以上たってから妊娠に気づいたので、子どもを産むことを伝えていない。ゴタゴタするのは嫌だから今後も伝える気はない。入籍の予定もない。	実家で子育ての予定。出産後も高校を続ける(高校には伝えない)。昼間は子どもを母が見ていてくれる。高校から帰ったら自分が子どもの面倒を見るが、バイトもしておむつ代を稼ぐ。自分のお父さんからも仕送りしてもらおう。高校を卒業したら自分が子育てをする。	パートナーの両親は妊娠を知らない

E	19	28	中絶を 回、流産を 1 回 (16 歳) 経験し今度は産もうと思っていたし、子どものいる友人に応援されると言われて産もうと決めた。	つきあって半年。連絡が取れない。もう既に付き合っていない。パートナーは認知してくれるかどうか分からない。パートナーへの思いは特にはない。入籍の予定もない。	母方同居予定。シングルの子育てを考えている。子どもが生まれたら、半年くらい休んで、子どもを保育園に預けて今後お金がかかるから、昼間の仕事を考えている。子育ては自分の親が手伝ってくれると思うが、お金のことで親に頼りたくない。子どもと二人の生活を考えている。結婚などは考えていない。	パートナーの両親のことはよくわからない。
F	17	16	病院で子どもの心臓が動くのを見て、産むことを決意。	付き合ってから 1 年くらい。最初は産もうと言っていたが、パートナーの親の影響で、産んでほしいのかわからない気持ちを持っている様で、妊娠に際しているいろいろ手伝ってくれるが、気持ちは普通。入籍は未定だが、認知は望んでいる。	今二人で働いている職場は住み込みなので、共同生活をしている人とともに子どもを見てもらいながら、二人とも働くつもり。ただ、お金が不安定で心配。	パートナーの父親出産に反対。産むのは勝手だが、息子や自分に一切かわからないでほしいと言われた。パートナーの家庭は複雑。産みのお母さんはパートナーが幼い時にいなくなり、育てのお母さんとお父さんと暮らす。4 才のときにお父さんには出ていき、4 年生まで育てのお母さんとふたりで暮らしていた。4 年生からお父さんと新しいお母さんが戻ってきて、育てのお母さんは出て行った。
G	18	31	計画的な妊娠ではないが、できたら産むと言っていて、中絶は考えられなかった。	付き合い始めて 1 年くらい。彼とは一緒に住んでいたのだから相談して病院へ行った。妊娠を喜んでくれた。妊娠後入籍した。	すでに夫婦のみで暮らしている。出産後も夫婦と子どもで生活する予定。家計のやりくり、収入については夫が担当し、家事一般は妻が担当。子どもが産まれて、子ども保育園が決まり条件が整えば働こうかと考えている。	パートナーの親が子どもの準備のための費用や車の税金などを負担し援助してくれている。
H	16	16	計画的な妊娠で、産むのは決めていた。	知り合ってから 1 か月で子どもができた。パートナーも妊娠を喜んでくれた。子の母の家に同居していて、二人で家計などについて話し合っている。まだ年齢が若いので、入籍できない。入籍も未定。	子どもが生まれても母方同居継続予定。妊娠中にお金をためて、1 年くらい働かず、1 年後から保育園に預けてパートやアルバイトで働こうと考えている。基本的に子の父が仕事に行き、家事はせず、自分の母親と家事を分担しながら生活していく予定である。子どもをわける準備については、親に手伝ってほしくないと考えていて自分たちでしたいと思っている。	パートナーの家族は中絶してほしいと言われた。また、パートナーは自分の親から籍を抜くと言われている。
I	19	27	計画的ではないが、中絶したくないと考えていたので、産むことを決めた。子どもの顔が早く見たい。	付き合い始めて半年で妊娠 3 か月。パートナーは妊娠を喜んでくれた。妊娠がわかり、入籍した。彼とはうまくいっている。	夫婦と子どもと一緒に生活予定。家事は夫と自分でおこない、会計のやりくりは夫の収入で。子どもが産まれたら、中断している学校も続けたいと思っている。また、働こうとも思っているが、どうするかわからない。叔母や相手の親が手伝ってくれると思う。	パートナーの家族は喜んでくれる。自分からも母の日のプレゼントを渡したりもしている。
J	18	24	計画的な妊娠ではないが、子どもができたらずに産まないことは考えなかった。	つきあって 5 か月で妊娠 4 か月。出産までには結婚式と入籍を行う予定。	出産までは自宅で、出産後は彼と市内に住む予定。相手の仕事は未定なので経済的な状況は不明。子どもが 1 歳になったら自分も働くつもり。子どもの世話は母がしてくれると思う。子育ては大変そうだけど子ども一人は嫌だと思っている。	母子世帯。パートナーの母も今回の妊娠を喜んでくれた。
K	19	20	計画的な妊娠で、子どもがほしいと思って決めた。	つきあって 2 年半。妊娠 3 か月。二人の間で中絶経験あり。3 か月後入籍予定。	夫婦と子どもと暮らし、パートナーの稼ぎで生活をし、自分は内職をする程度で働き、自分が家計のやりくりをする予定。子育ては自分でしたいので、保育園に行かせるつもりはなく、幼稚園に行かせたい。	パートナーの家に同居しているが、パートナーの親は自分には言わないが、パートナーに良くないことをいっているようだ。パートナーの母と自分がうまくやっていないので、パートナーの父母と自分の親は会わない。パートナーの親には子どもが産まれてからかわからないでほしいと思っている。

L	19	24	計画的な妊娠ではない。とまどいがあったが、パートナーからの説得や、学業途中の人の出産に関する情報を知り、パートナーと十分話し合っ出て産産を決めた。	5、6年前から知っていて、付き合い始めて1年3か月。妊娠7か月。1か月後入籍予定。	現在の自分と弟との生活に、子どもが産後パートナーも同居予定。夫婦と子どもの生活に自分の兄弟も一時同居予定。子どもを保育園にあずけると、二人で子育てをし、 <u>パートナーが働き、自分は学業を続ける予定。</u> 産後自分とパートナーの親に援助を受けながら復学予定。学費は親に出してもらい、学校関係の費用は奨学金を利用する予定。家計管理は主にパートナーで、家事は二人で分担する予定。	自分の親とパートナーの親が知り合いで、自分とも関係が良好。どちらの親からも子育てや生活を支援してくれるのではないかと思っている。
M	18	18	<u>妊娠がわかる前から産む</u> 予定だった。	1年半前から知り合い。付き合い始めて半年。妊娠4か月。パートナーは子どもがほしいと言っていた。3か月以内には入籍し、20歳になって結婚式をあげる予定。	しばらくは実家において、彼氏が家にいてもいいその後、そのままは一緒に実家にいるか、 <u>パートナーの家</u> にいるかどちらかで同居して、すぐにアパートを借りるつもりはない。今のところ生活は二人でやっていき、どちらの両親にも経済的な支援を受けるつもりはないが、努力や節約する姿を見せて協力してもらえるような生活を送りたいと思う。 <u>パートナーが働き、家事は自分ができる。</u> 子どもが1歳のころから保育所に預けて、昼間パートなど働くかかと思っている。	パートナーの家にはよく行き来している。妊娠についても驚いてはいたが、がんばれと応援して、支援したいと言ってくれるパートナーの両親。パートナーやその妹に何でもしてあげるといふ開わり方をして。ぎくしゃくするのが嫌で、子どもにはガミガミ言わないようにしているようで、自分の親と比べて甘いと思うことがよくある。
N	16	29	パートナーと病院へ行き産むと決めた。	インターネットのサイトで知り合った。知り合って5か月。付き合い始めて4か月。妊娠4か月。妊娠したことを喜んで。1か月後入籍予定。自分のつきあいやインターネットでのやりとりにもやきもちをとっても焼く。面倒くさい、細かい、うざいと感ずることもあり、現在ケンカをしている。約1か月後入籍予定。結婚式はしない。	臨月から生まれて1か月は実家で過ごし、その後、自分とパートナーと子どもの3人で暮らし、相手と仲良く子育てしたい。家計はパートナーが働き、 <u>自分は子育てをする予定。</u> パートナーの親も経済的に支えてくれる予定なので、自分が家計は管理する。子育てのサポートは自分の親がしてくれる予定。	パートナーの母親は、19歳で出産し妊娠にも理解があり、出産を認めてくれた。結婚後もパートナーの両親から家賃分は経済的支援が見込める。
O	18	44	子どもができたから産むしかない。	知り合って5か月。妊娠3か月。パートナーのことはよく知らない。結婚はお互いに考えていない。自分も結婚したくないし世話もしたくない。認知はする約束となっている。	実家での暮らしに赤ちゃんが増えるという感じ。 <u>自分の母も、自分の兄も子育てに意欲を示している。</u> 家事は自分がして、経済的なことは母親が担当し、自分はバイトなどをして稼ぎ、それを自分のものに使っていくつもり。	<u>パートナーの親に話したが反応はなく、無関心。</u>

*1 Bさんから、「子の父親が正確にはわからない」という発言があったが、産婦人科医と話したところ、おそらく22歳の男性の方であるという意見を聞いたことから、以前付き合い合っていた男性の年齢を記している。
 *2 「将来結婚したい」とは、以前付き合い合っていた人やこの父など特定の誰かというわけではなく、結婚の願望をもっていることを示している。

表4 パートナーの学歴と仕事

	正規	非正規	無職	不明	合計
中卒・高校中退	0	7	0	0	7
高校在学	0	0	1	0	1
高卒以上	4	1	0	0	5
不明	0	0	0	2	2
合計	4	8	1	2	15

表 5 10 代妊娠女性（子の母）とパートナー（子の父）の学歴の組み合わせ状況

子の父 \ 子の母	中卒・高校中退	高校在学	高卒以上	合計
中卒・高校中退	5	1	1	7
高校在学	0	1	0	1
高卒以上	3	0	2	5
不明	2	0	0	2
合計	9	2	4	15

表 6 10 代出産女性の経験

母子世帯	自分の兄弟の数 (自分を含む) 3人以上	不登校の経験	妊娠以前の仕事 時間帯（夜）
7	10	7	12

4 考察

調査結果から、15 事例のうち 11 事例において、子の母となる 10 代妊娠女性は、子の父（パートナー）に対して一緒にいたいという思いがあり、パートナーと家庭を築く意志を持っている状況が見られた。その結果、子どもが生まれることを契機にパートナーと一緒に暮らすことや結婚する準備をすすめていた。しかし、10 代妊娠女性もパートナーもおかれている状況は、子どもを育てていく安定した経済的基盤を十分に備えていない状況がみられた。

10 代出産について、貧困と関連しているという報告がみられる。イギリスではすでに、貧困地域とそうでない地域と比較して貧困地域の方が 10 代出産の割合が高いことや貧困地域の支援を行うことで 10 代出産が減ったという報告があり（SEU 1999・DES 2006）、10 代出産と貧困との関係について言及されている。日本においても 10 代出産と貧困との関連についていくつかの報告がある。『日弁連子どもの貧困レポート』のなかで、「貧困家庭の子どもが性行動に流れやすい」、「妊娠後、出産する傾向が増加」など 10 代親が育った家庭の貧困状況を報告している。また、道中（2008）が行った被保護世帯への調査によると、被保護母子世帯の事象として「10 代出産（7.6%）」を挙げ、その出現率が一般社会の中よりも高いことが示されている。さらに、熊本県の「第 3 期ひとり親家庭等自立促進計画」に基づく調査データ^{viii)}から、10 代で出産した母子世帯の平均年間総収入をみると平均 95.8 万円で、他の年代で出産した母子世帯と比較しても低く、貧困線の約半分であることがわかっている^{ix)}。このように、日本においても、10 代の出産が貧困な状況^{x)}と結びつきやすい状態である。このような、子育て家庭の経済的困難な状況は子どもの育ちに影響するといわれている。子どもがさまざまな経験を得る機会を減らし、やる気を失わせ、自分に対する肯定的な気持ちまで奪ってしまうこと（松本 2010）、またそれが、次の世代にも引き継がれてしまうこと（青木 2003）など指摘されてい

る。

また、子どもの育ちに深刻な影響を与え、年々増加している児童虐待においても貧困との関係が報告されている。児童虐待と貧困が関連については、アメリカにおいて、収入の低い世帯の方が収入の高い世帯よりも虐待が起きている割合が高いことや^{xii)}、子どもの虐待死におけるリスク要因として経済的問題がある^{xiii)}ことが報告され、児童虐待と経済的な関係性があると指摘されている。またイギリスにおいて、子ども時代に経験する虐待など不利益な事柄はおとなの経済的な状況に関連している^{xiii)}こと、また「子ども時代に虐待受けることが大人になっての貧困に影響している^{xiv)}という世代間連鎖についての報告もある。

日本においても児童虐待と貧困との関連を示すいくつかの調査報告がある。東京都の「児童虐待の実態Ⅱ」報告書（東京都福祉局 2005）によると、表7で示すように児童虐待の家庭状況が、主にひとり親家庭、経済的困難、孤立などが同様の問題が発生している状況があり、経済的問題は重複した問題として高い割合でみられる結果を出している。

表7 児童虐待家庭状況

家庭の状況			あわせて見られる他の状況		上位3つ
1	ひとり親家庭	460件 (31.8%)	①経済的困難	②孤立	③就労不安定
2	経済的困難	446件 (30.8%)	①ひとり親家庭	②孤立	③就労不安定
3	孤立	341件 (23.6%)	①経済的困難	②ひとり親家庭	③就労不安定
4	夫婦間不和	295件 (20.4%)	①経済的困難	②孤立	③育児疲れ
5	育児疲れ	261件 (18.0%)	①経済的困難	②ひとり親家庭	③孤立

東京都福祉局「児童虐待の実態Ⅱ」2005

また、『全国児童相談所における家庭支援への取り組み状況調査』報告書』（2009 全国児童相談所長会）^{xv)}でも、「児童虐待につながると思われる家庭・家族の状況」について最も高い割合を示したのが、「経済的困難」（33.6%）であった。さらに、『児童虐待死亡事例等の検証結果等について第4次報告（2006年（平成18年）1月1日～同年12月31日）』において、心中以外の事例では「市町村民税非課税世帯」（36.8%）が最も多く、「生活保護世帯」（21.1%）とあわせると、50%を超えていた。『児童虐待死亡事例等の検証結果等について第6次報告』（2008年（平成20年）4月1日～2009年（平成21年）3月31日）』においても、「高齢者と単身者を除いた生活保護受給世帯割合は0.7%と推定される。・・・（略）経済状況の不明のもの相当程度あることから一概に言えないが、心中以外の事例においては「生活保護世帯」の割合が相当程度高いと考える」と記されている^{xvi)}。児童虐待は、経済的な状況が悪い家庭だけで起こる訳ではなく年収が高い家庭においても発生しており^{xvii)}、どのような家庭でも児童虐待が起きうる可能性はあるものの、先の調査結果が示すように児童虐待と貧困には関連性が見受けられる。

今回の調査対象者は、10代での出産を肯定的に受けとめている状況にあり、子どもにも好意的な

気持ちを感じられた。それゆえ児童虐待との関連性は考えにくいものの、子育て環境としては貧困や児童虐待へのリスクは高い。こうした状況で、子育てや子育てを問題なく行うためには、予防的な支援が必要である。そこで、10代妊娠女性のインタビュー調査をもとに、当事者の状況や思いを踏まえた3つの家庭支援策を提案したい。

まず、1点目は、経済的な支援である。妊娠以前、10代妊娠女性は12事例（B、C、D、E、F、G、H、I、K、M、N、O）が居酒屋・コンビニなどのアルバイトで不安定な雇用で、住込みの仕事をしているFさん以外、妊娠・出産を機に仕事を辞めることにしている。家庭を築く際はパートナーの収入を頼りにするが、Aさん・Fさんのパートナーは見習い、Cさん・Hさん・Kさん・Mさんはアルバイト、Jさんは契約社員で、収入も低く、職が安定していない状況にある。子どもが幼少期の経済的な不利益が、子どもの学歴、家庭環境、意欲、児童虐待など子どもの将来や現在にさまざまな側面で不利益をもたらすうえ、貧困の世代間連鎖の要因になりうるということが指摘されている（安部2008、山野2008）ことから、築いた家庭が貧困に陥らず生活を維持していくために、若い親の収入が安定するまでの一定期間、安定的な手厚い経済的な支援が必要である。

また、10代妊娠女性たちの多くが、実家を出て自分たちだけで家庭を築きたいと考えていた。しかし、妊娠前は実家で暮らし、結婚や出産への備えや準備がないものがほとんどであった。実家からの支援を受けたり、パートナーが安定した収入を得ていたりして独立した二人の生活を始めることができる予定をもつ事例もあるが、Hさん、Kさん、Lさん、Mさんの場合は、自分かパートナーの実家で暮らすことになっている。自立したい気持ちはあるが、経済的な理由から自立することができない。自立する機会が奪われることは、原家族の中での子どもの立場のまま子どもの親になることであり、経済的に自立していない状況は、生活も子育てでも干渉されることになり、責任を持って父親役割や母親役割を果たす機会を逃すことにもなりかねない。こうしたことから生活を始めるスタート支援は子育て家庭にとって重要であり、10代出産女性たちが安定した生活を開始するための住宅支援、スタート時の一時的な経済的支援も必要だと考えられる。

次に就業支援である。子どもの貧困支援の中でひとり親家庭や生活保護世帯については、何らかの要因で中断された学業を再度再開できる支援が始まった^{xviii)}。中断していて学業を再度開始することによって、新たなキャリアを形成することも可能となった。10代妊娠女性の10人（A、B、E、F、G、H、J、K、M、N）が、パートナーの7名（A、C、F、H、I、K、M）が中卒・高校中退である。低位学歴層が多く存在するため、高校への復学や再入学、そのための支援体制づくりなど新たなキャリア形成ができる機会がもつことが必要である。その一方で、今回のインタビュー調査の10代妊娠女性の7名（A、C、H、J、M、N、O）のなかには、不登校経験のものがいて（表6）、学ぶこと自体全く関心がないものもいた。つまり、10代妊娠女性たちへは学びなおしの機会を提供しただけでは就業支援の効果が表れないように考えられる。

10代妊娠女性やパートナーは、低位学歴、非行経験、不登校などの状況に加えて、学校にいけない環境や学業についていけない事情を抱えていたり、また、学校内外での体験や社会経験が少なかったり、親との関係性が悪い、親からの支援が受けられなかったりなど見えないハンディも持つ場合も

少なくない。こうした状況から考えて、生活状況や本人の持つ背景を十分配慮されたうえで10代妊娠女性もパートナーも個別的な就業支援が求められる。特にパートナーの場合、子どもを育てる柱として働くことを求められており、パートナーは、自分の興味関心やキャリアの形成よりも、手っ取り早く収入を得られる仕事をするのが優先されてしまいがちである。自分の興味や関心を考える時間や環境を持っていない状況にあるパートナーが、長きにわたって続けられる仕事を持ち、充実して過ごせるような就業支援を行うことがパートナー自身のためにも、その家族を安定させるうえでも必要であると考えられる。

さらに家庭生活を運営するための、家政的支援である。10代妊娠女性は、インタビュー調査のなかで、10代妊娠女性はパートナーが十分な収入を得ていないことを知っても、「働かないでいたい」、「家計は握ってほしい」、「家事は苦手だから子育てだけしかしない」などの発言がみられた。また、「苦手なことはだれかがしてくれる」、「嫌なことは自分ではなくていい」というような思いを持っていた。独立して暮らした経験が少なく、時間もお金も自分のためにだけ使っていた子どもの立場である暮らしから、自分と子どもを含めた家族の将来を見据えて生活を設計する親の立場に切りかえることは、容易ではない。10代妊娠女性も若年のパートナーも、学校での経験、社会での経験が少ないという特徴や育った家庭環境において不利な状況を抱えていたことを考えると、自分たちで家庭を築いていくためには、10代妊娠女性もパートナーにも家庭生活を運営していくために必要な知識や方法を伝えていく支援が必要であると考えられる。

最後に、パートナーと家庭を築きたいという11事例とは違い、パートナーと家族を築くことを望んでいない4事例について述べたい。4事例(B、D、E、O)は、子の父との関係は、付き合いがすでに終わっている状況であったりパートナーとは「つきあい」の域を超えない関係であったりというかわりが薄い状況にある。D事例を除く3事例(B、E、O)においては妊娠を妊娠初期に気づいているにもかかわらず子どもを産むことを決断している。4事例とも子の父と一緒に子育てするのではなく、未婚のままシングルマザーとして子どもを産み育てる予定である。彼女たちは経済的にも自立しようと考えているのではなく、生活全般、子育てにおいても実家の親に支えてもらうつもりでいた。実家の親においても、生まれる子どもは、家族の一員が増えるという意識がみられた。

こうした状況は、平成23年の熊本県のひとり親に対する調査の中でも、10代で出産した母子世帯は、4割近くが未婚で、「親や親族との同居」という割合が一般母子世帯よりも高いという結果からもわかる。10代出産母子世帯は、一般母子世帯よりも養育費の取り決めをしていない割合が高く、子の父から支援が受けられない状況にある。経済的な支援、住宅の提供、子育ての援助、相談相手としての精神的支えなど10代出産母子世帯の原家族によって支えられ、原家族の支援は10代出産母子世帯にとって重要な役割を果たしている。

ただ、先の調査では、親宅に同居している10代出産母子世帯の母親は8割以上が仕事をしているが、8割のものが生活が赤字傾向にあり、不足している費用として「日常の生活費(食費、医療費など)」と6割が回答し、10代出産母子世帯の賃貸住宅に暮らす母子世帯の4割を上回っている。三世帯世帯の母子のほうが単独母子世帯より収入が低く、潜在的貧困世帯である(山田2009)と指摘され

ているように、親宅に同居することが、経済的に 10 代出産母子世帯の安定・安心した生活に結びついているとは必ずしも言えないことがわかる。

また、県の調査からは 10 代出産母子世帯の母は「不規則」な就労についている割合が高く、母子世帯になってから時間的に経過していても一般母子世帯よりも 10 代出産母子世帯は経済的な自立の状態が整わない姿が見られた。雇用保険や年金についても加入率が低い傾向がみられ、離職した時など将来の生活を支えるセーフティネットが十分整っていない状況であった。原家族の就労状況の変化や子どもの学費など、10 代出産母子世帯の家計をめぐる状況に変化がおとずれると、原家族の中で 10 代出産母子の生活状況は悪化してくることが考えられる。10 代出産母子世帯においては原家族の支えてもらう必要はあり、また一方で母子で自立していく必要もある。こうしたことから、パートナーと暮らし子どもを育てる予定の 11 事例と同様に、未婚で子どもを産み育てる予定の 4 事例においても経済的支援、就業支援、家政的支援が必要である。

おわりに

本稿では、10 代妊娠女性のインタビューの中から、今まで焦点が当てられなかった子の父（パートナー）の状況やパートナーを含む子どもとの生活への思いについて明らかにし、10 代妊娠女性の支援と同時にパートナーへの支援についても提案した。

妊娠・出産は女性の問題としてとらえられ、子の母になる女性への支援に偏る傾向にある。現在では、男性の育児休暇の普及や両親学級の開催など少しずつではあるが、子の父である男性に対する妊娠出産時の支援が始められている。子どもを産むことは女性にとって母となる新たなスタートであるが、同時にパートナーにとっても子どもが生まれるということは、父親という役割が始まる新たなスタートである。母親への支援同様、父親への子育て支援、家庭を支えるパートナーの役割などについての支援も必要である。

10 代妊娠・出産についてみても、10 代妊娠女性は「特定妊婦」として女性への支援が行われているが、パートナーに特別な支援は見受けられない。パートナーも非行、高校中退、親との関係などさまざまな背景をもち若年の親になるものも多くなる。パートナーへも若い父親として、若者としての新たな出発を支えていく支援を構築していく必要がある。

今回のインタビュー調査のパートナーの姿やパートナーへの思いは、10 代妊娠女性を通してのものであり、パートナー自身の思いについては明確にできなかった。今後は、日本においては、10 代の男性の親も支援の対象である^{xix)}という認識は低いいため、支援の対象となりえていない 10 代出産のパートナーから聞き取りをおこない、10 代出産家庭への支援策を検討していきたい。

参 考 文 献

- 青木紀編著『現代日本の「見えない貧困」』明石書店 2003
- 浅井春夫他編集『子どもの貧困』明石書店 2008
- 阿部彩『子ども貧困』岩波新書 2008
- 岩破一博他「過去10年間の十代分娩の実態と臨床的考察」思春期学 Vol.10 No.2 1992 p160-167
- 埋橋孝文他編著『子どもの貧困/不利/困難を考える』ミネルヴァ書房 2015.8
- 大川聡子「10代の母親が社会化する過程において、顕在化する支援ニーズ」『立命館産業社会論集』第46巻第2号 2010.9 pp67-87
- 加藤治子ら「十代妊娠と支援のあり方」『産婦人科治療』66. p291-295. 1993
- 河野美江他「当院における若年分娩の臨床的検討」思春期学 Vol19 No1 2001 p101-104
- 河野美江「10代で出産した母親における心理社会的困難性」『心理臨床学研究』第22巻第1号 2004 p83-88
- 木戸久美子「10代の人工妊娠中絶および出産と抑うつとの関連」『山口県立大学看護部紀要』第8号 2004 p25-32
- 厚生労働省「出生に関する統計」の概況 平成22年度
- 厚生労働省平成21年度「離婚に関する統計」の概況
- 厚生労働省 平成28年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料(平成28年8月4日)
- 定月みゆき「若年妊娠・出産・育児への対応」『母子保健情報第60号』2009年11月
- 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第1次報告～第12次報告(平成28年9月)
- 総務省統計局「第65回日本統計年鑑 平成28年」第2章 人口・世帯 2-1 人口の推移
<http://www.stat.go.jp/data/nenkan/65nenkan/02.htm>
- 全国児童相談所長会「全国児童相談所における家庭支援への取り組み状況調査」報告書平成21年7月
- 田谷幸子「10代子育てで家庭への妊娠期からの福祉的支援の現状と課題 —施設ヒアリングの分析から—」『東洋大学人間科学総合研究所紀要第14巻』2012 pp133-146
- 道中隆『生活保護と日本型ワーキングプア貧困の固定化と世代間継承』ミネルヴァ書房 2009
- 出川聖尚子「10代で出産した母子世帯の現状に関する一考察 —熊本県ひとり親家庭等実態調査の分析から—」『社会福祉研究所報』第43号 2015.3
- 出川聖尚子「若年妊娠女性の子育て支援に関する一考察 —熊本市の若年妊娠女性調査から—」『社会福祉研究所報』第39号 2011.3
- 戸田稔子他「若年妊娠の臨床的検討」『思春期学』Lol22 No3 2002-4 p392-395
- 日本弁護士連合会『日弁連子どもの貧困レポート』明石書店 2011
- 林謙治「10代の妊娠および人工妊娠中絶」『周産期医学』Vol32 No4 2002 p475-447
- 原伸子他編『現代社会と子どもの貧困』大月書店 2015.3
- 森田明美「10代の子育ての現状と福祉的支援の課題」『思春期学』Vol26 No1 2008 p134-139
- 望月善子「10代妊娠の現状と問題点」『産婦人科治療』Vol91 No5 2005
- 文部省調査局『「日本の成長と教育」(昭和37年度)教育の展開と経済の発達』「第2章教育の普及と社会・経済の発展 2 わが国の教育普及の史的考察(3) 中等教育の普及と女子教育の振興」
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpad196201/hpad196201_2_012.html
- 文部科学省「学校基本調査(平成28年度)」進学率(昭和23年～)
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001015843&cycode=0>
- 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査平成27年度」、高等学校中途退学
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001016708>
- 松本伊知朗『子ども虐待と貧困』明石書店 2010
- 村山陵子「文献にみる10代女性の妊娠・出産の支援の動向と課題」『思春期学』Vol23 No1 2005 p179-189

山野良一『子どもの最貧国・日本』光文社新書 2008

若林ちひろ「10 代子育て家庭への妊娠期からの福祉的支援の現状と課題 — 児童福祉施設入所施設出身者、施設職員からの与察—」『清和短期大学紀要第 40 巻』2011 pp7-16

Fourth National Incidence Study of Child Abuse and Neglect (NIS-4), Report to Congress, U.S Department of Health and Human Services, Administration for Children and Families.2010

Child Maltreatment 2013, U.S. Department of Health & Human Services

Paul Bywater, Lisa Bunting, *The relationship between poverty, child abuse and neglect: an evidence review*, 2016.3

Social Exclusion Unit. *Teenage Pregnancy*, 1999

Department for Education and Skills, Teenage Pregnancy Next Steps, 2006

注

- i) 総務省統計局『日本の長期統計系列』2-4 年齢階級、男女、配偶関係別 15 歳以上人口（大正 9 年～平成 17 年）『第 65 回日本統計年鑑 平成 28 年』第 2 章 人口・世帯 2-1 人口の推移、2-12 年齢階級、配偶関係別 15 歳以上人口（昭和 50 年～平成 22 年）<http://www.stat.go.jp/data/nenkan/65nenkan/02.htm>、総務省統計『平成 22 年国勢調査人口等基本集計』第 5-1 表 配偶関係（4 区分）、年齢（各歳）、男女別 15 歳以上人口及び平均年齢（総数及び日本人）—全国
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001034991&cycocode=0>
- ii) 文部省調査局『「日本の成長と教育」（昭和 37 年度）教育の展開と経済の発達』「第 2 章教育の普及と社会・経済の発達 2 わが国の教育普及の史的考察（3）中等教育の普及と女子教育の振興」
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpad196201/hpad196201_2_012.html
文部科学省「学校基本調査（平成 28 年度）」進学率（昭和 23 年～）
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001015843&cycocode=0>
- iii) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査平成 27 年度」、高等学校中途退学
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001016708>
- iv) 平成 21 年度「離婚に関する統計」の概況
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyuu/rikon10/index.html>
どの年代も離婚率は上昇しているが、夫妻の同居をやめたときの 59 歳までの年齢（5 歳階級）別にみた有配偶離婚率（有配偶人口千対、同年別居）は平成 17 年で、夫 20-24 歳（49.21）、夫 25-29 歳（24.43）、夫 30-34 歳（16.28）、夫 35-39 歳（12.27）、夫 40-44 歳（8.99）、夫 45-49 歳（6.64）、夫 50-54 歳（4.57）、夫 55-59 歳（2.80）、妻 20-24 歳（48.42）、妻 25-29 歳（23.18）、妻 30-34 歳（15.21）、妻 35-39 歳（10.78）、妻 40-44 歳（7.58）、妻 45-49 歳（4.99）、妻 50-54 歳（2.92）、妻 55-59 歳（1.75）となっており、10 代の割合が高い。
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyuu/rikon10/index.html>
- v) 日本の人工妊娠中絶件数は 2014 年度（平成 26 年度）において、181,905 件となっている。そのうち、20 歳未満は 17854 件で、人工妊娠中絶件数の中で 20 歳未満の占める割合は 7.8%と少ないが、10 代の出生数（概ね 12000～13000 人）と比較すると、中絶数が多い状況である。
- vi) 本インタビュー調査の他の項目等については出川聖尚子「10 代の妊娠女性の子育て支援に関する一考察」『社会福祉研究所所報』2011.3 において記載している。
- vii) インタビュー調査にご協力いただいた方は 15 歳 1 名、16 歳 2 名、17 歳 3 名、18 歳 5 名、19 歳 4 名 計 15 名であった。妊娠月、3 カ月 3 名、4 カ月 7 名、5 カ月 2 名、7 カ月 1 名、9 カ月 1 名、10 カ月 1 名であった。若年妊娠女性のインタビュー調査では、15 名のうち 7 名が母子世帯で育っている結果が出ており、その割合は、全世帯数に占める母子世帯の出現率を大幅に超えている。母子世帯の理由はすべて離婚で、離婚時期は、高校生のとときに経験した者がひとりいたが、ほかは 6 歳ころまでの幼少の頃に経験している。その後、

- 祖父母と一緒に暮らす者ものや児童養護施設で育ったものもいたが、母子で暮らしている。
- viii) 2012年に行われた熊本県ひとり親家庭等実態調査で、筆者そのデータから10代で出産した母子世帯を抽出したものの。
- ix) 詳細については、出川聖尚子「10代で出産した母子世帯の現状に関する一考察 —熊本県ひとり親家庭等実態調査の分析から—」『社会福祉研究所報』43号 2015.3
- x) 『平成25年国民生活基礎調査』(厚生労働省)によると日本において、子どもの貧困は16.3%で7人に一人の子ども、ひとり親家庭の場合54.6%で2人に一人の子どもであると報告されている。
- xi) Fourth National Incidence Study of Child Abuse and Neglect (NIS-4), Report to Congress, U.S. Department of Health and Human Services, Administration for Children and Families.2010によると、社会経済的状況が高い家庭の子どもの5.9%が不適切なかかわりがあり、一方、社会経済的状況が低い家庭の子どもの場合半数以上の55.1%が不適切なかかわりがあるというデータが示されている。
- xii) 『Child Maltreatment 2013』U.S. Department of Health & Human Servicesによると、最低限必要な経済的資源が得られない場合は、児童虐待のリスク要因と考えられると述べている。
- xiii) Paul Bywater, Lisa Bunting, *The relationship between poverty, child abuse and neglect: an evidence review*, 2016.3
- xiv) *Ibd.*
- xv) このアンケート調査は、2008年(平成20年)4月1日から同年6月末日までの3ヶ月間に全国の児童相談所に虐待ないしその疑いで通告された子どもとその保護者の状況及びこれへの児童相談所の対応に関する悉皆調査である。
- xvi) また、「子ども虐待の発生は、保護者の病気、性格、夫婦の不和、育児困難、地域からの孤立等の様々な要因が複雑に絡み合って発生するものと考えられるが、経済的な問題もそうしたリスク要因のひとつと考えられ、アセスメントや支援にあたっては、例えば、生活保護世帯において支援の必要が認められた場合は、生活保護担当部門と連携して養育環境を把握するなど、経済状況についても留意する必要がある。」(第6次報告)と記されている。つまり、経済的な問題が養育環境を悪化させる要因となっているということである。
- xvii) 「子どもの虐待による死亡事例等の検証結果等について第4次報告(H18年1月1日から同年12月31日)」の児童虐待死亡事例の家族の経済的状況という項目には、有効割合で16.6%が年収500万円以上である。
- xviii) 「子供の貧困対策に関する大綱」(2014年8月29日閣議決定)において保護者に対する就労支援として「保護者の学び直しの支援」を盛り込んでいる。
- xix) イギリスでは10代親は優先的に支援が必要な若者「傷つきやすい(vulnerable)」グループとして支援の対象となっている。

アメリカ人口減少都市地域における衰退と ソーシャル・エクスクルージョンの過程

— 住民の語りからみるイングルウッド・コミュニティ・エリアの半世紀 —

仁 科 伸 子

要 約

イングルウッド地区は、20世紀初頭には、シカゴ市南部の中心商業地域として繁栄し、1950年代のピーク時には約10万人の人口が暮らしていた。しかし、1960年代ごろから人口減少に転じ、2010年には約3万7千人（2010 USセンサス）にまで減少した。20世紀前半には、主にポーランド系住民が暮らす地域として栄え、1950年頃からはアフリカ系アメリカ人が暮らすようになり、サウス・シカゴの商業の中心となった。しかし、現在では空地や空き家が増加し、治安はシカゴ市の中でも最悪の地域のひとつに数えられる。

本稿は、シカゴ市で活動するコミュニティ・オーガニゼーションのひとつであるチームワーク・イングルウッドの協力により、古くからイングルウッドを知る住人たちが、イングルウッドとメインストリートであった63通りの歴史的経緯及び生活実態について語った記録である。

この語りから、シカゴ第2の商業地域がわずか半世紀足らずの間に消滅し、家族が暮らしていた豊かな住宅地が、犯罪多発地域へと変化していった様子が伝わる。イングルウッドは、典型的なホワイト・フライト地域のひとつだった。10万人であった人口が半世紀の間に3万7千人に減少し、商業地域だった63通りが空き地ばかりになる。しかしながら、ホワイト・フライトそのものは、地域の衰退につながったわけではなかった。その後進められた都市再開発事業の失敗、周辺地域のジェントリフィケーションとギャングによるドラッグ取引の拡大が大きく治安に影響していった。

1. はじめに

イングルウッドは、20世紀初頭から半ばごろまでは、シカゴ随一の商業地域としてデパートや映画館が立ち並ぶ賑やかな地域であった。そのころこの地域で暮らしていた住民は、アイルランド、ドイツ、オランダ、ポーランドからの移民だった。シカゴの都心部から車で約20分、電車ならば15分で到着する比較的利便性の高い地域であるにもかかわらず、2014年8月、地域の再生事業を行うた

めに組織化されたチームワーク・イングルウッドのオフィスの窓から見える地域一帯は、荒廃し、荒地が広がっている。

イングルウッドの人口は、1950年代には約10万人でピークに達し、その後減少に転じた。1960年代には、地域住民の約30%が白人になり、1990年ごろには、99%の住民がアフリカ系アメリカ人に転じ、現在では、アフリカ系アメリカ人が人口の約97%を占めている。

2010年の世帯数は、約11,750世帯であるが、このうち住宅を所有している持ち家世帯は、約4,300世帯(36.5%)である。地域の平均世帯収入は、250万円程度となっており、貧困線以下の世帯は、全世帯の約49.8%である(USセンサス 2010)。この地域は、シカゴ市の中でも、貧しい地域に位置すると考えられる。

シカゴの歴史を紐解いてみると、人種の偏在には2つのプロセスがみられる。19世紀末から20世紀初頭にかけての主要産業のひとつであった食肉産業の雇用構造が地域の人種間の隔離を拡大した。当時、シカゴのダウントウンの南側に立地した食肉工場では、東欧からの移民が多く働いていたが、20世紀に入ると、待遇の改善などを求めて頻繁にストライキが起こるようになった。ストライキが起こると経営者は、南部からアフリカ系アメリカ人を鉄道で運び込みスト破りの労働者とした。おりしも、1910年代は、害虫の被害により南部の農業が大きな被害を受けていたため南部の労働者は職を探していた。彼らは、組合やストライキの意味さえ分からないまま食肉工場働いた。そして工場の近隣に彼らの住む町、ゲットーが形成されていったのである(竹中 1995)。工場労働者は、ほとんどが移民か南部から運ばれてきたアフリカ系アメリカ人であり、彼らは文化を共有する者同士で次第に同じ地域に居住するようになり食肉工場のある地域を中心に移民たちの町が形成されていった。このようにしてシカゴの各地域にアフリカ系アメリカ人の居住地域が形成されていった。しかしながら、イングルウッドは、このようにして形成されたゲットーではない。

2つめは、郊外開発の進展とその差別的販売戦略による。竹中の指摘によると1950年代以降、シカゴで勢いのあった不動産業者の何社かが人種間の感情や心理を利用して、よりよい環境を求める白人たちに郊外居住を勧めた(竹中 1995)。その上、当時郊外開発が進んだことや、マイノリティの中の中産階級がより環境のよい地域を求めて移動することを望んでいたため、白人地域に不動産を紹介するいくつかの業者が現れた(竹中 1995)。業者は、白人にはマイノリティの地域への流入を理由に住宅を安く買いたたいて、郊外に新しく開発された地域を高く販売した(竹中 1995)。そして、これを経済的に余裕のあるマイノリティグループに対して、高く転売したのである(竹中 1995)。このようにインナーシティから白人たちが郊外の環境の良好な地区を求めて移転する現象は、ホワイト・フライトと呼ばれている。イングルウッドも典型的なホワイト・フライト地域のひとつだった。この現象は1950年代から始まり、ヨーロッパからの移民を中心としていたイングルウッドは、1970年代にはすっかりアフリカ系アメリカ人の住宅地へと変わった。

2. 研究の目的と方法

イングルウッドでは、1950年代に10万人であった人口が半世紀の間に3万7千人に減少し、商業地域だった63通りが空き地ばかりになる。しかしながら、ホワイト・フライトそのものは、直接的に衰退につながったわけではなかった。イングルウッドでは人種の入れ替わりは生じたが、1970年代後半ごろまでは、都市の賑わいや多様な職業や階層の人々の関係性を保った状態であった。この論文の中で明らかにするソーシャル・エクスクルージョンとは、地域の住民が仕事や教育や物品の購入や健康な生活から阻害されている状態である。イングルウッドに暮らす住民の多くは仕事についておらず、移動の手段としての車を持たず、買い物をするための食料品店も地域無く、子どもたちは、家庭内で日常的に収入を得る仕事をしている人を見ない暮らしをしている。

本研究の目的は、イングルウッドにおける商業地域衰退の状況と住民や地域で働いていた人々の語りをもとに、いつ、どのようにソーシャル・エクスクルージョンが始まっていったのかを明らかにすることによって、地域衰退の真の要因を探ることにある。研究方法は、ナラティブアプローチの手法を使って、対象者11人にインタビュー調査を実施している（表1）。

表1 住民インタビューの対象とインタビュー日

年月日	氏名	所属など
2014. 8. 10	A 50代後半、男性	Englewood 出身者、現在イングルウッドで就業
2014. 8. 11	B 50代後半、男性	〃
2014. 8. 11	C 60代、男性	住民、元ギャング組織メンバー（本人言）現在は無職
2014. 8. 12	E 50代後半、男性	住民、コミュニティ・ディベロッパー
2014. 8. 13	F 60代、女性	住民、公営住宅から転入
2014. 8. 15	G 50代前半	元住民、現在ミュージシャンの夫と郊外に居住、イングルウッド、アーバングレシャムエリアで子どもの支援を行う活動実施中
2014. 8. 16	H 60代、男性	イングルウッド住人
2014. 8. 16	I 60代、女性	〃 GEDCの出資者の一人
2014. 8. 17	J 60代、男性	〃 イングルウッドにおいてコミュニティ・ディベロップメントに携わった経験があり
2014. 8. 20	K 60代、男性	元イングルウッド居住者、現在医師として働き、ダウンタウンに居住

設問内容は、以下の2点のみとして、語られたストーリーを逐語化して、これを分析して本研究の目的に関連する部分と年代別に分類し、本稿を書き起こすために日本語訳を行った。住民の証言を年代別に整理し、地域衰退の実態と要因を抽出した。

研究倫理に関しては、研究の目的及び日本語による論文及び研究発表に関する同意と、インタビューに答えたくない場合はいつでも拒否できる旨を明示した。また、本稿においては、氏名を公表せず、アルファベット表記とし、個人が特定される情報は除いている。また、本研究の目的に関連しない個人情報が含まれる部分は、本稿には使用していない。

3. 研究結果

3.1 1960～70年代

3.1.1 E氏の話

E氏はイングルウッド地域に立地する大きな邸宅で生まれた。この邸宅は、1950年代に父が購入したものだ。この時期にイングルウッドに土地や住宅を購入できたのは相当に裕福なアフリカ系アメリカ人であった。

私は、大学に行って一旦イングルウッドを離れたが、務めていた大手コンピューターメーカーを早期退職し、イングルウッド地域の再開発を志し、子どもや妻とともに地域に戻ってきた。目標は、父の時代の街並みや暮らしを再生するということである。ヒアリングを実施した2014年には、CDCを立ち上げて、活動を開始したばかりである。E氏の活動の目的は、シカゴ市の中でも最も犯罪の多い地域であるイングルウッドをかつての賑わいと気品のあった地域に取り戻したいと願っている。

父がイングルウッドにやってきたのは、1958年だ。両親が結婚し、イングルウッドにすばらしい邸宅を購入した。父は、自分のビジネスを持っており、裕福だった。

19世紀に建てられたE氏の自宅は、ポーチと塔が特徴的なビクトリア朝風の建物でYale通りに立地している。イングルウッドにおいてかつてはHarvard通りとYale通りには、豪華な住宅が立ち並び、どちらの町並みがすばらしいかを競っていた。私の家があるYale通りに並んで走るHarvard通りは美しい邸宅が並ぶ通りとして競い合っていた歴史がある。19世紀には当時の新聞に“Yale or Harvard”と題する記事が掲載されたほどである。

住宅の内部は、当時のディテールを残しており、貴重な建物である。メイプルウッドの階段や室内のパネル等、当家は多くのオリジナルなしつらえを残しており、建設同時ヨーロッパから運んできたといわれる暖炉も美しい形状をとどめている。

私は、この家に幼い息子と妻とともに戻ってきて以来、家の周囲にフェンスをめぐらせた。そうしなければ危険な地域でもある。しかし、このフェンスをめぐらせるときには、もともとのオリジナルなデザインや住宅の年代等にあるかどうか、デザインに気を使っている。門扉は、オリジナルな門扉と同様なものを見つけて使用した。

私が生まれたのは、1960年代前半で、私の記憶の中では63通りがにぎわっており、シアーズのデパートを中心に通りに様々な店が並んでいた。アフリカ系アメリカ人が掛売りで品物を買える唯一の店だったシアーズにお使いに行ったことを記憶している。私の記憶では、その当時は、シカゴ南部地域に暮らす人々は皆63通りに買い物に来ていたものだ。鉄道が走り、通りには路面電車が通り、行き交う人々で混雑していた。

1980年代になるとエバグリーンプラザ等、他のショッピングモールへと客足が流れた。エバグリーンプラザは、アメリカ初の車でアクセスを想定した本格的ショッピングモールのさきがけであり、1952年から開業していた。80年代には、生活のレベルが上がり誰もが車を持つようになり、かつ、公民権運動によって平等と権利を勝ち取ったアフリカ系アメリカ人たちがどこにでも買い物に行くようになったのだ。子どもの頃に、近所に白人地域があって、その道路より西側へは行かないように親から言われていたことを覚えている。

1970年代半ばから1990年代にかけて、イングルウッドはギャングの活動が活発になり、このことが治安を悪くしていった。1970年代後半から次第に大型店舗は撤退し、いわゆる近所のおじさんおばさんがやっているような小さな店はなくなり、90年代にはすっかり韓国人やインド人が店舗を構える通りに変わっていった。

3.1.2 K氏の話

K氏は、1955年生まれのアフリカ系アメリカ人の医師である。彼の記憶に残る最初の住居は、両親と兄とともに暮らしたワシントンパークにある2ベッドルームのアパートだった。しかし、両親の離婚により、イングルウッドに移った。



写真1 上 ビクトリア朝の邸宅

写真2 右 この住宅が建てられたときヨーロッパから輸入された暖炉とマンテルピース



E氏の邸宅
撮影 筆者

父は、海軍の兵士で、真珠湾攻撃で生き残った。除隊してからは、新聞の印字を組む技術者として働き家族を養った。幼い頃、父が車を運転して兄と自分が後ろに乗っていたことや、父と母がレコードをかけてダンスをしていたことを覚えている。二人は、ダンスをきっかけに知り合い、音楽やダンスが好きだった。

下に妹が生まれたが、幼くして病気で亡くなった。このことをきっかけに両親は離婚し、母と兄と3人の暮らしが始まった。1964年には、母が再婚して継父の家に引っ越した。そこがイングルウッドだった。4年生のときのことである。

私の記憶に残るイングルウッドの63通りはにぎやかだった。今のイングルウッドの63通りとは全く違う。よく行った店では、Schulzeというパン屋を覚えている。駅の近くには、ハックフィンというドーナツ屋があった。ハックフィンは、ガラス張りになっており、大きな鍋にたっぷり油が入っていて、ドーナツをつくらるところが見えた。子どもたちは、腹をすかせてドーナツができるところを外から眺めた。少し成長した少年たちは、飲み物を頼んで店の中にいた。そこは、女の子が通るのを眺めたり、友達が来るのを待ったり、仲間と過ごす場所だった。

63通りとホステッド通りの角にデパートのシアーズがあったのを覚えている。当時アフリカ系アメリカ人の女性がクレジットカードを持っていることは稀だった。しかし、母はクレジットカードを持って買い物をしていた。

イングルウッドには、進学校として知られているアーバンプレップスクール(大学への進学を目指したレベルの高い学校)のイングルウッド校があり、遠くから通う人もいた。また、コミュニティカレッジ、キングスカレッジもあり、教育環境もよかったといえる。キングスカレッジは公立の短大として大学への登竜門ともなっていた。

しかし、自分は母親の意向で私立の学校に行った。そのことはとてもよかったと思う。1970年代初頭には、イングルウッドは、アフリカ系アメリカ人が中心の地域になっていたが、のちにイングルウッドがここまで荒れ果てるとは、そのころはだれも想像していなかった。

サウスサイド・メソニック・テンプルは、1960年代には、シカゴ市の所有になっていた。しかしその後、放置されて廃墟になっている。役所すら、イングルウッドを出て行ったことで、ますますサウスサイドには仕事がなくなって、失業者が増えた。1967年にはシカゴ市営のレッドラインが南に延長され便利になった。

1950年代後半からインテグレーションが始まり、白人地域にアフリカ系アメリカ人が移住するようになったが、それより以前に移り住んだのは、裕福な人々だった。不動産業者は、アフリカ系アメリカ人が入ってくると地価が下がると扇動し、白人たちは、急いで郊外の住宅地へと転出していった。そして、アフリカ系アメリカ人たちには、治安のよい、教育環境のよい地域に移るには金がかかると宣伝し、高い金額で白人地域の家を買わせた。そして、徐々に人種の入替わりが生じていった。しかし、70年代にはまだ、大通りにデパート等の商業施設、オフィス、店舗があり、薬局や飲食店や商店が並んでいて、いろいろな階層の人々が働く場所があった。

1973年、高校を卒業する年に、母のつれあい、つまり義理の父が亡くなり、イングルウッドから引っ越した。このため、本当にイングルウッドが今に至った状況を見ることはなかった。

3.1.3 F 氏の話

F 氏は、もともと公営住宅に住んでいたが、それが取り壊しになって 1990 年代にイングルウッドに移り住んできた。1990 年代からシカゴ市は、治安が悪化した公営住宅を一掃し、ミクストディベロップメントを進めてきた。公営住宅に暮らしていた人々は、支払い可能な安い家賃の賃貸住宅を求めて、サウスサイドにやってきたといわれている。イングルウッドは、賃貸住宅が多く治安が悪いため家賃が安い。F 氏は、勤労者階級の主婦で 63 通りにあったチェーンのドラッグストアで働いていた。

私の記憶に残る 63 通りは、今のループやダウントウンのように誰もがきちんとした服装で、買い物やシカゴシティバンク（銀行、今の US バンク）に用を足すために出かけるところだった。銀行には、貸金庫があってこれを利用して。60 年代末から 70 年代の 63 通りには、ウォールグリーン、今は K マートと呼ばれる Kresge、ヒルマンズ (Hillmans)、シアーズなどがあつた。カーズ (CARR's) 映画館にも同様にデパートがあつた。

1960 年代ごろ、両親が子どもを置いて夜出かけるときには、二人は 63 通りに来ていた。お土産にホワイトキャッスルのハンバーガーを買ってきてくれるのがとても楽しみだった。子どもは早く寝るように言われて、布団に入っているのだが、ホワイトキャッスルのハンバーガーの匂いが漂ってくるとう我慢できずに起きだして、それをもらうのがとても楽しみだった。

70 年代には、63 通りには、仕立て屋やお針子、歯科医などプロフェッショナルな人たちもたくさん住んでいた。ハックフィン・ドーナツが駅のそばにあり、大きな窓からドーナツがあがるのを眺めることができた。CTA の駅のすぐそばだったので、電車を下りるとハックフィンのドーナツのにおいがしたものだつた。

私は、この通りにある薬局で働いているときに、いつも乗るバスのドライバーと恋に落ちて結婚した。1974 年のことだつた。結婚指輪は、63 通りのノーマンズ宝石店で買った。そして、子どもが生まれて二人で育てて、あつという間に時が過ぎていった。この通りには、思い出がたくさん詰まっている。夫が 61 歳で病死するまでずっとウェントワース (Wentworth Gardens) の公営住宅に暮らした。夫は、バスのドライバーとしてこの通りを毎日通り、私は子どもを育て、バスで 63 通りに仕事に通つた。

公営住宅が建替えられることになって、イングルウッドに移つてきた。よく、公営住宅から来た人は庭がなかったから住宅の管理ができないといわれたりするが、自分はバルコニーでも花を育てていたし、今も芝生の手入れや草木の手入れはきちんとしている。

1980 年代、63 通りが歩行者天国になった。そして、車が通れなくなつてしまった。駐車場は遠く、買い物をして歩いていくのが大変だつたし、前のようにバスにも乗れなくなつてしまった。そして、この歩行者天国にギャングたちが歩き回るようになって、すっかり治安が悪くなつてしまった。63 通りがすさんできたのは 80 年代だと思ふ。

母がなくなった日にもこの通りを歩いていた。母が亡くなった悲しい思いを抱えて、この通りを足早に歩いたことを覚えている。店はいつもどおり開き、人々はいつもどおり買い物をし、笑っている

のに、母はもうこの世にいないのだと、泣きながら通りを歩いた。あんな悲しい、辛い思い出は、ただ一度だけだ。63通りは私の人生の中の様々な思い出と重なっている。

3.1.4 I氏の話

I氏は、60代女性で、グレーター・イングルウッド・ディベロップメント・コーポレーション(GEDC)の出資者の一人である。

私は、この地域に愛着がある。私の祖父がこの土地に初めて家を買った。彼は退役軍人で、起業家だった。そして、祖父母の家は、私にとって、安心して過ごせる場所だった。1970年代、私は彼らとイングルウッドに暮らすようになった。63通りはお小遣いをもらうとすぐに買い物に出かける通りだった。子どもの頃には、親も自分も危ない等と思ったことはなかった。63通りに行けば何でも手に入ったから、ダウンタウンに行く必要はなかった。私の祖母が昔話してくれた思い出では、映画館の池に白鳥が泳いでいたということだ。63通りは、昔はちょっとしゃれた通りだった。祖父は自営業で、チープ・チャーリーという日用品と食料品を売る店を営業していた。その店は69通りとアミテージの角にあった。

2009年、コミュニティ・オーガナイズिंगに参加した。すると、地域の多くの人々が参加するようになった。私は、イングルウッドの中に3つの住宅を保有している。私は、コミュニティの中に価値を見出している。

私が初めてイングルウッドに住宅を購入したとき、ギャングのテリトリーには気をつけた。私は、このコミュニティが好きだし、このコミュニティの歴史が好きだ。しかし、地域には投資が少なすぎる。私は自分のブロック内に賃貸住宅を購入した。そうすれば、自分が地域をコントロールすることができるからだ。他の誰かが買わないように、自分たちで買い取っていくほうが地域の管理がしやすい。テナントは大家がコントロールすることができる。だれがどのように住むかをコントロールして、自分の住んでいる地域を安全で住み心地のよいものにしていくためには、土地を所有することが重要だ。

現在のイングルウッドの持ち家層は30%に過ぎない。20年前はもっと多かった。多くの持ち家所有者は、ここを離れて遠くへ行ってしまった。この土地を買う人はほとんどが地域外に暮らしている。しかし、私にとっては、ここが唯一の私の家である。

通りでの盗難や犯罪の話を目にするようになったが、自分自身は一度も経験はない。コミュニティの中に犯罪や暴力はあるが、私の周りではそのような事件は起こったことがない。

私は、退職してボランティアをするようになってイングルウッドの住民の中でちょっとした顔ききになっている。昔はコミュニティの中のつながりはもっと強かったと感じる。現在イングルウッドの住民の多くは、最近になってイングルウッドに来た人たちである。昔は、コミュニティの中では人々はお互いのことをよく知っていた。イングルウッドでは、地元の店を大切にしなければならない。ローカルビジネスがあれば、地元の人が働ける。私は、イングルウッドは、荒廃しているとは考えていない。ただ投資が足りないだけである。

3.1.5 G 氏の話

G 氏は、祖父母の代からイングルウッドの住民である。若い頃は、ロサンゼルスでモデル業をしていたこともあるが、現在は、イングルウッドやアーバングレシヤムで子どもを支援する活動をしている。G 氏は、虐待されたり、悲しい目にあったりする子どもたちに癒しや、活動の場を与えて、子どもたちが自尊心を育てられるように支援する活動をしている。

私が、イングルウッドに暮らしていたのは、60～70年代のことだった。7人兄弟姉妹の大家族とともに、子どもたちは電車の軌道でよく遊んでいた。きょうだいはかくれんぼをして遊んだ。63通りはショッピングのための通りだった。まるで今のダウントウンのような感覚で出かけたものだった。子どもたちの間では遊び半分に万引きをするものがいたことを覚えている。子どもの頃は、よく63通りで遊んでいた。私自身も兄や姉たちと一緒に菓子屋さんに行って、悪いと知らずにお菓子を握って出てきてしまったことを覚えている。

祖父母が若かった頃には、食べるに困った人がいればうちにやってきて一緒にご飯を食べたり、困りごとを抱えた人の相談にのったりして家の中には常に誰か来客があった。祖父母は、商人で裕福だったので、いつも家に人が溢れていた。イングルウッドは、村のようなコミュニティのある場所だった。誰もが顔を知っていて子どももたくさんいた。

現在は、郊外の住宅地に夫と暮らしている。2001年に母が亡くなり、ついですぐに父も亡くなった。それで、イングルウッドに来ることも少なくなった。

しかし、イングルウッドを出て行った人に対して、今も地域に残っている人たちは複雑な思いを持っていると思う。治安のいい地域に出て行けるほど裕福になったことに対するやっかみもある。また、もし、必要としても、コミュニティの外へ出て行った人の援助は受けたくないという人もいる。昨年は、子どもを支援する活動上の些細なトラブルのすぐ後に、自分の車が放火されるという事件を経験した。夫からは、もうそんな危険な地域に行くことはやめたらどうかと言われるが、自分は、自分が育った地域で、苦しんでいる子どもたちがいる以上活動を続けていきたい。

私は、子育てをするには、住民皆が子どもを見守っているような“村”が必要だと考えている。私が、子どもの頃には、“キャッチ・ア・ガール・キス・ア・ガール”という遊びをしたり、かくれんぼをしたり外で遊んだものだったが、今の子どもたちはダブルダッチの跳び方も知らないし、ロープのまわし方もわからない。子どもたちを外で遊ばせるような状況ではないからだ。現在、シカゴ市は、イングルウッドの住民やステイクホルダーに対して、1ドルで空き地を販売している。これを購入して子どもの遊び場を作ろうと考えているところだ。安全に遊べる場所を作るために、祖父母の家の隣の敷地を購入した。

3.2 1970～80年代

3.2.1 J 氏の話

J 氏は、1963年にイースト・イングルウッドで生まれた。現在、アーバングレシヤムのサマーブ

プロジェクトで働いている。J氏は、イングルウッドで生まれ、イングルウッドで育ち、そして、今の職業に就くまでは、イングルウッド・ビジネスマンズ・アソシエーションで働いていた。この組織は、63通りの商店主会である。

70年代にはよくホステッドと63通りに行った。そこにはシアーズやWieboldt'sといったデパートや、座って食事のできるカフェやレストランがあった。ソフト・タウン・シアター (Soft Town Theater) にも行ったことを覚えている。建物のなかには商業施設があり、ダラーショップが入っていた。映画館の中ではねずみがおり、映画を見ていると、足の上をねずみが走り抜けていった。

1970年代から、1981年にかけて、商業施設のアシスタント、そして後には、管理者補助として働いた。1985~1993年には、イングルウッド・ビジネスマンズ・アソシエーション、その後は、グレーター・イングルウッド・ローカル・ディベロップメント・コーポレーションで働いた。

1970年代に実施されたI11、R-47都市整備における歩行者専用のクル・ド・サックのつくりは、安全上の問題を孕んでいた。ショッピングモールの裏側に駐車するために、車が人目につかないところに置かれることになったからだ。遠くまで歩くつくりは本当に不便だった。たとえば、モールでソフトクリームを買って、車に戻ろうとすると、長い距離を歩いている間に、溶けてしまうのだった。

ショッピング街の建替えに当たって、韓国系の商店主が排除された。地域の活性化のためには、すべての商店主が整備後に復帰することが必要だったが、人種的排除の問題が生じた。ちょうどそのころシカゴでは、ブラックパンサー党のイリノイ州の代表であったフレッド・ハンプトン(没1969年)が警察によって射殺されたことを回顧する大きな暴動が起こった。しかし、この頃は、コリアン・マーチャント・アソシエーションとイングルウッド・ビジネスマンズ・アソシエーションと一緒に働いていた。J氏がモールのディレクター補佐だった頃である(1970年代後半と思われる*注意書き筆者)。開発後、モールの店舗の賃料が高騰し、小さな店舗を経営していたアフリカ系アメリカ人店主たちには到底支払えないような金額になった。

初めてのアフリカ系アメリカ人ヘラルド・ワシントン市長が急死した後、ユージン・ツイヤー市長(1987~89年)は、何とかイングルウッド商店街を復活させようと300万ドルを都市再生につぎ込んだ。このときには、地域で都市再整備のための寄付も募られた。

道路が歩行者専用になり、パーキングが遠く離れたところになり、これによって売り上げが大幅にダウンしたシアーズが1986年に閉鎖したことが、イングルウッドの衰退の象徴だった。そして、コミュニティにおけるアフリカ系アメリカ人の雇用が促進された。しかし、イングルウッドは、貧しい労働者階級のまちとなり、健康問題や環境問題が深刻だった。63~55通りにかけての地域が、人種転換問題に影響された。

J氏は、イングルウッドが大好きだという。いつか、ここに家を買いたいと考えている。しかし、仕事がなければ人々はほかの職場のある地域に移動してしまう。学校もまた重要である。63通りにはチャータースクールを設置する動きが見える。

3.2.3 C氏の話 ～ギャングについて～

C氏は、自分は当時ギャングだったと話した。

私は、ブロンズビルという公営住宅から1980年代にイングルウッドにやってきた。ブロンズビルは、シカゴ公営住宅なのかでも最も治安が悪い住宅団地だった。現在はイングルウッドで借家を借りて暮らしている。公営住宅が取り壊しになるというので、家賃の安いイングルウッドに引っ越した。

70年代には、母親についてイングルウッドでショッピングをしたことを覚えている。子どものころはコミュニティセンターや公園で遊ぶのが好きだった。63通りでは、ドーナツが5セントで売られていた。いつも湯気が立っていて、熱くてうまかった。少し大きくなると、64通りとLowe通り交差点の角にあったスケートリンクでスケートをして遊んでいた。70年代には人々が外から買い物に来るおしゃれな場所だった。自分は、ピーナッツやキャンディを売って小遣い稼ぎをした。

80年代になるとギャングになった。当時シカゴで活動していたのはブラック・ディシプル・ネイション (Black Disciple Nation) といわれるギャンググループで、ギャングになるには、関門があり、自分がいかに組織にとって役立つ人間か、いかに賢いかを証明する必要があった。

ギャングに入れると誇らしい気持ちになった。また、一旦ギャングになってしまえば、常にグループで行動し、助け合わなければならなかった。他方、町の困っている人を助けたり、けんかを仲裁したりもした。BDNのチームカラーは、ブルーだった。ブルーのスカーフを巻いて、揃いのTシャツを着て63通りを歩いた。資金を集めて、商売を始めるという目的をグループは持っていた。もちろん親たちは息子たちがギャングに加わらないよう厳しくいう人が多かった。ギャングは普通に仕事をするよりもずっと効率的に金を稼げた。ギャングがもう少し、頭がよくて経済開発を頭においていれば成功したに違いない。

4. 研究結果の分析

(1) イングルウッド荒廃の時期と要因

イングルウッドの人口は、1970年に白人とアフリカ系アメリカ人との割合が完全に入れ替わり、住民の98%がアフリカ系となる(表2)。しかし、70年代初頭の段階では、人種の入替わりそのものは、人々に荒廃や衰退を感じさせるほどのものではなかった。

住民のストーリーの中から70年代の63通りとイングルウッドに関するものを見てみると、次のようなものが見られる。

70年代には、63通りには、仕立て屋やお針子、歯科医などプロフェッショナルな人たちもたくさん住んでいた。ハックフィンドーナツが駅のそばにあり、大きな窓からドーナツがあがるのを眺めることができた。CTAの駅のすぐそばだったので、電車を下りるとハックフィンのドーナツのにおいがしたものだ。 (F氏)

表2 イングルウッドの人口とアフリカ系アメリカ人の割合

年 代	人 口	アフリカ系アメリカ人割合
1930	89063	1.3%
1960	97595	68.9%
1970	89595	96.0%
1980	51583	99.0%
1990	48434	99.0%
2000	40222	98.0%

資料：USCensus

私は、この通りにある薬局で働いているときに、いつも乗るバスのドライバーと恋に落ちて結婚した。1974年のことだった。結婚指輪は、63通りのノーマンズ宝石店で買った。そして、子どもが生まれて二人で育てて、あっという間に時が過ぎていった。この通りには、思い出がたくさん詰まっている。夫が61歳で病死するまでずっとウェントワース (Wentworth Gardens) の公営住宅に暮らした。夫は、バスのドライバーとしてこの通りを毎日通り、私は子どもを育て、バスで63通りを通った。(F氏)

7人兄弟姉妹の大家族とともに、子どもたちは電車の軌道でよく遊んでいた。きょうだいはかくれんぼをして遊んでいた。63通りはショッピングのための通りだった。まるで今のダウンタウンのような感覚で出かけたものだった。子どもたちの間では遊び半分に万引きをするものがいたことを覚えている。子どもの頃は、よく63通りで遊んでいた。兄や姉たちと一緒にお菓子屋さんに行き、悪いと知らずにお菓子を握って出てきてしまったことを覚えている。(G氏)

70年代にはよくホステッドと63通りに行った。そこにはシアーズやWieboldt'sといったデパートや、座って食事のできるカフェやレストランがあった。ソフト・タウン・シアター (Soft Town Theater) にも行ったことを覚えている。建物のなかには商業施設があり、ダラーショップが入っていた。映画館の中ではねずみが走り回っていた。映画を見ていると、足の上をねずみが走り抜けていった。(J氏)

70年代には、母親についてイングルウッドでショッピングをしたことを覚えている。子どものころはコミュニティセンターや公園で遊ぶのが好きだった。63通りでは、ドーナツが5セントで売られていた。いつも湯気が立っていて、熱くてうまかった。少し大きくなると、64通りとLowe通り交差点の角にあったスケートリンクでスケートをして遊んでいた。70年代には人々が外から買い物に来るおしゃやかな場所だった。自分は、ピーナッツやキャンディを売って小遣い稼ぎをした。(C氏)

祖父母が若かった頃には、食べるに困った人がいればうちにやってきて一緒にご飯を食べたり、困

りごとを抱えた人の相談にのったりして家の中には常に誰か来客があった。祖父母は、商売人で裕福だったので、いつも家に人が溢れていた。生活に困った人に食べ物を与え、仕事を紹介し、家には人の出入りが絶えることがなかった。イングルウッドは、村のようなコミュニティのある場所だった。誰もが顔を知っていて子どももたくさんいた。(G氏)

私は、この地域に愛着がある。私の祖父がこの土地に初めて家を買った。彼は退役軍人で、起業家だった。祖父は自営業で、チープ・チャーリーという日用品と食料品を売る店を営業していた。その店は69通りとアミテージの角にあった。1970年代、私は彼らとイングルウッドに暮らすようになった。そして、祖父母の家は、私にとって、安心して過ごせる場所だった。63通りはお小遣いをもらうとすぐに買い物に出かける通りだった。子どもの頃には、親も自分も危ない等と思ったことはなかった。63通りに行けば何でも手に入ったから、ダウントウンに行く必要はなかった。私の祖母が昔話してくれた思い出では、映画館の池に白鳥が泳いでいたということだ。63通りは、昔はちょっとしゃれた通りだった。(I氏)

私の記憶の中では63通りがにぎわっており、シアーズのデパートを中心に通りに様々な店が並んでいた。アフリカ系アメリカ人が掛売りで品物を買える唯一の店だったシアーズにお使いに行ったことを記憶している。その当時は、シカゴ南部地域に暮らす人々は皆63通りに買い物に来ていたものだ。鉄道が走り、通りには路面電車が通り、行き交う人々で混雑していた。(E氏)

人々のストーリーの中から、

結論1: 63通りは70年代は安全でにぎわいのあるおしゃれな通りだった。

63通りは、1970年代前半に人種の入れかわりが生じた後も、全米チェーンのファッションなデパートや宝石店、映画館があり、「ちょっとしゃれたにぎやかな通り」としてイングルウッド以外の地域からも買い物にやってくる通りだったことがわかる。レストランやカフェやドーナツ店があり、人々が腰を下ろして座れる場所があった。

結論2: イングルウッドは、安全、安心で多様な人々が暮らすコミュニティ豊かな場所だった

祖父母と暮らした安心できる家の思い出や、子どもだけで遊びまわっていたことを考えると、地域の治安が良かったことがわかる。また、「祖父母の家には困ったことがあると人がやってきた」困ったことがあれば村のように助け合う人々の姿や、歯科医、お針子など、専門的職業や熟練した働き手など、幅広い階層が暮らしていた。

結論3: 70年代後半から80年代に地域の治安が悪くなった

このようなにぎやかな、安心できる街に陰りが見え始めるのは、1970年代後半から80年代ごろである。地域に変化を与えた一つの出来事は、シカゴに拠点を置く犯罪組織が現れ、若者たちを組織化

したことである。

1970年代半ば、シカゴでは、ラリー・フーパー (Larry Hoover) が麻薬密売を生業に大規模ギャングを組織するようになって若者たちに大きな影響を及ぼした。彼は、ギャングスター・ネイションという組織をつくり、大勢の若者がこれに加わった。一方、ディビッド・バークスデイルは、The Disciple Nation という組織を立ち上げた。これらの二つの組織があるとき統合されて The Black Disciple Nation という組織になった。これらのギャングのボスたちは、のちに多重の罪で収監され獄死している。

イングルウッドにギャングに加わる若者たちが現れ、ホステッド通りを挟んで東西に縄張りを主張し、ちょうど 63 通りでならみ合いをするようになった。このため 1990 年代には喧嘩や発砲が起り、外に出ることが危険になった。そのころ、63 通りは歩行者天国になっており、ギャングたちはこの通りでけんかをした。

住民の証言によると次のように語られている。

80年代になると私は、ギャングになった。

当時シカゴで活動していたのはブラック・ディシプル・ネイション (Black Disciple Nation) といわれるギャンググループで、ギャングになるには、関門があり、自分がいかに組織にとって役立つ人間か、いかに賢いかを証明する必要があった。

ギャングに入れると誇らしい気持ちになった。また、一旦ギャングになってしまえば、常にグループで行動し、助け合わなければならなかった。他方、町の困っている人を助けたり、けんかを仲裁したりもした。BDN のチームカラーは、ブルーだった。ブルーのスカーフを巻いて、揃いの T シャツを着て 63 通りを歩いた。資金を集めて、商売を始めるという目的をグループは持っていた。

また、ほかの住民は次のように話している。1980 年代には 63 通りが歩行者専用の通りになって車が通れなくなったと複数の人々が語っている。

1980年代、63通りが歩行者天国になった。そして、車が通れなくなってしまった。駐車場は遠く、買い物をして歩いていくのが大変だったし、前のようにバスにも乗れなくなってしまった。そして、この歩行者天国にギャングたちが歩き回るようになって、すっかり治安が悪くなってしまった。63通りがすさんできたのは 80年代だと思う。

ウィルソンらの研究によると、80年代には、アフリカ系アメリカ人の居住する地域が徐々に荒廃し、若者の働く場がなくなった。これは、地域の産業転換と深くかかわるものである。70年代ごろから工場が移転し、おもな産業がサービス業に代わってきた。スキルのないブルーカラー層の若者が働ける場所が減少し、これによって、若者の失業や、収入減や自己のアイデンティティの確立のためにギャング組織に頼るようになったと考えられる。

行き場を失った若者には、ギャングが輝かしく思えた。そろいの服や、将来何か事業をしようとい

う夢を見させてくれた。しかし、実際には、ギャングは若者たちが考えたほど素晴らしいものではなかった。これらのギャング組織のリーダーは、様々な犯罪行為によって収監され、獄中死している。また、メンバーたちも犯罪行為によって服役したものも多い。

住民の話によると、ギャングが63通りで活動するようになり、買い物客が減り、子どもたちはひとりで買い物に行くことを親から止められるようになった。しかし、90年代に近づくと、ギャングのリーダーたちは次々に逮捕され、裁判にかけられて、刑に服した。そのため、組織は弱体化して、ギャングすらもいなくなり、ますます通りは寂れていったのだった。購買力がなくなった地域から店舗は次々と撤退していった。代わりに、インド人や韓国人が経営する商店が出てきたが、最後には、アフリカ系アメリカ人が経営する一軒のスポーツシューズショップがあるだけになり、2000年ごろには、すべての店がなくなって、今は荒地となっている。

(2) 都市再開発事業と地域衰退との関連性

クル・ド・サックになって、歩行者天国になったことは、車を利用する人にとってとても不便だったということである。そこでは、1970年代にイングルウッドで行われた都市開発事業についてみてみよう。

人種の入替わりが始まった1960年代には、子どもの数が多いアフリカ系アメリカ人の数が増えたため、学校や子どもたちが安心して遊べる公園の増設が急務となった。また、移民時代から続く街並みは老朽化が始まっていた。そこで、1968年にはデリー市長によるシカゴ市全体の再生計画が打ち出されるが、イングルウッドもこの地域に含まれていた。

1956年当時、イングルウッドには10万人近くの人々が暮らしていた。1914年には既に市街化が進んでいたため、1950年代には建物や設備が老朽化し、住宅は庭が狭く、ビジネスディストリクトは駐車場問題が大きな課題となっていたことが1969年の再生計画に記されている。(Department of City Planning 1969)。デリー市長は、シカゴ市の都市再生を政策として、クリアランスによる劣悪な住宅地の撤去と公営住宅建設及び近代化が遅れている地域の再生計画を主要プロジェクトにするアーバン・リニューアル・プランを示した。このプロジェクトの中にイングルウッドも含まれていた。

イングルウッドでは、以下のような都市改善のプロポーザルが提示された。これは、以下に示すようなものであった。

1) シカゴ・クリアランス・コミッション

69通りに面したシカゴ・ティーチャーズ・アンド・ウィルソン・ジュニア・カレッジ以南の7.7エーカーについては、クリアランスを実施し、学校の敷地の拡張及び、商店や住宅を配置する。

2) コミュニティ・コンサベーション委員会

イングルウッド南東部の243エーカーの住宅再開発及び商店街、交通状況の改善、及び公園の設置が既に実施された。さらに、プロジェクトR-47として、中心部のイングルウッド・ショッピングセ

表3 シカゴ・イングルウッド都市開発年表

年	シカゴ（及び法の制定）	イングルウッド
1937 1939 1941 1956	シカゴ住宅局設立 連邦住宅法 ～2000年 Ida B. Wells 建設 ～1968年高層公営住宅約19000戸を建設	低所者向け住宅建設が始まる 公営住宅供給により貧しい層が一箇所に集められるようになった 人口減少 イングルウッド・コンサベーション・プラン(1958) イングルウッドに近接する地域に公営住宅が建設 アーバン・リニューアル・プラン(1962) セントラル・イングルウッド・プロジェクト(1963)
1962	Robert Tayler Home 建設	
1964 1968	公民権法制定 公正住宅法成立	居住差別撤廃による住宅購入の自由化 デリー市長によるイングルウッド再生計画
1970		人口減少、郊外への移住 イングルウッド・モール再整備計画
1975 1977 1980	住宅投資公開法 コミュニティ再投資法	63通りをクル・ド・サックとして整備 治安の悪化、商店街の衰退 アフリカ系アメリカ人を含む人口減少 ルネッサンス・オブ・ネイバーフッド・コマース(ユージン・ソイヤーマー市長によるイングルド再整備1988) コマース・ディストリクト・ディベロップメント(63通りの再開通、1989)
1997		デリー市長(息子)によるイングルウッド都市再生計画

(仁科 作成)

ンターの計画が事前調査の段階に入っている。これによって、交通の迂回計画、商業施設の改築、オフストリートパーキングの不足への対応、及び他の設備計画が立案されている。

3) 学校委員会

マーケットストリートとグリーンストリートの交差点に、1962年に開校する新しい学校を建設している。

イエールスクールの拡張、64通りのマーケットストリートとノーマルに新規2校を開設する予定がある。

注：当時、人種の入れ替わりによって、18歳未満の子ども人口が増えていたため、学校不足が問題となっていた。

4) シカゴ・パーク・ディストリクト

イエールストリートと68通りには5エーカー、ウェントワースと71通りの交差点に1/3エーカー、

ヴィンセントと 73 通りの交差点に 3 エーカーの公園の設置が計画されており、同時にオグデン公園の電燈の整備を実施する。

5) 中央東地区の再開発地域

イングルウッド中央と、サウス・エクスプレスの街区の間の 63 通りについては、早期の再開発を実施する。ここには、新たな住宅と公園、小学校、地域住民のための商業施設、病院の出先機関などを配置する。

このように 1968 年の計画では、5 つの柱で再開発が行われたが、63 通りに関しては、若年人口の増加と地域の建物や道路等の老朽化、車の増加に伴うパーキングの設置等が計画された。この整備計画が実施された結果、63 通りは次の写真にみるような空間に生まれ変わった。

1960 年代後半には、63 通りと Halsted の交差点付近を中心に、商店や駐車場の整備が行われた。車を止めて歩いて買い物をする構想で整備が行われたが、利用客には頗る評判が悪かった。駐車中に、車の防犯上の安全が確保できるか心配であったし、メインストリートまでの道のりが遠かった。駐車場の量が確保できた以外、歩いて通りにできるメリットがほとんどない計画だったのだ。

1970 年代のパンフレットを見ると、117 店舗が描かれている (次頁)。前頁の写真は、1969 年に撮影された 63 通りの鳥瞰図である。左右に伸びている道路がホステッド、ちょうど写真の中央部に走る通りが 63 通り、高架鉄道がこれに平行して通っているのがわかる。このあたりが第二のダウントウンとして最も繁栄している地域だった。この開発が完成するのは 1975 年ごろである。

1970 年代に実施された I11、R-47 都市整備における歩行者専用のクル・ド・サックのつくりは、安全上の問題を孕んでいた。ショッピングモールの裏側に駐車するために、車が人目につかないところに置かれることになったからだ。遠くまで歩くつくりは本当に不便だった。たとえば、モールでソフトクリームを買って、車に戻ろうとすると、長い距離を歩いている間に、溶けてしまうのだった (J 氏の話より)。

公民権運動によってアフリカ系アメリカ人の行動範囲が広域化したことや、モータリゼーションによる購買行動の変化、近隣のモダンなショッピングモールによって客を奪われたこと、道路を迂回して歩けるエリアを歩行者天国にしたことがギャングの資金調達活動の場に使われるようになり、治安が悪化したこと、また、駐車場からの距離が遠すぎて不人気となった。

この計画が失敗に終わったことは、住民たちの証言通りである。再び、ワシントン・ソーヤ市長期に再開発が行われる。

アフリカ系アメリカ人として最初の市長になったワシントン市長が在職中に死亡すると、これをユージン・ソーヤ市長が受け継いだ。

ソーヤ市長期には、イングルウッドは、更に再整備を余儀なくされるようになった (1986 年再開発; The Englewood Plan: Renaissance of Neighborhood Commerce)。このときまでに、シアーズとウィボルツ (Wieboldt's) の両方のデパートが閉鎖されていた。これによって客足が減っていた。60

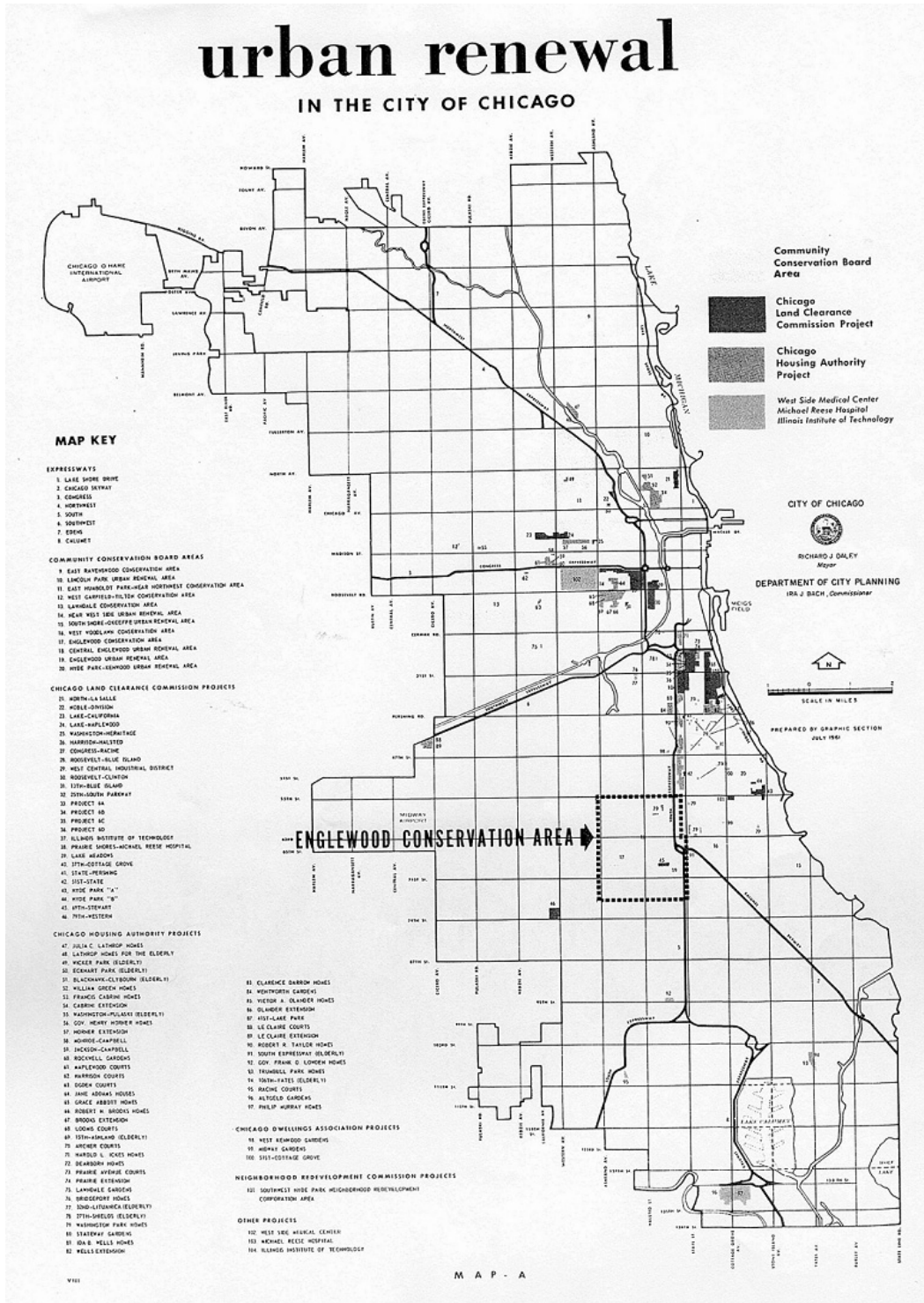


図1 デリー市長(父)の都市再生プラン (Department of City Planning 1969)

年代には、地域の人種構成に大きな変化が生じ、購買力やマーケットに変化が生じていた。また、車の普及によって、遠くのショッピングモールとの競争が始まっていた。さらには、イングルウッド・モールは、郊外にあるショッピングセンターに似せて整備されていたが、実際には全体をマネージメントする会社等は設立されず、各店主は独立していた。

1970～80年代にかけて、6000戸の住宅が周辺地域で失われていった。また、人口は20%近くも減少し、商業地域には多額の投資が行われたが、住宅地域には投資されてこなかった。当時の調査によると、地域住民の多くはもはやイングルウッドで日常的に買い物をするのは、8%に過ぎなかった。エバグリーンプラザや、フォード・シティに行く人々が約7割に達していた（Department of Planning City of Chicago 1988）。そして、1986年の計画では、地域住民の購買力や現状から、ディスカウントストアが立地すること、商業施設の多様性を確保し、ミドルクラスの購買者を引付けたい、映画館やレストランなどで他の商業地と同様の魅力を確保する等が計画に盛り込まれた。これと同時に、住宅地と商業地を同時に再生することの重要性が指摘され、住宅開発が計画に盛り込まれた。そして、車を排除していた通りに再び交通を呼び戻すことが計画に盛り込まれた。商業施設に関しては、商業、飲食、サービス等の業種がバランスよく配置されること、アフリカ系アメリカ人のビジネスオーナーの参入が期待された。

また、スペシャル・サービス・エリア、セントラル・リテール・マネージメントなどを導入し全体のマネージメント・システムを構築した。さらに、広告、イベント等を促進し、商店街を盛り上げるという提案もなされた。このソーヤ市長によるイングルウッド再生計画において実現したのは、クル・ド・サックになっていた道路を再度車の通れる道路にすることだった。



図2 1969年の63通り中心付近図
写真出典：“Chicago’s Englewood Neighborhood at Junction”

1970年代後半頃、コリアン・マーチャント・アソシエーションとイングルウッド・ビジネスマンズ・アソシエーションと一緒に働いていたが、ショッピング街の建替えに当たって、アフリカ系アメリカ人の商店主の入居を優先したために、韓国系の商店主が排除された。地域の活性化のためには、すべての商店主が整備後に復帰することが必要だったが、韓国人の商店主たちは戻ってこなかった。再開発後、モールの店舗の賃料が高騰し、小さな店舗を経営していたアフリカ系アメリカ人店主たちには到底支えられないような金額になった（J氏の話より）。

再開発によるジェントリフィケーションが地域を衰退させたのである。

(3) 公営住宅の解体がイングルウッドに及ぼした影響

1937年にシカゴ市住宅局が設置され、1950年代から60年代にかけてシカゴでは約19,000戸の高層の公営住宅が建設された。1962年、イングルウッドと最も近いところに建設されたのは、ブラックベルトといわれるかつてのアフリカ系アメリカ人の居住地域をクリアランスした後に建設されたロバート・テイラー・ホームスだった。政府の実施した公共住宅政策は、大都市中心部のアフリカ系アメリカ人地域を中心に公営住宅を配置していった。

1960年代には、人種差別問題は危機的状況に達しており、公民権運動の進展を背景に、シカゴ市住宅局は公営住宅を建設することによってよりよい住環境と人種混合のエリアにするようにプロジェクトを進めた。しかし、このことは、人々が期待していたのとは異なる結果を招いた。公営住宅は、不法占拠や暴力、薬物の売買などの違法行為がはびこりパブリック・スラムと揶揄され、犯罪の温床となってしまったのである。

ロバート・テイラー・ホームスは、シカゴの公営住宅では大きな規模のものであり、16階建ての高層住宅が28棟も連なっていた。そして住宅は、シカゴ住宅局の最初のアフリカ系アメリカ人局長にちなんでつけられたものであった。犯罪の状況についてウィルソンは次のように述べている。

(以下引用)

シカゴにおいて、1970年代には黒人が被害者となった殺人事件の98%は黒人によって起こされたものであった。ヒスパニック系の殺人事件は75%がヒスパニックによるもの、白人の殺人事件の51.5%が白人によって起こされたものであった。1980年代には、黒人による黒人の殺人事件は98%、ヒスパニックによるヒスパニックの殺人事件は81%、白人による白人の殺人事件は52%だった。これらの事件に関して重要な点は、これらの殺人事件は、地域の経済的なステータスに大きく影響を受けているということである。シカゴの半数以上の犯罪が、24区内(当時の警察の区分)で発生し、これらの地域は、貧しい黒人とヒスパニック系の地域であった。シカゴで、最も犯罪件数が高いのは、南部地区にあるウェントワース・アベニュー(Wentworth Ave.)区域である。この地区は、シカゴ市全体の人口の3.4%が居住し、広さでは、4マイル(6.4キロメートル)四方であるが、1983年の殺人事件の11%に当たる81件、暴力事件の13%に当たる1691件がこの狭い地域で発生した。もっと細かく見るとこの地域には、ロバート・テイラー・ホームス(Robert Taylor Homes)という公営住

宅があり、これは、シカゴで最大級の公営住宅プロジェクトである。28棟の16階建の建物によって構成され、92エーカー(0.37平方キロメートル)である。この団地には、1980年に公式には約20,000人が暮らしているといわれていたが、このうち5,000~7,000人が正式には入居していない人々であるともいわれていた。所得の中央値は、5,470ドル、93%の子どものいる世帯は、ひとり親世帯であった。83%が児童手当(Aid to Family with children)を受けていた。失業率は47%に上る。市の殺人事件の11%、レイプ事件の9%、暴力事件の10%がここで起こった。カブリニ・グリーン(Cabrini-Green、他の公営住宅地区)も同様の状況を示した。

(引用終わり)

ロバート・テイラー・ホームスは、この当時台頭し始めたギャングたちの根城になった。The Mickey Cobras (MC's) と Gangster Disciples (GD's) gangs という二つの組織がこの住宅地を独裁するようになった。これらのギャングの影響はイングルウッドにも及び、若者たちはこのグループに取り込まれて犯罪に手を染め、異なるギャンググループとの対立を深めていった。犯罪率については、ウィルソンの解説の通りである。

1980~90年代初当のシカゴトリビューンには、シカゴの公営住宅における犯罪の多さが記事として掲載されている。

(以下 シカゴトリビューンより)

シカゴ市住宅局は、一日にロバート・テイラー・ホームスで取引されるドラッグは約4万5千ドルに上るといっている。かつての住民の証言によると、ドラッグ・ディーラーたちが団地をコントロールしようとして争い、ある週末には個別の銃声が300発も聞こえたという。同じ週末に28人の死者が発生した。そして、この事件のうち28件全部がギャングが関係している犯罪である。

ロバート・テイラー・ホームスでの犯罪は、1970年代を通じて上昇し続けた。ほとんどの公営住宅での犯罪は、ドラッグかギャングが関係していた。1976年10月、22歳のデニス・ドジャーが15階のアパートの窓から投げ落とされた。しかし、彼女は幸いなことに命をとりとめた。

1983年6月25日、ビニエット・ターゲという幼児が、祖母が電話に出るために目を離した数分の間にさらわれた。おおむね50人の人々が廊下にいたにもかかわらず、警察は誰からも証拠となるような有用な証言を得ることができず、事件は迷宮入りしている。その後、幼児の姿を目撃したものは誰もいない。

1991年8月15日、深夜少し前にシカゴ市警察のジミー・ヘインスは、ロバート・テイラー・ホームスからライフル銃で狙撃され、マーシー病院で2日後に亡くなった。3人の容疑者が逮捕された。

1993年2月、ギャングのミーティングが行われている際に警察官の通行を許した公営住宅の管理人は、その後撲殺された。

ロバート・テイラー・ホームスは、カブリニ・グリーンと同様90%以上は、アフリカ系アメリカ

人で占められていた。そして、ドラッグと犯罪と暴力によって支配されていた。ほとんどの住民は、失業しており、公的な経済支援を必要としていた。慢性的な政府の予算の問題によって、公営住宅の修繕やソーシャルサービスは滞っていた。公営住宅の居住環境は益々悪化していった。これが1990年代後半まで続く。

公営住宅は、1950年代にデリー市長(父)が整備したものであったが、1990年代には、荒廃が進み、その息子が市長になってミクストディベロップメントとして再生した。日本の公営住宅再生では、既存の住民には100%建替え後の住宅が準備されるが、シカゴの公営住宅は、不法占拠者が多く、すべての住民が再生された住宅に再入居できなかったわけではなかった。むしろ、公営住宅は著しく戸数を減らし、分譲住宅が供給されて、新たな住民は、ミドルクラスが半分以上を占めるようになった。このため、安い家賃の賃貸住宅を求めて、イングルウッドのような地域に人々は転居して行った。こうして、地理的に近い他の地域のジェントリフィケーションは、開発が遅れて家賃の安い地域により一層低所得の人々を引き付けることになったのである。

(4) まとめ 都市の荒廃を引き起こした複合的な要因

これまでみてきたように、イングルウッドの荒廃は、人種の入れ替わりという単純な問題がもたらしたものではなかった。人種の入れ替わりという点では、1970年代初頭にはほぼ96%が、アフリカ系アメリカ人となっており、この時期にはまだ活気のある商店街が残っていた。地区衰退の原因について最後にまとめておく。

都市機能という観点からは、デパートやレストラン、ドーナツ屋のような地域で親しまれ、集客力のある施設が撤退していったことにより、地域が集客機能を失ったことが大きな要因である。さらにこれらの店舗の撤退要因は、地域の購売力の低下であった。これによって、地域全体がファッション性を失い、外部からの買い物客が異なる地域に行くようになった。また、街中には、映画館や宝石店やカフェやレストラン、バーなど、人々が交流できる空間が残っていた。人種の入れ替わったあとも、カフェや遊び場や映画館のある賑やかな商店街が人々の記憶に残っている。しかし、この頃の映画館は、ねずみが走り回る映画館になっており、華々しい商業地域からの転落が垣間見られる。しかしこの時期はまだ、子どもたちは表を走り回り、子どもが買い物できるお菓子屋が町にあり、様々な階層の人々が混合しているバーやカフェやデパートが、居場所として存在していた。

交通面では、1970年代後半に歩行者天国になったために、公共交通機関が入れなくなった。人通りの多い商業空間は、かつては路面電車、のちにはバスによって人を運んできていた。また、駐車場の拡張を試みたことがこの再開発の重要な点であったが、郊外のショッピングモールと比べると買い物をする場所から遠いところに駐車することになってしまい、利便性が失われた。

60年代から70年代の大きな変化はホワイト・フライトによって、地域の人種がポーランド系の移民からアフリカ系アメリカ人へと入れ替わったことである。当時多くの都市において都市の中心部での人種の入れ代わりが生じた。しかし、この頃の地域の社会階層はまだ多様であった。ヒアリングの中でも、70年代の半ばごろまでは、「お針子や仕立屋、歯医者などのプロフェッショナルな人々がい

た」、また、祖父母の家に困ったときに助けを求めて人がやってきたという話から、多様な階層が暮らす町であったことがわかる。困った人は余裕のある人々に助けてもらえる社会的関係性が残っていた。

ところがこの時期に起こった二つの大きな都市の変化が地域に影響を与える。

ひとつは都市計画の失敗である。63通りの駐車場不足を解消するために、車で通り抜けることができるショッピングストリートをクル・ド・サックに作り変えて、駐車場をショッピングモールの外周に配置した。これによって、商店街の交通の流れが途絶え、駐車場からの距離が遠くなり、不便になってしまった。シカゴ市でのギャング活動の活発化により、治安が悪くなってくると、イングルウッドにもギャングたちが現れ、整備された歩行者天国を闊歩するようになり、商店街の裏側に駐車場を配置したことによって、安全性に問題が出始めた。

もうひとつは、近隣で行われた新規開発である。近隣の近代的な商業施設の新規開発も63通りに打撃を与えた。モータリゼーションの進展とこれに対応した新たなショッピングモールのオープンによってイングルウッドは、最もファッションブルな町から転落していくのが70年代後半あたりである。公民権運動により、自分たちの町にとどまっていたアフリカ系アメリカ人は自由にどこにでも出かけて買い物をするという生活ができるようになっていった。

80年代、ソーヤー市長は、任期中になくなったワシントン市長のあとを引き継ぎ、さらなる再開発を行って、歩行者天国を廃止するが、失業率が高い地域の状況に鑑み、アフリカ系アメリカ人の小売業を優先的に入れようとするが、これが、そのころすでに店を持っていた韓国人の店主たちの撤退を招いたと同時に、高騰した家賃はどちらの人々にも高すぎるものとなった。再開発がジェントリフィケーションを生み出し、いわゆる近所のおじさんおばさんの店は、再入居できなくなった。

同時に、近隣地域において、新たなショッピングモールが次々とオープンし、また、70年代初頭には、バス等公共交通機関を利用してイングルウッドへ来る人が多かったが、70年代半ばごろには車に変わった。これによって、イングルウッドは駐車場が不足し、モールの外に駐車場を確保することを選択した。

さらに、その後1980年代後半には、クル・ド・サックを解消した。ソーヤー市長の再生プランでは、商業地域へのアフリカ系オーナーの参入、住宅の整備、コミュニティ・ディベロップメントなどが盛り込まれていたが、その実現を見ることはなく、新たに市長となったデリー氏（息子）は商業地域の開発のみを中心に進めていった。住宅地の整備に目を向けない、商業地域に特化した整備であった。このため、人口が増加せず、残った人々は購買力が低く、商業自体も衰退し、イングルウッドは買い物のできる店も消えてゆき、空き地と空き家ばかりとなっていった。70年代の公民権運動によって、アフリカ系アメリカ人は、権利を回復していった。公正住宅法は住む場所や住宅を購入する権利を保障した。そこで、80年代に治安が悪くなると、余裕のある人々は、イングルウッドを去っていった。おりしも空き家が増えたところで、近隣の公営住宅再生事業が実施され、安い家賃の住宅を求めて人々はイングルウッドにやってきた。80年代の10年間は坂を転がり落ちるように人口は更に減少し、残っていた商店もなくなり、地域は野原に変わっていった。人々は、仕事を探すのにも、お茶を飲む場所も、レストランで食事をするためにも、買い物をするにも地域の外に行かなければならなくなった。

このように、イングルウッドの衰退は、複合的要因によって生じてきた。特に、63通りでは、20世紀の間に3度も大きな都市再開発を実施したが、どれも失敗に終わった。産業構造の変化とグローバル化により、工場が移転し、人々が仕事を失っている。イングルウッドは、人種が入れ替わって衰退したのではなく、都市開発の失敗と治安の悪化とジェントリフィケーションが起因となって、80年代に衰退の一途をたどった。つまり、多様な社会階層が住めなくなるソーシャル・エクスクルーションが、地域の衰退要因として重大である。

今日、21世紀には、イングルウッドにおいて4度目の再開発事業が行われる。長い間空き地になっていた63通りに、新たな再開発事業が実施される。今度は、ホールフーズストアを含む典型的なモール開発である。これは、かつてのシアーズのように、起爆剤となっていくだろうか。また、1990年代にシカゴで起こった公営住宅の再生とジェントリフィケーションについては、さらなる研究の課題である。本稿では、地域の中で始まっている草の根のまちづくりについては言及できなかった。これについても、引き続き研究を進めていきたい。

なお、本研究は一般財団法人第一生命財団 都市とくらしの分野(2014~15)より助成を受けている。

〈研究ノート〉

住民自治による避難所運営 — 熊本地震の地域拠点の実際と教訓

高 林 秀 明

要 約

本稿は熊本地震後の熊本市東区尾ノ上小学校における避難所運営の実際と教訓である。同校の避難所は、震災直後から住民組織をつくり、食事づくりと交流、救護、地域支援、ボランティアセンター設置などを活動の柱として、住民自治による運営を展開した。また、避難所を地域全体の復旧・支援の拠点と位置づけ、地域と連携して活動した。この経験を通して、私は、住民自治こそがいのちと暮らしと人権を守る営みの要であることを学んだ。

はじめに

2016年4月14日と16日に熊本県・大分県を襲った最大震度7の大地震は、私たちの地域と暮らしに大きな被害をもたらした。私にとっては熊本市東区の尾ノ上小学校区に居住して12年目の被災であった。14日の前震では私以外の家族は車中泊し、私は自治公民館の床に横たわり自治会役員や独居高齢者等とともに夜を明かした。尾ノ上小学校の体育館でも不安な気持ちで一夜を過ごした避難者がいた。

その朝(15日の8時過ぎ)、12歳になったばかりの長男と自転車で益城町に向かった。市内から九州自動車道のガードを過ぎた辺りから、目に入ってくる倒壊した住宅や倒れた自動販売機に驚き、県道の隆起や陥没を避けながら役場前に到着した。隣接する益城町社会福祉協議会の事務所に入ると、大小すべての棚は倒れ、パソコン等も床に落下し、書類なども散乱していた。事務所の片づけを手伝って一段落すると、昼すぎには熊本県社会福祉協議会から職員数名が来所し、災害ボランティアセンター設置の打ち合わせが始まり、私も同席した。その後、商工会が配布していたペットボトルの水やタオル等を、自転車で使って、被災し茫然としている役場周辺地域(木山や宮園)の



写真1 公園で給水を待つ人の列

住民に届けた。

翌16日も益城町に向かうつもりだった。だが、16日の深夜、1時25分、本震が襲った。すぐに外に飛び出して余震が収まるのを待った（長男だけは予期していたかのように一人で車中泊をしていた）。しかし、余震が続くため、家族5人（12歳、8歳、4歳の子どもと妻と私）で、1台の小さな車に飛び乗り、急いで（車で1分の場所にある）尾ノ上小学校の運動場に避難した。次々に入ってくる車ですぐに運動場は一杯となった。私を含めて何人かの住民が車の誘導を行った。その夜は余震に怯えながら車の中で過ごした。この本震で地域一帯は停電・断水となり都市ガスも止まった。



写真2 熊本市東区の尾ノ上小学校

16日の午前9時頃、小学校に隣接している錦ヶ丘公園での防災用の水の配布の列に並んだ（写真1）。私は3時間近く並んだ末、正午近くによろやく1人3リットル、家族5人で約15リットルの水をもらうことができた。しかし、私の後ろにはまだ100人程がいて、その人たちは水の配給を受けられず、呆然と立ち尽くしたり、ショックでひざまずいている人もいた。駆け付けた市役所職員から再び15時に配給しますと伝えられ、その時間にもやはり長蛇の列ができた。このままでは被災者は心身ともに消耗してしまうと危機感を持った。昼ごろ、学校のグラウンドに戻り、しばらくすると、子どもたちが校舎内で配給された菓子パン5つを持ってきた。このときも長蛇の列ができて、1時間並んでも何ももらえない人があった。何かをしなればと感じながらその夜は開放された教室で休むために校舎に入った。日没後、その後の避難所運営がはじまるきっかけとなる出来事があった。その前に尾ノ上校区の地域の特徴について触れておく。

尾ノ上小学校区の概要

熊本市東区にある尾ノ上小学校区は、西側は中央区に隣接しており、市の中心部からも遠くない、利便性のよい住宅地である。人口は約1万3千人、世帯数は約5千5百世帯である（表1）。国勢調査の小地域集計をもとに地域の特徴をみると、世帯構成は市の平均値に近いが（単身が34.6%、夫婦と子が29.1%）、三郎2丁目や京塚本町では65歳以上のみの世帯がそれぞれ32.2%、24.4%と相対的に高く、高齢者世帯が増えている¹⁾。居住期間は20年以上が22.3%と市の平均値並みであるが、地区別にみると錦ヶ丘や尾ノ上（1～4丁目）では居住期間5年未満が4割前後と新規の転入者が多い。これらの地域ではマンションやアパートなどの共同住宅がそれぞれ68.5%、72.3%と著しい。雇用者（役員含む）の割合は86.3%と高く、産業別では「卸売業、小売業」が市平均と同様にもっとも多

1) 尾ノ上小学校区等のデータについては、国勢調査に基づく熊本市のホームページ https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=2985&class_set_id=3&class_id=538 および校区内の町丁目データは e-stat（平成22年国勢調査小地域集計熊本県） <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001036640&cycod=0> による（いずれも2016年11月7日確認）。

いものの、「公務」「学術研究、専門・技術サービス業」が平均値を若干だが上回っているように、安定的な階層も少なくない。地域活動やまちづくりの活動は、自治会、PTA、子ども会、民生児童委員など、各組織・団体が協力・連携して比較的活発である。校区単位では毎年秋に「尾ノ上まつり」が、1月には「どんどや」、隔年で校区運動会が行われている。高齢者らが中心になって子どもの見守りや交通安全に活発に取り組む「オバパト隊」の存在は市内ではよく知られている。自治会ごとにもお祭りや清掃活動、ふれあいサロンなどに取り組んでいる。以上のように、尾ノ上校区は、市の中心部と郊外地域との中間に位置し、生活条件に恵まれている。住民層は、居住年数が長い比較的安定的な階層と転入してきた若年・壮年層を中心とした（不安定な）階層の混在である。安定層を中心に地域活動への参加は比較的盛んであり、地域のつながりをつくり維持するための様々な努力がされている。

以下では、このような地域において、私が経験した小学校の避難所運営の実際とその教訓を記述する。私自身は家族と避難所に泊まったのは8日間であったが、帰宅後もゴールデンウィーク明け（5月9日）まで毎日避難所に通い、朝から夜まで避難所の運営にかかわった。本来は熊本地震の被害構造を分析した上でそれに位置づけて実践を論じるべきであるが、発災から半年後の本稿脱稿時に、そのような形で書くまでに至っていない。そのため、このノートは、場所も時期も限定して、震災から避難所が閉鎖されるまでの尾ノ上小学校を拠点とした1ヵ月半の活動記録としてまとめた。

1. 住民自治による避難所運営

(1) 自治組織の立ち上げ

決定的に重要だった最初の呼びかけ

16日の夜、尾ノ上小学校の避難者は1000人に達していただろうか。夜7時頃、校内放送があった。「避難所の運営のためにボランティアができる人は校舎の昇降口に集まってください」という長尾秀樹校長からの呼びかけだった。私はすぐに南校舎3階の6年3組の教室から1階に降りた。40人ほどが集まり、校長とPTA会長が短く話した。PTA会長の土岐さんは皆を元気づけるように「こういふときだから皆さん、力をあわせて行きましょう」と語った。役割分担等は翌日に再度集まって決めることを伝えて、その場はすぐに解散した。その後、私は、校長とPTA会長や役員（OB含む）とともに校長室に入って、避難所運営の班編成や水の確保、学校の設備の使用などについて打ち合わせ

表1 尾ノ上小学校区の人口・世帯数（町丁目別）

校区・町丁目名	人口	世帯数
尾ノ上校区	12,987	5,466
京塚本町	1,635	685
錦ヶ丘	1,393	556
三郎1丁目	683	285
三郎2丁目	862	374
東京塚町	930	403
尾ノ上1丁目	2,006	917
尾ノ上2丁目	1,701	671
尾ノ上3丁目	1,399	579
尾ノ上4丁目	2,378	996

平成22年10月1日現在 単位：人・世帯
資料）総務省『国勢調査』平成22年

をした。住民自治の運営組織づくりのきっかけは、16日の夜の校長の呼びかけだった。このことは住民自治の始動にとって決定的に重要な出来事であった。

地震から半年後、私は、長尾校長にあの時なぜボランティアへの参加を呼びかけることができたのか、と尋ねた。16日の昼に物資（水や食料）が足りず（上記のパンの配布）、土曜日だったので職員（教師）も少なかった。夜になり、「これからどうな



写真3 校長、PTA 役員、行政職員等と対策会議

ることだろう、ボランティア組織をつくった方がよいのではないかと考えて、4人ほどいた職員に聞いてみると、やはり必要という意見だった。その職員らはボランティア経験のある人たちだった。その日、学校に詰めていた市の行政職員とPTA会長に相談しても、ボランティア組織づくりに賛同してくれた。もしも周りに相談せず一人だけで考えていたら、呼びかけることはできなかった、と語った²⁾。

ここで避難所の避難者数の推移を記しておく、本震直後の初日（16日）には約1,000人、2・3日後には1,300人を超えた。5日目には約600人、6日目には約500人、約7日目には400人と次第に減った。その後は300人から200人程が続き、10日後には約180人になった。約2週間後（29日）、それまでは校舎と体育館を使っていたが、体育館に避難場所を限定した頃、都市ガスの開通もあって避難者は100人となり、その後ゴールデンウィーク明けまで40人ほどで推移した。

6つの班による運営

翌17日の朝、校長室に集まったPTA役員を中心に、小学校の防災倉庫から取り出したアルファ米に水を入れ避難者に提供した。午前10時頃、ボランティアができる人たちに教室に集まってもらい、班編成を行った。前夜に打ち合わせした通り、班構成は、全体の総務的役割を担う「調整班」（校長・教頭・PTA会長）、食事づくりを担当する「食事班」、断水のためプールから水を汲みトイレ

2) 16日の様子について、長尾秀樹校長は次のように記している。「最初は電気も水もきておらず、まずは、明かりをつけることから始めた。防災倉庫から自家発電機を出して、起こし方も分からず、右往左往しているところに、本校のPTA会長と有志の若手の方が手伝っていただき、何とかトイレに明かりを点すことができた。その後、水が流れず大便で詰まったトイレの後始末等を、校長・教頭・本校の職員1名とPTA会長と有志で大変な思いをしながら頑張った。」また、おそらく17日の朝に避難者に提供したアルファ米のおにぎりのことについて、次のように書いている。「PTA会長が学校前の大きな防災倉庫から食料の調達をしてくれて、何とか間に合い、本校のPTA役員と有志の方で何とか文句を言われながらも食料を配布できた。最後の方まで食料を配給するのに、約2〜3時間かかった。老人の方など、『年寄りにこんなに待たせるのか。立っただけでもたいへんなのに。』などの不平をもらってお年寄りがいた。」（以上は、「熊本地震に関わる避難所運営について」平成28年7月29日、全3校）。自主運営組織が結成されたのは17日の午前中であり、17日の朝食は私も含めて自主的に集まった人たちがアルファ米のおにぎりを握り、配給を行った。

の前にバケツを置くなどの「雑用班」、医療・介護が必要な人をケアする「救護班」、授乳室の整備等にかかわる「女性班」、運動場を埋め尽くしている車を整理するなどの「運動場係り」である。避難者は黒板に書かれた班の名前の下に自分の名前を記入した。食事班の班長のなり手がいなかったため、PTA 会長が私を指名した。本震災翌日の 17 日に早くも避難所を運営する避難者による自治組織ができた。この組織が 1 月半の避難所運営の軸となり、後述するような円滑な運営を可能とした。

(2) 班をつくりコミュニケーションができる

班ごとに世話人を選ぶ

私たちは 6 つの運営班に加えて、体育館と教室それぞれに避難している人たちの中から世話人を選んでもらった。教室は教室ごとに、体育館は 10 班に分けて班ごとに、1 人の世話人を決めた。世話人の役割は主に食事を配る際に、日々変動する班の食事数を数えて、校舎の昇降口まで取りに来ること。もちろん 1 人では運べないため、班員 2・3 人とともに、24 本入りのペットボトルの水が入っていた箱を使って作った「段ボールトレイ」に、おにぎりやみそ汁など載せて各班に持ち帰った。

列に並ぶことなく食事を受け取れる仕組み

世話人が中心となって朝夕の食事ごとにお互いに声をかけて人数を把握した。朝から仕事等で出かけて夕食時や夕食後に避難所に戻る方の場合、同じ班の世話人に食事の確保を依頼するなどした。高齢者や障害のある人たちなどさまざまな避難者がいる中で、配給に並ぶのは各班からの世話人と手伝いの数人だけである。配給場所は、校舎の教室の班には昇降口で、体育館の班には体育館入り口で、車中泊の人たちには昇降口前のテントで、それぞれテーブルを並べて設置した。このような工夫によって、長い列ができることがなく、スムーズな食事の提供が実現できた。1000 人以上でも 30 分間で全員に配り終えた。

後で（9 月のこと）、ほぼ同じ人数の避難者がいた別の公共施設に避難していた方に聴き取りをしたところ、数週間の間、毎食、配給の列に 2 時間並ばないとおにぎりをもらえなかった（3 食並べば 1 日最長 6 時間になる）³⁾。また別の避難所で



写真 4 配食の列に並ぶ各班の世話人

3) 益城町住民で町総合体育館に避難した B さんから、2016 年 8 月 31 日に聴き取りを行った。配給に並ぶ列について以下のような話があった。「避難所となった体育館内ではおにぎりをもらうために 2 時間並んだ。朝昼晩の 3 回、2 時間ずつ並び、1 日 6 時間のこともあった。仕事をしている人は並べないので、市内の職場の方はその場で食事を提供してもらったという人もいる。そういう環境なので、避難者同士の大ゲンカもあった。テレビのチャンネル争いなど些細なことがきっかけになった。次第に物資が届き、炊き出しも行われるようになった。それでも 1 時間半から 2 時間は並んだ。2 ヶ月ほどそのような状況が続いた。朝はパンとおにぎりがそれぞれ 1 つ、昼はパン 1 つ、夕食はコンビニ弁当だった。最初は 1 か所しか配布す

は、「列に並べない（認知症の）母親の分もください」とお願いしたところ、「並べない人には渡せない」と断られたという⁴⁾。そのような対応に傷ついたり、列に並べず水や食事の受給をあきらめたりして、避難所に居ることができなくなり行き場に困った人も多かっただろう。長蛇の列がどれほど被災者の心身を疲弊させるかを16日に経験していたので、この仕組みをつくったことによって避難者数のピーク時（1300人強）にもそれを避けることができた。

プライバシーの壁が低くなり安心感が高まる

このように班をつくることで、自然にコミュニケーションが生まれ、お互いに声を掛けあい、気遣うことができた。私自身が寝ていた教室にも3家族か4家族が「同居」していたが、世話人を置いてコミュニケーションを取っていたので、プライバシーがほとんど気にならなかった。避難生活がそれほど長期でなかったせいもあるが、避難した人たちはあまりプライバシーを気にすることはなかったようである（その証拠として体育館内に段ボールの仕切りを求める声はほとんどなかったし、仕切り設置はごく一部に限られた）。教室や体育館の班によっては、同じ町内から避難してきた人たちが自然と集まっているところもあり、そうでない班もあったが、どの班でもコミュニケーションを取り合っていた。避難所ではダンボールの高いパーテーション等を立てて細かく空間を区切る場合もあるが、私たちの避難所ではオープンな環境で班単位に相互にコミュニケーションを取れたことが安心感を高めたのではないかと思う。

震災から5ヵ月が過ぎた頃、同じ町内に住む高齢者から「避難所ではお世話になりました。体育館の一番奥に10日間避難していましたが、皆さんとよくお話ができたので家に戻るときは別れ惜しかったです。」と言われて、この仕組みの良さを確信することができた。

(3) 朝夕に手づくりのあたたかい食事を

有機農家等の生産者とのつながりで食材を確保

17日の朝食は小学校の防災倉庫内にあった水とアルファ米でつくったおにぎりを配った。17日と18日の朝はアルファ米やパンを提供するしかなかった。17日に食事班の班長に指名され、さっそく山都町で農業・畜産業を営む坂本幸誠さん（熊本県有機農業研究会会長、心の会事務局長）に連絡し、米100kg（無農薬米）を届けてもらうことをお願いした。18日、坂本さんは米に加え、プロパンガスと大きなコンロも運んできてくれた。18日、隣の錦ヶ丘公園に自衛隊車両が炊飯設備を持ってきたため、炊飯を依頼し引き受けてもらった。18日の夜から、炊き立てのご飯でつくったおにぎりや温かい豚汁を配給することができた。その後は、妻の職場の同僚からも米や野菜が届けられた。その他

る場所がなかったので列が長かったが、次第に4列・5列に増えた。当初、自衛隊だけがおにぎりを握っていたが、避難者の女性たちが任せなさいと手伝うようになったためだ。塩入、塩なしを分けたり、梅干しを入れたり内容も改善した。パンはアンパンかジャムパンで糖尿病が心配された。長時間並ぶことで気力・体力を消耗し、他に何も考えられなくなってしまった。」

4) NNNドキュメント「こぼれ落ちる災害弱者～熊本からの警告～」2016年9月25日（25:00～25:25）、KKT放送番組より。

の野菜や味噌・醤油などの調味料はスーパーで購入した。みそ汁やカレー、スープなど毎日温かいものをおにぎりと一緒に必ずつくって提供することを続けた。被災者がお互いに元気になるには食べることから始まると考えたからである。

食事班と先生方、ボランティアの協力とその効果

食事班の中心は女性陣である。とくにレイヴィン亜希子さんはメニューの考案や調理まで頼れる存在であった（後半は実質的な班長をしていただいた）。小学校の先生方も調理から配食、片付けまで、自分の仕事の手を止めて、積極的に参加してくれた。中学生や高校生、専門学校生、大学生も調理ボランティアに加わった。尾ノ上小学校出身の生徒・学生が多かった。避難者の中にも、「私にも何かさせてください」と食事班のメンバーでなくとも調理に参加してくれる人が少なくなかった。

毎日の食事づくりは、避難者、学校の先生方、ボランティアなどのお互いのコミュニケーションを深め、チームワークを強めてくれたと感じる。また、食を通して、避難者一人ひとりの心身の健康の維持、体力・免疫力の低下の防止につながったと考える。そのような取り組みは、避難所であっても（だからこそ）、一人ひとりの生活と健康を大切に、そのためにお互いに協力し合うという、避難所全体の雰囲気をつくる上で積極的な効果があったのではないかと考える。避難者の方に「お元気ですか？」と尋ねると、「はい、ここは食事がいいからね。」と答えてくれることもあった。

家庭科室など小学校の整備がフル稼働

避難所の生活と避難所の運営にとって、小学校の施設・設備のほぼすべてを利用させていただいたことも大きかった（ひまわり学級の6つの教室だけは閉じていたが、その他すべての教室と体育館を利用できた）。毎日、温かい食事を提供できたのは、家庭科室のおかげであった。7つの調理台に洗い場とコンロがあり、いくつもの大きな鍋を使うことができた（鍋はPTA等からお借りした）。もちろんまな板や包丁などの道具も一通りそろっている。当初、給食室（調理場）が使えないかと思ったが、都市ガスは4月末まで広範囲で不通だったため、利用をあきらめざるを得なかった。一方、家庭科室はプロパンガスであったためすぐにフル稼働することができた（前述のように炊飯だけは自衛隊



写真5 毎日必ず温かい食事を



写真6 家庭科室で高校生ボランティアも

車両に頼んだ)。

食事を配給する前には、学校の放送設備(マイク)を通して、メニューを紹介し、世話人の方に昇降口に取りに来てもらうように呼びかけた。後述する、小学校のボランティアセンターでも、学校に備えられている、一輪車やスコップ、バール、ハンマーなどを活用した。

小学校や中学校は災害時の避難所としてもっとも身近で頼りになる施設である。国基準の設定の誤りによる耐震強度不足のために、施設が危険な状態となり、発災後に利用できない場合もあった。十分な耐震強度を確保した耐震化によって避難所として利用できる状態に整備し、いざ災害が起こったときは、学校のすべての施設・設備を避難者に開放することができれば、避難生活の場所として十分に機能できる。体育館は避難所として利用できたが校舎は開放されなかった(利用を認められなかった)というケースもあった(長尾校長によると、本震の日、避難者が多い場合には校舎を開放してよいという連絡が熊本市から各学校長にあった)。校舎を利用すれば、中規模の学校ならば20~30教室が使えるため、多様な人たちの受け皿になれる。そのことは、ハード面の福祉的配慮を可能にさせる。被災直後から被災者の健康と生活を守るために小・中学校等の施設・設備を被災者・避難者に開放することが必要である。

(4) 救護班の活動、障害のある人や高齢者、乳児などの支援

救護班によるサポート

救護班は、保健室を拠点に、避難者の看護師・花澤さんをリーダーとして、近隣の医師、養護教諭(田中恭子先生)が担当した。また、校医の比企医師と学校の近所に住む片山医師が毎日のように来校し、救護班の一員として避難者を診てくれた。救護班は、校内を巡回し、気になる方の状態や対応をノートに記録し、そのノートを共有した。校庭や隣接の錦ヶ丘公園で車中泊している方にも、声を掛けて回り、血栓の有無を見ながら弾性ストッキングを提供した。当初は水が出ず消毒スプレーさえ不足する中で、避難者の体力低下や脱水・感染症の不安を抱えながらも、チームによる医療・看護が確保されていたので、避難者にとって安心感があった。ただし、その陰には、とくに最初の1週間、筆舌に尽くしがたい救護班の苦労があった。

ボランティア看護師の花澤さんによると、16日(土)の夜の嘔吐への対応に始まり、避難者の健康状態の把握およびさまざまな訴えへの対応など多忙を極めた。血圧が気になる方が多数あり、測定するとほとんどは平常時よりも30ほど高かった。最初の数日間で、肋骨骨折の疑いのある人、退院直後で肺炎の疑いのある高齢者、正座して微動だにせず声かけしても反応のない高齢者、睡眠時無呼吸症候群の方などに対応した。救急搬送したケースも2件あった(てんかん発作の持病を持ち言葉が出ずただ震えている高齢者等)。単身で避難し健康が悪化した方の場合、本人の身元確認や息子等への連絡なども行った。

5日目に市民病院の医師・看護師やDMAT等の医療チームが次々と訪ねてきたが、具体的な連携の提案、その後の実際のサポートは何一つなかった。訪問者間の連携も皆無だった。救護班のリーダーの花澤さんは16日からの5日間、気を張っていたこともあって、ほとんど寝ることがなかった。「保

健室の明かりだけでも消さずにおけば避難者は安心すると思っていた」と、心身に無理をして深夜も看護体制を守った理由を語った。救護班の最初の1週間の「修羅場」は、高齢者や障害者、疾病を抱える人を受け入れた避難所での共通する経験であったに違いない。このような実態を踏まえると、行政職員（熊本市および他の政令指定都市の職員）が毎日交代で避難所に派遣されたように、医師および看護師も同じように派遣される必要があった。この点は、一般避難所での避難者の医療・看護ニーズに応えるために（そこに福祉避難所の機能を持たせるのであればなおさら）、避けて通ることができない非常に重要な教訓である。

障害のある方々の環境確保

上述のような疾病のある人たちの他にも、避難所には、車椅子を利用している高齢の方が2人、視覚障害の方が1人、パニック障害等の精神面の障害・疾患のある方が数名、乳児連れの方が数名など、何らかの支援が必要な方も避難されていた（正確な人数は確認できていない）。

車椅子の方はいずれも家族と一緒にあり、一人は体育館、もう一人は教室で生活されていた。体育館にはバリアフリーのトイレがないため、校舎内の身障者用トイレを利用していた。盲導犬を連れて家族とともに避難されていた視覚障害の方は、避難所に来られた際は教室に入り、教室を閉じて体育館に集約した4月末には、避難者の数が減り十分なスペースが確保できる体育館で生活された。

精神疾患のある方で家族や友人を含め10人程の集団で来られた方には、一つの教室に入っていた。当初は他の家族と同室であり、本人から落ち着かないという訴えがあったために別の教室を確保した。一方、単身の精神障害のある男性は、体育館で同じ班にいた他の男性と親しくなり、一緒に支援物資や食材の運搬に参加されていた。

当時は慣れない避難生活の中で誰もが程度の差はあれ不安やストレスを抱えていたはずである。震災半年後、養護教諭の田中先生に当時どのような相談があったかを聞いたところ、精神疾患のある人たちから、周囲の人となじめないとか、ストレスで人を叩きたくなくなってしまうといった相談があったと言う。私は田中先生がそのような訴えに丁寧に傾聴して支えていたことを後で知った。

元気になれる避難所

このようなサポートや上述の救護班の粉骨砕身の活動もあって、総じて、障害のある方々の表情は明るく、とくに精神の方々には落ちついた生活を送っているように見えた。経済面の厳しさや孤立などの日頃の生活を推しはかってみると、彼（女）らは、避難所での生活は不便であっても、活動への参加（役割があること）、人との交流や助け合いによって元気になったのかもしれない。

五十肩のために腕を肩以上にあげることができず、長年、リハビリをしているが治らなかったという男性は、避難所で周りの人と協力して活動されたことがよかったのか、避難生活の終わり頃に、「肩が上がるようになりました」と実際に上げて見せてくれた。

避難当初から落ち込んだ表情の女性（50代）がいつも一人でおられた。本震から約2週間後に、その方からボランティア派遣の依頼があった。住むことはできるマンションだが地震の揺れが恐怖となって自宅に入ることができないので付き添ってほしいという訴えだった。この女性は最後の最後まで避

難所に残っていたが、ボランティアを派遣する度に元気になり、自分1人でマンションの部屋に入って片づけをできるようになり、全く別人のように表情も明るくなられた。

避難所にいた子どもたちは、友だち同士でよく遊んでいた。ゲームをしたりテレビを見ていた時間もあったが、食事づくりや配膳、掃除など、自分ができることをよく手伝ってくれた。わが子らは自宅に戻った後も私が毎日避難所に通うので、避難所で生活しているかのように過ごしていた。地震から約3ヶ月後、尾ノ上小学校の新1年生のお母さんと話をする機会があり、地震後の状況を尋ねると、夫は公務員でいつも留守なので娘と2人で自宅にじっとしていました、という返事だった。振り返ってみると、避難所では毎日のように地元のボランティアが子どものための絵本の読み聞かせ等をしてきていたが、もっと意識的に子どもの遊び場を設けて、地域の子どもたちに来校を呼びかけるべきであった。なお、子どもにかかわる活動以外にも、地元の人たちがボランティアでヨガやハーモニカ演奏などをして避難者を励ましてくれた。ハーモニカ演奏のボランティアの方は地震後1週間ほど尾ノ上小学校に避難していた方であった。

他にも避難所の生活を通して元気になられた方がいたかもしれない。もちろん私が気づかなかっただけで、震災のショックに打ちひしがれ、余震の不安、慣れない集団生活のストレスに苦しんでいた人も少なくなかっただろう。それでも、コミュニケーションと交流と協力を大切にしたので、私たちの小学校は「元気になる避難所」に近づけたのではないかと考えている。

(5) 物資と食事を地域で配る — 避難所は復旧・復興の一つの拠点

避難者だけでなく地域全体が被災

新聞報道では避難者の数が発表されるが、当然ながら避難者だけが被災者ではない。避難所に来ることができない人、痛んだ家で不安にじっと耐えている人、被害は軽いものの揺れのショックや余震の不安におびえている人など、軽重の差はあってもすべての地域住民が被災者だと考えた。発災後数日間、避難所の物資は不足したが1週間後には十分に届くようになった。そこで、地域の被災者を少しでもサポートするために、ペットボトルの水やパン、おにぎりなどをリヤカーに乗せて地域に運び、拡声器で案内して配ることにした。家庭科室でつくったみそ汁を台車で運び地域に提供したこともあった。実際に物資を持って行くと、戸建住宅や市営住宅、アパート、マンションなどから住民が出てきて喜んで物資を受け取られた。「尾ノ上小学校からです」という呼びかけに、安心感もあるのだろう。困っていることや不安なこともいろいろと話してくれた。その様子から、コミュニケーションを通して、在宅被災者の方が、安心感、そして避難所との接点があるという「つながり」を少しでも感じてもらえるのではないかと考えた。



写真7 リヤカーで物資を地域へ

家庭科室でつくったみそ汁を台車で運び地域に提供したこともあった。実際に物資を持って行くと、戸建住宅や市営住宅、アパート、マンションなどから住民が出てきて喜んで物資を受け取られた。「尾ノ上小学校からです」という呼びかけに、安心感もあるのだろう。困っていることや不安なこともいろいろと話してくれた。その様子から、コミュニケーションを通して、在宅被災者の方が、安心感、そして避難所との接点があるという「つながり」を少しでも感じてもらえるのではないかと考えた。

とくに市営住宅には低所得層が多いため何度も何度も物資を運んだ。その際、取りに来られた住民が近所の気にかかる方に物資を届けてくれるなどの気配りも見られた。

支援拠点としての避難所

地域での物資の配布には、このようにいくつかの目的があった。一つは避難所が地域の被災者全体にとっての支援の拠点としての役割を果たすこと、二つには地域に出向き地域を歩くことで在宅・地域の被災者の実態やニーズを把握すること、三つにはコミュニケーションと交流を通して安心感と信頼感を共有すること、四つにはそのようなかわりを通して地域づくりの活動に少しでも多くの住民が（いずれは）参加する可能性を耕すことである。

この活動は以下で述べるような小学校でのボランティアセンターを運営する上でも役立った。刻々と状況やニーズが変化する避難所運営の中で、次に何をしなければならないかに気づくことができた。つまり、震災後の地域のニーズを把握し、どこにどのような課題があるのかを知ることができた。また、避難所と地域住民とのコミュニケーションができたので、次の段階でボランティアセンターが立ち上がったときに住民からのボランティアの頼みやすさにもつながったのではないかと考える。

2. 地域復興の拠点としての避難所と併設のボランティアセンター

(1) 避難者の帰宅の手伝いから始まる

このような特徴を持つ尾ノ上校区の避難所（小学校）において、4月25日からボランティアセンター設置の準備をはじめ、26日からほぼ2週間にわたって個別の世帯に対してボランティア派遣を行った。熊本地震の避難所の中で、ボランティアセンターが設置された避難所が他にあるのかは知らないが、極めて珍しい例に違いない。

避難所が被災者支援の地域拠点としての役割を持つべきだと考えていたが、最初に対応したのは避難所に避難している人の帰宅支援であった。膨大かつ深刻な在宅避難者のニーズを意識しながら

も、まずはそこから着手したのは、避難所にいる人たちに対してボランティアに手伝ってほしいことを聴くことはすぐにできるという理由もあった。24日に校内放送を使ってボランティアの希望を呼びかけた。すると数人の方から、一人では片づけができないのでお願いしたいという申し出があった。

この避難所併設のボランティアセンターで活動するボランティアは、熊本市災害ボランティアセンター（以下、市災害ボラセンと略す）を通して派遣してもらった。前日の夕方に翌日活動してもらうボランティア数を市災害ボラセンに伝え、当日の午前10時前後にボランティアが尾ノ上小学校に到着する仕組みである。



写真8 ボランティアの受け入れと送り出し

(2) 地域のニーズに応える

地域のニーズを掘り起こすために、校区社会福祉協議会の大橋さんに相談し、ボランティアセンターへの協力を求めた。大橋さんは尾ノ上校区8町内の自治会長でもあり、町内でボランティアの希望を聞いて回ってくれた。また、大橋さんを通して、各町内会長や民生児童委員にも協力を求めた。さらに、地域での物資を配布する際に、拡声器でボランティアを必要とする人は声をかけてほしいと呼びかけた。

ボランティア派遣のニーズは、多い順に、①室内の片づけ、②廃棄物・瓦の運搬および敷地内の片づけ、③ブロック塀の解体、④その他、である。センター開設から6日目の5月1日にはニーズ件数が10件を上回り(14件)、5日連続で10件を超え、ボランティア派遣は1日当たり30人から50人となった。センターは15日間で延べ103件のニーズに対応し、延べ348人ボランティアを派遣した(表2)。なお、4月24日と25日および5月4日には、市災害ボラセンから派遣されたボランティアが避難所の清掃(体育館や校舎の教室・廊下・トイレ等)も行った。

表2 尾ノ上小学校災害ボランティアセンター ニーズ件数・派遣人数

	(月) 4月					(月) 5月								合計		
	(日) 26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	7	8	14		20	28
ニーズ件数(実施件数)	5	7	6	5	7	14	12	12	11	11	6	2	2	2	1	103
ボランティア派遣人数	8	24	20	50	30	47	48	30	30	10	27	4	8	8	4	348

ところで、4月28日のことだった。尾ノ上8町内の住民が小学校に来て「物資も情報も何も届かない。避難所は何をやっているのか。」と強い口調で私たち運営者に迫った。私はその数日前から8町内(尾ノ上4丁目)を訪問しており、その地域の帯状に広がっている被害の大きさに気づき、何とかしなければならぬと感じていた。その方からの支援の要望を受けて、早速、物資を届け、ボランティアを派遣した。振り返ってみると、私は8町内の地域を以前から通ったことがなくほとんど知らなかったこともあって、早期に被害状況をつかめなかったことが悔やまれる。一つの小学校区の中でも被害の程度には濃淡がある。地域全体のニーズの把握を早い段階で行うべきだという教訓が残った。

(3) サテライトとしての役割 — 市災害ボラセンとの連携

尾ノ上小学校の避難所に設置したボランティアセンターは、実質的には、市災害ボラセンのサテライト的な役割を果たした。上述のようにボランティアは市災害ボラセンから派遣してもらった(個別世帯の派遣は上述のように26日からであったが24・25日も避難所の清掃等のために市災害ボラセンからのボランティア派遣があった)。

市災害ボラセンは4月22日に立ちあがった。市ボラセンの最初の3日間は、ボランティアの依頼票を市内各地の世帯ごとにポスティングする活動であった(表3)。並行して避難所の手伝いを行い、自宅の片づけなど個別世帯への本格的な派遣は27日以降であった。それは14日の前震から13日

（ほぼ2週間）後である。市災害ボラセンは、市役所や繁華街、バスセンター（交通センター）のある中心部の花畑公園に設置された（市社協はGW明けに団体ボランティア受付専用の東区サテライトとその後、南区の一部を対象とした南区サテライトを設置した⁵⁾。74万人の都市に対して1か所のボランティアセンターではニーズ把握が困難であった。次第にボランティア派遣の依頼が入ってきたが、どこまでニーズが把握できただろうか。20人程のニーズ班がファックスや電話で依頼を受けても実際に現地調査することができなかった。電話だけでの対応によって現場の状況を知らないボランティアを派遣するというコーディネートは、依頼する側も活動する側も、そしてコーディネート役のスタッフにとっても不安が大きい。広域災害において1か所のセンターでのコーディネートは量的にも質的にも対応が難しいといえる。

このような背景があって、私たちのような小学校区の（避難所併設の）ボランティアセンターが立ち上がると、それは市災害ボラセンのサテライト的な役割を担った。避難所設置とはいえないが、同様の役割を果たした小学校区もあった。熊本市と熊本市社会福祉協議会は、地域からのニーズ把握が困難であること、効率的なボランティア派遣が難しい状況を鑑み、このようなサテライト方式の実施を促すために、熊本市地域活動推進課の名前で「校区の地域課題解決のための災害ボランティアの活用」という文書を全校区に送付した（大江校区が一つの事例としてこの文書で紹介されている）。市と市社協はサテライト方式を校区へ波及させることを試みたがそれほどの効果はなく実際の取り組みには結びつかなかったという。今回の取り組みを通して得られた教訓は、大都市などでの広域災害の場合、自治体内にいくつかの災害ボラセンを設置したとしても（政令市の場合は複数の区単位）、同時にサテライト的な役割を果たす、小学校区や中学校区などのより身近な地域での災害ボラセンの設置の必要性である⁵⁾。

（4）自治会ごとの動き — 日頃の活動のあり様が災害時に現れる

避難所のボランティアセンターに校区内のそれぞれの地域からニーズが上がってきた。8つあるそれぞれの自治会でボランティア依頼の呼びかけがなされた中、とくに8町内と4町内からのニーズが多かった。8町内の自治会長は校区社協会長でもある大橋さんであり、自治会内の班長を通して全戸にボランティア依頼のチラシを配布した。4町内では自治会役員らが気になる世帯に声をかけてボランティアに手伝いを依頼できることを伝えた。

表3 熊本市災害ボランティアセンターの主な活動内容の推移

期 間	主な活動内容（多い順）
4月22日～24日	ポスティング（宣伝活動）、救援物資の仕分け、避難所手伝い
4月25日～26日	避難所手伝い、ポスティング、自宅の片づけ（26日）
4月27日以降	自宅の片づけ、避難所手伝い

出所) 熊本市災害ボランティアセンター facebook
資料) 上田浩之 (2016)

5) 上田浩之「災害ボランティアからみた被災者支援の課題と展望—住民福祉活動の萌芽」『暮らしと自治くまもと』2016年10月号、くまもと地域自治体研究所を参照のこと。

表4 町内ごとの民生委員等が把握する要支援者に水・食料を届けた数

町内	4月						5月					合計
	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	
8つの町内の合計	76	75	59	61	57	57	47	27	29	25	23	536
4町内	40	35	15	16	16	16	15	8	8	8	8	185
8町内	10	10	12	12	12	12	12	12	8	8	6	114
上記以外の6つの町内の平均	4	5	5	6	5	5	3	2	2	2	2	41

各自治会では発災後、自治会役員や民生児童委員らが要支援者に声をかけて安否を確認する活動を行った。その中で、水や食料などの物資を配給する必要がある場合には、各自治会で対応するほかに、小学校隣りにある錦ヶ丘公園の防災倉庫前でも各自治会役員の申告数に応じて物資が配布され、それを各自治会で要支援者に届ける活動が行われた。この取り組み自体が高く評価できるものであるが、各自治会の配布数にはかなりの違いがあった。その数は、表4のように、11日間に延べで、4町内では185人分、8町内では114人分であった。一方で、他の6つの町内の平均数は41人分である（少ない町内はゼロあるいは30人分）。自治会ごとの世帯数に違いはあるが配布数が多い地域ほど要支援者も多いとはいえない。この違いは、日頃から住民相互のつながりやまとまりの状態、自治会役員や民生児童委員と高齢者等の要支援者とのつながりの違いの現れであるとみられる。

確かに、尾ノ上校区ではすべての町内で月1回程度の「ふれあいサロン」が実施されているように、どの自治会でも福祉活動を大切にしている。その中で、配布数をもっとも多かった4町内自治会の取り組みは活発かつ丁寧である。その一部を紹介すると、定例活動として、役員会（月1回）、代表者会（月1回）、町内会だよりの発行（毎月1回）がある。また、隔月での資源物回収と公園清掃を行っている。大きな行事としては、秋祭りである「なんでんかんでんまつり」（10月）、もちつき（12月）などに力を入れている。他に、町内公民館では、囲碁や書道、カラオケの会などの趣味の会が頻繁にある。近年、ゴミ収集のモデル地区に指定（2年）されゴミ問題にも積極的に取り組んでいる。その他、校区単位のお祭りや運動会等の行事にも積極的に協力・参加している。町内には公民館と少し広めの公園があり、交流の場（拠点）となっている。私はこれまで12年間、4町内に住んでおり、今年度は子ども会の会長として自治会と密接に連携している。その経験を通して、ほとんどが高齢の役員の方々によって、心のこもった丁寧な取り組みが続けられていることを肌で感じている。今回の災害後に行った「住民の避難行動などに関するアンケート調査」もその一例である⁶⁾。

6) 尾ノ上校区4町内（自治会）の「住民の避難行動等のアンケート」の結果は、回答110世帯について、「避難した」55世帯、「しなかった」55世帯である。避難場所は、小学校20、公園22、その他21である。車中泊の経験は33世帯（30%）、食事の配給を利用したのは50世帯（46%）、水の配給を利用したのは51世帯（47%）、ボランティアを依頼できることを知っていたのは69世帯（63%）である。自由回答には、「高齢者の方などが避難できる簡易テントが必要」「自治会所有のかまど、大なべ等の活用による食事の配給など」などの指摘があった。

3. 地域福祉の視点からみた避難所運営とその課題

(1) いのちと暮らしを守る住民自治によって／地域の復旧・復興の拠点として

私たちの避難所にとって決定的に重要だったのが、16日の晩に、「ボランティアができる人は集まってください」という校長からの呼びかけと、「力を合わせて行きましょう」というPTA会長の言葉を、校舎の昇降口に集まった40人程の避難者が共有できたことである。

「避難所において、こんなに笑っていていいのかしら」と、長く自宅に帰ることができなかった、精神疾患のある60代の女性は話した。一人で体育館に入ったこの方は、元々話好きで、周囲の人とおしゃべりするようになって、避難所が安心できる場所になったという。その声は避難所全体の様子を表していると思う。上述のような取り組みの結果であるが、その原点は住民による自主運営組織ができて、住民自治による活動ができたからだと考える。

住民自治は、お互いの生命（いのち）と生活（暮らし）、そして人権を守る営みの要であり、住民相互・周りの人たちとの対話・交流と協力を基礎とする。それは行政や企業・事業所の運営に伴う管理とは異なる。配食の列に毎食数百人が、2時間も並ばなければならないという避難所もあった。その運営主体は行政や指定管理の事業者であった。住民自治が軸にあれば、どうすればいいのかをみんなで真剣に話し合い、知恵を出し合って、徐々に確実に具体的な改善が図られるだろう。私は地域福祉論を研究し、学生に教える中で、住民自治を語ってきたが、今回ほどその内容と意味が自分の骨身に沁み込んだことはなかった。住民自治があってこそその生命（いのち）・生活（暮らし）であり、地域なのだということをあらためて学んだ。

具体的には、避難所において、食と健康を大切に、ヨコのつながりをつくることに力を合わせた。かつて拙著「食と健康に根ざした地域福祉活動」（『健康・生活問題と地域福祉—くらしの場の共通課題を求めて』）の中で論じたことを繰り返さないが、私の恩師・三塚武男先生が教えてくれた通りに、人間らしい営み（社会的実践）は理に適ったものでお互いの心身の健康を守ることができた⁷⁾。

また、避難所の個々人だけでなく、地域全体の復旧と生活・健康を視野に入れた実践は、岩手県の旧沢内村（現在の西和賀町沢内）に学んだ、「ゾーンディフェンス（地域丸ごと）」（元沢内病院長の増田進医師）の視点が生きた。この視点は、病院や施設に来る人だけでなく、地域医療や地域福祉はすべての人が対象である、だから生命と暮らしは「マンツーマン」でなく「ゾーン」で守る。つまり村はすべての住民の健康に責任を持つという考え方であった。村立病院は予防を最も重視したのであり、病院は村全体の健康の保持・増進の拠点と位置づけられていた。沢内村は、医療や教育に対する国家責任を果たさない問題性を認識して、住民自治を基盤として生命と暮らしを守る村づくりに取り組んだ。住民自治こそ村づくりの要であった⁸⁾。真の「地域包括ケアシステム」は1950年代後半からの沢内村に学ぶべきである。「我が事・丸ごと」というキャッチフレーズを社会福祉における地域への

7) 三塚武男『生活問題と地域福祉—ライフの視点から』ミネルヴァ書房、1997年

8) 増田進『地域医療を始める人のために』医学書院、1989年

責任転嫁を強めたい政府が強く打ち出しているが、政府の無責任を住民の助け合いによって補わせ代替させようという意図は破綻こそすれ実現するはずがない。助け合いだと政府に突きだされたものを、私たちは住民自治を拠り所にして政府に何を訴え返し、何を実現するか。その点は別稿であらためて論じたい。ともあれ、このような課題にも通じている、住民自治を基礎とした地域全体の復旧・復興拠点としての避難所の展開が私たちの実践であった。

(2) 避難所の集約・閉鎖と今後の課題

最後に、避難所の集約から閉鎖への過程で生じた問題と今後の課題に触れたい。4月末になると、学校再開を視野に入れて、避難所運営にかかわる人たちは、避難所をどのように縮小するかを考えるようになった。私たちの避難所では、4月末、校舎の教室に避難されていた方に、体育館に移動していただいた。その後も家庭科室等はしばらく利用させてもらった。この頃、行政は、表面上、避難者に他の避難所等への移動を無理強いしない、避難者の意向を尊重するという姿勢を示していた。それでも、避難者に対する今後の避難場所の意向調査が(5月2日・3日を中心に)行われると、避難者の多くは学校を使っているので子どもたちに申し訳ないという気持ちから、無理をしてでも自宅に戻るか、市が示した「拠点避難所」に移るかを選択しなげらななかつた。

小学校の体育館に残った50代の単身女性は、「避難中は周りの人と話ができて楽しかったので震災前より体調はよかったが、避難所の集約がはじまってから調子を崩した」と話した。この方は自宅である賃貸アパートのトイレの水が流れなくなり、風呂もドアが歪んで中に入ることさえできない状態が続いていた。5月28日(土)に数人が体育館を出て避難所は閉鎖となった。この女性もその一人で、市が用意した「拠点避難所」(隣接の校区の公共施設)に移動した。そこで1週間ほど過ごしたが環境が合わず、未修繕のままのアパートに戻るしかなかった。

避難所の運営にかかわっていた住民も小学校の教職員も、ゴールデンウィーク明けから仕事に本格的に戻るようになった。避難所の管理は交替で来る市職員に任せられ、夜勤は警備会社の派遣職員に変わった。それでも、避難所から自宅に戻ったレイヴィン亜希子さんはそのような時期も毎日体育館を訪れ、朝と夕方の食事メニューの調整や配膳を行ってくれた。また、学校の近隣に住む方は、週に1・2回、自宅でみそ汁をつくり提供してくれた。私も1日おきに仕事帰りに避難所の様子を見に行った。



写真9 避難所運営会議
(KAB「くまパワーニュース」2016年5月2日より)

最後まで残った方の自宅の引越しを、ゼミ生ら3人とともにお手伝いしました。住民自治の運営を細々とでも続けたいという思いからであった。

避難所を集約してGW後の運営について話し合うために、4月末と5月初めに2度、校長、市職員、PTA会長、自治会長らによる会議が持たれた（写真9、錦ヶ丘コミュニティセンター、以下コミセンと略す）。私も避難所の運営リーダーとして参加した。会議の中で私は小学校隣りのコミセンの設備を使って、みそ汁などをつくり最後の一人まで避難者をサポートしたいという意見を述べた。しかし、コミセンの利用目的とは異なると言われて認められなかった。口にすることはできなかったが、私の腹にあったのは、避難所が集約される過程で、小学校に隣接するコミセンを最後の避難所として利用させてもらえないかという思いだった。そうすれば避難者・校区住民にとっても近くて便利であるし、住民自治の避難所が継続できると考えたからである。しかし、このときの話し合いで、コミュニティセンターは運営費のかなりの部分を講座の参加費収入に頼っているため、講座が縮小すればセンター自体の運営ができなくなるという厳しい経営状況を聞かされた。それでも、今年度に限っては市が復旧・復興の予算から運営費を補填することはできないのだろうか、校区の各自治会費から少しずつ負担することも考えられるのではないかと可能性を思い浮かべてみた。結果的に、コミセンを避難所としても、その支援拠点としても利用することはできなかった。この経験を通して、地域の学び（社会教育）の拠点としてのコミセンは、住民自治の発展をサポートすることを一つの目的とすべきではないかと考えた。

おわりに

避難所で食事を配っていると、毎日、自転車でやってきて2人分の食事を求める50代後半ぐらいの男性がいた。理由を聞くと、同じアパートに、うつ病を患っている50代の女性がいて、引きこもっていて誰とも話さないが、自分には少しドアを開けてくれるので、その方に食事を届けるためだと言う。この方の話から想像できるように、自治会長や民生児童委員らも気になる住民の安否確認をし、私も拡声器で案内しながら地域を歩いて物資を配ったが、地域には孤立して自宅のドアから出ることさえできない人たちがいる。私が3週間前に出会った78歳の独居女性は、別の校区の方であったが、本震から1週間、余震に怯えながらトイレにじっと座っていたと話した。それから2ヵ月後、その方は栄養失調のため1か月以上入院した。日頃から地域の生活や健康の実態と課題をしっかりと把握する「ゾーンディフェンス」の地域医療・地域福祉を含むまちづくりの取り組みが必要だと再認識させられた。そして、その基本になるのは、心の通い合う対話・交流と協力を基礎にして、お互いの生命（いのち）と生活（くらし）を守る住民自治である。

住民にとっては自治を基本に、ボランティアや専門職、行政等との協力と連携を図ることが大切であり、行政や専門職等にとっては住民自治を育む視点が協働の取り組みにおいて重要になる。自然災害による被害は日頃の社会問題（労働や生活上の問題）の上に降りかかる。そして、復興施策が一人ひとりとコミュニティ全体の復興を妨げるようになると「復興災害」というべき社会的災害をもたら

す(その一例は震災後に頻発する関連死や孤独死等)⁹⁾。私たちは、暮らしといのちを守るため、復旧・復興過程、そして日常のまちづくりにおいてもその基礎として住民自治を育てていくことが必要である。それは住民自治による避難所運営の教訓でもある¹⁰⁾。

追伸 避難所でお世話になった皆様、支えていただいた方々に、あらためて感謝を申し上げます。ありがとうございます。避難所当時の記憶が薄れないうちに文章化しておきたいという思いから、この文章を研究ノートとして提出しました。今後の減災・防災対策やまちづくりに少しでも役立てば幸いです。震災から8ヶ月が過ぎましたが、私たちの校区でも今も瓦や風呂、トイレ等が修繕できずに困っている世帯があります。私は学生とともに、甚大な被害を受けた益城町に通い、週2日、プレハブ仮設やみなし仮設で活動しています。今はなかなか時間が取れませんが、もう少し落ち着いたら避難所の運営に参加された方々にあらためて取材をお願いしたいと思っています。その際はよろしくお願いいたします。

9) 生活復興をめぐる問題については以下を参照。生活問題研究会編『孤独死—いのちの保障なき「福祉社会」の縮図』生活問題研究会、1997年塩崎賢明『復興<災害>—阪神・淡路大震災と東日本大震災』岩波新書、2014年、岡田広行『被災弱者』岩波新書、2015年、網島不二雄・岡田知弘・塩崎賢明・宮入興一編『東日本大震災復興の検証—どのようにして「惨事便乗型復興」を乗り越えるか』合同出版、2016年、David L. Brunsma, David Overfelt, J. Steven Picou, 2007 *The Sociology of Katrina: Perspectives on a Modern Catastrophe*, Rowman & Littlefield Publishers.

10) 政府は東日本大震災の課題を踏まえて、2013年6月に災害対策基本法を改正した。法改正によって、内閣府(防災担当)は避難所運営等の基本指針に「避難所で生活する避難者だけでなく、その地域で在宅にて避難生活を送る者も支援の対象とし、地域の避難所を、情報収集や情報提供、食料・飲料水、物資、サービスの提供等に関する地域の支援拠点とすることが適切である」と定めた(「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」内閣府、平成25年8月)。尾ノ上小学校の実践はまさにこの指針と重なる。また、自治体の取り組みの具体例として、横浜市の「地域防災拠点訓練マニュアル」(横浜市総務局危機管理室緊急対策課、平成28年4月)が参考になる。同文書(1頁)では、地域防災拠点(市内の小・中学校)とは、自治会・町内会が中心となって組織する運営委員会が「震災時避難場所(避難所での避難生活)」と「被災地域の防災本部」の2つの機能を持ち合わせた拠点を運営する場所と定めている。具体的には、地域防災拠点は、「避難所の開設、避難者となる住民の受け入れ、避難生活をおくるための生活基盤の形成だけでなく、地域の被害状況の把握及び市区災害対策本部への情報の伝達、備蓄資機材を使用した救出・救護活動、在宅被災者の援護など、被災地となった際の地域におけるさまざまな震災対応に対して、運営委員会と避難者が互いに協力し、住民自治を形成しながら担っていくこと」と述べている。訓練を含めてこれを実際に行うには、日ごろの地域づくりや地域活動のあり方にかかわる様々な課題があり、行政は綿密な計画と周到な準備、住民との密接な連携が必要になる。横浜市でも、訓練内容が2つの役割に対応していないなどの問題もあるという(2016年12月26日、自治会役員や市議会議員の話)。熊本県内の自治体でも地域防災計画を根本的に見直す上で参考としたい。付記しておきたいのは、地域および個々の世帯への情報伝達手段について、小学校や地域の公民館などには拡声器を複数設置し、発災直後の救出・救護、安否確認、その後の水や食料などの情報伝達に活用すること、また町内全体に放送内容がクリアに聞える防災無線や有線放送などの設備を整備することが望ましい。災害直後、民生児童委員や自治会役員等も被災し、要援護者・要支援者を訪問できない場合もある。その際に、地域住民に協力を呼びかける時にも活用できる。地域支援には不可欠な設備であり、平常時の地域活動をすすめる上でも有用である。

〈研究ノート〉

那覇「ふれあいセンター」の当事者活動に学ぶ — 伴走者・永山盛秀氏の「語り」に即して —

* 豊 田 謙 二

** 福 崎 は る

*** 照 谷 明日香

要 旨

精神障害者の当事者活動として著名な、沖縄県那覇の「ふれあいセンター」の活動を小論の検討課題としたい。この活動は1995年（平成17年）の春に始まる。この活動の最重要な意義は、精神障害者がなお7万人以上「社会的入院」の状態ですべて退院できずにいる、その退院を進めることにある。その活動を検証するために、5つのキーワードを設定しながら、当事者、ただ一人の専門職伴走者永山盛秀氏の「語り」、そして活用すべき社会資源との関連を問うてみたい。

はじめに

小論は、沖縄県那覇市において展開されている精神障害のある人たちの活動をここに紹介するとともに、その当事者活動が示している多くの、そして貴重な示唆を学ぶことを意図している。

そこでまず、本稿の中心に位置する「ふれあいセンター」の概要を示すとともに、その先駆性的一端を掻い摘むことから始めたい。それは、端的に、精神障害のある人たちの「当事者」としての自立的活動、と言って良いであろう。その仔細は後に触れるとして、とりあえず当事者中心に展開する今日の組織全体について鳥瞰しておきたい。「一般社団法人ハーネス」「NPO法人ふれあいセンター」、そして有限会社「ハーモニー」がそれである。

事業内容は多岐多彩にわたり、組織は改変と拡張を繰り返してきた。その中心的事業は「ふれあいセンター」の設立当初からスタートした、たとえば「出張販売・店頭販売」、「名刺作成」「ビル清掃」

* 本学社会福祉学部教授

** 大分県中津市スクール・ソーシャルワーカー（非常勤）・本学博士号（社会福祉学）取得

*** 本学大学院社会福祉学研究科博士後期課程在籍

「ビル管理」、近年では「沖縄県立看護大学食堂エンジェル」の運営などが加わっている。こうした事業全体についての会議が、障害者のための地域生活支援・就労援助のメンバーズクラブ「ふれあい」の運営懇談会である。この会議は上記の県立看護大学「エンジェル」において定期的開催され、メンバー内での連携と協働が図られているのである。

今日全組織の中心的役割を引き受けている「ふれあいセンター」は、2006年（平成18年）にNPO法人の資格を取得以後の団体である。その始点は1995年の「メンバーズクラブ・ふれあい」であり、またこの年には「ふれあい工場^{こうば}」が設立されている。こうして、支援組織と就労の場が用意されたのだが、その立ち上げから今まで伴走してきた、唯一の専門職がいた。永山盛秀氏、当時の南部保健所・精神保健相談員であり、彼と「精神科に通う仲間」たちが、保健所の一室で「働くこと」について語り始めたことが、この「ふれあいセンター」という物語の始まりとなる。

この小論では、永山氏と「精神科に通う仲間」たちとの交流や就労などの活動を縦軸に執り、その活動に関わる社会的出来事や法制度などを横軸に執ることにしたい。そのうえで永山氏の「語り」を縦と横との交差点に差し込んでみたい。そうした「物語」を描出しつつ、「ふれあいセンター」を巡る精神障害の当事者活動を動的に映し出してみたいと思うのである。

1. 当事者であれ

永山氏と「精神科に通う仲間」との出会いは、1993年、当時の「南部保健所」の一室である。今日で言えば「デイケア」なのであるが、1975年に予算化された「精神障害者社会復帰相談費」が保健所の活動を支援したものであると思われる。当事者は少し休んで気分が良くなると、永山さんの周りに集まってきて、「働きたい」との声を上げてきた。

「社会適応訓練事業」の体験で自信をつけた人たちが、次のステップとしての就労を目指すようになったが、面接を受けても採用に至らずに落ちてきて、採用されても長続きしないで帰ってくる。そこで、「どのような仕事なら自分たちに合っているのか」を話しあったのです。そこで、保健所の所長のように、椅子で新聞を読み、時に捺印する、あれならできるといいます。（永山氏の談）¹⁾

この集まりでの語りから、1995年に「当事者」中心での「ふれあいセンター」の設置へと動き出すのであるが、その点が、顧みて極めて重要な転換点となる。その「転換点」に前後する制度的な動向を少し挿入しておきたい。

まず、「社会適応訓練事業」についてである。その施行は1982年（昭和57年）、正確には「精神障害者社会適応訓練事業」であり、沖縄でも取り組まれていた。だが、当時の保健所の職務は精神障害者の早期発見・早期治療・早期入院であり、当事者の意思を問うよりも地域での「住民全体の健康」

1) 以下、「永山氏談」は2015年11月5～6日、当地「ふれあいセンター」でのインタビュー調査に基づく。

という視点からの業務へと向かいがちであった。²⁾

上述のように、1995年1月17日での阪神・淡路大震災の発生、その翌月2月1日に事業が開始される。さらにこの年、「オウム真理教」の犯罪が市民社会への挑戦として受け止められる。この年は忘れられない、と永山氏は語るが、まさにこの年に沖縄では精神科に通う仲間の連携が組織化されるのである。

その「ふれあいセンター」の掲げる、当事者の作成した「理念と実際」は以下の通りである。³⁾

- ① 親亡き後ではなく、親が元気なうちに精神的にも経済的にも自立し、親を安心させる生き方を
- ② 力量に応じて働き、必要に応じて分け合う同志愛精神を
- ③ 障害を持ちながらも自立と納得のいく社会参加を目指します
- ④ 現状に満足せず、諦めることなく、常に開拓者精神と向上心をもって臨むこと
- ⑤ 社会の偏見は自然になくなるものではなく、敢えて隠さない生き方など、お互いの努力で無くすもの

この「理念と実際」は、単に看板として掲げられているものではなく、当事者の個々の活動の指針として活き続けているのである。つまり、当事者の活動を支える、と同時に「ふれあいセンター」の活動が絶えず参照すべき指針となるものである。

2. 「精神」という用語

永山氏の歩みに戻りたい。彼は、沖縄がなおアメリカの統治下にある1970年に、琉球政府立琉球大学保健学部に入学する。参考までに、沖縄の「本土復帰」は1972年6月である。以下、永山氏の回想である。

大学紛争の最中に二人の学生が死亡します。その影響もあってか、在学中の友人が精神疾患を発症します。精神医療に関心を持つようになったのは、そうした環境からです。こういうわけで、卒業後の精神病院を目指して「看護コース」を選択します。さらに、2ヶ月間の夏休みを利用して私立の精神病院に「看護助手」として勤務しますが、そこでの経験が卒業後の進路を決めることとなります。(永山氏談)

その経験で永山氏が得たのは、精神障害の人が置かれている理不尽さである。精神病院の現状に失望した彼は、卒業後、当初の希望であった病院勤務を断念して保健所に勤務することになる。永山氏にとって極めて重要な意義をもつのが、「介護助手」としての以下の勤務経験である。実は、この経験は保健所勤務に彼を向かせるだけでなく、その後の彼の人生の進路を決めさせることになるのである。

2) 牧野田恵美子「精神障害者の福祉」（「障害保健福祉研究情報システム」<http://www.Dinf.ne.jp>）を参照。

3) 2016年3月6日のシンポジウム「長期入院患者の地域移行支援と地域密着を目指して」（会場：福岡市天神、福岡県地方自治研究所主催）における、「ふれあいセンター」の提供資料による

精神病院の閉鎖病棟の入院患者に付き添い、レクレーションが行われます。その時一人の患者が逃げ出しました。「永山追え」と言うので、若い私が中年の患者を追いかけることとなります。年齢も違い、彼は薬も飲んでいきますから私はすぐに追いつきました。でも、なぜ彼は逃げるのか、その時はわかりませんでした。(永山氏談)

だが彼は、やがて、患者が逃げようとしたのが、精神衛生法に掲げる「強制入院」の制度に起因すると知るのである。そうした社会的現実、あるいは偏見・差別のなかに置かれている精神障害のある人、若き永山氏はその現実に向き合えないながら自分自身の観念の舵をどのように執るのであろうか。ここで、大学時代の永山氏の研究領域に立ち返ってみたい。というのも、入学時代は「精神」への特別な関心はなかった、と言うのである。むしろ、「医学」領域というよりも「人間学」、つまり人間としての生き方の問題に引き付けられていたという。そのことは、保健所勤務の時代から「ふれあいセンター」の運営時代を通して、彼自身の「理念」を一貫して表現しているように思える。また、そこに私は彼の「根本姿勢」を感じているのであるが、その彼が2015年12月19日、沖縄県北谷町で開催された全国精神障害者地域生活支援協議会主催のテーマに関して、次のように「原点回帰」を強調している。

その原点について彼は次のように回顧する。

友人が精神疾患を発病、精神医療に関心を持ち始め、「看護コース」を選択します。夏休みを利用した「看護助手」の経験から、精神病院ではなく保健所勤務を選択して、「社会的入院」状態の解消を目指すこと、これが私の「原点」として生き続けています。(永山氏談)

永山氏の揺るぎない社会的活動のバックボーンには、学生時代から職業生活に至るまでの一つひとつの経験が生きていると思うのだが、そこには「社会的入院」の解消という「実践」が常に伏在している。また、彼の実践の一貫性の中には、信念という内面だけではなく、実は憲法の第25条の「精神」を活かすことでもある、と発言しているのである。以下、その第25条である。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

4. 「出張販売」でつなぐ

1995年2月1日、「宅配専門の移動スーパーふれあい工場」が設立された。「工場」は「こうば」と読み、今日までの「ふれあいセンター」の中核として、また今日まで就労支援事業の推進役を演じてきたのである。この「工場」は、精神科デイケアの「ふれあい」を保健所の外に移したものにほかならない。

さて、「就労」に向き合って「ふれあいセンター」は個々人それぞれに固有な就労の種類を提供し

ている。以下に、さしあたり 2 点に分けてその意義を整理してみたい。

(1) 一人ひとりのための仕事創り

一般的には、「就活」と言えば人が仕事に合わせる可能性を試している、と言えるが「ふれあいセンター」では、人に仕事を合わせるのである。この点が極めて重要である。従って、参加する人の増加とともに実に多くの仕事が生み出されているのであるが、その「仕事」においても区別がつけられ、「経営」と「個人」との観点での割り振りをしながら、結果的に、仕事の種類の多様性が増し続けているわけである。

さらに、具体的には、三つに分類されている。

- ・ 営利事業：たとえば、名刺印刷事業である
- ・ 社会貢献活動：移動支援や地域でのボランティア活動などである
- ・ 余暇部門：グランドゴルフ・カラオケ・ボウリングなどのレクリエーションである

(2) 「社会参加」としての就労

1970 年（昭和 45 年）の「障害者基本法」の第 1 条（目的）に「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策——」という文言が記されている。ここに「社会参加」の用語が挟まれている。

「ふれあいセンター」においては、極めて肯定的に「社会参加」の用語を使用している。当事者にとっては、単に「社会参加」するのではなく、精神障害者への偏見・差別に抗して、自ら「障害者」として名乗り出て、自分を社会に晒す、そうした偏見・差別の廃絶に向けての活動なのである。以下、「ふれあいセンター」での理念の中でここに関連する、三つの用例がある。再掲を含みつつその意義を確認したい。

- ・ 障害をもちながらも自立と納得のいく「社会参加」の実現を
- ・ 「納得のいく社会参加」とは、現状の社会参加状況に満足することなく、諦めることなく、常に開拓者精神で限りなく可能性を求めるものである。
- ・ 納得のいく社会参加は、与えられるものではなく、お互いの努力によって獲得するものである。⁴⁾

「ふれあいセンター」の当事者の求めているのは、就労による高賃金ではなく、就労やボランティアを通じて社会的に生きることである、と理解されるべきである。つまり、お互いに支え合いながら自己の欲求を満たしていける生活なのである。「ふれあいセンター」の仕事を担いながら、当事者同士が結婚し、出産し、そして子育て、という生活を普通に送ることにもなる。ここに当事者の「仲間」の支え合いが、普通の生活を可能とするのである。

4) 森田恵美「沖縄県精神保健福祉の発展における沖縄県精神障害者福祉会連合会の役割とその意義」（西南学院大学大学院人間科学研究科修士論文、2007 年 3 月）、4 頁。

5. 「退院促進」としての出張販売

精神障害のある人は、いわゆる身体・知的・精神という3障害の人のなかでも、依然として厳しい社会的差別の下に置かれている。その一つの例が、精神障害のある人が診断・治療で訪れるのが精神科診療所・精神病院であり、それ以外の疾患は一般病院、という厳格な区分が設けられている。その最たるものが、精神障害の人を規制する、とくに「入院」に関する法制度である。

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」によれば、精神科病院への入院の種類には、①任意入院 ②措置入院 ③医療保護入院の区別が置かれている。「任意入院」だけが当事者自身の意思による入院である。したがって、当事者の意思による入院以外では、「退院」には高いハードルが置かれることになる。とくに、「措置入院」は当事者個人の意思を問うことなく、入院を強制しうるのである。

そこに、退院したいという個人の意思を引き出す活動が求められる。ふれあいセンターにおける「出張販売」が精神病院の病棟で活動しているのは、販売活動での売り上げ向上だけでなく、院内において入院者との接点をいかにして築くか、という緊張関係の持続にある。ここに、「出張販売」の積極的な意義が生まれる。

通院しながら働く仲間たちが、入院中の人たちを病棟まで迎えに行き、事務所で一緒に出張販売の準備をして、自分の入院している病棟に販売にでかけるという妙な現象となり、さらに、長期入院のため地域で暮らすことを諦めていた人たちの地域活動への意欲を引き出すこととなった。
(永山氏談)

ここには、同じ病院の通院者、つまり当事者が病院の外で働くことに接触しながら、入院者の「意思」を引き出す仕掛けが盛り込まれている、ここに固有な意義が伺えるのである。



写真1 出張販売

(『納得のいく社会参加』DVD企画・制作：特定非営利活動法人ストローク会)

6. 「つどい」という活動

「ふれあいセンター」のスタートとともに、「つどい」は生協の一室を借りて開始された、と言う。1995年のことである。さらに振り返れば、南部保健所において当事者と永山氏が保健室の一室で「デイケア」を開いていたのであるが、それも制度外の集まりであった。

その経緯を顧みると、「つどい」は「ふれあいセンター」とともに今日まで、当事者によって担われてきたわけである。「ふれあいセンター」はNPO法人であり、就労継続支援事業での「協力事業所」として欠かせないのであるが、「つどい」は非制度的なものでありながら極めて重視されている。その意味をここで少し解き明かしてみたいと思う。

2016年2月現在、「つどい」は6ヶ所で開催されている。「那覇のつどい」は第1005回目、「なんくるのつどい」は第546回目という。そのほか、「ハーネスのつどい」、「ウェーブのつどい」「田崎病院のつどい」、そして興味深いのは「虹のつどい」であるが、沖縄県立病院病棟内での開催は第304回目にあたる。

その「つどい」は、経験の蓄積のなかにおいて運営方法が少しずつ形をなしてきている。たとえば、運営は三つの部分から構成されるように勧められている。つまり、以下の三点である。

- ① 参加者全員の「2分間の自己アピール」
- ② 設定された「テーマ」についての意見交流
- ③ 次回の「テーマ」を提案し多数決で決める。

継続的に開催するには、最小限の運営ルールを必要としているが、その背景には「つどい」の必要性が参加者の間において合意されているからであろう。

その「意義」という点に関してであるが、以下に、この「つどい」を「ふれあいセンター」の設置以降、一貫して維持してきた永山氏の発言を参照することが有益と思われる。

- ① 「つどい」は、継続して続けることで表現力や聞く力を高めることができ、対人関係をよくする効果があります。
- ② 対人関係がスムーズになると自信もつき、就労など社会活動にも積極的になることが出来ます。
- ③ 気楽に語り合うなかで信頼関係も深まり、ピアサポート活動の発展にもつながります。
- ④ 病棟での「つどい」の開催は入院中の方の「地域移行」への意欲向上にも効果的です。⁵⁾

沖縄県では、6つの「つどい」が開催されている、と上述したが、「那覇のつどい」のある日の状況を紹介しておきたい。

5) 永山盛秀「長期入院者の地域移行支援と地域定着支援を目指しての精神科病棟での『つどい』の勧め」(福岡県地方自治研究所「第1回定例研究会」2016年3月6日、配布資料)

「テーマ」は「会ってみたいスポーツ選手について」、参加者は20名。

発言の一部は以下の通りである。

- ・ なでしこジャパンのメンバーに会ってみたい
- ・ 錦織圭に会ってみたい
- ・ キューバの選手のチャップマンに会ってみたい
- ・ 競輪の選手に会ってみたい
- ・ K1の魔裟斗選手に会ってみたい
- ・ カール・ルイスに会ってみたい
- ・ スケートの浅田真央選手に会ってみたい

など⁶⁾

「つどい」は、名称や狙いなどを変容させながら今日に引き継がれている。だが、決して「ふれあいセンター」の創見というわけではない。たとえば、今日「認知症カフェ」「おしゃべりサロン」などの看板で、「つどい」の積極的な意義を啓発している。もっと古い「宋」の時代には「茶館」が茶によって人を引き付けていた。また、パリでは公衆文化として、市民の意見交換の場としての「サロン」が一時期を風靡したのである。やがてその「カフェ」「サロン」は、17世紀のパリにおいて市民的公共文化として高く評価されるが、それがまもなく「討議する公衆」として表舞台に登場し、市民革命の導火線の役割を担うことになる。

カフェは、——新しい憩いと話し合いの場、新しい社交場、サロン、またいうと新しい文化生成の場所として、その存在を、とりわけパリで主張し出したわけである。⁷⁾

「カフェ」では、参加者が個人として対面し、議論し、そして自己の意見表明へ、それはいづれ絶対主義体制への抵抗の場となるのであるが、そこではまずは表現する主体としての「自己」の確立にあったであろう。

さて、「ふれあいセンター」の「つどい」に戻りたい。永山氏の言動に注目しながら「つどい」に寄せる期待は以下の3点であろうかと思う。

- ① 対人関係の良好な状態、
- ② 聞く力・表現力の向上、
- ③ 入院中の人を院内で誘う

「ふれあいセンター」での「つどい」のなかでも、最も重要な意義を有するのは、院内での開催であり、そこに精神障害の人を退院させる仕掛けとしての当事者活動が、組みこまれている。入院中の当事者と社会参加の活動をする当事者、その接触の機会が必要だからである。また、日常生活のなか

6) メンバーズクラブ『さわやかマンデーかわら版』(2016年2月22日)

7) 渡辺淳『カフェーユニークな文化の場所—』丸善[株]、1995年、21頁



写真2 「つどい」の場面（写真1に同じ）

での当事者の対人関係の円滑油としても不可欠である。その点に関しては、この「つどい」はいわゆる「カフェ」や「サロン」とは異質な次元のものであろう。

「ふれあいセンター」の発行する情報誌、『かわら版』は現在8面で週に1回発行する専門誌並みの出来栄である。この紙面に、各地の「つどい」の報告が寄せられている。こうした紙面構成や第1面に地域情報を提供するなどの方針は、この「情報誌」を「ふれあいセンター」を外に向けて開く、情報交換機能を持たせることにある。つまり、単なる「PR誌」や「チラシ」であることを避けようとしている、と思われる。

7. 社会適応訓練事業

「納得のいく社会参加」を実現するためには、当事者は利用できるすべての社会資源を活用すること、そのことを永山氏は機会あるごとに強調している。当事者は自分自身の働いた収入だけで生活を維持することは難しい。長時間での連続労働や人間関係のストレスが就労意欲を割いてしまうからである。「ふれあいセンター」からの収入に加えて、当然ながら、障害年金給付などの受給が必要である。生活保護制度も必要な社会資源であるが、当事者は申請を躊躇する傾向にある。

生活保護を受けることは準公務員になることです。というのは、那覇市から収入を得ての「社会参加」を目指しますが、労働によってだけでなく、那覇市に社会貢献できるのですから。（永山氏談）

「納得のいく社会参加」のための一つの有力な社会資源は、「精神障害者社会適応訓練事業」、別名「通院患者リハビリテーション事業」である。この事業が1982年（昭和57年）に開始されたが、これ



写真3 院内の販売（写真1に同じ）

以前には精神障害者に向けたリハビリテーション事業は考えられていなかったのである。つまり、リハビリテーションが身体・知的障害者にはあり、精神障害者に認められなかったのは、「精神障害」は脳の疾病であり医療の治療対象である、と見做されていたと思われる。

さて、この事業は保健所を窓口として、病院に通う精神障害の人を「社会復帰」できるように促す「協力事業所」に自治体が「訓練」を一定期間委託するものである。その引き受け「協力事業所が「ふれあいセンター」であることは言うまでもない。ただし、永山氏は事業に使用されている「社会復帰」の用語を拒否し、「社会参加」を使用する。

「精神」の発症には性格的な原因のものもあり得ますが、社会的な環境が極めて大きな影響を与えています。つまり、社会は発症の原因を生み出すところなので、そこに「復帰」することはおかしいでしょう。（永山氏談）

国内外での法整備に関して言えば、わが国はILO条約「職業リハビリテーション及び雇用に関する条約」を批准するが、それが1992年である。以下、その後を編年形式で綴っておきたい。

図-1 精神障害の人を支援する法制度略年史

- 1995年 精神保健法に「福祉」が組み込まれ「精神保健及び精神障害者福祉法」の施行、精神障害者保険福祉手帳の制度化
- 1999年 精神障害者自立支援事業の開始、「社会的入院」約72,000人（旧厚生省調査）
- 2002年 障害者就業・生活支援センター事業開始、「ジョブコーチ」制度開始
- 2004年 「精神保健医療福祉の改革ビジョン」：入院医療中心から地域生活中心へ、（厚生労働省）
- 2006年 障害者自立支援法施行、第2条に「市町村等の責務」明記

- 2008年 「精神障害者地域移行支援特別対策事業」の開始、「自立支援員」から「地域移行推進員」へ、「地域体制整備コーディネーター」の配置
- 2009年 「精神保健医療福祉の更なる改革に向けて」：長期入院患者等の地域移行の取り組みを更に強力に押し進めるとともに、今後新たな長期入院を生み出さないという基本的な姿勢にたって、施策を推進すべき」とする。
- 2010年 精神障害者地域移行支援特別対策事業から精神障害者地域移行・地域定着支援事業へ
- 2011年 精神障害者アウトリーチ推進事業の開始
- 2012年 精神障害者地域移行・地域定着事業から「地域移行支援」と「地域定着支援」とに分化
- 障害者自立支援法から障害者総合支援法へ（2013年4月1日施行）

精神障害の人の地域移行支援に関して、院内での「つどい」開催の意義については上述したが、現在なお約70,000人の「社会的入院」があると言われ、地域定着は目標通りには進行していないようである。もちろん、精神科病床の削減は進んでいない。多少の退院者があるとしても、病床の減少に進まないのはその空きベッドに、認知症の人が入院してベッドを埋めているからであろうか。

本稿は、永山氏の「語り」を縦軸に、つまり時の歩みに即してその活動を記してきたのであるが、そこには、精神障害者の人の「当事者」活動が鮮やかな軌跡を描き、永山氏はその当事者活動の「黒子」役を演じてきたのである。永山氏は2016年の3月にて現役を退き、当事者活動はその真の意味において、新たな試練に向かっている。

永山氏は今後の活動を以下のように提案している。永山氏の「語り」をここに引用して本稿の結びとしたい。

「社会的入院」状態の解消を目指す課題は急務となっており、長期入院者の地域移行と地域定着の着実な推進のためにも、「通院患者」に限定されている「社会適応訓練事業」を退院可能な入院中の人たちにも適応することの必要性が高まっている。（永山氏談）

*本稿は、2015年度社会福祉研究所「調査研究費」助成に基づく現地調査、その研究成果の一部である。なお、宮古島市福祉障がい福祉課・精神保健福祉士、波名城翔氏には、第2次現地調査にあたってインタビュー調査のセッティング等多大なご助力をいただいた、とくに記して謝意を表したい。

付記

以下、現地調査記録を添えて報告とする。

1. 第一次調査日程 (2015年5月4日～9日、5月11日～16日、5月18日～30日：照谷明日香)

<調査内容>

5月4日～9日

国頭村などにて、参与観察・インタビュー調査、資料収集

5月11日～16日

金武町などにて、参与観察・インタビュー調査、資料収集

5月18日～30日

那覇市などにて、参与観察・インタビュー調査、資料収集

第二次調査日程 (豊田謙二・福崎はる)

日 程	内 容 (インタビュー 実施場所)
10月29日(木)	福岡発ー那覇ー宮古島 移動
10月30日(金)	インタビュー もしくは、宮古島施設見学
10月31日(土)	宮古島 調査 ふれあいプラザ 南風原さん 0980726668 宮古島市平良字西里 1472-82 (10:30 当事者1名、14:00 当事者1名)
11月 1日(日)	宮古島ー石垣 移動 八重山地区障害者就業・生活支援センターどりいむ 沖縄県石垣市字真栄里 97-4 TEL 0980870761 スタッフ 津波さん インタビュー 15:00 から 当事者インタビュー (男性)
11月 2日(月)	石垣ー那覇 移動 石垣調査 10:00 から インタビュー (女性)
11月 3日(火) 祝日	読谷工房 jiji 中頭郡読谷村字大木 124-5 スタッフ 深谷直美さんインタビュー 10:00 当事者 (30代男性)インタビュー
11月 4日(水)	読谷町 調査 9:00 事務所 スタッフ 深谷直美さんインタビュー 10:00 当事者 (30代 女性)インタビュー
11月 5日(木)	那覇市 調査 永山盛秀さんインタビュー (午前 SW 永山さん、午後 ハーネス・ふれあいセンター見学 予定) ハーネス 那覇市樋川 1-33-1 ふれあいセンター 那覇市楚辺 2-28-
11月 6日(金)	那覇市内 調査 当事者インタビュー (午前 当事者1名、午後 当事者1名 予定)
11月 7日(土)	那覇ー福岡 移動

〈研究ノート〉

被差別部落のライフヒストリー

— 家族3世代の聞き取り —

杉 本 学
山 本 尚 友
吉 田 文 男
花 田 昌 宣

要 旨

本稿は、筆者らが実施している熊本県内の被差別部落出身の家族3世代（または2世代）のライフヒストリー調査について、調査に至る経緯と先行研究、調査の概要、そして現時点における中間成果を報告するものである。県内の部落調査は、地域を対象とした調査が多く、個人を対象としたライフヒストリー的なインタビュー調査、とくに比較的若い世代のインタビューについてはあまり例がない。

家族3世代のライフヒストリーに照準した先行研究には、大阪府内における21家族の調査がある。しかしこの調査は、多数のライフヒストリーを各々の文脈から離して一まとめにして分析することで、被差別部落の「集団としての生活史」を描こうとしていた。それに対して我々の研究では、個々のライフストーリーの個別性・特殊性を重視する一方、部落を越えた一般性・普遍性をもつ知見も掘り取りたいと考えている。

現在までのところ、4家族のうち5人にインタビューをし、すでにいくつか興味深い知見も得られている。

1. はじめに

本稿では、花田昌宣（熊本学園大学）、吉田文男（熊本県部落解放研究会）、山本尚友（熊本学園大学）、杉本学（熊本学園大学）（以下「我々」と表記する）によって実施されている熊本県内の被差別部落に対する調査について、調査に至る経緯、調査の概要、そして現時点における中間成果を報告する。

我々の調査は、熊本県内のいくつかの部落出身の家族にインタビューをおこない、3世代または2世代にわたるライフヒストリー（生活史）を描くというものである。

以下、まず先行研究の検討をおこなったうえで、調査の課題と方法、調査の実施状況と中間成果について述べていくことにする。

2. 先行研究

2.1. 熊本県内の被差別部落調査

被差別部落の調査研究は、主に前近代または近代を対象として当時の史料に基づいて研究する歴史研究（いわゆる「部落史」）の分野と、主に現在の人びとへの聞き取りによって地域の生活や差別の現状などを研究する（ここでは便宜上「実態調査」と呼ぶ）分野とに大別できる。本研究は広い意味で後者に属するので、ここでは部落史は除外し、実態調査の先行研究のみをレビューの対象とする。

熊本県内の被差別部落に関する本格的な実態調査は、1980年代半ばに、熊本県部落解放研究会¹⁾によって実施されている。同研究会は、鹿本町、合志市（当時は町）、益城町、山鹿市、菊池市、甲佐町、小国町、荒尾市の被差別部落で現地調査をおこなっている。調査内容は、戦前戦後の教育、運動史、生活史・伝承文化、実態などである。

たとえば甲佐町での調査は、1985年におこなわれた。個人史として地区在住の高齢者2名（いずれも1910年代生まれ）にインタビューをおこなったほか、地域生活について、『甲佐町史』や古文書などを参考にしながら、地域の変遷、社会生活、衣食住、信仰、生業、交通・交易、人の一生（人生儀礼や通婚圏）、年中行事などをまとめた。また、1979年の『熊本県下の被差別部落実態調査報告書』をもとに、人口構造や家族構成、就業状況などについての統計データを、県全体と比較しつつ整理した（熊本県部落解放研究会、1985）。

また、小国町での調査は、1985年におこなわれた。甲佐のときと同様に、地域生活について社会生活、衣食住、口頭伝承、産育や葬送の儀礼、生業、信仰、年中行事などをまとめているほか、運動についても当時の部落解放同盟小国支部長にインタビューをして、結婚差別、助成金闘争、組織づくり、学校教育における運動、社会同和教育、仕事保障などについての語りを掲載している。また、運動や同和教育の関係者らが参加しての座談会を開き、集会所学習会を中心として話し合った模様を掲載している（熊本県部落解放研究会、1986）。

これらの調査は、特定の地区に集中して、それぞれの地区の歴史や文化、生活の実態や運動のあり方などを総合的に記録した、非常に貴重な資料である。ただし、生活誌に関わる部分は史実の裏付けのないところを聞き取りで埋めるという手法をとっている記述もあり、時代的制約のあることを踏まえる必要がある文献である。

熊本県内の部落出身者のライフヒストリーについては、先述の熊本県部落解放研究会による調査の

1) 熊本県部落解放研究会は、熊本県部落史研究会を前身として1978年に発足し、県内の部落問題研究や同和教育に携わる研究者や元学校教員を中心に、県内外の部落の歴史や現状に関する調査研究や、研修・講演会などの活動をおこなっている。我々も現在、この研究会に所属している。

なかでも試みられてきた。またその他、大阪市立大学同和問題研究会による、熊本市の被差別部落に住む1929年生まれ的女性に対するインタビューが存在する（中塚、1997）。これは年長者の詳細な生活史であり、貴重な記録であると言える。

なお、これらの聞き取り記録や記述に関して一点留保するならば、あくまでも聞き取りに基づく記録に編集を加えて採録されているものであり、口述記録を掘り下げて分析したり、あるいはテキスト分析を加えたりするといったライフヒストリー研究に必要な作業はなされていない。また、資料などで史実に照らして検証するという作業もとられていない。すなわち、口述記録があたかも事実を語っているかに見えて、その折々の部落観や差別認識に規定された聞き手および語り手、そしてその両者の関係から、語り紡がれる話自体が聞き取り時点での被差別部落に関わる時代的制約性を否応なく帯びてしまう。とくに個人の被差別体験に関して、一定のバイアスがかかることも少なくない。こうした点は被差別民衆史の調査研究においては避けがたいことであるが、我々の調査研究にとっては他山の石とすべき点である。

2.2. 近年のライフヒストリー調査の動向

近年、部落の人びとに関する調査（熊本県外）の動向として、年長世代だけでなく多様な世代の人びとを対象としたインタビューが注目されてきている。2001年に、大阪府内8つの部落の21家族を対象に、3世代または2世代にインタビューをおこなった、西田芳正らによる大規模な調査の成果が出版された（部落解放・人権研究所編、2001）²⁾。さらに最近では内田龍史が、2009年から2012年にかけて部落出身の若者たちにインタビューし、それを逐次、雑誌『部落解放』に発表してきた。それらが2014年刊行の『部落問題と向きあう若者たち』（内田、2014）にまとめられている。

熊本県内でも、熊本県水平社創立80周年を記念して、熊本県部落解放研究会が県下の被差別部落の方々から聞き取りを重ね、その記録を、『部落解放研究くまもと』47号および48号（熊本県水平社80周年記念特集I、II、2004年3月及び10月）に掲載している。これらは熊本県部落解放研究会および同和教育に携わり地区と長く深い関わりを持つ学校教員によってなされた聞き取り結果である。聞き取り記録は、録音データを担当者が書き起こしたうえで編集を加えたものであった。研究会としては、事務局長であった樋口輝幸氏が統括して、古老から若い者まで広く網羅しようと企図したところ、個人史に踏み入ったものから差別体験を語るもの、解放運動の経験談まで多様な聞き取り記録となった。

これらのうち、とくに我々の研究に近いのが、大阪府内の21家族の調査（以下、「21家族調査」と呼ぶ）である。これは、1995年から97年に大阪府内の被差別部落8地区から21家族、人数にして57人もの人びとにインタビューをおこなった、大掛かりな調査である。

この調査はもともと、部落の子どもの教育達成の低さについて、その家庭環境の要因を探るという

2) また、同書の内容のうち若者のアイデンティティに関する部分が、独立して単行本として出版されている（松下、2002）。

問題関心から出発している。その関心のもとで、この調査が家族3世代に着目した理由について、次のように述べられている。

親から子へ、子から孫への世代の連鎖、そこでの継承と変容に注目することで、人間形成、文化継承のメカニズムを明らかにすることができると考えたためである。また、困難な生活状況の中にあってもポジティブな姿勢を持ち続けた人びとが少なくないが、そうした人間像がどのような環境の中で形成され、それが次の世代にどう引き継がれていくのか、その具体的なあり様を探ることは、今後の同和教育の実践的な手がかりとなるはずだ、という判断もあった。(部落解放・人権研究所編、2001:2)

さらに、「教育達成」をめぐる初発の問題関心に加えて、同和対策事業の帰結と今後の課題、社会への対抗的な態度や自らの部落への違和感、子育てとジェンダーのあり方、青年のアイデンティティ形成、といったさまざまな観点から、ライフヒストリーを解読しようと試みている。

同書では、調査対象のうち3家族について、3世代(一つの家族は2世代)のライフヒストリーが掲載されている。それぞれの家族について、以下にまとめておく。

Dさん家族：70代女性('25年生まれ)、息子の40代男性('53年生まれ)とその妻('46年生まれ)、孫の10代男性('78年生まれ)と10代男性('82年生まれ)

Rさん家族：70代女性('25年生まれ)、娘の40代女性('53年生まれ)、孫の10代女性('77年生まれ)と10代男性('81年生まれ)

Mさん家族：60代男性(生年の記載なし)、息子の30代男性('59年生まれ)とその妻('62年生まれ)

それぞれの世代は、森山沾一による書評にあるとおり、「戦争や具体的部落差別や民族差別の中を生き抜いてきた70代、部落解放運動が高揚し、同和対策事業が実施されるなかで生き抜いてきた30~40代、そして児童館や子ども会活動体験を持ち、将来について様々な思いをもつ10~20代」と特徴づけられるだろう(森山、2002)。

しかし、この3家族以外の家族からの聞き取りについては、一つ一つを紹介するのではなく、いくつかのテーマを論じた文章の中で適宜、断片的に引用されるのみである。それはこの研究が「家族・親族という集団に属する、また被差別部落というカテゴリーを押し付けられた人々の、いわば『集団としての生活史』を浮かび上がらせることに主眼をおいた」ためである(部落解放・人権研究所編、2001:6)。そうした方法の限界について、調査者たちは「強い分析思考により語りの解釈がなされている」ため、「個々の生活史がもつ意味を十分な形でくみとろうとする姿勢が後退したことが大きな欠点」であると断っている(部落解放・人権研究所編、2001:5)。

ライフヒストリーに対するこのような扱い方については、福岡安則による書評で厳しく批判されている。すなわち、一人ひとりの語りの文脈から引き離し「ひとまとめにして分析することで、『部落

の生活様式』の『特徴』を取り出そうとする」ことは、『『実体』として部落なるものが実在するという見方を採用していることになってしまう』ので、「ムチャであり、やってはいけないこと」だといふのである（福岡、2002）。これは、それぞれの部落にそれぞれの歴史と部落民の生き様があるが、その辺りを共通のカテゴリーにくくってしまうことにより、現に存在する多様な差別を逆に見えなくさせる危険があるという指摘である。

3. 調査の課題と方法

3.1. 調査の課題

2.1 項でレビューした調査から、約 30 年が経過した。個人のライフコースでいえば、ちょうど世代が一つ移り変わる頃といえる。現在の第 1 子出産時平均年齢は約 30 歳なので、当時生まれた世代が親になり、その親世代が祖父母になる時期に当たる（厚生労働省「人口動態統計」）。また、2.2 項でレビューした「21 家族調査」がおこなわれたのは 1995 年から 97 年であり、その時点からも、ちょうど 20 年が経過したことになる。

その間に、部落問題をめぐる社会状況は、全国的にも熊本でも変化してきた。おそらく、もっとも大きな変化といえるのは、「特別措置法」による国の同和対策事業が 2002 年をもって終結したことであろう。また、部落外との通婚が進み、進学率の格差も縮小してきた。さらに部落住民の転出が顕著になり、部落外からの転入も増えてきている。したがって、今後の部落調査は、「地区」単位の調査以上に、部落外に住む人も含めた「個人」を単位とする調査の重要性が高まるであろう。とくに、部落出身者の意識が世代によってどのように変わってきているかといったことが、一つの大きなテーマになるとと思われる。

以上のような事情を考慮したうえで、我々は、個人を単位として、その家族の複数世代にわたるライフヒストリーを聞き取るという調査を実施することにした。すくなくとも我々の把握している限りでは、先述の「21 家族調査」のように同一家族の複数世代にインタビューをしてライフヒストリーを描くという試みは、熊本県内ではまだ見られない。2.1 項の最後に触れた中塚（1997）は、たしかに「親子 4 代」のライフヒストリーではあるものの、実際の話し手は一人で、その一人が祖父母の代から自分の子どもたちまでについて語るという形であった。同じ家族とはいっても、ものごとに対する主観的な捉え方は各人で異なるはずであるから、親、子、孫の各世代の経験と意識について、それぞれにインタビューすることによって明らかにしていきたいと考えた次第である。世代によって何が変化し、また逆に世代を越えて何が受け継がれているのか、それを見ていきたいのである。

ただし、我々の調査は「21 家族調査」のように、多数の家族にインタビューをしてそれをもとに「部落の家族」の一般的な姿（すなわち「集団としての生活史」）を描こうとするものではない。それよりも一人ひとりの固有の経験とそれに対する主観的な捉え方を、そのまま聞き取り、家族ごと・世代ごとに多様な姿を描こうと考えている。

とするならば、我々にとっての課題は何か。部落の変容にそれぞれがどう向き合ってきたか、すく

なくとも3つの世代を異にする話し手は同じ家族であり同じ現実をそれぞれが見ているはずであるが、当然のことながら受け止めも語りも異なる。また語りの主体たる話し手の生活過程も変容している。だからこそ、そこに同一家族内の異なる世代の聞き取りの意味があるといえる。

ただし、こうした手法に問題がないわけではない。我々の家族単位の調査に協力してくれたのは家族関係が良好に維持されているケースだということである。つまり3世代にわたって家族が存在し、話を聞かせてくれるという限りである種の規定性を帯びてしまう。ただ、こうした試み（あるいは着想）がこれまでほとんどなされていなかったため、調査研究としては一つの試金石として取り組む価値がある。

3.2. 調査の手続き

調査は、次のような手続きでおこなうことにした。まず、インタビューの対象者を集めるにあたっては、熊本県部落解放研究会メンバーなどの伝を頼って何人かの個人にアクセスし、調査の主旨を説明したうえで家族も含めたインタビューへの協力を依頼する。そのうえで、それぞれの家族につき一人ずつ担当者を決め、その担当者が対象者にアポイントメントをとって、他に1人または2人の調査者を伴って、対象者の地元へ行き、自宅または隣保館など対象者の都合の良い場所でインタビューをおこなう。インタビューは対象者の許可をとって録音している。

調査の順番であるが、各家族の年長の世代はかなり高齢になっていることを考慮して、まず先に年長世代のインタビューをおこなうことにした。その後、順次その子の世代、孫の世代にインタビューを進めていく。

インタビューの内容は、生まれた年や出身地（とくに年長世代には、さらに遡ってその親の世代のことも聞いている）から、幼少期・青年期、職業、そして現在に至るまで、まさにその人のライフヒストリー人生の歴史についてである。自由に語ってもらうことを旨とし、構造化された質問事項をあらかじめ準備はしていない。むしろ語り手が何を語りたいか、何を語ることができるのかを大切にしたいのである。当然、同種の聞き取りに多く見られるような差別の経験や運動との関わりなどについても話題にはなるのだが、我々の聞き取り趣旨は被差別体験を積み重ねようとしたものではなく、そういった話ばかりを聞き出そうとはしていない。

その点については、ライフヒストリーの先行研究でも、考慮すべき問題として指摘されている。1990年代におこなわれた滋賀県内の部落の調査について、調査グループの一員であった三浦耕吉郎は次のように述べている。

これまで往々にして、「どんな差別を受けてきましたか？」という問いを中心に聞き取りがなされがちだった。しかし、そうすることによって、結局は、部落に住む人々を「差別される存在」としてしか見てこなかったのではないかという反省が、私たちの中にあつた。（三浦、1999：68）

そもそも部落差別の解消を目指して部落の調査をするのだから、差別の経験に第一の関心があるの

は無理もないことである。しかし、厳しい差別の話を「期待」してインタビューに臨むという構えは、それ自体、「被差別者」としてのアイデンティティを相手に押し付けていることにもなるだろう。

また、人びとの生活の現実にとっては、被差別の経験だけが他と切り離されて存在しているわけではない。したがって、トータルな生活史のなかで、差別や解放運動がどのように位置づけられるかということを大切にしたい。明示化可能な被差別体験の発話の採録も重要なのだが、それは語り手の差別認識に深く関係していることであって、むしろ語られないことのなかに重要なメッセージ性のあることがらが往々にして存在するというのも重視しなければならないと考えている。少なくともア priori に差別の存在を前提とするということは避けたいと考えた。

4. 調査の実施状況と中間成果

現時点で4組の家族から、調査協力への快諾を得ている。調査は2015年の2月から実施を始め、現在までに4家族、計5人のインタビューをおこなった。

インタビューの対象となっている4家族と、その中のインタビュー対象者について、以下にまとめておく（下線はインタビュー実施済み）。

- ① Aさん家族（阿蘇、農村地区）：80代男性とその息子、孫
- ② Bさん家族（県北）：70代男性とその息子、孫
- ③ Cさん家族（熊本市内）：80代女性とその娘、孫
- ④ Dさん家族（阿蘇、農村地区）：50代男性とその娘（20代）

本報告執筆段階では聞き取り調査は遂行中であり、一度や二度の聞き取りで完結するわけではないので、再度訪問して継続的に続きを聞く必要のあるケースも残されている。それでも、現在までに収集した語りを、いくらか報告してみたい。聞き取り記録を採録したり、ライフストーリーの全体について描き出したりするのは今後の課題として、筆者（杉本）がとくに関心をもった、部落差別に対する意識がよくあらわれているエピソードをいくつか抽出し、断片的ではあるが紹介することにする。

(1) 同和（人権）教育について

Dさん家族のライフストーリーから、同和教育・人権教育についての語りを得ることができた。Dさんは小学校で、江戸時代の身分制度について「士・農・工・商、えた・非人」の身分制度観にもとづいて学んだ³⁾。そのとき、自分の先祖がどの身分だったか気になって、親にしつこく聞いた結果、

3) 江戸時代の身分制については、当時は「士・農・工・商」という身分の「下」に「えた・非人」という被差別の身分が置かれたというように教科書に記述されており、それに沿って教えられていた。しかし近年では歴史研究の進展を反映して、武士以下の身分は「百姓・町人」であり、「えた・非人」といった被差別民はそれらと「別」の身分というように、教科書の記述が改められている（阿南、2012）。

自分が被差別部落民だということを知ったという。さらに、そのような身分制度を習ったあとの子どもたちの様子についても語られた。子どもたちは身分制度を面白おかしくもじって、「士・農・工・商、えた・非人」の下にさらに下の身分を考え出して遊んでいたという。これでは同和教育は何の効果もないとDさんは述べている。

Dさんの娘は高校の人権教育の機会に、自分も部落出身であることを言った。その際、同級生のなかには、「そういうこと言うから差別がまた広がる」という、まさに「寝た子を起こすな」の典型といえる反応を示す者もいたが、その一方で、彼女が出身を明かしたことをきっかけに、他のさまざまな事情（家族に障害をもった人がいる、親がいない、など）をもった生徒が心を開き、自分のことを語るようになったという。

(2) 人づくりの大切さ

同和对策事業特別措置法が制定された当時、熱心な学校教師の呼び掛けで、地区内で学習会を開いたという経験をもつAさんは、「人づくり」としての教育の大切さを強調する。差別はこれからも折に触れて起こるだろうから、部落の人たちにもよく勉強してほしいと言う。また、人を育てるということはすぐに成果が出るものではなく、希望をもって継続していくことで、いざという時にその成果が表れるということも語っている。

そういった教育には、親身になって子どもたちを支える大人が必要で、とくに教師の役割は大きいであろう。Aさんは、当初は部落問題にさほど熱心だと思われなかった教師が、退職後も運動に関わりをもっていることを例に挙げて、教師も地域のなかで育つという面があることを示唆している。

(3) 経済的成功と自信の語り

ところで、被差別部落といえど“貧しい”というステレオタイプは、一般に根強く存在すると思われるが、実際には部落のなかにも格差があり、もちろん裕福な人もいる。今回の調査では、そうした富裕な家族にもインタビューをする機会を得ることができた。それはCさん家族である。

Cさんの父親は畜産関係の商いによって、経済的成功を遂げるとともに、それなりに社会的地位のある人とも対等な交際をするようになったという。この家族は大正8年の高額所得者を名簿化した『富貴名鑑』（富貴名鑑出版事務所刊、国立国会図書館蔵）や高額所得者名簿にも出てこない。祖父は地元の分限者の食肉業に勤めていた。勤め先は熊本県水平社の創立期に重要な役割を果たす家であった。父もまた食肉業に従事し、町に肉の行商をすることから始め、苦労を重ねて事業に成功したのであり、やがて近隣に大きな土地を有し、雇い人も多数かかえるようになった。時期的には熊本の食肉産業の発展過程と重なるのだが、Cさんの父は軍への納入などの創意工夫を重ねるとともに、その過程での巧みな人脈形成が事業の成功をもたらしたという。この成功の過程が80代になる女性の人生の振り返りである。そうした父親についてCさんは、部落の肉屋であることを掲げて「堂々と」していたと語る。父親はつねづね、「差別なんか無い、自分の力量次第だ」と話していたという。

“貧しい生活” “厳しい差別” といった、被差別部落に対するステレオタイプを裏切るエピソードである。しかしこれは、単純な“経済的に成功すれば差別から解放される”という「サクセスストーリー

リー」の語りではない。Cさんは、同世代としては珍しく女学校にも通っており、かつては、地元の小学校での同和教育の授業に呼ばれて部落差別について話をしており、地区における部落差別について認識を有しておられる。仮にここで「経済的成功と自信の語り」と見出しをつけてみたが、それは、この個別体験を一般化しようという意味ではなく、地区の中での成功譚が個人及び個別家族にどのように語られるのかを描き出したいからである。

以上に紹介した内容は、それぞれの家族のライフストーリーのうちから恣意的に拾い上げたエピソードを断片的に紹介したにすぎない。もちろん、それぞれのエピソードには固有の文脈または背景があるのであって、そこから切り離して上述のように提示することは、本調査の本来の趣旨とは異なる。本調査は、こういった断片的なエピソードを収集することを目的としているわけではない。ライフストーリーの全体をどう扱っていくかについては、次の節で触れることにする。

5. おわりに ～今後の方向性～

今後も4組の家族について、さらにインタビューを継続的に進めていく。順次、続報を公表していくことになるが、その際に考慮したいことを、最後に述べておくことにする。

先に触れた1990年代における滋賀県でのライフストーリー調査をまとめた本のなかで、桜井厚は次のように述べている。

生活史の語りのなかにみえてくるのは、それぞれの個人が自己の生活状況と格闘しながら自分なりの主体的な生き方をえらびとってきた、その方法である。すこし大げさないい方をすれば、生活の戦略、戦術である。生活の知恵といってもいい。そこには被差別部落だからこそ選ばざるをえなかった特有な生活の知恵がある。時代状況のゆえに被差別部落にかぎらず、どこのむらにもみられた現実もある。（反差別国際連帯解放研究所しが編、1995：7）

ライフストーリーのなかから、“被差別部落の人の話”という限定した関心で捉えたのでは掬い取れないような、その時代を生きてきた世代のメッセージを読み取ることも可能であろう。部落出身者に固有の経験と、もっと一般的な、それぞれの世代に共有される経験、さらには世代を超えた普遍性をもつ知見までもが、ライフストーリーのなかで混ざりあっているのである。

他方、家族ごと、また一人ひとりの個人ごとに、経験も意識も異なる。“被差別部落の生活史”として一括りにできない個性が、それぞれのライフストーリーにはある。さらに言うなら、インタビューというものが話し手と聞き手の相互行為であり、質問紙調査のように画一的な質問をしているわけではない以上、聞き手の個性や話し手—聞き手の関係性によって、生活史はかなり左右されるはずである⁴⁾。

4) この認識を突き詰めたのが、桜井厚の提唱した、語り（ライフストーリー）を語り手と聞き手の相互行為

そのように、一方で一般性・普遍性をもつ知見と、他方でそれぞれの個性・特殊性が、ライフヒストリーから見出させるのではないだろうか。我々の取り組みが、その両方の可能性をどこまで引き出せるか、方法的可能性を提起することになる。

最後に我々の3世代調査のもつ有効性と困難性について触れておく。

個別の聞き取りとは異なり同一家族の3世代からの聞き取りとなるので、否が応でも家族内の問題に踏み込むことになる。この場合、話し手との信頼関係が構築できているか、構築しうるかが、従来の被差別部落調査以上に重要な鍵となる。それによって、聞き取りの内容は大きく左右される。

すでに触れたことではあるが、何を引き出すか、何を聞き取るかということである。単に被差別体験や困難な生活を聞き出し記録にとろうというものではない以上、部落解放運動史や被差別体験の語りにも慣れている話者の場合には、まずはそれを吐き出してもらうことから始まる。若い世代は、同和教育の影響から自分語りにも慣れている場合もあるが、明確に自分のことばで語ることができるよう対話を続けていく必要がある。従って、聞き取り作業は一度や二度で終わるわけではなく、忍耐強く続けなければならない。したがって、ここでも信頼関係の構築が調査の成果の質保証の鍵となるのである。

もう一つ、言わずもがなのことであるが、語られる事柄は時にきわめて主観的であり、話者が高齢であれば記憶が錯綜している場合も少なくない。聞き取り記録をそのまま採録して書き起こしたのち、時系列に並べ直したりできるだけ裏付けをとる作業を行う。家族のクロノロジーを作成することそのものが目的なのではないが、基礎作業としては無視できない。さらに、例えば、小学校や中学校の周年記念誌では、卒業生名簿が年次別に記載されていることが多い。あるいは国勢調査や経済センサスの町丁目集計では、人口や産業別従事者数などを知ることができ、裏付け材料となりうる。他にも種々の手法を活用して、裏付けを確保することが可能な場合がある。こうした作業は、語りを客観化しようというものではなく、語りの意味の解析（なぜそのように語っているのか）に役立つものである。

このような作業を通して、人の生き方が見えてきて、3代を重ねて見ることで部落民の人生の新たな像が描き出されるのかもしれない。なお、最後に補足しておけば、このようないわば部落解放運動や社会運動の理念や課題から、一見、価値的距離をおいたような調査が可能になったのは、同和対策事業に係わるいわゆる法期限切れ以降の状況があること、そして部落差別解消推進法に見られるような部落差別そのものを問い直そうという状況があるということが指摘できる。この調査の重要性もそこにある。

文 献

阿南重幸 2012 「教科書から『土農工商』が消えた？——部落問題歴史記述の変遷」、『じんけんがさき（社会啓発資料 21）』長崎県民生活部人権・同和対策課。

によって構築される産物として捉える「対話的構築主義」のアプローチである（桜井、2002）。今回の我々の研究では方法論として採用していないが、今後検討していきたいアプローチではある。

- 部落解放・人権研究所編 2001『部落の21家族——ライフヒストリーからみる生活の変化と課題』解放出版社。
- 福岡安則 2002「本の紹介 部落の21家族——ライフヒストリーからみる生活の変化と課題部落解放・人権研究所編」、『部落解放』第503号。
- 反差別国際連帯会報研究所しが編 1995『語りのちから——被差別部落の生活史から』弘文堂。
- 熊本県部落解放研究会 1985『部落解放研究くまもと』第11号。
- 熊本県部落解放研究会 1986『部落解放研究くまもと』第13号。
- 松下一世 2002『18人の若者たちが語る部落のアイデンティティ』解放出版社。
- 三浦耕吉郎 1999「差別と社会——被差別部落で聞く」、満田久義・青木康容編著『社会学への誘い』エムアンドエヌインターナショナル。
- 森山沾一 2002「書評 部落解放・人権研究所編『部落の21家族——ライフヒストリーからみる生活の変化と課題』」、『部落解放研究』第145号。
- 中塚美子 1997「生活史、親子4代にわたる差別の中を生きて——中塚美子さんの場合」、『同和問題研究：大阪市立大学同和問題研究室紀要』第19号。
- 桜井厚 2002『インタビューの社会学——ライフヒストリーの聞き方』せりか書房。
- 内田龍史 2014『部落問題と向きあう若者たち』解放出版社。

なお、本研究は熊本学園大学付属社会福祉研究所から調査研究費の助成（2014～15年度）を受けている。

<スクールソーシャルワーカー養成課程 キックオフ・シンポジウム 記念講演>

スクールソーシャルワーカーの実際と魅力

講 師：門田光司氏（久留米大学教授）

日 時：2016年10月8日（土）14時40分～15時50分
場 所：熊本学園大学14号館 高橋守雄記念ホール

こんにちは、久留米大学の門田光司と申します。よろしくお願いたします。スクールソーシャルワーカーの実際と魅力についてお話をさせていただきたいと思います。

私がスクールソーシャルワーカー研究を始めたのは、1995年に、北九州市教育員会の独自事業で、支援を要する中学校の巡回相談をしたことによります。この事業の中で中学3年生の女の子との出会いがありました。

ある中学校に6月ぐらいに出向いて行った時です。校長先生から「5月にご両親が離婚されて以降、生活態度が乱れている女子の中学3年生がいるんだけど、ちょっと会ってくれないか」と言われました。私は「いいですよ」と返し、教育相談室でその生徒と待ち合わせました。金髪の髪に、はだけた服装姿でやって来た彼女はいろんな話をしてくれました。しかし、その内容は私の心にとっても強く刺さるものでした。両親にはそれぞれ愛人がいました。そのため夫婦の関係が悪くなっていました。彼女には小学校1年生と4年生の弟がいます。お父さんの愛人は、彼女と同じ中学校の母子家庭のお母さんです。5月に離婚された後、お父さんはその方の家に転がり込んでいきます。お母さんの愛人は若い20代後半の男性で、離婚後、その男性を家に引き込んでくるわけです。彼女には、「卒業したら高校に行って看護師になりたい」という夢がありました。しかし、両親が離婚されて、経済的余裕がないとのことで、お母さんから「あなたは高校には行かせられない」と言われ、彼女がやけになるのは自然なのかもしれませんね。

彼女は、段々、夜遊びをし、時にはシンナーを吸いました。でも彼女はとても弟思いだったから、夜はそれ程遅くまで遊び歩かずに帰って、弟たちのご飯を用意してあげたり、朝は登校を促したりしていました。しかし、中学校の教室は受験体制に入っていく中で自分だけは未来を描けない中で、彼女は段々やけになっていきながら、学校でも反発をしていくようになります。中学生にとって出口の見えない苦しい状況にある場合、時に考えるのが死です。彼女はある夜、メンバーたちと遊んだ後、学校の近くにある深い池で自殺を試みました。胸元まで池の中に入って行った時です。彼女の後ろで「おい、何してるんだ！」という声がかかったわけです。彼女が振り向くと、これも本当に良かったと思うんですが、その中学校で子どもたちの話を親身に聞く生徒指導の先生が立っていらっやっったんです。その姿を見て彼女は「もう体中の力が抜けて、涙がぼろぼろ、ぼろぼろ出て来て、号泣しな

から『先生！』って言いながら、その先生に走って抱きついて行った」そうです。

学校は常に彼女の家庭環境は把握しているけれども、彼女の家庭へのアプローチは学校として難しい。ですから先生は朝方まで彼女の話聞いてあげて、「もし何か相談があればいつでも相談にのってあげるよ」といつてくれたそうです。だから彼女は「私はもう死のうとは思わない」と言いました。でも、卒業後のことについては、家を出て働くということを考えるしかない。学校は保護者にコンタクトを取ろうとするんですが、校長先生の話では、お母さん、お父さんは学校には一切コンタクトを取らない。学校は進路の話をしていかなければいけないから、出口が見えない状況があったわけです。そんな中で彼女のいろんな話を聞いていく中で、彼女は自分が仕事をしてお金を貯めたら、自分が叶えられなかった夢である大学進学を弟たちには実現させてあげたい。そして自分が結婚したら幸せになるんだ、子どもができたなら自分の子には不幸なことはさせない。そして「子どもが自分の手を離れた時にやりたいものがある」って言ったんですね。「何？」って聞いたら「ホームヘルパーになりたい」と。このような、彼女の思いを、夢を叶えられるための何か支援ができないものかと考えました。それが私のスクールソーシャルワーカー研究の始まりです。

今日は学生さんが多いので少しスクールソーシャルワーカーの基本的な話をしたいと思います。スクールソーシャルワーカーの起源はアメリカにあります。1900年代当時は、多くの移民がアメリカ大陸に向かって来ました。子どもたちの問題はまさに貧困問題でした。子どもたちは親よりも英語を早く学ばし、児童労働問題が法律上規定されていなかったので、工場が安い労働賃金で子どもを雇うために、学校に行けない子どもたちは日中仕事に就きます。その中で、現在の日本の貧困でもそうなんですが、子どもたちの貧困状況を抜け出していくためには何が必要なのか、それは教育です。高等教育を受けることがとても大切なことになるわけです。

19世紀後半から20世紀初頭というのは、ニューヨークやシカゴ、ボストンなどの大都市には多くの移民があふれかえり、仕事にもあふれてしまいます。人口密度がとても凝縮されて、6人に5人が窮屈な貧民アパート、テネメントと言いますが、そこに押し込められて住居環境は最悪で不潔な状況です。そして、貧しい家庭の中には、子どもたちが働いて家庭を支えるという状況もあるわけです。これは当時の写真になりますが、ジャガイモを集める仕事をしている写真です。子どもの貧困とか児童労働問題への対応、教育機会の保障をしていくうえで、アメリカではセツルメントハウス、特に「ハルハウス」のワーカーたちが取り組み始めます。子どもたちは自分の状況に対して、改善に向けて自ら声を出すことは難しい。ジェーン・アダムスとワーカーたちは厳しい家庭環境にある子どもたちの思いを代弁します。ソーシャルワークでは「アドボカシー」と言いますよね。ソーシャルワーカーにとって欠かせない役割は、この「アドボカシー」と、状況を改善していくために州政府・行政機関にアクションをかける「ソーシャルアクション」です。そのような取り組みをハルハウスのワーカーを含め、いろんなセツルメントハウスのワーカーたちが始めていったわけです。そして、学校と家庭に、子どもたちの教育の必要性を子どもたちに代わってセツルメントハウスのワーカーたちが代弁、アドボカシーしていく、という動きが出始めてきたのが、1906年～1907年、ニューヨーク、ハートフォード、ボストンです。それぞれ互いに連携があったわけではありませんが、各所で動き出したと

ということになります。当時はスクールソーシャルワーカーとは名乗ってなくて「Visiting Teacher」、すなわち訪問教師です。これは学校の先生ではなくて、学校に関わるという意味で teacher をつけています。大切なのはこの visting です。ソーシャルワークで言うアウトリーチですね。家庭訪問などいろいろな機関に向向いて行って取り組んでいくというところに役割があります。では次のスライドに行きます。

京都大学の倉石一郎先生が2014年に『アメリカ教育福祉社会史序説』というビジティングティーチャーの歴史の本を出しておられます。学問上とても貴重な本だと思います。この本の中に当時のビジティングティーチャーは何をしていたのか、かなり詳細に書かれています。

1918-1920年度の報告では、訪問教師の主な活動は「訪問」または「クリニック」「インタビュー」「記録」「統計」に分類されています。訪問先は家庭とか学校、特に家庭訪問は全体の半数以上を占め、子どもの置かれた生活状況の確認や子どもの福祉を阻害するいろいろな影響を除外するために取り組んでいくというのが目的だったと書いています。これは今のスクールソーシャルワーカーの活動の基盤にもなっています。訪問先の学校では校長や教頭先生、教師との協議、または病院や少年裁判所または救済機関などの機関へと出向いてネットワークを作っていくという活動をしていったわけです。対象とする子どもたちは、主に日中学校に行かない子ども、日中遊び歩く子どもや児童労働に駆り出される子どもです。その親御さんに教育の必要を説いていく。また、アメリカの先生は日本の先生と比べて授業だけを主にしますから、家庭環境のことは分かりませんので、学校の先生方に子どもたちの家庭環境のことを説明していく。まさに学校と家庭の間を繋ぎ、さらにその基盤としてはアウトリーチを行っていきました。

アメリカのスクールソーシャルワーカーの歴史は1906年から始まり100年以上もありますから、スクールソーシャルワーカーの専門性も少しずつ変わっています。現在、スクールソーシャルワーカーは何をしているのか？ということです。ここにスクールソーシャルワーカーの全米調査結果があります。アメリカのスクールソーシャルワーカーは女性が多いですね。先ほどの訪問教師も女性が多かったみたいです。日本の養成課程との違いは、アメリカとカナダでは基本的にはソーシャルワーカーは大学院修士課程で養成をします。ですからスクールソーシャルワーカーはソーシャルワークの修士号を持っているのが87%です。かなり専門性は高い。配置先は小学校が44%、中学校が18%です。アメリカは基本的に高校まで義務教育になりますので、小中高にスクールソーシャルワーカーがいます。先ほどのビジティングティーチャーは主に小中学校で活動していたので、その歴史から小・中学校が主なのかも知れません。担当する学校数は指定された一定の小学校とか中学校です。担当数は1校が40%で、最大4校までです。昨年、カナダのトロント市に行ってスクールソーシャルワーカーに聞くと、トロント市の最大担当校数が5~8までで、この数は組合で決めていると言います。それ以上の数を担当すると直接支援ができないからということです。

アメリカでは、生徒問題の第1位は暴力問題ですので、行動面とか情緒的なメンタルの面での相談が50~60%です。ですから、出席上の問題というのはあまり関わっていません。ただ、本日は時間がないのでアメリカの学校についてはいつか機会があればお話ができればと思いますが、特に

知っていただきたいのが、アメリカのスクールソーシャルワーカーのほとんどはスクールカウンセリングを主な業務としています。併せて家族支援です。または教室の中に入って、ソーシャルスキルトレーニングなどのワークショップもします。訪問教師の活動から100年経ってアメリカのスクールソーシャルワーカーの業務が大きく変わってきている状況があるかも知れません。ちなみに皆さんの資料にはありませんが、スライドの写真ですが、これはアメリカ、シカゴの学校でK9ですね。Kってというのは幼稚園のkindergartenです。9ってというのは中学3年生です。ですから、一つの建物の中に幼稚園から中学3年生までいるわけですね。このような学校に行きますとクラス人数が15~16名くらいの集団ですので、日本の授業の雰囲気とは大きく違いがあります。そして、学校の中にスクールソーシャルワーカーの部屋があります。そこに子どもたちが来て、子どもたちと面談をしていくということになります。

韓国でも同様です。例えば、スライド写真ですが、韓国はスクールソーシャルワーカーという名前を使わずに学校社会福祉士と言います。学校に行きますと、同じように部屋がありますが、この入口の部屋が学校社会福祉士、スクールソーシャルワーカーの部屋になります。韓国のスクールソーシャルワーカーの活動として興味深いのは、スクールソーシャルワーカーの部屋に昼間何名かの子どもたちが来て過ごします。スクールソーシャルワーカーの部屋が子どもたちの居場所であって、子どもたちが自由に話に来て、スクールソーシャルワーカーたちも一緒に話をして、中に気になる子どもさんがいたら個別的に相談にのっていくというかたちです。右側の奥の方は面談室があります。次の写真ですが、韓国の小学校ではスクールソーシャルワーカーの部屋に遊び場を作っているところがあります。

現在、世界40か国以上にスクールソーシャルワーカーが活躍しています。でも、国々によってスクールソーシャルワーカーの動き方に違いがあります。それは学校教育制度が違うからです。そこで日本のスクールソーシャルワーカーはどんな役割を担っていくのか、我が国での学校ソーシャルワーカーの実践を知っていく必要があります。学校現場に入るということは、スクールソーシャルワーカーは部門外でありますので、当然学校のことを知る必要があります。そのためには日本の教育制度や学校文化、さらには私は福岡県ですけれども福岡県の文化、または熊本県ならばその学校教育文化があります。そして大切なのは学校でソーシャルワークを実践する、ということです。学校の中に先生方は集団として多くいらっしゃいます。外部としてはスクールカウンセラーである臨床心理士が1人入ります。スクールソーシャルワーカーも1人で学校の中に入っていきますので、実践的な即応的な能力・技術が求められます。今後、学校はいろんな多職種がチームで取り組んでいくことが求められますので、キーワードは日本においては多職種の協働、英語ではCollaborationって言いますよね。ですから、アメリカのスクールソーシャルワーカーと違って、日本のスクールソーシャルワーカーに求められる技術とかスキルには日本の特徴があると思います。

そこで日本の学校文化として、福岡県の話を見せてもらいます。福岡県には産炭地が多く、例えば炭鉱の子どもの学校史を読んでいると、貧困問題が学校でも大きな課題です。例えば、次の資料、1959年の福岡県教職員組合が出された調査ですが、産炭地の子どもと産炭地でない子どもの比較デー

タがあります。資料の黄色の所を見ていただくと、産炭地の子弟の子どもの長期欠席数がとても多いですね。その欠席の原因は、家事手伝いとか、学用品、ノートや鉛筆が揃わないので学校に行きたくないとか、給食費等も含めての諸費納入の難しさ、学校に行っても勉強がわからないので嫌いという理由が挙がっています。では次のスライドに行きます。

学用品とか通学用品を持って来ない子どもの比率です。ここも先ほどの続きですが、産炭地の子どもにおいては、そうでない家庭の子どもよりやっぱり持って来ない比率が高い。筆入れとかノートとか雨具、下着、等ですね。さらには欠食状況です。同じように食事を満足にしていないとか、遠足に行けないとか、弁当を持って来ないという比率も大きく上回っています。福岡県の産炭地域のような子どもが学校になかなか足が向かわないという状況や非行を犯す子どもに対し教師たちはどのように取り組んでいったのか。

福岡県においては、担当教科を持たない「補導教諭」という方がいます。これは法令上の規定がない役職ですが、非行事案が発生する度に警察は学校の先生に呼び出しをかける。補導をした子どもの引取に警察が保護者に連絡を入れても保護者は子どもを引き取りに来ないわけですね。そうすると学校に連絡をしてくる。その度に授業をしている先生は自習にし、子どもを警察に引き取りに行かないといけない。または、生徒の外泊、家出、集団窃盗の場合、先生は夜遅くまでその対応に飛び歩かないといけない。その間、自分の担任する授業に関しては自習になるから、これでは授業にならない。そこで法令上、何の規定もないけれど、必要性から福岡県では「補導教諭」が生まれます。現在も福岡県ではこの補導教諭はいらっしゃいます。でも、この補導教諭の活動は家庭訪問、または子どもたちの溜まり場への訪問、生活保護費の事務支援、さらには就学援助に関する教育委員会との交渉。家庭訪問で親が不在の場合には親の居場所に訪問したり、非行防止会議や家庭裁判所、児童相談所、保護司と協議をする。まさに、先ほどの訪問教師（Visiting Teacher）と同様で、スクールソーシャルワーカーと同じような活動をしています。ですから、福岡県においてスクールソーシャルワーカーは補導教諭と同じ動きをしていたら必要性はないと言われます。そこに、ソーシャルワークをしていくことによって、スクールソーシャルワーカーの必要性をどうアピールして行くかが実践上の課題になります。次のスライドに移ります。

日本では、昭和40年代に中学校の学習指導要領の中に総則で「生徒指導」という内容が明記され、併せて「教育相談」も明記されます。この教育相談は英語の「カウンセリング」を教育相談と訳し直したものになります。この中で、日本の先生方の教育文化とかがかわる生徒指導ですが「生徒の社会生活は、学校内だけではなく、家庭においても、また校外の一般社会においても絶えず営まれている」ということなので、生徒指導の先生は家庭訪問も地域の支援もされているわけです。ここに、日本の先生方はフィールドがとても広いということになります。アメリカとカナダに行くと、スクールソーシャルワーカーたちに日本の先生の話をする、冗談交じりにおっしゃるんですが、「日本の先生はスーパーマンだ」と言われますね。でも、それはやっぱり、日本の学校の先生方の教育文化だと思

ます。では次のスライドです。

ここにアメリカの学校文化との違いがあります。日本では1980年代から非行の第三ピークがやってきます。併せて不登校問題が起こってきます。「不登校」というのは日本の名称です。アメリカとかカナダには不登校はいません。日本の場合は学校という建物の中で教育が保障されているからです。それに対して、アメリカとかカナダは個人に対して義務教育法という教育が保障されているので、最終的に家にいる子どもにも教育を保障する上で教師が来るということですね。ですから、義務教育の観点が違うのです。でも日本の場合は教育の保障は学校の中でされているので、年間30日以上欠席をしてしまうと不登校という状況になります。不登校支援は、日本のスクールソーシャルワーカーにおいても、学校においても、大きな課題だと思います。そして、日本では、1987年に法制化された社会福祉士及び介護福祉士法においてソーシャルワーク教育が始まっています。では次のスライドになります。

日本において、平成7年に、とても大きな問題として、いじめ問題による自殺という深刻な状況が起きてきました。この中で初めて外部の専門職を入れるということでスクールカウンセラー事業が始まりました。スクールカウンセラーの職務内容は児童生徒への「カウンセリング」と位置付けられ、明記されています。このところは後でスクールソーシャルワーカー活用事業のところと対比させたいので覚えておいてください。しかし、スクールカウンセラー事業が始まりましたが、学校における問題は、不登校問題、いじめ問題、非行対応、発達障害の子どもさんたちへの支援、さらには児童虐待への対応、そして保護者への対応など、多様な問題を抱えているわけです。特に私たちの社会の中でとても衝撃的だった事件が1997年(平成9年)の神戸市須磨区の小学生殺害事件です。捕まった加害者が中学生だったというのは、とても大きな衝撃的な事件でした。これに対して1998年、当時の文部省は学校の「抱え込み」からより地域に開かれた「連携」へ、ということを提案していくことになります。

さらに2001年(平成13年)、これも大きなとても衝撃的な事件でした。大阪教育大学附属池田小学校の児童殺傷事件が起きました。この事件を受けてさらに文部科学省は2001年に、連携からより可動性のある行動連携ですね、つまりチームとして動いていくことへの方向転換を始めました。担任の先生を中心とした学校教育文化から学校はチームを組んで子ども支援に係っていくということですね。しかし、チームを組むといった時にいろんな各職種がありますので当然必要になってくるのがコーディネーターです。誰がコーディネーターをするのか。音楽で言えば演奏の際に様々な楽器がありますが、誰がその指揮者としての調整役になっていくのかということです。日本では2000年から香川県や茨城県でスクールソーシャルワーカー事業を単独でするところが始めました。文科省はこの辺りからスクールソーシャルワーカーに関する情報を集め始めていたと思います。

いよいよ2008年度「スクールソーシャルワーカー活用事業」が始まります。先ほどのスクールカウンセラーのところでお話した、スクールカウンセラーはカウンセリングを行うことと謳われてい

るんですが、文科省におけるスクールソーシャルワーカー活用事業では、広義ですけれども「教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等があるもの」と位置付けています。社会福祉士とか精神保健福祉士という文言は一言も入っていません。現在は「社会福祉士とか精神保健福祉士を採用することは望ましい」という文言はありますね。これによって2008年がスクールソーシャルワーカー誕生の年になるんですが、社会福祉士や精神保健福祉士を持ってスクールソーシャルワーカーになっているのが当時は約4割です。残りの5割の方々は退職後の教員がスクールソーシャルワーカーとして活動しているということになります。九州では、熊本県と福岡県は、スクールソーシャルワーカーは社会福祉士、精神保健福祉士ですが、他県においては退職後の先生がなられている現状があります。

実際のスクールソーシャルワーカー業務としては、1. 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、2. ネットワークの構築、連携、そして、3. 学校内におけるチーム体制の構築、とあります。しかし、ここに一言もスクールソーシャルワーカーはソーシャルワークを実践するというのは書かれていないんですね。私はこれはとても残念なことだと思います。やはりソーシャルワーカーが専門とするのはソーシャルワーク実践だからです。

では次のスライドになります。スクールソーシャルワーカーの人材養成に関しては、アメリカと日本の違いがあります。アメリカでは基本的には専門職大学院という修士課程でスクールソーシャルワーカーを養成していきますが、日本の場合のスクールソーシャルワーカーは国家資格である社会福祉士、精神保健福祉士が基盤になっています。このようにアメリカやカナダにおいては社会福祉士、精神保健福祉士というのはありません。お隣の韓国は日本と同じように社会福祉士とか精神保健福祉士があります。このような違いを考えた時に日本においては、社会福祉士や精神保健福祉士は、大学生の皆さんが大学で学んでいるように、児童福祉法とか障害者総合支援法、その他の法律とその福祉サービスに関する知識を有しソーシャルワーカーとして現場で活躍しています。大学生の皆さんも大学卒業した後の職業をイメージして、しっかりと法令とか福祉サービスを学んでもらいたいと思っています。実際に学校の外で支援をする児童相談所にもケースワーカーがいます。福祉事務所の生活保護課にもケースワーカーがいますね。または医療機関においても医療ソーシャルワーカーが、精神科病院にも精神科ソーシャルワーカーがいます。障害のある方々の雇用とか、少年法における司法においてもソーシャルワーカーがいます。そうすると、学校外の福祉機関にいろんなソーシャルワーカーがいますので、日本のスクールソーシャルワーカーは、まさに学校と外部の機関をつなぐ役割が特徴としてあります。ここに繰り返して申し訳ないんですが、海外と違う日本のスクールソーシャルワーカーの特徴というのがあるんですね。次のスライドになります。

スクールソーシャルワーカーの役割は、子どもの教育を妨げる環境に働きかけ、取り組んでいくということになります。先ほど言いました、教育は学校で行われます。子どもたちは教育を通していろんな仕事を将来選んでいくわけなんですね。そうした時に、高等教育を受けることによって、いろんな職業を知り、自分が就きたい職業に向けて自己実現を図っていくわけなんです。しかし、残念ながら、冒頭でお話したように子どもたちにとって身勝手な親、崩壊した家庭環境を抱える子どもたちがい

ます。子どもは生まれてくる家庭環境を選べません。笑顔でほんとお腹いっぱい満腹に食べられて、教育も保障されている家庭もあれば、一方で生まれてきた環境によっては虐待を受けて早く命を失うかもしれないし、高等教育を受けたくても受けられない子がいるわけです。このような状況というのは、ソーシャルワークでは社会不正義と言います。不公平なのです。これにソーシャルワーカーたちは取り組む使命があります。

学校環境にもいろいろ問題はあるんですが、まずは家庭環境によって子どもが教育を受けられない、または妨げられる環境にあれば、この状況に取り組んでいく必要があります。それはスクールソーシャルワーカーの役割なのです。後でシンポジウムで実際的なお話が聞かれるかもしれませんが、スクールソーシャルワーカーが依頼を受ける状況も複合的な家庭問題が多くなります。親御さんの離婚、経済的な問題、生活保護であるとか就学援助、さらには保護者の方、特に母子家庭で支援を要する場合、例えば、お母さんが統合失調症であるとか躁鬱病であるとか、アルコール依存症や薬物依存症であるとかですね。これによって子どもの家庭環境が窮屈な状況になって、学校に足が向かわない状況もあつたりもします。さらにはネグレクトもあります。小学5年生の子どものいる一人親の事例ですけど、お母さんが1週間帰って来ないことがある。そうすると一気に児童相談所の関りが必要になるかもしれません。一方で、子どもの方は学校になかなか足が向かない。すると勉強が遅れてきて学校が楽しくない。さらには登校刺激を出して学校に連れてくると一日過ごすだけけれども、登校刺激を出さないと家でゲームをしてしまう、という状態もよくあります。または非行系の子どもさんもいらっしゃいます。このような状況のなかで、学校に足が向かわないということになると、段々段々、学力が落ちてきます。これらの問題にも取り組んでいく必要があります。

ここで一つ事例をお話ししたいと思います。これは皆さん方のお手元の資料にはありません。事例は、中学3年生の女の子です。小学校6年の時に両親が離婚をし、母子家庭になります。生活保護を受給していて、お母さんは精神疾患、うつ病を患っています。本人が中学に入学後、両親が離婚され、その後、母親は家事を一切しない、または外泊をして、付き合っている男性と泊まり歩く状況になります。そんな不満から、家に置いておかれることが多い彼女の場合、イライラを募らせながら、それを発散する手段としてリストカットが頻繁に起きてきます。または学校の欠席、それが繰り返されてきます。学校に来て、授業中や保健室などでも突然リストカットをしてしまいます。そのため、学校としてはどのように取り組んでいくかに苦慮する状況になります。

担任と養護教諭の先生が本人の話をじっくりと聞く役となっていました。ある日、家の中でお母さんと大喧嘩になって、そのイライラから、いつも以上に手首を深く切ってしまって救急搬送になります。そして精神科病院の医療保護入院となります。病院に入院していた間は、当初は医師に対しても看護師に対しても、患者さんに対しても嫌悪的な状況だったんですが、日数が経って精神的に安定すると、お医者さんにも看護師さんにも、また、同室の患者さんたちとも会話が和やかにでき始めてきました。もう入院治療は必要ないだろうと、精神科病院を退院ということになります。でも、お母さんは一度も訪問はしていないんです。学校の方にも、いよいよ生徒が退院をしますという連絡が入りますが、彼女が退院をしても家の状況は何にも変わっていないわけですね。退院してくると、また

リストカットが起きてしまう可能性があることを学校は不安でしたので、スクールソーシャルワーカーに支援依頼がありました。

この場合、学校の困っている点としては、退院後母子が同居することによって、再度本人がリストカットする可能性が危惧されることです。そこで、スクールソーシャルワーカーへの依頼です。スクールソーシャルワーカーの見立てとして、課題としては1つめは母子の関係が不良である。本来、ソーシャルワークは人と環境との関係性で物事が起きていると考えますので、目指すところは、女の子とお母さんが仲良く過ごしてもらうことを最終目標におきます。ですから、お母さんが悪いとか、問題の犯人探しということではなくて、母子関係改善に目標をおくわけですね。ですから、どうしていったら母子間が良好になるのか、その仲介にスクールソーシャルワーカーが入るかもしれません。2つめは、母親も精神疾患、鬱病により育児放棄、家事炊事をしない、または生活能力が低いという面があります。3つめには、そういう家庭環境によって本人がとてもストレスが溜まってしまいます。精神的にとっても不安定になってくるので衝動的に自傷行為を起してしまう、ということがあります。そこで、スクールソーシャルワーカーは入院している状況で、退院する前にアプローチをかけていきます。スクールソーシャルワーカーは学校や関係機関から情報収集、アセスメントをします。児童相談所の方は本人のリストカットがあるために、児童養護施設等の福祉的な措置をしたとしても、本人も嫌がっているし、児童養護施設も対処がなかなか難しいと考えたようです。そこで、スクールソーシャルワーカーは、彼女が入院している精神科病院の主治医と精神科ソーシャルワーカーと相談をして、定期的に退院をするまでの間、本人と会い、そして、家庭訪問してお母さんと会うことで、まずは関係性を築いていくことにしました。

ここでスクールソーシャルワーカーは本人に初めて会うわけですが、最初に出会う、1回目のかかわり方はとても大切になります。もし本人が、こういう人とは二度と会いたくない、となったならばこの支援は途切れてしまうわけですね。ですから、常にスクールソーシャルワーカーは、最初の出会いというのをとても丁寧に介入していくことになります。最初はいろんな話ができるわけではないです。「スクールソーシャルワーカーです」と言って、病院で彼女に会っても「あんた誰？」ということになるわけですね。そこで、5分とか最初に短い時間でコンタクトを取りながら、10分、15分、少しずつ話をしていくわけですね。そんな中で、いわゆる「ラポール」という信頼関係を作っていくながら、基本的にはスクールソーシャルワーカーの大切にするのは子ども本人です。その本人たちの思いに耳を傾けながら聴いていくというのが基本になります。そうすると、少しずつスクールソーシャルワーカーに対して心を開いていった彼女はこう言いました。「お母さんの怠けが許せない。自分は児童養護施設には行きたくない。でも、できたら高校に行きたい。進学したい。」そうすると、スクールソーシャルワーカーは本人の思いとかニーズを尊重しますので「進学したい」という思いを受けとめながら、今後どうしていくかを本人と一緒に考えるんです。

一方で、スクールソーシャルワーカーは、お母さんにも会いに行きます。そして、直ぐに扉をピンポンと鳴らして、お母さんが出て来て「スクールソーシャルワーカーです」なんて会話が始まるわけではありません。時には居留守を使われる場合もあるわけですね。時には手紙を置いて「スクールソーシャルワーカーが来ました」というコンタクトを取っていくわけです。アウトリーチという言葉があ

りますけど、なかなか対応が難しい場合があります。けれどもそんな家庭訪問をしながら、お母さんと話して、最初は5分とか10分とか時間をのぼし、信頼してもらいながら関わっていく中で、お母さんの方から心の開きがあったわけですね。お母さんとしては「本人と過ごすのが、一緒に暮らすのがきつい、もう何もやる気がしない」「家で本人が私に向かって吐く暴言にもう耐え切れない。できるならば本人には公立高校に行ってほしい」と思う。

このように本人または母親の思いというのを受けとめながら次にスクールソーシャルワーカーは、学校でケース会議をします。ケース会議とは、また後でお話しますが、学校や児童相談所、他機関が集まって、そこで母子の状況改善とか本人の思いをつなぐためにどうしていくのかを考えていく場、ということになります。このケースにおいては、参加者は、校長先生、教頭先生、担任、養護教諭、生徒指導、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、精神科ソーシャルワーカーが集まりました。そして、それぞれ役割分担に取り組んでいくわけです。退院後の支援計画として、家庭にはホームヘルパーを導入し、中学校ではしばらく保健室を居場所として、担任と養護教諭、スクールカウンセラーが本人の聞き役を担う。スクールソーシャルワーカーは本人及び母親の思い、またはニーズの聞き役を担いながら、本人が調子が悪い時には精神科病院と学校との間をつなぐというそれぞれの役割分担を決めていきました。

そして、このような支援計画を立てて、いよいよと本人が退院をしていきます。支援計画を実行していましたが、なかなか物事はうまくいきませんでした。本人が退院後は、本人自身が家出、ないしは大量服薬、または家庭でお母さんが生活保護費をパチンコ等に使ってしまって、公共料金が滞納されライフラインが止められてしまう。または、長期にお母さんが帰って来ない。その度にイライラした彼女はリストカットを繰り返す、という状況がありました。けれどもその度に学校と関係機関は、定期的に集まって支援計画を見直していきました。このような取り組みを継続していく中で、担任や養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーがじっくりと本人の話を聞きながら、また、スクールソーシャルワーカーの方は母親の思いを受けとめていきながら、時にはお母さんに本人の悩みを伝え、一方でお母さんの悩みを本人につなげながら、まさに先ほど言いましたように、お母さんと本人の間に入って、母子との心の交流が図れるようにしていったわけですね。これによって、本人はお母さんが全く分かってくれないというわけではない。または、お母さんにとっても本人が身勝手に動いているわけでもないと感じるようになります。そうすると、段々段々、お互いの理解が深まっていきます。そして、これによって本人と母親の関係は少しずつ安定していきます。最初の母子間の関係の改善が目標であったんですが、この母子間の安定が図れていくようになってくると、次に子どもの目が向いていくのは進路です。本人は高校への進路希望を口に出してきます。ここから先は学校の役割になります。この本人が高校に行きたいという思いを学校の先生方が補充学習等つなげながら取り組んでいくということをなされていきました。

本人は時々、母親に対しての不満や卒業後の不安を、スクールソーシャルワーカーに面談の中で表出します。けれど、スクールソーシャルワーカーは精神科の主治医に本人の状況を説明し、主治医より助言をもらい、その助言を学校にも返していきながら、学校もそれに従って対応をしていかれました。高校受験前、本人は不安を高めていましたが、私立高校2校と公立高校1校に合格し、希望進路

を実現させました。その後、卒業に向けてケース会議を実施しながら、卒業により支援が終了しました。

現在文部科学省のスクールソーシャルワーカー活用事業予算は義務教育、小中学校です。今年度予算では高校での配置もあるのですが、全国で47名の予算しかありません。高校のスクールソーシャルワーカーの配置がとても少ないんですね。ですから、中学を卒業して次につなげていく上で今求められているのは、高校におけるスクールソーシャルワーカーの配置事業です。高校でのスクールソーシャルワーカー事業が充実されれば、まさに小、中、高へとつなげていけることになるかもしれませんね。さらに、高校卒業した後の次は、熊本学園大学にもいらっしゃる大学のキャンパスソーシャルワーカーまでつなげていけることが必要です。

なお、今の事例は福岡県スクールソーシャルワーカー協会より出版しました『スクールソーシャルワーカー実践事例集』（中央法規出版社）からです。本書は30の事例を入れていまして、できれば読んでいただければと思います。では次に行きます。

「今後のスクールソーシャルワーカー」です。昨年12月に中教審から、今後の学校における「チームとしての学校」というイメージが出されました。先生方においては授業に集中し、生徒指導上の問題を含めては教員以外の専門スタッフ、つまりスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーが、チームとして学校の中で一緒に取り組んでいく、という方向性が出されています。「学校の『抱え込み』から『連携』へ」、そして今度は、より具体的に「チームとして」動いていく、ということが謳われているわけですね。このようなチームというのは、海外の例を見ていくと、例えば私の調査研究のトロント市の場合では、子どもの課題、出席問題とか行動問題、いじめ、虐待、貧困…いろんな問題がありますが、月1回、生徒サポート会議が開かれています。担任とか校長先生、スクールソーシャルワーカー、そしてスクールサイコロジストがいます。スクールサイコロジストというのは、学業上に遅れが見られる子どもさんとか、日本で言う発達障害、広汎性発達障害とかLDとかADHDの子どもさんにおいては小学校に入ってきた時に、担任教師がもしかして？となった時に、このスクールサイコロジストが心理検査等をします。こういう子どもさんにおいては特別支援教育が必要になりますので、心理学的支援の役割を担っていくのが、スクールサイコロジストですね。定期的に気になる生徒さんを月1回、生徒サポート会議で協議をして、予防ですね、前もって取り組んでいくということが行われるわけです。

これからの日本でも、児童生徒支援として、スクールソーシャルワーカーを含め、児童相談所、生活保護課、警察の少年課とか、いろんな職種がチームとして協働していくことになります。キーワードは「チーム」ということになります。例えば野球のチームの場合、9人の役割はピッチャー、キャッチャー、ファーストもセカンドもいますよね。このチームは何に向かうのかというと、当然そこには目標があるわけです。すなわち、優勝するという目標です。その目標に向かっていくためには何が必要なのか、チームには一緒に協力して働くという「協働」と、それぞれの「役割分担」です。例えば、ピッチャーが剛速球で毎回0点で完全に相手を抑え込んでも、誰も打たなければ試合は勝てません。

さらには、4番バッターがホームランをバンバン打ったとしても、それ以上にピッチャーが打たれてたら勝てないです。すなわち、それぞれの役割が協力して動いて欲しいわけです。ボールを打った時にショートがエラーした。そしたら、ショートを批判してしまうと、それは協働ではありません。「協働」という定義の中には、英語では workingtogether ですが、効果的な人間関係を通して一緒に取り組んでいくというのがあります。そして、「チーム」というのは2人以上の人が一緒に協力して働くことを意味します。ですから、先程の野球チームになると、みんなが、ピッチャーもキャッチャーも誰かがエラーしてもドンマイ、ドンマイということでカバーをし合っていく。これによってお互いの気持ちが意思統一されて、目標に向かって動いていくわけです。これを「チームとしての学校」で考えた場合、教職員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、児童相談所、その他の機関による協働支援となります。しかし、学校としては、子どもが児童相談所に一時保護されても学校には連絡もない。児相は何もしてくれない。一方で、児相は、学校はやんやんやうるさい、となると児相と学校は協働ができていません。ここに「協働」または「チーム」を組んでいくためには、それをまとめていく人がいるわけです。それがスクールソーシャルワーカーの役割、特に日本においてはスクールソーシャルワーカーに期待されている役割なのです。

実践の基本となるのは、ケースマネジメントです。アセスメントをして、支援計画を立てて、支援を実行して、また振り返っていく、という取り組みが行われていく。そして、何より大切なのはチームで動くためには「ケース会議」です。みんなが集まって、このケースをどう取り組んでいくのかを考えていく、というのが必要になってきます。一方で、チームとして取り組んでいくためには、スクールソーシャルワーカーの配置形態もとても大きく関係してきます。どれだけ学校にスクールソーシャルワーカーがどっぷりと入っていけるかです。今言ったように、チームを組むためには先生とスクールソーシャルワーカーが親しくないといけません。信頼関係です。定期的に学校で先生方と顔を合わせていく。時には学校の行事後に先生方との「飲みニケーション」にもスクールソーシャルワーカーが参加していくと、先生方との意思疎通がより図れるかもしれません。ですから、どのようなスクールソーシャルワーカーの配置形態にするのか。文部科学省は平成31年度までに中学校区にスクールソーシャルワーカーを1万人に増員させると言います。財源上の理由で実現するかどうかは分かりませんが、確かにキーワードは中学校区ということですね。ですから、一つの中学校とその校区にある小学校2から3校を担当するというスタイルです。

福岡での私たちの取り組みとして、福岡市は2008年度の事業当初から中学校区を拠点としていました。私は最初からこの事業に関わらせていただいています。このスタイルがいいと思って導入しました。この中学校区拠点巡回というのは、一つの中学校区内に2つないしは3つの小学校がありますが、Aという小学校を拠点として、B小学校と中学校を対象にするということになります。これによって、対象とする学校が2つから3つぐらいなので、直接子どもたちと関わり、家庭訪問し、直接支援ができていきます。そして、アウトリーチができていくということになります。例えば、現在、福岡市は27名のスクールソーシャルワーカーがいます。毎年2名、2名、2名と増員されて、今は27

名です。ただ、福岡市内の中学校数は69ですから、まだ足りない状況にはあります。福岡市のスクールソーシャルワーカーは小学校の拠点に行って、職員室にスクールソーシャルワーカーの机がありません。先ほどのアメリカや韓国では日本のスクールカウンセラーみたいに別室があります。しかし、福岡市のスクールソーシャルワーカーには、チームの一員として学校に入ってもらいたかったので、拠点となる小学校の職員室に机を置いてもらっています。これによって、朝、先生方と話をしたり、ミーティングにも参加します。運動会行事では、小学校ではお揃いのトレーナーとかTシャツを作られますが、それを着て、運動会の準備をしていくわけですね。まさに学校の中にどっぷり入っていく。そして、子どもたちの支援として、学校の中でケース会議を開いていきます。福岡市のスクールソーシャルワーカーたちは週1回、ヤフードームのそばの福岡市子ども総合相談センター「えがお館」の中にあるスクールソーシャルワーカーの事務所に27名が集まります。この27名が9人ずつの3つのチームに分かれていて、それぞれ事例検討会を開いている状況です。それぞれのグループにはチーフスクールソーシャルワーカー（合計3名）を置いています。

後残り10分になりました。「スクールソーシャルワーカーの魅力」というところになります。私自身は、スクールソーシャルワーカーは社会福祉の専門職として学校でソーシャルワークが実践できる、ということだと思います。先ほど、文科省の目指すスクールソーシャルワーカー業務としては「環境に働きかけ」とありましたが、本来、ソーシャルワークは個人とか家族、グループへのマイクロレベルでの直接支援、団体・機関・地域というメゾレベルでの支援として関係機関のネットワーク、または地域福祉。さらにはマクロレベルでの学校教育施策へのコンサルテーションやソーシャルアクションなど、その支援領域は広域です。ですから、環境に働きかけるだけじゃなくて、ソーシャルワークを実践すると考えると、いろんな支援が展開できていくと思います。特に、現在の関心事として、子どもの貧困問題であるかも知れません。

次のスライドになりますが、昨年度、2015年の西日本新聞が九州圏の子どもの貧困率を挙げています。全国が15.6%、熊本が15.3%ですね。福岡県は23%、4人に1人です。ちなみに子どもの貧困率というのは、平成24年度の基準でいくと年収122万円です。ということはひと月10万円位の生活をしているわけです。熊本でも15%なので約6人に1人です。とても深刻だと思います。子どもの貧困によって、子どもたちが影響を受けるのは、高等教育が受けれるのかということ。阿部先生が2012年に「大阪子ども調査」を実施されています。この調査結果では、中学2年生の保護者の非貧困層と貧困層に聞いています。「将来、大学かそれ以上に行かせますか」となると、貧困層では52%が経済的に受けさせられないとなっています。そうすると、この時点で高等教育を諦めるということです。特に一人親家庭の子どもは、高校卒業後、進学しているのが41%、就職が33%、その他は決まらないまま卒業していつています。ソーシャルワークの視点から考えると、生まれた環境によって、ある家庭は高等教育が受けられるが、ある家庭は高等教育を諦めざるを得ないということは不公平なことです。スクールソーシャルワーカーは常に子どもたちやその家庭に関わりますので、子どもの貧困状況を目の当たりにすると、専門職として何らかの取り組みしていきたいとモチベーションが上がるのは自然かもしれませんね。

一方で、就学援助は、平成24年度、全国で155万人います。その比率は小中学生の15.6%です。ある家庭は、塾に通ったり、ピアノ、剣道などの習い事にお金がかけられる子どもさんいれば、制服や通学靴など最低限のものでさえ購入が難しい生徒さんもあります。経済的状况により、進学を断念し、やる気をなくしている生徒さんもあります。体操服を1着しか揃えられない家庭があったり、1週間同じ服を着ている、または臭いがする汚れた服で来る子どもたちもいるわけですね。それによって、クラスの中でいじめに遭う場合もあります。保護者が夜遅くまで働かなければならず、子どもの生活をしっかりと見守れない。または、子どもが心理的な不安から学習に集中できない、ということがあります。このように子どもたちの夢が経済的な状況によって諦めざるをえない、というのはやはり見逃せません。家庭においては十分な食事が食べれない子どもたちもいるわけです。朝、学校に来るまでに朝食を食べていない子どもたちもいたりするわけです。そこで、最近子ども食堂の取り組みが新聞でもよく挙がっています。ただ、子ども食堂は、食べるだけではなく、子どもたちの居場所づくりが基本になります。経済力の低い家庭の子どもさんだけじゃなくて、今、子どもたちには居場所がないんです。この子どもたちの居場所を作り、そこで、時には食べるものがあったり、時には学習支援が入ったり、という地域の受け皿が今求められている。ここにソーシャルワーク実践を考えた時に、地域支援という視点でスクールソーシャルワーカーが取り組める要素があります。

2つ目の魅力ですが、これは個人的な魅力です。海外のスクールソーシャルワーカーたちに会える、ということです。3年ごとに1回、世界スクールソーシャルワーカー会議というのが行われます。その会議に参加しますと世界のスクールソーシャルワーカーたちの実践報告を聞くことができます。また、韓国に行くことがあって、この写真はソウルで韓国のスクールソーシャルワーカーたちと実践発表をしている場面です。この写真は、今年の夏、台湾のスクールソーシャルワーカー協会から招待を受けて、初めて台湾に行きました。8月20日に、台湾、韓国、日本のスクールソーシャルワーカーたちが実践の報告をし合ったんです。台湾は、スクールソーシャルワーカーと言わず、学校社会工作士と言います。韓国は学校社会福祉士です。両国のスクールソーシャルワーカーの研究者たちから、どうして日本はカタカナのスクールソーシャルワーカーの職名を使うんだと、いつも聞かれ困ってしまいます。日本の研究者はアメリカの用語を取り入れるのが好きだからではないかと返答しています。日本も台湾や韓国のように「学校」の用語を使用した職名を考えるべきだったと思います。なお、台湾のスクールソーシャルワーカーたちが、自分たちで制作したユーチューブの動画があります。もしよければ「探索 学校社会工作士」でユーチューブで検索をしてみてください。この「探索」は何かというと、失踪した生徒さんをスクールソーシャルワーカーが探し回るといえるものです。

時間が近づいていますが、最後に3つ目です。これは私たちの福岡県ですが、スクールソーシャルワーカー同士の協働によりいろんな開拓的な取り組みができるということです。今回、初めてソーシャルワーカーが学校に入りました。しかし、学校には多くの先生方がいますが、スクールソーシャルワーカーは1人です。そのため、スクールソーシャルワーカーの集団、スクールソーシャルワーカー同士の協働のチームも必要になるわけです。そこで、福岡県では、福岡県スクールソーシャルワーカー協会を作りました。現在、福岡県にはスクールソーシャルワーカーは約100名います。正会員のスクー

ルソーシャルワーカーに加え、賛助会員である近県のスクールソーシャルワーカーやスクールソーシャルワーカーになりたいと思っているソーシャルワーカーを含め、会員数は150名です。スクールソーシャルワーカーになれば、専門性の向上に向けた日々の研鑽が必要になります。そこで、協会では2か月に1回は初任者研修・養成研修・基礎研修・専門研修を開催し、スクールソーシャルワーカーの専門性向上に取り組んでいます。さらにはニューズレターやホームページ「福岡県スクールソーシャルワーカー協会」などにも取り組んでいます。

現在、平成28年度、福岡県では、61市町村のうち55市町村でスクールソーシャルワーカーが配置されています。まだまだ、人数が足りませんが、県立高校は12校です。県立高校でのスクールソーシャルワーカーの増員も望めます。また、私自身はもともとは障害児教育を専攻していたので、特別支援学校でのスクールソーシャルワーカーの配置も望めます。まさに特別支援教育の子どもたちは、教育と福祉がつながった取り組みが望めます。それでは、ちょうど時間になりました。どうぞ清聴ありがとうございます。

<スクールソーシャルワーカー養成課程 キックオフ・シンポジウム>

スクールソーシャルワークの現状と将来

シンポジスト：

黒田信子氏（熊本県スクールソーシャルワーカー・同スーパーバイザー）

古閑智子氏（熊本市スクールソーシャルワーカー・同スーパーバイザー）

吉田明博氏（熊本県教育庁義務教育課審議員）

仙波達哉氏（九州学院高校教諭、熊本学習支援センター事務局長）

アドバイザー：

門田光司氏（久留米大学教授）

コーディネーター：

高林秀明氏（熊本学園大学教授）

日 時：2016年10月8日（土）16時～17時45分

場 所：熊本学園大学 14号館 高橋守雄記念ホール

高林 —— シンポジウムに入ります。私は本学の社会福祉学部の教員をしています高林と申します。進行の方を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、このシンポジウムは、「スクールソーシャルワークの現状と将来」というテーマで進めていきます。シンポジウムは大きく二部構成で進めていきます。

前半は、現在、子どもたちの抱えている課題について触れていただきながら、実際にスクールソーシャルワーカーの仕事がどのような内容で、またどのような課題を持っているのかをお話していただきたいと思います。また、熊本県のスクールソーシャルワーカーの推進をされている県の担当の方からもお話しいただきます。それらを踏まえて、後半では、スクールソーシャルワーカーの理想像、そして将来どうあるべきか、そして本学としての養成のありかたについても、今日のお話の中でそのヒントになるようなアドバイスをいただけたらと思っております。

それでは、最初は、現在子どもの置かれている状況、家族の抱える課題などに触れていただきながら、実際にスクールソーシャルワーカーとして、また子どもの支援者としてどのような活動をされていて、そこにあるやりがいとか課題なども含めてご発言いただきたいと思います。まず、黒田さんからよろしくお願いいたします。

黒田信子氏 —— 今ご紹介いただきました黒田と申します。よろしくお願いいたします。私は今、県立学校のスクールソーシャルワーカーをしています。義務制小中学校のスクールソーシャルワー

カーは平成19年度から配置されましたけれども、県立高校におきましては平成24年にだいぶ遅れて入りまして、平成28年度からは県内を5地区に分けて、拠点校に6名のスクールソーシャルワーカーが配置されております。先ほど門田先生の方から、高校にはなかなかとか、支援学校では…、というお話がありましたけれども、熊本県の場合は全ての高校、全ての支援学校を対象としてスクールソーシャルワーカーが活動していることを最初にちょっとお話ししておきたいと思いました。

現代の子ども、現代の子どもたちがどんな子どもなのかということからお話しをしたいと思います。昔に比べて今の子どもたちは、何か分かりにくいとか、コミュニケーション能力が低いとか、自己中心だとか、いろいろ言われることがあります。コミュニケーションのやり方は変化しているなというふうに感じています。対面で向かい合って相手とお話しをするよりも、LINEとかTwitter、そういうふうな通信手段を使ってコミュニケーションをすることが多くなってきますし、子どもたちも得意です。ある子と話した時に、面談の中ではとても不機嫌そうな顔をして、なかなか私の方をきちんと見てくれなくて、問いかけには答えるんですけども、自分の方から積極的に話をしてくることはありませんでした。その子と信頼関係を結んでいくのはちょっと時間がかかるかなあと思っていたんですが、次の面接の時に彼女は体調が悪くて休みました。その子は家庭的な課題もたくさん抱えていたので、ちょっと家庭訪問を兼ねてということで家に行きました。そうしましたら、家には彼女が一人いました。「突然来てごめんね。びっくりしたでしょう。どうかなと思って来たよ」と言って、彼女もその時は普通に対応してくれました。私、帰った後に、私はLINEができませんので、ショートメールで「今日は突然来てごめんなさいね。早く良くなってくださいね」というふうにメールを打ちました。そしたら、本当にあっという間に返事が返ってきました。「今日はわざわざうちまで来てもらって、ありがとうございます」と、ニコニコマークの絵文字がついていました。他の子も「会いたくはない。会って話したくはないけどメールで相談したい」と言った子もいました。子どもたちのコミュニケーションの方法がずいぶん変わってきているな、ということを感じています。もちろんそれだけで、その言葉だけで子どもの気持ちを全部理解したというわけではありません。本来であれば顔の表情だとか、声の調子とか、話し方等で判断することが大事なんですけれども、このようなコミュニケーションを使って今の子どもたちは相手との会話をしているということも私たち支援者としては知っておかないといけない。何となくこう、態度が悪いかです、そういうふうには判断しがちではないかなと感じています。本来の子どもの持っている本質は変わっていないというふうに理解しています。

家族についても、家族構成がとても多様化しています。両親揃った家族、一人親、母子家庭、父子家庭、もしくは三世大家族、そこも祖父母・両親・子ども、祖父母・お母さん・子ども、祖父母・お父さん・子どもなど、いろいろ変わっています。中には血縁関係のない家庭もあります。子どもを連れて再婚をして、新しいパートナーとの間に子どもができて、血縁関係のない兄弟のいる家族、そういう家庭環境の中で、子どもたちがストレスを抱えて、そこの中での関係性から不登校とか非行の症状を出す子どもたちがいます。私たちスクールソーシャルワーカーは、あま

り問題行動という言葉は使いません。どちらかと言えば子どもが発している症状だというふうに捉えています。そういう症状が出た時の背景には家庭環境が影響しているということは多くあります。

ある事例ですが、不登校ということで相談がありました。この子どもさんはクラスの中でなかなか集団行動ができない。自分勝手だと言われていました。思ったことをそのまま口に出してしまう。相手が嫌がることや相手の気持ちを察することがなかなかできません。そういう中でクラスの中で孤立して行って、家庭に引きこもる状態になってしまいました。家族は、本人の特性があると思うんですけど、その理解ができません、というか理解をしようとされませんでした。この家族を見た時に、家族の中の関係としては、お母さんがとても責められていました。きちんと養育しないから、この子はこんなふうになってしまう。お母さんは、祖父母が甘やかすからこんなふうになってしまう。お父さんは子育てはお母さんに任せてるんだから、それは母親の役割だ。こういうふうに家族の協力ができない。そういう中で、こういう症状を起こして家族がしたのは学校を責めることでした。学校がもうちょっとみてくれたら、この子は行けるのに…。クラスの中ではじかれてしまっているのは学校のせいだ。こういうふうに学校への不満もありました。こういった場合に、子どもだけを何とかしよう、不登校というところだけを取り出して、何とか学校に来させようとしてもうまくいきません。子どもの持っている力と特性と、それを引き出しながら、それを家族も、学校も、私たちも、みんな理解してその支援をしていくこと。それが一番大事ではないかなというふうに思います。私たちスクールソーシャルワーカーの役割としては、子どもが症状を起こしているその背景を知ること、そこを整理すること、どこの部分に介入してその関係性を変えていけばいいのかということ、そういったことが一番大事ではないかなと思います。

もう一つ、子どもがいろんなことがあっても、お母さん、お父さんが大好きです。認められたいと思っています。家族は仲良くしてほしいと思っています。夫婦関係がうまくいなくて症状を出す子ども、お母さんやお父さんから否定的な言葉をかけられて症状を出す子どもなど、いろいろいます。でもそれは、保護者を責めることではないと思っています。保護者にもいろんな事情があります。それはできない事情があります。そこを分かってあげて、スクールソーシャルワーカーとして活動していくことが必要ではないかなと思います。

よく保護者の話を聞いていると、お母さんの場合に「自分もお母さんとうまくいかなかった。自分もお母さんから認められなかった」。そういうことをぼつぼつと話をされるお母さんがいらっしゃいます。「親に認めてもらえなかった思いが、自分の子育てをする時にうまくできない。でも本当にそれは子どもに対して申し訳ない。でも、できないんです」という保護者の方もいらっしゃいました。子どもや家族はそれぞれ事情が違いますけれども、スクールソーシャルワーカーは、「困っている子ども」、「困っている家族」と理解して支援をしていっています。

では、私たちは仕事を実際どんなふうに行っていくかをちょっとご説明したいと思います。学校との相談というのが一番多いんですけれども、中には「学校には言わないで」と、直接、保護者や関係機関の方からかかってくることもあります。内容は様々ですけれども、今日資料にお挙

げた中にグラフがあったと思うんですけども、家庭環境の問題、そこが一番大きな数字になっています。不登校や非行、いじめ、発達等の現れた症状の中にも家庭の問題があります。親子関係がうまくいかないとか、その背景を探っていくと、先ほどのように、もう一つ前の世代との関係をひきずっている保護者もいます。夫婦関係がうまくいかずに、それが子どもの症状となっている例もあります。そういう子どもは、子どもだけではなくて、家族も含めた支援というのをスクールソーシャルワーカーはやっていきます。子どもだけでは見えない背景を知るためには、私たちは保護者面接もします。時には祖母面接もします。それと家庭訪問をします。家庭訪問をすると、いろんなことがわかります。その家庭の中でどういう生活が行われてきたか、ということがわかります。そこで私は、いつも思うのは、この子はこういう家庭環境の中で小さい頃からどうやって育ってきたのかな、どんな思いだったのかな、ということを考えます。でも、ここまで生き延びてきたというのも子どもの力だと思います。そういう子どもの力も信じながら支援をしていきたいと思っています。

いろんな事実を調べたら、アセスメントをします。どういうふうに環境に働きかけていくか、というプランを立てます。子どもの資質や適性が今の行動に影響していると思われる場合には、学習支援であったり、医療につないだりとか、そういういろんな機関との連携を図っていきます。子どもやその家族を支援していくネットワークを作る、ということもスクールソーシャルワーカーの大きな仕事になります。私たちが関われるのは本当に在学期間の短い期間です。特に私は今、高校にいますので、短い子は数か月、一番長くても3年、定時制、通信制であれば、もうちょっと長く関わられますけれども、本当に短い期間です。その中で、子どもたちや家族のために何ができるか、それができた時にとてもやりがいを感じています。特に高校の場合、もうそこを卒業する、もしくは中退をする、それは社会に出ていくということで社会的な自立に直結しています。その時に、社会人として自立ができた時にとてもやりがいがあります。子どもの人生の一時期に関わらせていただける、こういう喜びもあります。

もう一つ、私はそのやりがいと魅力ということでは、これをすることによって、私自身が自分自身の振り返りをできるということ、私がいろんな家族の方と会ってお話しができたということは、私が自分の家族を作る上でもととても役に立ったというふうに思っています。

最後に課題についてです。スクールソーシャルワーカーは一人職場と言われています。学校配置にしても、教育事務所配置にしても、その相談現場に出かけて行って、その場で話を聞いて、判断をして、いろんなことを伝えなければなりません。熊本県の場合は社会福祉士もしくは精神保健福祉士の国家資格を持ち、かつ相談経験が2年以上という専門職として雇用されていますけれども、年齢も違います、経験も違います。そういうスクールソーシャルワーカーが、同じ力を皆に求められても難しいものがあります。そのためには、やっぱりそのスクールソーシャルワーカーを支えるSV(スーパーバイズ)体制、もしくはチーム体制、そういったことがとても大事だと思いますし、今後、それがもっと充実していくことがスクールソーシャルワーカーの活動をもっとより効果的になっていくのではないかなというふうに感じています。私の発言は以上です。

高林 — はい、ありがとうございます。困った子とか困った親ではなくて、困っている子どもであり、困っている家族とみて、その背景をしっかりとアセスメントしていく。そして、過酷な環境を生きてきた子たちの力を信じて、その主体性を大事にしておられるという話に、ソーシャルワーカーの基本的視点が表れているとお聞きしました。

それでは続きまして、古閑さんです。熊本市で主に小中学校に関わられておられます。それではよろしく願いいたします。

古閑智子氏 — 今ご紹介いただきましたように、私たちは熊本市教育委員会に所属をして、熊本市の小中学校を対象に動いております。ですので、黒田さんの高校の実情ですとか、それから先ほどの門田先生の福岡の状況とは、もちろん雇用形態から何から違いますので、あくまで私が今からお話しさせていただくのは熊本市の状況とご理解ください。

熊本市内には6万人位のお子さんがいらっちゃって、場所柄、非常にたくさんの小中学校ありますので、福岡のように3校、4校くらい、もしくは海外の多くても8校くらいまでという状態に比べると、とてもとても広い、たくさんの方を範疇としているということがお分かりいただけるんじゃないかなと思います。

熊本市も、文科省が始めました平成20年(2008年)度からSSWが動いているわけですけども、福岡とは違いまして派遣型と言って教育委員会に在る形をとっています。各担当の学校の方から相談したいというケースがあるとなったら、その時に行くので職員室の中に私たちの席はありません。派遣依頼があったら出ていく。ですので、たくさん派遣依頼がある学校もあれば、ほとんどないというような学校もあります。どこにどんなふうに通っていくかということも含めて、ワーカーが考えながら動いていくということが求められます。昨年度までは熊本市に5区ありますので、各区担当1名ずつとチーフが1名という形でしたが、今年度は少し人を増やしていただきましたので、広域で動く担当を2名付けまして、今8名で動いております。年間1100時間という時間をいただきながら動いていきますけれども、1100時間を1年で割ると、ひと月100時間くらいです。後で触れますけれども、一人100ケースを超えるケースを担当していますので、派遣型で直接支援、全部が直接支援ではないとはいっても、先ほど門田先生の「ソーシャルワークを実践するんだ」と言われるのがちょっと耳に痛いぐらいに、ソーシャルワークをやれているかという自問自答がいつもワーカーたちにはあります。

実際、学校の方から教育委員会に「こういう子、気になるお子さんがいらっしゃるから、ちょっと相談にのってもらえませんか」ということで依頼があります。そうしましたら、我々はまず学校の方にお邪魔をしまして、担任の先生や学校長、養護の先生だったり、いろんなお話をまず聞きます。ワーカーが情報とつながるのが命だと思います。しっかりと情報を集めていくことで、そこからアセスメントにつながっていくわけなんです。いきなり家庭に行ったりとかではなく、まず丁寧に情報を集めていくという作業を行います。時には、教室でうまく馴染めてないという情報があれば、教室での様子、お子さん本人の様子も、他のお子さんとどれぐらい関わりを持っていかどうか、先生の指示がちゃんと届いているかなど、場合によっては教室全体が落

ちついた雰囲気にあるんだろうとか、そういうことも含めて行動観察と言いますか、状況を見せていただいたり、ケース会議を行ったりというようなこともしていきます。もちろん、たくさんのケースの中で全てというわけにはなかなか難しいところがありますが、お子さん本人にお会いし、それから親御さんにお会いして、それを家庭訪問で行なったり、来られている時にお話を聞いたりします。このようにソーシャルワークをしようと一生懸命がんばっている、という状況だとご理解いただいたらいいと思います。

ただ、時間数が少なく、たくさん問題がある中で、十分ではないかもしれないけど少しでも子どもたちのためになるように支援をしたいと思えば、やはりワーカーたちが気をつけていることは、普段から学校や関係機関との顔が見える関係作りをするように心がけています。ですから、ふらっと関係機関にお邪魔してみたり、学校にほんのちょっと時間が空いた時に寄ってみたりします。それから「飲みニュケーション」ですね。担当校が多いので、夏なんか飲み会の機会が増えるんですけども、あらゆる学校の飲み会に呼んでいただいたりとか、校長先生方がちょっと飲み会があるんだなんて情報を聞いたら、そこに呼んでいただいたりなんていうことで、ネットワークを作るようにしたりしております。また当然ソーシャルワーカーは、派遣型であれ拠点巡回であれそうだと思いますが、全てをワーカーでやっていくというよりも、やはり支援のネットワークを整えていくということがとても大事な役割だと思いますので、学校と関係機関、あらゆる人たちが、子どものために最善の支援ができるようなネットワークを作ることを意識して動いているというところです。

先ほども黒田さんの方からもSV体制が大事だということでお話がありまして、私も平成20年に入った時からとても痛感をしていました。なぜなら、ワーカーはとても孤独なんですよ。一人で学校に行って先生方に一生懸命「こうなんだ、ああなんだ、こうしませんか」とお話をするわけですが、職員室で普段から一緒に給食を食べるというわけでもなく、ある時突然、一緒にチームとしてやりましょう、なんてなった時に、先生方は先生方で、一所懸命そのお子さんに関して支援をしてこられた歴史があって、そこにポーンと私たちが入って行って、いきなり「こうしませんか」なんて言って「はい、そうしましょう」と言ってくださるわけがないですよ。そういう中でも、子どものために心からやってみましょう、というお話をしたり、もしくは自分たちが関わってこんな変化があったんだという結果をお示ししていく。そういう作業をやっていると結構疲れるんです。体も心も疲れてしまうような状況が生まれてきます。そういうところを支える体制、現実の事例をいろいろ相談するというのもそうなんですけれども「よし、明日からまたワーカーとして頑張るぞ」というような思いを支え合う、もしくは支えていただくような支援体制がとても大事です。ありがたいことに熊本市は、詳しい説明を今回はしませんけれども、チームは基本的にはワーカーの支援をメインにやっていくというような、名目あまりケースでは動かないようにしておりますし、外部からスーパーバイザーの先生に来ていただいてご助言いただいたりと、二階層でワーカーを支えていくようなシステムができております。ここは熊本市の強みなのかなというふうに感じます。

子どもたちの状況に関しては、ソーシャルワーカーはとでもたくさんのいろんな課題にアプロー

チをしていきます。学校の中での先生方の大きな懸案事項としましては不登校やいじめの問題です。それから「俺、もうサッカーしたくないけん、辞める」なんて言っても、実はシューズを買うお金がなくて部活動を辞めるんだというようなお子さんもいます。そういう経済的困難やネグレクト。これは増えている印象を持つんですけども虐待の問題ですね。一方で児童相談所もパンク状態ということで、なかなか具体的に動いていただくのが難しく、学校があらゆる問題に対応されている。加えて今年度は熊本地震が起きて、先生方自身も被災者であるにも関わらず支援者として動かないといけないような状況があって先生方も疲弊している、子どもたちも家庭も疲弊しているというような状況がありました。

これは昨年度の我々の支援の件数ですが、教育事務所や自治体によって、支援させていただいている内容は違うと思うんですが、SSW が始まった当時は、ずば抜けて不登校の支援が多かったんです。不登校と家庭環境の課題への支援が多かったです。ただ、ここ数年、発達障害やグレーゾーンの子も含めて、行動面でのお子さんの支援がうまくいかないとか心の問題が増えています。それから、先生方とご家庭がうまくいかないような間に入るというような支援もとても多くなっています。今年度は、先ほど言いましたように地震の影響も含めると、またちょっと変わってくるのかなと感じています。

課題に入る前に、私は実は精神科に勤務していた時期が長くありまして、精神科に来院される患者さんはある程度年齢が上になられてからです。大体お話を聞いてみると、小学校時代、学校に行ってなかったんだとか、小さい時から親との関係が良くなかったとか、そういう背景をお持ちの方がとても多くおいでになりました。そんな時にもっと早く何かできないんだろうかという思いを強く感じてた時期がありました。その点では、スクールソーシャルワーカーとして学校と一緒に子どもさんと関わらせていただく中では、もっともっと早く何かできないんだろうかという思いを常に持ってはいるんです。子どもさんの時代に、まだまだたくさん可能性を秘めてらっしゃる時代に少しでも支援に入らせていただければと。でも、これは先生方の研修でもお話をしているんですが、いわゆる大きな変化があって大輪の花を咲かせる可能性を子どもたちは持っているんですが、大輪の花を自分が関わっている間に見れないことも多いんですね。でも、大輪の花を咲かせるには、やはり土を作って耕して、そこに種を植えて水を撒いてと、いろんな人が関わって行って、最後その子自身がドーンと花を咲かせる。ほんのちょっとですけれども、そのプロセスに関わらせていただけるということは一番大きなやりがいなんじゃないかなというふうに思います。ただ、そうなる誰かの人生に自分が大きく関わっていくということの難しさであったり、恐ろしさであったり、不安であったりということも常に一緒にあるわけです。それを超えながら支援をしていくとなるとやはりきちんと学んで、きちんと支えられるという、いろんなことが必要になるのかなというふうに思います。

そんなことで、熊本市はほんとに教育委員会にもご理解をいただいて、いろんな制度を整えていただいているんですが、それでもまだまだこれで OK というような構成ではありません。例えば、支援して欲しいというような依頼者は、どんどん増えていきます。ここにどう関わっていくのか。そして、そのどこが SSW で、どこが例えば特別支援コーディネーターの先生なのか、

その辺りをしっかり考えていかないといけないなと思います。それから他機関との連携のあり方も一所懸命がんばってはいますが、いつも壁にぶつかることがあります。その辺りもどんなふうにしていけば、より効果的に動けるのか。それから熊本市は北の端と南の端の方では地域性が全然違うんですね。この辺りに即したソーシャルワーク、誰がどこの担当をしてもベストなソーシャルワークをしなくちゃいけないよね、という話をいつもみんなでするんです。やはり私たちにとってベストというよりも、相談者さんにとってのベスト、学校にとってよかったと思ってもらえるベストを見つけていくとすると、地域性ですとか学校特性に応じたソーシャルワークをしていくということも必要になると思います。そう考えますと人材をどうやって今後育てていくか、どういうふうにするかいいSSWに育つのかというところもずーっと課題としてあります。その辺りは私の方からちょっとお話をするというよりも、また先生方と一緒に少し検討させていただければと思います。後で少し触れますけれども、私は勉強をして資格もあるというのが当たり前の大前提だと思っていますが、それだけでは専門家は難しいのかなあというふうに感じる事が多々あります。ここはまた後で触れますが、勉強だけではない、人間的な何かしら幅や深まりのようなものも必要なのかなあと感じます。

ちょっと中途半端で終わりますが、この続きはまた後で触れさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

高林 —— 古閑さんの話では、支援のネットワークの横の広がりを作ることが一つあります。そして先ほどの黒田さんとの話とも関係しますが、子どもが生まれ育ってくる過程、そういう縦の時間軸っていうのもあって、より早くもっと早く何かできなかったのかって思いも常にお持ちであるというお話でした。そういう点では横のネットワークの広がり、生まれてからの子どもと親の成長過程での縦の連携というのも非常に大事なというふうに感じて聞いておりました。

それでは続きまして、仙波さんです。すぐ近くの県立劇場の目の前に、熊本学習支援センターがございまして、いろいろな高校生の皆さんのたまり場や支援の場をつくられています。よろしくをお願いします。

仙波達哉氏 —— 昼間は九州学院高校の教員なので、なかなか動けないんですけども、近くで学習支援センターをやっています。今日も学園大の学生さんで教え子が何人かいらっしやいまして、がんばってるんだなというふうに思いました。

もうかれこれ7年前に、高校を中退する生徒が多かったんですね。経済的にもとて厳しくて高校3年生になって授業料を滞納して辞めていくという生徒が多くて、これはどうしたものかと、何とかできないかということで、いろんな先生方に集まって頂いて、教育支援事業団を作りました。それには4つの目的があります。一つは経済的な問題で学校を辞めざるを得ない、そういう生徒を何とか救おうということで経済支援が一つの柱です。それと、二番目は、学びたいけれども学べないという、要するに不登校、引きこもりの生徒さんが非常に多い。こういった生徒さんたちの学習支援事業。それと、今、軽度発達障害のお子さんたちが非常に多いですね。

そういった生徒さんたちの支援が三つ目です。それと四つ目は、他の学校の先生から、高校生たちが自分でものを考えて自分で行動するという、そういう行動力がないんだと言われて、何でもいいから自分たちの力でこの現実を乗り越えていくという、そういう高校生たちの支援をしないともう未来はないよ、ということで子どもたちの支援を行うという、この四つの目的のために作ったんですね。

まず一つ、経済的支援は私立学校を中心にして、今、80~90名の方にそれぞれ奨学金を支給しております。それと、今回地震がありましたので、各私立学校、各学年、あと中学校もありますので、中学校にも各学年1名ずつ経済的支援をしていこうということがこの間決まりました。あと益城町や熊本市内で高校生たちが一緒になってボランティア活動しています。これは4月入ってすぐ熊本で作りました。いろんな活動をやっている中、高校生たちがどんどん集まって来るんですね。一番多い時に140人位が集まりました。ほんとに高校生たちのエネルギーっていうのはすごいなというふうに考えています。

それから学習支援の方ですが、熊本で不登校の生徒と高校で退学した生徒の数をご存知ですか？

去年の文科省の統計調査によると、高校で退学する数は、毎年大体700~800なんです。それぐらいの生徒さんが学校を辞めているんですね。経済的な問題も抱え、学校について行けない、あと不登校になって、どうしていいか分かんない。そういうお子さんたちがいっぱい来られます。事業団は私学が中心ですが、今はもう、公立、私立問わず来ます。熊高、済々黉、第二高校、大体ほとんどの高校の生徒さんがうちを利用してます。利用して別に構わないです。一時期の避難所でも別に構わないんですね。

こういう中学生がいました。中学2年生の時に、学校に行けないという相談に来られました。「じゃ、学校に行けるまでここで勉強しよう、家に閉じこもってたって、一步も前には進まないから」ということで、毎日のように学習支援センターに通ってくる生徒さんがいました。それで、今年の9月、その子が、もう3年生なんですけど学校に行くことができるようになったんですね。何かのチャンスで学校に行く、そういう生徒さんたちを今まで何人も見てます。ただ、一番重要なのは、そういう子どもたち、生徒さんの居場所です。家には居場所はないんですね。どこか居場所をちゃんと作ってやらないと、そういった子どもを守り抜くってことは多分できないんじゃないかなと思います。うちには常駐のカウンセラーもいます。ベテランの先生たち、退職した先生たちもいらっしゃいます。現役で非常勤で教えている先生方にも支援していただいております。大学生の方々にも人数が足りないんで、ボランティアで学習指導をやっていただいております。私たちの所に来る子どもたちは、大体7~8割は心療内科に通っています。心療内科に通いながら、学校の先生とも連絡を取りながら支援をしていくということをしないと、学習支援だけでは成り立たないんですね。学校の先生とも、医療機関とも話をして、保護者とも話をして、本人とはカウンセリングもやる。そういう中での学習指導でないと本当の支援にはならないんですね。でも、それは時間がいくらあっても足りない。「子どもに寄り添う」、この言葉が持つてるものは一体何なんだろうかなというのを常に考えながら指導していくという、これがなかなか難しいんですね。

今、中学生3年生がいっぱい来ています。毎日のように私は面談するんですが、相談者がもう200人を超えました。中3の子が非常に多いですね。9月になって何で中3の生徒が多いかというと、小学校高学年から学校に行っていないんですよ。中学校も1、2年のときからまともに学校に行っていない。でも高校だけは行きたいという子どもたちの願いがあるんですね。希望があるんですよ。お母さんたちも少なくとも高校だけは行かせてあげたい、ということで来られるんですね。でも、去年も11月頃、駆け込みで10人位、中3の生徒さん来られました。受験まであと3か月しかない。高校受験がほんとに突破できるかという問題です。それで私立学校に大体3校、通信制1校、あと公立に2校位通りました。でも3か月でそんな通れるのかというと、スタッフ会議をやりませんが至難の業です。

実際通ったとしても、その子たちは高校でついて行けるのかという次の問題が出てくるんですね。でも、非常に感心したのは、その小学校、中学校に行っていない子どもが高校には通ってるんです。あれだけ通えなかった子どもたちが、高校に入ったら実際1日も休まないで学校に行っています。これは一体何なんだという、非常に驚きと疑問もあります。それで、お母さんと本人に聞いてみたんですよ。そしたら、ああ、なるほどだなんていうことが分かったんです。小中学校って地域が一緒じゃないですか。いじめとか人間関係とかあって学校に行けない。ところが高校になると、いろんな地域から来てるんですね。だから、その地域の人たちと会わないで済む。それが非常に大きな救いになっているらしいんです。ただ、学力がついてないから、学校の授業を聴いても分からないんですよ。そういう子どもたちがまた面倒見てくれという話で今年の4月から夜の部というのを作りました。6時半から8時まで、そういった生徒さんたちが来れるようにしたいなということで今やってるんです。もう50人近くの生徒さんが来ています。入学金も無料、授業料も無償、全て無料です。先生たちはボランティアです。だから、少なくとも交通費は出さんといかんなんていうことで、今年の4月から少し考えているんですが何の支援もないんですね。何の支援もなく民間でこういうことをしないといけない。これが現実ですね。私は大きな問題提起だと思っただけですよ。そういったことができるシステムが一番重要なことだと思っています。実際にやってもらっている先生方には本当に頭が下がる思いで見えています。これから先もっと増えたら一体どうなるんだろうかなという不安もあります。

文科省の統計調査によると、熊本県で小・中学校の1200人の児童・生徒が来てないんです。高校の方が大体700~800。ということは、県内で2000人近くの小中高の生徒さんたちが学校に行けなくて、家に引きこもりになっている。こういう現実があるんだということを多くの人が必要があると思うんですね。そういう子どもたちに対して、私たちはどういうことが具体的にできるんだろうかということを、具体的な方針としてちゃんと出していかないと。私も調べましたが、熊本県に相談窓口はいっぱいあるんですよ。でも、実際にやってくれる所ってないんですよ。だから、いろいろ渡り歩いて、最後に来るのは私の所なんですね。経済的な問題も、学習支援の問題もそうです。だから、私はこの問題をちゃんと国も、県も、市も受けとめてやっていく必要があるんじゃないかと思ってます。子どもたちの支援、いろんな生徒さんたちが来ますが、ほんとに素晴らしいお子さんばっかしです。いろんな問題を持ってますけど。実際のところは

240～250人しか救えないんですね。私がやってることは大海の中の一滴でしかないんですね。それがいろんなところに出てくれば、そういったお子さんたちも救えるんじゃないかなというふうに考えてます。

高林 —— 今のお話で、子どもにとって居場所がないということであれば、どこかにそれを作らなければならない。そういう点で、経済支援、学習支援、その他、必要な事業を民間という立場で、地域でその受け皿になっておられる。そこから見えてくる、現在の子どもたちの課題、また制度や政策について課題提起をしていただきました。

そうしましたら、シンポジストの最後に熊本県教育庁から、義務教育課の担当をされています吉田さんの方からご発言をお願いいたします。

吉田明博氏 —— 県の教育委員会義務教育課の吉田と申します。よろしく願いいたします。私の仕事はここにいらっしゃる方々のようにソーシャルワークとかの専門家の仕事ではございません。県下の小中学校の生徒指導、問題行動、進路指導、そういう部分の関係の審議員ということでございます。ですから、基本的に毎日、事故報告を読んでいる時間がとても多い。事故報告を読むたびにとても暗い気持ちになる。そういう毎日を送っているところなんです。ただ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの方々の報告書も見せていただく中で、子どもたちのケア、生活環境づくりが一步一步進んでいっている事案もあり、そういうものを目にして心が洗われる思いをさせていただいているということでございます。私の役目はスクールソーシャルワーカーの県下の配置状況ですとか、雇用条件ですとか、その辺りの事実をお伝えするという部分だと思っておりますので、その辺りからお話をしたいと思います。

これからお話をいたしますのは、先ほど熊本市内の話が少しあったんですが、スクールソーシャルワーカーは、私がおります義務教育課で持っております所とは別に、高校の方でおそらく6人が活動されています。熊本市では8人。私学では13人ほどいらっしゃるのではないかと聞いています。義務教育課の方には実人数としては18人の方にご協力をいただいております。県の教育委員会では10か所の教育事務所に延べ26人のスクールソーシャルワーカーを配置しています。1か所に2～4名のスクールソーシャルワーカーでチームを作っています。任用の根拠となる資格は、社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する者のうちソーシャルワーカーとして2年以上の職務経験を有する者、としております。本年度の義務教育課の方で任用しておりますスクールソーシャルワーカーの実働時間は、年間で16,872時間を予定しているところです。当事業の年間の予算は7,000万を超える程度で、国の補助事業でございますので、国が3分の1の補助、県の持ち出しが3分の2というところです。時間給の単価は3,190円で1日の6時間勤務を標準といたします。多い方で年間に1,320時間、週5日ですね。少ない方で週1日264時間という勤務をさせていただいております。病院とか、いろんな機関との掛け持ちの方々も多くなっております。もう少し詳しく言いますと、週に5日間勤務されている方が5人、週に4日間勤務されている方が7人。この時間当たりの報酬に加えまして、日々の行動旅費と通勤手当が支払わ

れます。週4日勤務の方から社会保険と雇用保険の対象となりますので、県教委が折半をしています。なお、お仕事に使っていただいています携帯電話が私用のものですといろいろ不都合を生じますので、携帯電話を16台お配りし、話し放題で活用していただいているということです。

このスクールソーシャルワーカーの方々への支援児童、どの位の子どもたちがお世話になっているかという、平成27年度で871人。このうち継続して支援していただいている生徒が811人ですので、ほとんどの児童生徒が継続の支援です。内容は大きな括りなんですけど、複数回答で調べていますので、不登校が全体の49%、家庭環境が75%、発達障害が43%です。課題解決のために動いていただけるスクールソーシャルワーカーのニーズというものは、県下の各学校から非常に高いものがございまして、基本的に相談を待つというスクールカウンセラーに対して、自分で動いて課題を焦点化して根本解決への道筋を探っていただくスクールソーシャルワーカーの派遣を求める声は、私の実感としても年々高く、なかなか各教育事務所も全ての派遣要請に対応ができていないわけではない、という状況でございます。今現在、義務教育課の方で任用している実人数18人のスクールソーシャルワーカーの方々にも、少し無理を言いまして、勤務時間を増やしていただいているという状況があります。今後もこのスクールソーシャルワーカーの不足は当分は続くという認識をしております。今回の熊本地震を受けまして、今後ニーズが高まること予想されておりますので、そのことも考慮して検討していこうとしているところです。ただ、もし今回の熊本地震の後に、国の方が10分の10の補助率でのスクールソーシャルワーカーの緊急派遣を、実際には認めてもらえなかったんですけども、認めていたら、おそらく県内でスクールソーシャルワーカーは見つからなかっただろうなと思っております。スクールカウンセラーと同じように他県からの応援を求める必要があったであろう。そういう部分につきましては今後のことを少し心配をしているところでございます。

県がスクールソーシャルワーカーを任用する際には、ハローワークや県の教育委員会のホームページを通じて公募をいたします。公募された方々の資格をこちらでも照会して確認をさせていただきまして、こちらの方で面接、選考をして、任用をするという状況です。なお、公募をする際は県の精神保健福祉士協会と県の社会福祉士会にも公募への協力依頼を行わせていただいているところです。これまでは教育事務所への配置を基本としておりましたけれども、本年度から初めて、中学校の職員室にスクールソーシャルワーカーの方に、週2日でございますけれども、勤務していただくということをスタートいたしました。県南、県央、県北の中学校3校に試行的に置いたということです。この活用の状況については、今後状況を見て拡大をしていければと考えております。

県で任用しておりますスクールソーシャルワーカーの方々の資質の向上というものも必要だと考えておりますので、県では連絡協議会を年間に4回、それから各教育事務所でも事例研究会を年間4回ずつ、県下で40回実施していただきまして、スーパーバイズを行なっていただく。それから、新規採用のスクールソーシャルワーカー研修会も開催をしているところです。この協議会等ではスーパーバイザーの方を義務教育課では6名委嘱をしております、各職能団体からの推薦をもとに委嘱を行なっているという状況でございます。私からは以上です。

高林 —— 熊本県のスクールソーシャルワーカーも徐々に増えてくる中で、今年度から初めて中学校で週2日常駐するという形が作られたということで、福岡の事例のように、これからの一つの方向性であると思います。スクールソーシャルワーカーの雇用条件、労働条件は、大変厳しいものがあると感じて聞いてました。熊本市は年間の勤務時間1100時間、そして熊本県は多い方で1300時間で、本当にニーズが高いというような中で、実際の仕事は、時間的にも、労働密度の上でもその枠を超過されているのではないかなと思います。今後、人材を育成し、しっかりと確保していく上での大きな課題だなと感じています。

この後、皆さんの方から何か質問、ご意見等ございましたら、挙手をいただきまして、お名前を言っていただいて発言いただけたらと思うんですけども、いかがでしょうか。もしなければ、先ほどの話の中で、学校やスクールソーシャルワーカーから見たら、様々な人たちとネットワークを作っていくということが大事だと思うんですけども、仙波さんが作られている例えば不登校の子どもたちの行き場である学習支援センター、こういう所とスクールソーシャルワーカーとの連携はどのように取り組まれているのでしょうか。

仙波 —— スクールソーシャルワーカーの方がよくうちに来られます。中学生の保護者が学校のソーシャルワーカーや養護の先生から話を聞いて「こういう所があるから相談してみたらどうですか」ということで、相談に来られた方もいらっしゃいます。一番びっくりしたのは、ソーシャルワーカーの方がどうしていいかわからないと、うちに来られるケースが何回かありました。要するに、私立学校で授業料が払えないんで、何とか支援をお願いできないだろうか、というケースです。そしたら、双子の方で両方とも私立学校に入っているんで学校と両方を支援しないといけない。うちは一家族一人という形だったんですが、特例で二人一緒に支援しようということになったんです。ただ、うちもいろんな所から、企業さんとか個人とか、いろんな所からの寄付で成り立っている部分があるんですね。お金がある時はいくらでも支援ができるんですけども、今回地震の影響もあって財政的に安定してないから、常時できるかというとなかなか難しい面もあります。そういった関係で、ソーシャルワーカーの人たちとはいろんな話ができていいなというふうには思っています。

高林 —— そうですか。今、学習支援センターに来られた生徒さんは学校の出席としてカウントされるのですか。

仙波 —— これはですね。まず、出席扱いについては小中学校も高等学校も学校長の裁量で行ないないなさいという文科省の通達文が出てるんですね。それで特に中学校の生徒さんが来ると、校長先生が学校の方から見学に来られて、ここはちゃんとやってるのだろうかと見に来られます。生徒さんも一所懸命やってるから「わかりました。これは出席として認める方向でやりましょう」ということで認めてくれるんです。

高校は公立高校含めて、理由はわかりませんが、なかなか認めようとはしないですね。ただ、うちは九州学院ですが、学内に不登校委員会というのが作って、そこでちゃんと認めれば、そういった所での勉強も出席扱いにしますよというシステムを作っているんです。そういう所があまりないというのが問題かなというように思います。

高林 ——— わかりました。黒田さん、古閑さんの方から、子どもの居場所などの社会資源としての繋がりについて、今こういう部分では非常にうまくいってるとか、何かもつとこういうのあったらいいなとかについて触れていただけましたら。

黒田 ——— 高校の場合、とても厳しいところがあります。実際、小中学校は、全然通わなくても卒業できるんですけども、高校の場合は義務教育ではないので、出席日数と各科目をきちんと受けていること、欠席日数が多いと学校としてはなかなか認められないのです。居場所があるから高校卒業の資格を認めるかというのとはまたちょっと別問題かなと思います。居場所としては確かに必要だと思いますし、それはいろんな機関があるので、でも、なかなかそこまで繋がらない子どもたちがたくさんいます。そこが、繋がらないというところが一番課題ではないかなというふうに思ってます。

古閑 ——— 居場所はもちろん場所としての居場所もそうですけど、やはり心の居場所というところでとても大きな役割を担っていただいていると感じます。その点では地域間格差が少しありまして、熊本市でもやはり端っこの方に行きますと、繋がらない方もいらっしゃるんですが、繋がる気持ちがあって、何とか繋がろうと思っている場合にも、車を使って非常に遠くまで行かないといけないような所にしか中間支援がなかったりするところもあります。やはり地域のお子さんを地域で見えていくところに立ち戻って行って、もちろん行政の力も借りながら、いろんな資源ができていかないと、いつまでたっても足りないかなという気はします。

高林 ——— 古閑さんは先ほど専門職だが「勉強だけではだめだよ」っていうように言われましたけども、ワーカーとしての関わり方っていうのはどうされているのかなっていうのは、少し教えていただけましたら。

古閑 ——— そうですね。やはり子どもたちには可能性のあることを我々は皆ワーカーたちは信じていると思います。ただ、その可能性を発揮できないような環境にいるから、何かしらかの不適応と思われるような言動が出ていたり、もしくはずっとパワーレスになったりしている。何よりも子どもの思いに寄り添って、子どもたちの声を聴く、それは言葉の声というよりも心の声というんでしょうか。ですから、耳だけで聴いていたら多分うまくいかないですね。寄り添って心の一所懸命聴いて、うまく関係を作っていくということができていくと、もちろんその先には社会資源の不足があったり、いろんな問題はありますが、いわゆるエンパワーメントという

んでしょうか、パワーが再び戻って行って、少しでも少し前に行くという、一緒に歩むことができるケースもある程度はあるのかもしれませんが。もちろんすべてのケースがうまくいくわけではありません。

黒田 —— 高校の場合は義務制と違うので、まず高校卒業をどうするかということ、社会にどう出て行くかということの課題が大きいので、まず自分で自分の進路を決められるようになる、その支援が大事なと思います。その時には子どもだけではなくて、家族も含めて家族全体でこの子の進路をどういうふうにしていくのか。中には、もう就職をして、そこで頑張っている子もいます。転学をする子もいます。いろんな可能性の選択肢を示すことが私たちの仕事かなと思っていますし、そのための情報提供であるとか、一緒に行動するとか、そういったことを今やっています。

高林 —— ここで門田さんの方から今までの皆さんの発言を受けてのお考えをご発言いただきたいと思います。

門田光司氏 —— 小学校と中学校、高校は年齢の発達の段階があります。特に高校においてはメンタルな問題が起きてきますので、社会福祉士の保有だけではだめだと思います。高校においては、精神保健福祉士も併せ持っておかないと、精神科病院とのつながりが必要になります。一方で小中においては、特に小学生においては、例えば児童虐待問題ですね。学校は通告義務があります。でも学校は通告を迷います。なぜかという、児童相談所に通告した後、保護者が怒鳴りつけて来て、学校が保護者とぶつかるのを嫌がるからですね。そうした時に、そこにスクールソーシャルワーカーの出番になりますけれども、スクールソーシャルワーカーとしては、虐待通告していた先に児童相談所はどう動くのか、そういう知識がないと学校の校長に通告をお願いすることはできないですね。ましてや、本人、子ども自身にも児童相談所に通告した後、子どもはどうなるのか、そういう情報も子どもたちに伝えていかないといけない。そういう面で児童福祉法にしても児童虐待防止法にしても、児童の権利条約がありますので、子どもには知る権利があるからですね。

さらにもっと言えば、先ほど言いましたように、できることならば、学校の中にどっぷり入ることによって、小学生ならば虐待というのが事実としてわかる前に予防ですね。そこにスクールソーシャルワーカーの方が目くばせしながら、子どもの状況を見ながらアプローチする必要があります。ただ、難しいのは、例えば高齢者福祉と比較すれば、ケアマネジャーの場合は福祉サービスのコーディネートができますよね。居宅介護とかショートステイとかですね。でも、スクールソーシャルワーカーは福祉サービスをコーディネートするのではなくて、今言ったように、どう関係機関とつながって状況を改善するか、ここにですね。まさに人と人が関係が合わさって、まさにコミュニケーションを取りながら、保護者の方に理解してもらおうアプローチがいるわけですね。ここには具体的な福祉サービスを導入することもありますけれども、そこにどうコミュニケー

ションを取っていくのかというところがね、一番難しいところでもあり、一方ではやりがいのあるところですよ。

先ほどお話ししたように、基本的に学校と家庭がつながっている場合、不登校でもそれは学校の役割だと思います。学校と家庭が切れて、切れることによって子どもは学校に足を運ばない。そこに家庭環境にアプローチをかけていくから、アウトリーチがいるわけですね。そうした時に、アウトリーチをかける時にはすんなりと子どもも保護者も会ってくれるわけではない。一方で子どもと関わっていくというと、なかなか子どもはですね、虐待や家庭的な問題というのはそんなに言いません。そこには、信頼する大人だから心を開く時があるわけです。そうした基盤づくりが何かとなると、小学生であれば一緒に遊ぶということもあります。中学生ならば共通の話題ですよ。お笑いにしろ、いろんなアニメにしろ、話しながら繋がっていく。そのような基盤があって、子どもはある時に家庭のところをポンと言うわけですね。そういう面でのスクールソーシャルワーカーの役割というのは、養成において基盤としては知識は要ります。ですから、例えば母子家庭のお母さんがメンタルな問題があって子どもが不登校である時に、唯一そこに入っているのが生活保護のケースワーカーなんですね。ケースワークというのは、制度の知識が必要ですが、まずはどのように子どもと関わっていくか、保護者と関わっていくかという時に、広い意味でコミュニケーションが基盤になります。世界のスクールソーシャルワーカーにおいてもいつも言われる基盤でもありますね。ただ、これなどは知識とか技術でうまくいくわけではないからですね。でも、やっぱり丁寧に笑顔で接しながら、冗談言いながら繋がっていくようなスキルというのが基盤として求められるということでしょう。

高林 —— ありがとうございます。そうですね、確かに社会資源をポンと使えば何とかなるという話ではない部分が非常に大きくて、それも本当に必要なことではあるんですけども、何よりも繋がりが無いというか、学校と家庭の間や子どもと様々な周りとの関係が切れてしまっている所にコミュニケーションを基盤にして、そこを繋いでいくことを通して状況・関係を変えていくということが大事だというご指摘だと思います。それでは後半の方に入っていきたいんですが、会場の皆さんの中で聞いてみたい点ありましたらどうぞ。

質問者 —— 現実的な質問なんですけれども、県の吉田さんの方にはです。スクールソーシャルワーカーの待遇の話で、確か時給が3,190円というお話しでしたが、熊本の場合、スクールカウンセラーの時給はいくらになっているんでしょう。

吉田 —— スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーともにそれぞれの県で少しずつ違うと思うんですが、他県の状況等を調べて、その平均値を採って大体設定するという形が多いと思うんですが、今お尋ねのスクールカウンセラーに関しては、5,000円弱の時間の単価です。

質問者 —— 熊本ではスクールカウンセラーの方がスクールソーシャルワーカーよりも高い時給だと

ということですね。確か私の記憶では、門田先生の福岡ではどうなっていますか、確か同じと聞いたんですけども。

門田 —— 単価を言うと福岡市はですね、週4日勤務で5年契約になります。嘱託職員勤務で月25万3,000円です。福岡県ではスクールカウンセラーもスクールソーシャルワーカーも時給5,000円です。

質問者 —— そういう意味で特に今日は若い学生たちも来られていますので、なるべく魅力ある職種になって欲しいと思ひまして、やはり熊本も福岡みたいに、なるべく向上されるような方向でお願いしたいという希望です。

吉田 —— 貴重なご意見、ありがとうございます。できる限り努力をして参りたいと思ひます。

高林 —— それでは後半に入ります。各シンポジストの皆さんから、それぞれのお立場でどのようなスクールソーシャルワーカーを養成することが大事だと思うか、スクールソーシャルワーカー像、目指すべき姿ということをご指摘いただきまして、そのためにはこういうような学びや経験をして欲しいというようなことがありましたら、併せて触れていただけたらありがたいと思ひます。それでは黒田さんからお願いいたします。

黒田 —— 県の場合は、国家資格を持っているということがまず資格要件になっておりますので、当然養成課程の中で児童福祉法や虐待防止法、それから学校教育法とか、いろんな法的な根拠は学んで来られていると思ひます。国家資格を取るにあたっては、心理の部分とか、精神保健の部分とか、公的扶助の基本ということは皆さん押さえてらっしゃると思ひます。スクールソーシャルワーカーの場合は、その基礎の上に人との関係性を繋いでいかなければならない。基礎的な知識というのは当然あるということを持って、次に述べる四つのことを持っているスクールソーシャルワーカーになって欲しいな、私たちと一緒に仕事をして欲しいなと思ひています。

最初の一つは、話を聴く技術。面接技術というのは皆さん方は学んでいかれると思ひますけれども、実際に面接場面の中で、相手が何を話したいのか、何を訴えたいのかという、そういうことを相手の表情とか会話の端々の中で察知して、そこで会話を進めていくことが必要になります。そういうことが、自分のことを分かってくれた、話を聞いてもらったという信頼関係に繋がって、次の支援に繋がっていきます。そういうことができるワーカーが一つ必要と思ひます。たくさん話を聞くことで、たくさんのお事実を知ることができます。それも次のアセスメントに繋がっていきます。

二つ目です。事実が分かった時にそこから仮説を立てることができるソーシャルワーカーです。そういう想像力があること。子どもが今こういう状況にあるのは、こういう事実関係があって、この中で子どもがどんな思いで育ってきたのか、保護者がどんな思いで育ててきたのか、そういつ

たことの仮説を立てる想像力があることが二つ目に大事なことだと思います。そのためには偏らないこと、それから普通の感覚を持つこと。私は普通の人であるということが、専門職であるということプラスとても大事なことだと思っています。

三つ目が、連携する力のあること。いろんな所と連携して、関係を取りながらその人の支援ということになります。私たちスクールソーシャルワーカーは一人でその子供や家族を支援するわけではありません。いろんな機関の人、いろんな立場の人、そういった方の力をつなぎ合わせて、その子どもや家族を支援するネットワークを作っていきます。特に私は高校担当なので本当に短い期間の支援になるんですけども、その後社会に出た後もその子に対して支援が必要な場合もあります。そういったところにきちんと繋いでいく、そういう連携する力があるということ。そのためにはいろんな社会資源を知ること、それから、自分にはどういう力があって、どんなことができるかということを知っておかないとうまく繋がりません。連携する力があること、そこに付随して、そこを伝える力も大事になると思います。私たちは言葉を介している人々と繋がっていきます。その時にどういうふうに相手に伝えるかということはとても大事なことになります。

四つ目に大事なことは、自己管理ができることです。スクールソーシャルワーカーは、決まった場所、決まった時間、そこで動くということだけではありません。相手に合わせます。親御さんの時間が遅い時には夜の面接になることもあります。自由にそういう時間を使えるという反面、自分の生活時間が崩れてしまうことがあります。いろいろ話を聞くと、ソーシャルワーカーとしては、今しなければと思ってしまうとオーバーワークになり易く、健康管理はうまくできないこともあります。そういう面では、自己管理がきちんとできること、それがとても大事な力になります。精神的な面では面接の相手から苦情を言われたり、中にはSSWの人格を否定するような言葉を言われることもあります。そんな時に、面接が終わって帰ってもずっとそれを引きずってしまいます。頭の中で言われた言葉が何回も何回も反芻されたり、その時のその方の表情、大きな声、それがフラッシュバックのようになることもあります。そういった時に自分の中でどんなふうに処理をしていくのか、そういう力をつけることもとても大事になります。私は、やっぱりそういうことを言われた時に、その時はとても傷ついて本当に折れそうになってしまうんですけども、振り返って、どうしてあんなことを言ったんだろう、どうしてあそこでこんなに怒りをみせられたんだろう、というふうに背景を考えるようにしています。よく皆さんが聞かれると思いますけど、行動には背景がある、言葉には裏があるということで、そこを考えることで少し冷静になっていくことができます。ただ、やっぱりそういうことを言われた時はとても辛いものがあります。それが繰り返されてくると自分の心が崩れてしまって、もうこの仕事を続けていくことができなくなります。その時にはやっぱり支える仲間が必要になります。スーパーバイザーももちろん必要ですけども、同じことを経験して、同じ悩みを打ち明けられる仲間を作る、そういったことも自分の健康管理を維持することになりますので、そういう自己管理ができる体制を作っておくということもとても大事なことではないかなと思っています。

これから若い方々がスクールソーシャルワーカーとして活動していただくために必要なプログ

ラムというか、もし学生の間にもできることがあるんだったら何だろうなと考えた時に、私は基本的な面接技術を習得するためにはロールプレイの繰り返しだと思います。今でも私は研修を受けています。そこで人に自分の面接を見てもらいます。どうしても私たちの仕事は密室の中で行なわれがちです。だから、あまり人がどんな面接をしているかということも分かりません。人の面接を見ること、自分の面接を見てもらうこと、これはとても大事なことで、これは是非、プログラムの中に入らなくても自分自身でできると思うので、やっていただければいいかなと思います。

もう一つが、家族の背景を見る力を養うということ。最初に相談を受けた時に多分ジェノグラムを書くのがスクールソーシャルワーカーの仕事になると思います。家族図を書いて、その中で、この家族の課題となっているところ、うまくいってないところは何なんだろうというふうに想像します。これを養成中のプログラムにもし入れるとしたら、同じ家族図を見て、皆それぞれ考えることは違います。そこをお互いに出し合うことによって、自分だけの価値観やこれまでの経験で出てきたものが違う、こういう面もあるんだというふうに、見る力の幅が広がります。こういうのも必要なプログラムではないかなと思います。さっき言いましたように、伝える力というのはとても大事になりますので、私は「時間を区切って発表してください」って他の人に言う時にはお願いをしています。ケース発表をする時に長い時間で発表してもうまく伝わりません。3分なら3分の中で自分が伝えたいこと、それをきっちり伝えられる、そういう力を養うのもこれからのスクールソーシャルワーカーとして活動していくには大事なかなと思うので、学生の時代から養っておいていただけると、多分スクールソーシャルワーカーになられた時にすぐ役に立つと思います。

古閑 —— 黒田さんの言葉を「はい、はい、はい」と、私自身が学生になった気分で聞きました。私は資料の最後の方にちょっと思いつくままに書きました。黒田さんのようにきれいにまとまった形ではないんですけども、やはり資格があって、勉強をして知っている、門田先生から言われましたけど、例えば児相ってこうだと教科書に書いてあるのを知っているのは至極当たり前です。そうではなくて、もっと実践的にきちんと理解をして、どういう所が強みで、どういう所が弱みと言ったら変ですけども、法的な縛りがあるってできないという面も含めて連携する相手を知っていないと何もできないという意味で、高い専門性、幅広い知識と書いていると思います。それがすぐ学生時代に全て身につくかということなかなか難しい所があると思うんですが、順不同で申し訳ありませんが、学び続ける姿勢ですか、それからそれを学ぼうとする謙虚さというんでしょうか、そういうものを持ち続けていないと、黒田さんのように長い経験があっても学び続けるわけですから、そういうのっていうのは姿勢なので、おそらく学生時代に学ばれると思うんですよ。

伝える力とも通じると思いますが、わかったつもり、伝えたつもり、こういう「つむりの場面」に陥る時って、結構上からものを見ているんですよね。真摯に人と向き合おうとすると、とても丁寧になれますし、一所懸命言葉を尽くそうとする。そして、お答えになった言葉を自分の価値

観でそのまま理解することはなくて、「あ、こういうことなんだろうか」「私はこういうふうに理解したけれども、こういうことで良かったでしょうか」と確認をするようになったりすると思います。そういう意味では一言でまとめると、もしかしたらコミュニケーション力とか伝える力とかになるのかもしれませんが、人としてどんなふうに人と関わるかというようなところを学んでいかないといけないし、真摯に求めていかないといけないスクールソーシャルワーカー像なのかなと思います。

それから、黒田さんのお話にも出てましたけれども、いろんなことを自分で組み立てていかないといけないし、自分の中で落とし込まないといけないし、というところでは、ストレスとの付き合い方ですね。自分はどんなことをストレスと感じて、どういうことをするとストレスが上手に下がるのかとか、リフレッシュできるのか、そういうものをきちんと探しておく、見つけておくというようなことも必要だと思います。また、自分自身のことをストレスだけではなくて、自分はどんなものに興味を持ちがちで、どういう話題にグッと入りがちで、例えば授業を受けていても、どういう事例だとグッと共感できるんだけれども、どういう事例だと興味が持ちにくいとか、そういう自分の癖のようなものもしっかり分かっていることが必要です。そうでないと、実際スクールソーシャルワーカーとして現場に出た時に本当に幅広い、いろんな方とお会いをして、そして門田先生のお話にもありましたけど、初めてお会いした時に、全てとは言いませんけれども、この人とまた会おう、この人と一緒に乗り越える作業をしようと思っていただかないといけないですね。二度と会いたくないと思われたら、もう終わりです。それはスクールソーシャルワーカーとの出会いというところもあると思いますが、私たちは特に小中学校ですので、もし支援者の自分とうまく繋がらなかったとしても、将来あなたにSOSを出そうと思う気持ちがあれば、やはりソーシャルワーカーの代表というか、支援する人の代表として、また会ってみたい、会おうかなと思ってもらえるような印象であったり、関わりであったり、そういうものも必要なのかなというふうに思います。そうしますと、何をさせていただいたらいいかという、私は勉強の部分では先生方がお考えいただくとして、例えば人間的なところ、というところであれば、やはり勉強だけではなくて、アルバイトであったり、人との関わりであったり、ボランティアをするなどです。今、仙波さんの所もそうですけれども、いろんな学校、いろんな所で、不登校のお子さんの支援にボランティアの学生さんをとっても求めていらっしゃるんですよね。そういう所で学生としてまず関わりを持たせていただくような機会が実はあったりしますので、そういう所での経験を積みまったりとか、それからアルバイトを通じて社会と触れていく、いろんな価値観を自分の中に取り込んでいく。それから、一つはセルフマネジメントと関わって来るかと思いますが、自分としっかり向き合っておいていただく。社会に出てから自分探しをされるとなかなか厳しいので、しっかり自分の興味関心を含めて自分と向き合う作業を学生時代にしておいていただくといいんじゃないかと思ったりします。ちょっと抽象的な話で申し訳ありませんが、以上です。

仙波 —— スクールソーシャルワーカーそのものが、私にはあまりよく分からないので、それを仕事

としてね、これから先、若い人たちがやっていくということになるとですね、何が必要かという
と、一言で言うと経験だと思うんですね。いろんな経験をしないと、人の話すら聞けないと思
いますよ。寄り添うことも多分できないと思いますね。だから、世の中には、十人十色全部違うん
ですね。その人たちが何を一体考えて、どうしてももらいたいのか、どうしたいのか。そして、話
の中で、その生活は一体どういうふうなものだろうかということが推測できたりとか、そういう
能力がないと、なかなか話をするとすることは多分できないんじゃないかなというふうに思いま
す。

もう一つはいろんな生徒さんに対応しないといけないですね。そのためにこれも経験だと思う
んですね。私も教職歴 40 年位になりますけれども、失敗して失敗して、ずーっと失敗して、あ
の時こういうふうに話をすればよかったのになということができますね、いっぱいあるんですよ。だ
から、もしソーシャルワーカーを目指すんだならば、私の学習支援センターに来て勉強すると
かですね。どこでも別に構いませんが、毎年熊大生が卒論を書くためにですね、うちに来て毎年
手伝ってます。いろいろ経験をして、その中でやってみないと力にならないんじゃないかなとい
うふうに思います。

それともう一つは、暗い顔をしちゃだめだということですね。常に明るく、安心して人の話を
ちゃんと聞けるというですね。心に少しだけでいいんですが余裕を持って人に接することができ
れば、いろんな話が聞けるんじゃないかなというふうに思います。以上です。

吉田 —— これまでのご発言と重複しますがけれども、ぜひ組織対応の視点を持ったスクールソーシ
ャルワーカーになっていただきたい。言い方を変えますと、あなたがこの事案を解決するのでなく
て、あなたたちが組んだプランによって他者の手で解決される、そういう考え方ができる方に育っ
ていただければと思うんです。拒否されることからスタートしても腐らない。多感な時期の子
どもたちに入り込める経験知をぜひ身に付着けていただければと思います。相手をほっとさせる
雰囲気、自分の価値観を押し付けないとか、知らないうちに自然と受けとめさせる、この余裕と
いうのは、やはり学生の時からの遊んだ経験とかに私は比例をしたいと思います。いろんな情報
をどのように関係者に伝えるのかとか、組み立てるのかというスクールソーシャルワーカー個々の
価値観、戦略は、もの凄く違うと思います。軋轢を生まないで、この事案に関して、何がベスト
ではなくて次善の策かをコーディネートしていく、という感覚を学生時代のいろんな遊びとか、
そういうものの中で培われるものだと考えています。

高林 —— 吉田さんは中学校の校長も経験された教師でもあるので、そういう中から感じられたこと
だと思います。最後に門田さんの方から、養成のポイントというか、目指すべき像ということで
少し触れていただけましたら、よろしくお願いたします。

門田 —— はい、やはり基本はですね、学生さんが多いと思いますけども、スクールソーシャルワー
カーは何をする人なのかを、ちゃんと知っておくことです。今日の私がお話しましたように、ま

ずは自分でその役割を知らないといけない。当然スクールソーシャルワーカーとして現場に出向いた時には、学校の先生方はスクールソーシャルワーカーについてご存じないかもしれない。「じゃあ、あなたは何をするの？」ということ聞かれた時に答えられる。もっと言えば、例えば小学校に4月から配置された場合、小学校の運動場に子どもたちが1年生から6年生までいて、校長先生が「はい、今日からですね、この学校に来られるスクールソーシャルワーカーです。一言紹介を」「スクールソーシャルワーカー、何するんですか？」って言われたら、生活支援うんぬんと言っても、小学校1年生はきょとんとなりますよね。それは冗談としながら、わかる形で伝えることは、なかなか難しいです。自分の中でスクールソーシャルワーカーは何をするのか、何を求められているのか、きっちりと学んでいただきながら、取り組んでいただきたいと思いません。

もう一つは、学校には教育学を学んだ先生方と学校保健の養護の先生、臨床心理士のスクールカウンセラーがいる中で、社会福祉の専門職としてソーシャルワーカーがソーシャルワークは何なのか、ということもきっちり答えられないとですよね。そうでなければ「それなら先生も私も生徒指導もできる」となったら「あんた別にいらないよ」となります。そこに他領域の専門職の役割もきっちりと押さえておく必要があります。ですから、やはり国家資格を基礎にしながら、もっともつと足をしっかりと学校現場に据えながら、さらにはぜひ大学院進学を考えてください。そこでソーシャルワークの理論と実践をすることによって、よりスキルアップしながら、それによって最終的には子どもたちに返していけるわけですよね。基本は今の子どもの状況を少しでもより良くするために私たちは関わるわけですからね。ですから経験も必要ですが、より専門性のところで積んでいきながら取り組んでもらえたらと思います。以上がまとめになります。

高林 —— ありがとうございます。今日の講演とシンポジウムにおいていただいたお話を本当に大事にして、熊本学園大学としてスクールソーシャルワーカーの養成課程を熊本の子どもたち、そして家族、地域にとって、いい仕事ができるように皆さんと共に今後も作っていきたいと思います。今日はその出発ということになります。会場の皆さん、長い時間お付き合いいただきまして、ありがとうございます。シンポジストと助言者の先生方、本当にありがとうございました。

社会福祉研究所

創立 50 周年記念講演

日時：2016 年 10 月 22 日(土) 13:00～15:00

会場：熊本学園大学 7 号館 2 階 721 教室



おかもとたみお 岡本民夫氏について

1936 年 和歌山県生まれ、1959 年 関西学院大学文学部卒。財団法人浅香山病院医局臨床心理部、熊本短期大学(現熊本学園大学)教授(※同大学在職時に付属社会福祉研究所第 8 代所長就任)、トロント大学大学院客員研究員などを経て、1980 年 同志社大学教授、同大学院教授。2000～2008 年 放送大学客員教授、2007 年より同志社大学名誉教授。

文部科学省教科書検定審議会第八部長・会長代理、大学設置審議会専門委員、文部省視学委員、大学評価学位授与機構委員、日本社会福祉学会理事、日本社会事業学校連盟会長職務代行、日本社会福祉実践論学会会長(現日本ソーシャルワーク学会)などを歴任。

現在、財団法人宇治市福祉サービス公社理事長、日本医療社会福祉学会会長、特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会会長など。

<主な共編著>

「ケースワーク研究」、「医療福祉の研究」、「社会福祉原論」、「ソーシャルワークの技能」、「社会福祉援助技術総論」、「長寿社会を拓く」、「エンサイクロペディア社会福祉学」、「ソーシャルワークの理論と実践—その循環的發展を目指して—」ほか多数。

社会福祉研究の現在と未来

定刻になりましたので、熊本学園大学附属社会福祉研究所創立 50 周年記念講演を開催致します。岡本民夫先生をお迎えしての平成 28 年度第 1 回目の講演となります。社会福祉学部の藤本が司会を担当させていただきます。

まず熊本学園大学学長から挨拶を頂きたいと思います。

(学長挨拶) 皆さんこんにちは、今日は社会福祉研究所創立 50 周年のイベントにご参加頂き本当にありがとうございます。天気の悪い中、おいでいただくのも大変だったと思いますが、お見えになった分は充分取り戻す内容になっているものと確信しております。さて、50 周年という事でございますので 1966 年創立という事になりますが、本日講師にお迎えしている岡本先生は、その 2 年前に本学の熊本短期大学に就任されたと聞いておりますので、先生がおいでになってから他の専門の先生方と一緒に、この研究所の創立に尽力されたのだらうと思っております。

今回の熊本地震で皆様も大変な被災を受けられた事と思います。この熊本地震の際に私どもの熊本学園大学、特に 14 号館で実践した地域の皆様への支援については、災害段階の新しいあり方という事で熊本学園方式とかいわれていますが、県とか市の用意していた福祉避難所が実際は建物も人も被災して動けなかった中で、本学では、特に社会福祉学部の先生方を中心に、もちろん学生も一緒に創意工夫を持った取り組みが出来たと自負しております。そして車いすの皆さんや高齢者の方々を長期にわたり支援が出来たというのは、熊本学園が培ってきた DNA といえますか、スクールカラーといえると思います。そういう精神を創ってくださったのが、創立から 10 年 20 年の頃にずいぶん苦勞された先生方だと思います。

社会福祉学というのは、本当に更に社会的に重要性を持つ学問分野だと思います。そして実践的などところと深くかかわる学問だと思います。そういう事でこの震災を経験した後、私達のところで新しい取り組みが出来る事は大変うれしい事です。今日はしっかり勉強なさせていただきたいと思います。岡本先生どうぞよろしく願いいたします。

(司会) 当社会福祉研究所所長より挨拶いただきます。

(所長挨拶) 皆様、本日は当研究所の催しに参加していただきありがとうございます。熊本学園大学附属社会福祉研究所は、1966 年に熊本短期大学の附属研究所として創立され現在に至っており、創立 50 周年を迎えたわけでございます。あまり長くなりますと肝心の岡本先生のお話が短くなってしまいますが、なぜ当時この社会福祉研究所が創立されたかについてだけお話しさせていただきます。当時は昭和 40 年代でございますので、高度成長の下、その社会繁栄の反面で社会問題が熊本でも多々発生したという状況があります。水俣病問題、炭坑災害、過疎問

題、当時は農作業における労災なども大きな問題になったようでございます。このような問題状況を科学的に分析すると同時に、学問的に貢献する必要があるということで、多くの先生方の総意で社会福祉研究所創立に至ったわけで、社会福祉に関する調査研究を行い、地域社会への貢献を目的とすると研究所の目的として書かれています。

その精神を受けついで我々は調査研究を続けてきているわけでもございまして、例年 3 回ほどの研究会を開催しております。1 回は講演会、他の 2 回は地元の方々、本学卒業生の皆さんを巻き込んだ比較的ローカルな感じでの研究会、そして本研究所研究員の研究発表の場として 3 回の開催しております。今年は諸般の事情があつて 2 回しか開催できませんが、今回 50 周年ということで、かねてより御縁があり社会福祉の大家である岡本先生のお話頂ける事が実現いたしましたこと、私ども皆が大変うれしく思っております。本日はよろしく願いいたします。

(司会) それでは、さっそく岡本先生のお話をお聞かせいただきたいと思います。その前に簡単にプロフィールをご紹介したいと思います。非常に輝かしいご経歴をお持ちですので、すべてをご紹介するだけでも大変な時間を要してしまいますので、ごく簡単にご紹介したいと思います。岡本先生は 1936 年に岡山県でお生まれになつておられまして、1959 年に関西学院大学文学部を卒業されております。その後、熊本学園大学の前身である熊本短期大学の教授をなさつて、トロント大学大学院の客員研究員などを経て 1980 年同志社大学教授と大学院教授をされた後、2007 年より同志社大学名誉教授に就任されております。その間、日本医療社会福祉学会会長や日本ソーシャルワーカー協会理事長等を歴任されております。それで、今日は 90 分程度の講演をいただき、残った時間で質疑応答を行ないたいと思っております。それでは、「社会福祉研究の現在と未来」というテーマで講演をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

.....

改めましてこんにちは、岡本でございます。まずはじめに、このような貴重な記念の行事にお招きいただきました事に感謝を申し上げたいと思つています。ありがとうございます。もうひとつは、私、熊本地震が大変気になつておられまして、遠くから情報を得てはおりましたけれども、なかなか具体的なお手伝いが出来る機会がありませんでした。今日は日本医療社会福祉協会の行事もありますが、実は震災直後、協会の代表を何人か派遣して情報を収集し対応にあつた次第もあります。今日はそういったことも含めてお話しをしたいと思つています。本日の議題が「社会福祉研究の現在と未来」という事で、私にとってはお話しする内容、課題が大きすぎると思つているながら、話を進めていきたいと思つています。

社会福祉がいわゆる学問の研究対象となつたのは、正直言つて戦後になります。どちらかというとならば GHQ の日本の近代化、社会化、社会事業を新しく実質的な展開をするよつという GHQ のすすめもあつて、いよいよ本格的に社会福祉を研究の対象にしたよつという事です。いつてみれば社会福祉を科学するよつという方向が示されたわけです。爾来、約 70 年間いろんな角度から、昔マイナーな世界であつ

た社会福祉というものが、いまは主流の政策の一部として位置づけられるようになったことは、大きな意味があると申し上げられると思います。そのために社会福祉というものをどう捉え、どういうふうな取り組みをし、どういう研究、実践的方法論を用いて内容を勘案するかという事が一番大きなテーマになると思います。これらを一言でいいますと、他の科学とは違って人間の生活の具体的側面を取り上げるということになって、隣接の社会科学、経済学とか社会学であるとか心理学とかいろんな学問の成果、法則を応用して人間の問題を支援する目的に向かって組み立てられたのが社会福祉であろうかと思っています。その歴史的経緯については後から触れますが、簡単に申し上げますと、福祉とはこうあるべきだという議論は戦後直後からありまして、規範の科学、「あるべき論」という事を我々は議論してまいりました。しかし実態は、あるべき論、理念というものには大きな懸隔がありまして、実体を具体的な研究対象として、その対象認識をどういう角度から分析するかという分析科学が大事であったのですが、この足並みは必ずしも統一されたものではなく、いろんな学説が多様に台頭してきたということが言えると思います。とはいえ、現実が現実として、その分析の中から我々に突きつけられた課題に対して、どういう企画をし、どういう計画を持って対応するかという、いわゆる設計科学というものが改めて重要になったわけです。これまでの社会福祉は、何かが起きると後から事後処理的に処理をしていく、後追いの科学であったわけですが、それを先取りするような設計科学ということがこの世界でも問われるようになってきたわけです。その設計に基づいて、目標に即した実践をすると、これがまさに福祉が実践科学といわれるゆえんであろうかと思っています。つまり理念型だけで収まらずに、その理念を具体化し具象化してゆく、その仕事こそ実践科学と言っていいんですが、しかし残念ながら、分析の手法がマチマチですので、実践も足並みがそろっているわけではなく、多様なアプローチがなされているのが実態だと思います。これまでの4つの研究手法というのは、私が言うまでもなく皆さんがご承知の通りであります。問題はこういった実践が社会的にどう有効性を発揮したか、という事の評価が必ずしもなされていない。漠然とした評価はあります。「よかったな」とか「まずかったな」といった評価はありますが、あまりにも分析的ではない。誰もが社会常識で評価する様なものばかりで、これでは福祉の中で科学を発展させる基礎にはならない。そこで私は評価科学というものを改めて社会福祉の中に積極的に取り入れるべきだという考え方であります。そしてこれら一連の研究の成果を今後に向けて、新たな時代にふさわしい福祉を構築していくかというための開発、部分的にはやられています。もう少し体系的に開発あるいは新しくつくっていく、私は創成科学と言っていますが、そういうことを目指すべきだというのが今日の講演の主旨になります。

ともすると、開発とか創成とかいうと、理想ばかりを述べているみたいな話になります。しかし、これは一定の経過や結果を踏まえての新たな展開でもあるといえると考えます。難しいところではあります。フロンティアとして大事な社会福祉にとっての科学の仕方であると私は思っています。では一体日本の戦後、社会福祉と称する研究がどう展開されたのかという事ですが、これは元同僚でもあった、東洋大学を退任されて、現在西九州大学の副学長をされている古川孝順さんと、この熊本で大いに議論した結果でもありますが、研究があまりに多様でありすぎたので、少しまとめてカテゴリー化した方が勉強しやすいのではないかとということで、ここに7つほど挙げております。研究者に言わせると行政論というのは研究対象ならぬとおっしゃるかもしれませんが、日本の社会福祉

の実態は官僚主導型で、まさに行政が主導してきたんです。つまり現場から具体的な事実を抽象化し、理論に組み立てていくという帰納法的な研究は非常に少なかった。これが逆に、ある官僚に言わせたら「お前達が何にも発言しないから、我々がエイヤでやらなきゃいけない。そういう待ったなしの課題に対応したにすぎないんだ」という、反省を含めて行政論は大きな問題になった。けれども現場の社会福祉事業というのは、理論より行政論の支配下におかれた日本の特殊事情が、社会福祉研究の中にあったということをまず反省しなければいけない。それからもうひとつ、一国の福祉をどう考えるのかという事、つまりマクロの世界、大所高所から福祉をどうするかという政策論が戦前から大河内一男先生といわれる社会政策の大家がすでに述べておられましたけれども、戦後は社会福祉の専門家たちが、一国の福祉をどうするかという議論を提唱された、これを政策論とっております。しかし、福祉の現場というのは、一国の福祉をどうするかというのも大事ですが、目の前に施設とか機関とかで現実の課題や問題を抱えた人がいるわけですから、国家の政策うんぬん等言っておれない。待ったなしの課題を突きつけられる現場は、高度な技術や知識、議論そして高邁な理念や倫理というものを持って日々仕事をしなければならぬ。それを支えるのが技術の体系であり、我々はそれを技術論と申し上げて、後からお話をしたいと思います。そのような中でより問題となったのは、社会福祉はともすると応用の科学である。先程申し上げましたように、社会政策であったり経済学であったり行政論であったり法学であったり社会学であったりと、いろんな既存の学問の知見と法則というものを人の問題解決あるいは援助支援にどう使っていくかという応用科学としてこの半世紀展開してきたわけですが、周辺の科学が文字通り成長し発展すればするほど応用科学の中身が競合したり、存在意義が見えなくなったりという事態の中で出てきたのが独自固有論といわれる、福祉というのは他の領域とは相互に排他的で独自固有の研究手法、展開や対象があるのだ、明確にしたのが独自固有論という学問の領域です。それから5番目に書きましたのが運動論、運動論といえば怒られるかもしれませんが、福祉というのは、よく一番々瀬康子さんが「批判の学問である」と。既存の事実を追認したりするような仕事ではなくて、まさに現実の施策やあり方というものを厳しくかつ精緻に分析する事によって、そこから出てくる課題をどうするかというのが学問するのが社会福祉学ということであると。彼女は「生活権」という独特のキーワードを使って、社会福祉を構築したひとりで、後ほど紹介いたします。

それからいわゆる経営論、これは単に施設経営という意味ではございませんで、一国の福祉をどう運用するのか、アドミニストレーションですよ、これを言及する人が非常に少なかった。日本福祉大におられた三浦文夫さんという人が、もともと社会学のご出身の方ですが、この方が社会保障研究所に行かれて、一国の福祉あるいは国際的に福祉とはどういうふうに運用すればいいのかという事に関して論考をお出しになりました。いろいろ非難ごうごうでしたけれども、たまたま学会で一緒に仕事をしておりまして、その批判は一部当たってはいるけれども「大事な事もいつているな」などと話したことを覚えております。戦後の社会福祉、戦前も一部含めてですが、整理をしてみるとこういふふうになるのではないかと、じゃあいったい、これからの社会福祉研究はどうするかということなんですが、結論的に申し上げますと、今までのような諸科学の知見と法則を応用するような応用科学の限界をもう一度厳しく見つめ直して、そこから新たな展開をしていく、融合化論とっております。

これまでの研究手法に加えて、40年ほど前に提唱した実践の科学化、現場の貴重な知見や成果や経験といった物を体系的に積み上げて、その中から理論を構築していく帰納法的な展開ですよ、つまり今まではともすると理論ありき、その理論をいかに現場の実態に応用するかという演繹法的な展開が中心だったのですが、改めて福祉のような実践科学は、文字通り現場でやっていることをきちんと積み上げて理論化するということが大事ではないかということを中心として主張しました。しかし昨今になって、利用者本位という考え方。つまり福祉の主人公は供給側にあるのではなくて、受ける側に一番大事な点があるんだという、利用者本位という考え方を行政まで言うようになってきています。そうすると、サービスを利用している人のニーズをいかに論理化するか。日本の現場を見ていっても、いろんなことが言われていますよね。それで利用者さんはそれぞれの主張をしている。それは結構なことですよ。情報発信の権利は誰にでもあります。それを論理的に、まさに援助論にまでシェイプアップしていく、そういうお手伝いを研究者がしてこなかった。これは我々の研究の欠点であると同時に罪でもあるわけですよ。そういう事を疎かにしてきたというあり方を考えますと、いま申し上げた3つのアプローチというのは、出てくる成果は、次元の違いとか内容の多層性みたいな点から見ますと、たぶん拡散したり、並べてみてもあんまり意味がない、新しいものが期待できない。とすれば、融合化をする必要がある。融合化のためには化学の物質の融合と同じように、触媒が必要になる。しかしこの触媒がなかなか見つからない。学問の展開のための触媒は発明・発見しかない。京都大学の工学部に触媒学という学問がある。これは世界一のレベルなんです、そういう触媒というものをどういうふうに着想し、発想し、発明発見していくかということを一生涯懸念考えてる方々がいて、その環境の中で私があちこちで触媒のことをしゃべったり書いたりしてるもんだから、「お前は文系の人間だけでも仲間に入れてやる」ということで、時々研究会に行ったりしています。いずれにしても、そういう新たな展開、今日のテーマであります「社会福祉の未来」に対する手掛かりを得られないかということによって融合化のお話しをしたいと思えます。戦後、誰がどんな研究をして来たのかということ、ざっと代表的な先生方を挙げておきます。第二次大戦前は、日本の社会政策の第一人者、後に東大の総長をされた大河内一男先生の学説というのは、我々が学生時代から勉強させていただきました。この方は1938年に社会政策と社会福祉はどこがどう違うのかということを確認にするための貴重な論文を書いておられます。日本の研究が本格的に取り組まれる最初かなと思います。その後、第二次大戦後はいろんな研究者が台頭してきました。我々の先輩である竹中勝男という、アメリカで教育を受けた方で、書いているもの、特に『社会福祉研究』という本がありますが、失礼な言い方かもしれませんが、アメリカ風の説明的概念をつくられた方です。政策論の代表である孝橋正一、私の恩師である技術論の第一人者竹内愛二、独自論を主張された岡村重夫、戦後国連を中心に国際的なレベルで福祉というものを日本に定着・推進させた日本社会事業大学の前の学長仲村優一先生、私、最近この人の理論の継承についてある雑誌に書いておられますが、非常にユニークな貢献をされた方。一番ヶ瀬康子先生は女性として生活権という概念を使って、社会福祉というものを子供から高齢者まで広く政策として実践出来るように道筋をつけ、反面では現行の政策の批判の上に成り立ったということで、さつき運動論という名称を挙げたんですが、本来はより体系的な整備をされた方でもあります。それからこの間亡くなられました三浦文夫さん、この方社会学の研究者ですけれども、社会保障研究所に呼ばれ、国の福

祉あるいは国際的な福祉運営経営とはどうするのか色々とお書きになった方です。最後に、若手ではないけれども熊本短期大学時代の社会福祉研究所にいた古川孝順さん。西九州大学の副学長をされていますが、彼が非常に沢山の本を書いておられ、『社会福祉原論』等色々ありますが、仲間の中ではユニークな理論体系を目指して努力され、成果を作り上げてこられた方です。彼の著書が最近オーストラリアで英語に翻訳されました。日本の著作が外国の言葉で本になって出るとというのは大変珍しいことで、それなりに彼の理論というのはおもしろいところがあり、これも後ほど紹介します。この社会福祉研究を戦後 70 年間振り返ってみますと、こういう方々が社会福祉の理論をリードした方だと申し上げてよろしいのではないかと。そこで順を追って、時間の関係もありますので簡単に話をしますと、先ほども触れましたように、大河内一男先生というのは、元々社会政策のご専門であります、先生が 1938 年・昭和 13 年、社会政策、今でいう社会福祉と、社会事業の概念整理に関する論文を書かれています。特に社会政策を専攻されている方は必ず見ておられると思いますが、そこで社会福祉と社会政策というものの違いの決定的概念は、やっぱり福祉は対象となるのが経済秩序外的存在であるというふうに、概念付ける事により社会政策との違いを明確にしようということ。したがって常にそういう意味では、社会秩序、経済秩序に乗っかれない病弱者であったり、しょうがい者であったり、高齢者であったりするわけなんですけど、そういう社会的弱者の救済保護の対象として、社会政策とは一線あるところに存在するんだということです。では、いかなる資格で彼らが救済対象になるのかということに関しては、皆さんほとんど読み損なっていると思いますが、消費者としての資格における対象である。単に可哀想だから救ってあげるのではなくて、まさに消費する存在としての資格において、社会事業というのは対象になり得るんだということを述べています。そして若者であれば、救貧法によくあるように、経済秩序内の存在に組み込まれる。今風にいえば、自立・独立して生活できるような施策として社会福祉があるべきだと述べています。これに対して戦後厳しい批判を浴びせかけられるのですが、概念整理としてはとても大きな貢献されたのではないかと思います。

戦後間もないころに同志社大学の教授であった竹中勝男先生が、もう絶版になってしまいましたが『社会福祉研究』という、社会福祉の研究という名前のついた本が最初に出版されたのが 1950 年ですから、新しいのか古いのかという議論は分かりますけど、最初に出版されたという本です。読み返してみますと、いろんな福祉の事が色々書かれてあって、まさにその福祉の特定の政策とか技術に執念しない論理で総合的な視点から述べられているという意味で、僕に言わせたら極めて説明的な書物なんです。しかし戦後誰も知らなかった事がいっぱい書かれてあって、大変勉強になった事は事実です。したがって主にベースになっているのは北米におけるソーシャルウェルフェアというそういう概念を日本に導入したという意味においても先駆的な研究者であったというふうについてよろしいかと。そういう意味では、総合的視野である包括的な視野からの福祉というものを解説・理論化したという点でおもしろいと。ただ私が気になるのは、いかなる政策でもそうですけれども、目標というのと実態っていうものとの兼ね合いを常に考えなければならない、そういう意味では問題提起として形而上の概念、「福祉とはこうあるべきだ」という規範の科学ということを申し上げます。それと形而下、つまり現実態との概念の整理をされたというそれはとてもおもしろかった、あるいは後の研究者たちが大いに問題意識を駆り立てる概念だったというふうに思います。ただ問題は、統合的であり

過ぎて、どちらかという論理の一貫性とか理論の体系性という点では、大変失礼だけでも今から見てみると、こういうことが言えるんじゃないかと私は思って、また色々ご質問を受けたいと思います。

それから大河内先生の理論を批判して脚光を浴びたのが、ご存じ孝橋正一先生です。この方は元々社会政策の研究者で、社会福祉のご専門ではありません。近くに住んでおりましたので、色々先生にかなり厳しいことをいって、「お前みたいな奴とは初めて出会った」等といわれたことがあります。僕は大河内批判が正しいとは思いますが、問題は後に触れますように、社会福祉というのは社会政策の課題である労働問題から関係的、派生的に招来される社会的問題であるという風についているわけですが、確かに関係的、派生的に出てくる事はわかっておりますけれども、それを社会福祉の研究にするというあり方はいかがかと、「先生は早晩社会政策の研究方法論を社会福祉という事象を説明するに使っているにすぎないじゃないですか」ということをしょっちゅう言ってえらい議論をした事があるんですけど。「お前みたいなことをいう奴には初めて出会った」というふうに晩年は仰っていました。私はそういうふうに「研究方法論という点では、先生は社会政策の研究者である、と。あんまり福祉の方でごちゃごちゃ言わないほうが良い」というふうな、非常に有り体な言い方をすると、そういうことを言っておったのです。したがって、早晩「社会政策の中から見れば、社会福祉なんてのは補完的で、無いところを補完する、そういう役割にすぎないということを言いたいのでしょうか」と仰って、言ってみれば社会福祉は独自固有の、しかも隣接諸領域と双方に排他的で独自固有の研究をしたわけではないと思いますが、これが戦後福祉系の大学、学部学科、大学院で大変彼の理論は大いにモテまして、ある出版社はこの人の本で大きくなったといわれるほど大変売れた本です。僕みたいに技術論をやっていた人間でも読みましたから、そういう意味合いでは基本図書であると思います。もちろん資本主義という枠の中での発想であることには間違いないし、そういう意味ではよろしいのですが、要するに今の社会福祉の仕組み、構造あるいは方法に矛盾があるんで、「その矛盾からはみ出してきた福祉問題を何でお前ら一生懸命やるか、その本質は構造的矛盾にあるんだから、なんで技術的対応を喜んでやるんだ。それはあたかも木に竹を接ぐ論理である」ということを僕にしょっちゅういっておられました。「でも先生、そこまでいう権利はないとは言いませんが、学問自由ですから好きなように言っているんですけども、言うべきこととそれを踏まえて言うてはいけないこととありますよ」というふうなことを言ったのが、彼の著書の『現代資本主義と社会事業』という本の中に私の名前を具体的に出して論じておところが、「先生、あらゆるものが批判のうえに新たな展開があるんだから、そこらへんおおいに晩年まで頑張ってください」ということをしょっちゅう話したりしたことがある。しかし戦後の日本の社会福祉を勉強する人達にとっては、これがある意味で標準的教科書のように受け止められた時代がございました。

それからもう一人が、私の恩師である竹内愛二という、アメリカのオベリン大学で勉強をされた方なんで、完全に僕らはなんていいますか従来の発想がまるで違うということをつきつけられてショックを受けました。要するに「当事者たる社会福祉の利用者が、体現する生活問題への直接的な、しかも高度な知識と技術を持ったそういう実践活動こそ社会福祉である。国家の福祉対策がどんな方向へ向かうと、それはそれなりに大事だけれども、やはり目の前にいる利用者は世の中が良くなるまで待てというのか」みたいなことをよく講義でもおっしゃっていました。極めて、プラグマティズムと

いいですかね、実用主義的な対応が第一次的であって、そんな何年かかって良くなるかみたいな話をやっても意味が無いと、実用的な対応が第一だということを、もういやというほど聞かされたわけです。その点には高度な、専門的な、知識と技術とか、技能や価値、倫理をきちんと身につけてやるべきであると。彼が口癖のように言っていたのは「どうしようもない事をなんとかするのがプロである」と。「だから素人さんがやるような、専従者、つまり専らその仕事に携わって長くやっているからベテランだという評価は許さん」ということを盛んに言っていました。「専門家というのは、日々成長・発展を期して努力をすべきである」というふうにおっしゃっていたのが印象的で、日本の技術論者の代表格であった方です。私の恩師であるので、あんまり詳しくはしゃべらないようにします。

それからもう一人、私の間接的な恩師であります、大阪市立大学の教授でもあり、学長にもなられた岡村重夫先生の学説。これも非常に独自の論理で展開されています。結論的にいうならば、先生は「社会関係の主体的側面に、福祉の独自固有の対象があるんであって、お前らががちゃがちゃ言っているようなことは、誰でも常識でわかる」とかよくおっしゃっていましたが、その基本的な視点というのは、独自でありまして、二番目に書いてありますように、「生活の全体性の原理」という言葉。人間の生活というのは、分節化したり部分に分けたりすることはできない。病気になったら経済問題も家族問題も、子どもの教育問題もあらゆるところに絡まっている。そういう全体を俯瞰的に見ないと、人間の生活なんかは見えてこないよ、と。部分に振り分けて、経済問題だけとか、貧困問題だけとかいうそういう捉え方はおかしいというのが、岡村重夫の出発点であったわけです。つまり生活の全体をみるという見方は、外側から専門家が部分に問題を切り分けて捉えることではない論理、言い換えればまさしくその生活をしている人達の、今風に言えば利用者本意の理念というものを踏まえた論理っていうものを展開しないと、福祉なんていくら結構なこと言っても意味がない、と。彼は論理学の専門でしたから、生活者の主体性という、言ってみれば生活の全体を見るのだけれども、その視点というのは生活をしている人間の主体性を大事にすることだ、という論理なんですね。これは論理が飛躍しているかもしれませんが、同じことを言ってるんです。生活の全体を見るっていうことは、生活者の主体性を大事にすることだ、という見方ですね。それが具体的な原理として、彼の社会福祉学総論あるいは各論、各論はちょっと乱れてますが、総論の中に文字通りこう社会性と現実性と主体性の原理という形で、一貫した従来の社会福祉学の先生方が書いたものとはまるで違ったユニークな学説をお出しになったということで脚光を浴びた先生でもあるし、今もって現場ではこの考え方を具体的に展開されている方結構多いと思います。私は近所に住んでましたので、私が勤めていた病院の診療所がちょうど難波の南海の駅のそばにあったもんだから、先生を夕方から呼んでご飯を食べながら、丁々発止の議論をしたことがあり、その頃にもやっぱりこのような事をおっしゃってました。けれども、独自であることが即理論と現場の実践の整合性に繋がっているかというやっぱり問題があって、後ほどお書きになった先生の『社会福祉学各論』という本の中に、いろんな医療とか、貧困問題とか、しょうがい者問題とか、高齢問題等を論じられておりますけど、その原則が必ずしも『総論』で書かれた部分が『各論』のところに、整合性と一貫性をもって連ねて言っていないみたいなことを、私がある合評会で喋ったところが、たちどころにしてこの本を絶版にしまいました。大変申し訳ないことをしたなと思ったことがあるんですが、逆にそういうことで非常に私を可愛がってくれ

まして、「お前変なことを言うけども、大事なことも言うなあ」みたいな話になった方でございます。

それから、仲村優一学説ってというのが、「学説」とわざわざいった理由というのは、先生は特別な理論を構築されたわけではありません。ここにおられる大塚先生なんか学んだ日本社会事業大学の教授であられて、学長にもなられた方ですが、彼は戦後間もないころ、彼も実は大河内一男先生のお弟子さん、社会政策の専門だったんです。戦後国連の要請もあったし、語学力のすごい力の持ち主でしたので、GHQも見逃さずに彼をいきなり国連のフェローとして派遣させて、日本はえらく古い旧態依然とした福祉をやっているけれども、新しく近代化・民主化を図るためにお前行ってこいというふうに言われて、派遣されたのがアメリカだったんですね。で、そこで一番何が大事かっていうことは、つまり与える側とのいわば縦の服従支配みたいなあり方から、アメリカではいやいやそうじゃないんだ、福祉を利用している人と、こちらが供給するソーシャルワーカーとが正に対等な関係で展開されているよ、ということを目の当たりに勉強されたということ。それ以上に大きかったこと。当たり前の話とはいうものの、私もこの間『社会福祉研究』という雑誌に、「仲村優一理論の継承と発展」という論文を書きましたけれども、そこでもちょっと触れていますように、「いくつかの生活の個別性という視点から、ものを見なさい」というアメリカ風の考え方というのは現場では大切なことです。やってくるクライアントは顔形姿それぞれ違うけれども、最終的に対応するためには個別性を大事にしなくてはならない。個人差は当たり前のことですが、僕は竹内先生と仲村先生から学んだことは、関係性の個別性という、やっぱり人間というのは生まれてから今日に至るまで、様々な人間関係を結んで大きくなっていくわけで、その関係性を無視したような今日というのは論じられないということで、関係性の個別性ということをより強調しておられます。当然のことですが、もって生まれて今日に至るまでの環境状況というのは、ひとりひとり差があって千差万別各種各様であるわけですから、その辺のことをよく見なさいということ。そういう意味合いでは時間軸でものを見るという、正に今ある姿は過去の連続性を持った今日である、ということにするならば、歴史性の重視ということ。単にその個人の歴史ということになっていない。今風に言えばライフコースみたいな考え方で考えていくことが大事ではないかということ強調されて、戦後間もない頃から私が専門にしておりましたソーシャルケースワークをいかに日本に定着させるかということに苦心された先生であります。大変幅の広い、国際会議なんかに行っても、公平と正論の仲村みたいな評価をよく私に語りかけてくる外国人がいましたけども、そういう方です。もともとは社会政策のご専門でしたけれども、こんな事情もあって社会福祉を選ばれたという経緯の方です。

それから一番ヶ瀬先生は女性の社会福祉論を展開された、唯一とはいいませんたくさんの方いらっしゃるんですけども、比較的早くからそういうことに取り組んで成果をお出しになった方であります。この間、一番ヶ瀬先生と縁のある先生方が『一番ヶ瀬社会福祉論の再検討』という本を書かれました。その本の書評を誰がするかということがあったんですが、いやなことを書くのがお得意の岡本にしようみたいなかたちになっただけで、力及ばずながら私が書かせていただきました。『社会福祉研究』に載っていると思います。一度時間があつたらご覧いただきたい。

では、先生は何を目指して社会福祉の体系化を試みたか、ということなんですが、もともと日本女子大の出身ではあるんですけども、大学院が法政大学で、労働経済学をやられたということもあって、い

わゆるその対象の捉え方ってのは従来の社会福祉研究者とは違ったという。その中からオリジナルとして出されたのが「生活権保障」という概念。これを読んだときに、あれ？法律学者でもない人が何でこんな提言をするんだ？ということをおも個人的によく知っていましたから、お話しをした事があります。権利って別に法律学者以外に使ってはならないというそんなことはありませんということで、よく読んでくださいとか言われて、読んだところが非常におもしろいといいますかね、なんでおもしろいかというと、その権利の捉え方が彼女独自であると。法律学者に言いましたらそういう考え方もあるんですよ、ってことを教えられたんです。要するに、その生活権という概念をどういうふうにとらえるかということをめぐる、一つの学説は、いわゆるその制度上あるいは法制の上に情報として挙げられている問題に、福祉のような生活権を侵害されるような事態が起きた時に、救済の道がちゃんと開かれているのが権利であるというふうには、これは一番オーソドックスな法律学の解釈だそうですね、そういう考え方がありますけれども、権利というものはそんなものではないと。結論的に言いますと、国民の要求だと。つまり、今ある法制度が棚ぼた式に降りてくるのをひたすら待ち受けるのではなくて、生活課題に直面している人たちが、こういうことがして欲しい、こういう風にしなければいけないという、いわば「要求も権利である」という事を主張しておられて、簡単にいえば、国民の要求としての権利、というものを生活権という概念で押さえて、その保障を具体化するのが社会福祉であるという考え方であるわけです。したがって、現行の施策・サービス・政策というものを、頭から言うよりも現実に批判をして、その批判の上に何が課題であるかということをおも明確に整理したうえで社会福祉っていうのは成立するんだという。彼女の言葉を借りるならば、批判の枠としての社会福祉というものが、ここで生活権保障ということで成り立つんだ、とおっしゃっておられました。私はそれなりの解釈をしてこられた書評にも書いておきましたのですが、こういう主張がでてきたということ。これはある意味で女性の立場から主張されたということと、今言った生活権保障という概念を、うまく子供から高齢者まであらゆるジェネレーションへの問題に應用できるように展開したのが、大変大きな学問的貢献であったかというふうにおも思います。

それから、三浦先生はもともと厳しい社会学者であって、こんなことをやるような人でなかったんですが、立場上、社会保障研究所、現在の国立社会保障・人口問題研究所の前身であります、その研究部長になられてお仕事をされるようになって、職務上こういう役割をあえてせざるをえなかった。で、実は私が社会保障研究所の第3室長を引き受けると、「私は大学にいくからお前が来い」とずいぶん誘われたんですが、給料も安いし、研究状況もあんまりよくないと言われ、文献だけはたくさん世界中から集められるけれども、なんとか非常勤でもやって暮らすか、みたいな話まであったんですが、私はお断りをして、彼は日社大の学長さんになられたわけで。そういう意味じゃ管理運営に関心がおありだったのかとおもいますが、お書きになったものはむしろ日本の福祉あるいは国際レベルから見た福祉をどう運用管理するかという、こういうのをアドミニストレーションといい、そういうことに管理・力点を置かれて仕事をなさいました。そのために現場からは厳しい批判を受けざるをえなかったこともしばしばあります。それを修復するように、施策・技術の共存みたいな議論をかけたけれども、やっぱりこれは成功したと思えない。よく先生と晩年に色々折り入って話すことがありまして、これは残念ながらうまくはいきませんでしたけれども、先生の公言は、そういう福祉を

大所高所からどういうふうにかう運営管理するかというそういう視点でものを書かれたという点で、運営論ないし経営論というふうにかテゴライズしております。

若手というよりも、僕より6つほど下のこの熊本短期大学社会学科の教授でもあった古川孝順さん。彼は今、東洋大学をお辞めになって西九州大学におられますが、彼は若手中堅の中でも非常に出色の研究者であって、沢山の著書をお書きになっていることでも有名です。彼の根本的な研究意識というのは、資料にありますように、戦前戦後の社会福祉論というものを極めて精緻にレビューをされて、そこに何が問題かということ、ここにいるところからよく朝まで議論をしたことが。たまたま私が住んでいる家と彼の家がほとんど近くだったものですから、夜が明けるまで屋台で議論するという。屋台のおじさんが、「え、酒飲みに来てそんな難しい話をするの？」っていつもあきれていましたけど。本当に、日が昇って、「おいもう帰らんと6時だよ」みたいな話になるところまで丁々発止の議論をした一人で、彼の著作の序文には、つねに熊本学園大学のことがチラチラと書かれている。「俺の今の成果は、熊本における議論のネタが大きく役立っているんだ」とおっしゃっておられました。ただ、彼の非常に大事なこと、達成できてはいませんが、冒頭にありましたように、社会福祉は社会政策の補完的代替的役割を演じるというそういう理論が中心であって、その社会政策理論の絡まり、ないしは拘束からいかに抜け出すかと、つまり福祉が独自固有の学問であるためには、そんな他所の研究方法論を使って、のほほんとしているようでは駄目だというのが、ちょっと解釈はオーバーですけども、彼の問題意識としてあったんじゃないかと。その議論を彼とここで5年間一緒にやるなかでずいぶん議論したことでもあるわけです。したがって、社会保障という点から見ると、社会保障の4本柱である所得保障、医療保障、社会福祉および公衆衛生という4本柱の中の社会福祉という言葉は、どうも所得保障、医療保障とは違うんだから、生活資本という概念を使うべきではないかというのが彼の主張であるわけです。彼の学位論文もそういう意味の生活支援という概念を使った『社会福祉学序説』という立派な本がございます。それはまさしく社会政策の桎梏から足を洗うという、そういうことを目指したものであったわけです。そうなら私が言っている研究方法論に独自固有のものが無ければ、今言った、いかに社会政策の法則から抜け出すといってもそこにユニークなものがないければ、つまり研究の仕方そのものがユニークでなかったら結果も早晚元の木阿弥になるぞ、みたいなことで色々議論をしたその成果が『社会福祉研究の新地平』という、有斐閣から出た本であります。そういう議論をしていく中で、最近私とある意味で一致している理論は、融合化論なんです。つまり今までの科学的研究法、あるいは実践の科学化、あるいは利用者のニーズの論理化という、こういう主要な社会福祉の戦後の研究というのを、もう一步進めるためにはこの融合化論というものが必要ではないかということなんです。このへんで私、古川さんと一致をしているわけなんです、そのへんのことを改めてお話をしたらいいんじゃないかと。これはいろいろ批判も覚悟の上でできましたのですが、要するに社会福祉学というのは、別に独立しなければいけないみたいな、それは意識の問題であって、現実はどうかという議論は勿論あります。ある高名な社会学者が僕に対して「社会福祉は独立しなきゃいけないんですか」という、かなり厳しいことを学術会議で言われたことがある。っていうのは、学術会議のカテゴライズでいきますと、社会福祉学は社会学の一部なんです。で、「そうと違うんだ」ということを僕が主張すると、その先生は「なんで社会福祉学は独立しなきゃいけない

の」みたいなことを、冗談を含めておっしゃってましたが。要するに何を言いたいかといいますと、社会福祉学はこんだけ世間の注目を集め、関心が深まり、他人事ではなくなってきたんですね。そういう切羽詰まった研究対象でありながら、独自の研究方法がないのはおかしいじゃないかと。ここをどうしてもやっぱり開発していくそういう努力っていうのは、やっぱり研究者に課せられた大きな課題であって、実務の方にこれをやれというのは無理だと思えますけれども、やっぱり我々が果たすべき、研究者の使命であるわけです。残念ながら力量不足というか力不足で、ここらへんの発想がうまくいってませんで滞っておりますけど、勢いなしは目標としては、ここを目指すということがこれからの研究者には無くてはならない出来事だろうと。そのためには独自固有の理論というものを打ち立てなければなりません。あるいは創っていかねばいけません。そこで私が勝手な素案でありますけれども、このところあちこちの雑誌や本に書いておりますような、これまで戦後 70 年間ほど社会福祉はいろんな立場の方が研究をされて、立派な業績をそれぞれお出しになった。けれどもこのやり方はある意味で理論がいき、つまり基礎になる理論があって、その理論や原理を社会福祉という事象を解明するために使っている。それは悪いという意味じゃないですよ。悪いという意味ではなくて、一言でいえば応用科学的な展開の成果なんです。先ほど挙げた皆さんのいろんな説は、ほとんどバックグラウンドが違います。法律学者であったり、経済学部出身であったり、社会学の出身であったりというふうに、それぞれいってみれば第一世代、で我々が第二世代だとすると、その教えを受けた我々がそれを乗り越えていく、凌駕するような理論というのを構築する義務があるんですが、よく古川先生と「二世はダメだな」と。「これ乗り越えられへんのなら、これじゃあいかな。」というふうによく議論をしたことがあるんですが。そういう一つは演繹法的な研究を、これ悪いという意味でなくて、学問の自由からしても大いにやって結構なんですけども、これだけでいいのかなという疑問が大いにあるわけです。もう一つは、私が言っている実践の科学化、理論化ということで、福祉こそ実践の現場を大事にする、正に理論と実践が整合性、感性を持った理論でなきゃいけないのに、人の理論を借りて応用しているようじゃだめじゃないかと。もうちょっと日々の実践値、あるいは臨床値って言葉があるんだそうですけど、それをこう体系的に積み上げて、その蓄積の中から、一定の知見や法則性ってものをみつけていく、そういう一種の帰納法的な研究法。「法則定立型の理論をつくるつもりか」とよく言われるんですけども、それも一段階として大事なことで、法則定立型の学問への道ってのは帰納法的手法で、ここをまずやらなきゃいけない。そういうこととしては 3 番目に書きましたように、知見と法則性を抽象化し理論化する。この作業がこれからの若い研究者に大いに期待をしたいなと。ただ、1、2 の研究手法を、弁証法的に展開すればいいという議論もありますが、これはちょっと異次元のものをいかに攪拌したり、羅列したり、つきあわせてもあんまり新しいものはでてこないんじゃないかという、これは私の勝手な解釈ですが、弁証法的な展開の限界というのはある。だとすると、新たなもう一つの展開、すなわち融合化への道ってものを、構想しなきゃいけないんじゃないかと。もちろんまだできたわけではありません。これからの問題ですけれども。こういう方向に向けて未来の社会福祉の模索を始めるときだというふうに思っているわけです。提言としての考え方ですけど、新しい研究法を開発するためには、既存のものも大事にしなくちゃいけません。さっき言ったように、科学的な研究、帰納法的なやり方。実践を体系化していくという帰納法的な展

開。さらには利用者本位の具現化としての利用者のニーズの論理化という、そういうそれぞれ次元の異なるあるいはアプローチの異なる成果を、ただ攪拌したり羅列したりだけでは新しいものが期待できない。したがってこの異なる次元の研究成果をいかに融合化するか、ここが大事なので。思い切ったことを言うならば、融合の媒介となるものの発見、あるいは発明、あるいはクリエーションが今求められているのではないかと。それから、逆の言い方をしたら、過去も大事だけれども、そういうものを踏まえつつ新たな理論の構築に向けてやろうではないかという、そういう提言ですので、またいろいろのご意見を賜りたいというふうに思っています。いずれにしても、そういう意味合いでは、今の社会福祉学の研究方法論では限界がある。新たな境地ってものを切り開くべきだというのが、私の主張です。ただし、その場合に3つ大事な点がある。一つは、今申し上げたように、変えなければならない、つまり変えるべきものがいっぱいあるわけです。まさに改革すべきものというのが一つ大きな柱です。けれども、福祉が延々と築いてきた根本的な理念、あるいは目標の中に変えてはならないもの、変えるべきではないものというのがあると思います。そういうことを無視して、いたずらにこういうことに振り回されると、なんか訳がわからなくなってしまうので、今言った、変えるべきものと変えてはならないもの、それを踏まえつつ新たな境地としての新しく創成すべきものが何であるかということ、3つの観点からこういう提言を受け入れていただければというふうに思います。そのためには触媒が大事なんで、そんなに簡単に見つかるものじゃないぞというふうにいわれているんですが、先ほどもちょっと紹介しましたように、こともあろうに京都大学の工学部の中に、その触媒研究、これは物理的な触媒から理論的な触媒まで研究しているメンバーがいて、世界中で注目されているお歴々がおるんです。私が仲良くしていただいている松井という水工学の先生が紹介してくれて、京大の中の触媒研究に参加しろというふうにいわれておりました。そこからなにかヒントを得ると、ひょっとしたら新しい発見、あるいは発明があるかもしれません。できれば工学部の中に福祉の人がいくつのは、異様なかんじに思われるかもしれませんが、最近のコラボレーションっていう考え方すると、逆にもっとも大事なことだというふうに、工学部の先生方は言っているんです。同じ専門がごちゃごちゃ同じ知恵を出し合ったって発展がないと。全然異質のもの、異異種のを放り込むとですね、そこの発想、考え方、あるいは着想ですね。そういうものをいろんな、昔は学際的というふうな言葉がありましたけど、学際を超えるようなコラボレーションというようなものをやるべきである。企業が何か新製品を作る時に、コラボレーションを使っていますが、私の弟が鉄鋼の研究をしてましたけども、まるで違う人が入っていて、宗教家が入っていて、「え、その宗教家と鉄とどんな関係があるの？」って言ったら、「いや、ものの考え方を指摘してくれる。そういう意味で、鉄を作るのに宗教の学問を借りてくる。」とかね。いろんな話しを弟から聞いていますけども、そういうふうには時代は変わって、専門が専門であるための、言ってみればお仲間だけでごたごたやっていく時代は終わったんだという、そういうところもある。そういう意味でこういうことを提言していきたいというふうに思います。異質なものを一堂に会して、そこから何か新しい物を生み出す、クリエーションの科学ですよ。そういうことが非常に今、別に人文社会科学ではなくて、自然科学もそういうことという時代になるわけです。したがって、伝統的な意味で福祉が応用科学としての維持存続、発展はおおいに結構だと思うんですが、それだけでいいのかということになると、今申し上げたような、新

しい独自科学を創っていく、そういう今、時期に来ているのではないかと。そのためには繰り返しくなりませんが、融合化に必要なだと、触媒をいかに見つけるか、これはたぶん福祉の仲間だけではダメだと思います。全然違った専門をメンバーに入れて議論をした方が早いんじゃないかというふうに思います。

この間、総務省と北海道大学と私宛に、「おたくの学会はオープンサイエンスをどうしますか」と問い合わせがあって、実は何にもしていませんという解答しかできなかった。要するに、オープンサイエンスとはどういうことかという、学術の研究とはともすると、専門家同士の非常に閉鎖的な社会なんです。こんなことはよそに言ってもわからんだろうとかね、わかりっこないよとか言って、学術情報を公にするようなことは意味がないというふうに言われてきたわけです。ところが今、自然科学とかいろんなところで、オープンサイエンス、つまり開かれた科学をどうするかという議論が盛んに展開されて、福祉の方でもどうですかというふうに言われたんだけど、実は実績がありませんので、なんともまともな解答ができなかったんですけども。その中で非常に僕は経験的にというよりも、仄聞的に聞いた話として、例えば民俗学とか文化人類学とかいう学問は、まさに昔から開かれた学問なんです。私的なことを言って恐縮なんですけど、私の大叔父が京都大学で動物生態学を研究してました。京都大学の京都学派ってのは、単に机上で勉強するだけでなく、フィールドワークというのを今でも大事にしていますよね。徹底的にその理論が現場でどう立証されているかというのを見ていくんです。観察するんです。そのためには現場に出なきゃいけない。うちの大叔父なんか小さい頃によく家を出発するときに望遠鏡、脚絆、それから緑の衣服を身につけて隠れて撮影、観察するものから、その1、2、3という号令をかけて出て行ったのを、これ今でも憶えています。こんな大先生達がやる仕事が緑の衣服というか毛布みたいなものと、脚絆と双眼鏡でいいのかなと、子供心に思ったことがありますけれども。そういうこう理論で究明されたことを現場のフィールドで確認するっていうのは、京都学派の独特のやり方なんです。その初期の頃の仕事を大叔父がやっていたこともあって、他の学問というのはそういう意味で、開かれたものでなきゃいけない。例えば、天文学なんかはアマチュアの方が大変な発明をして、専門家を驚かせることがあります。また、柳田国男の民俗学なんていうのは、まさに専門外の人が貴重な知見所見を彼に届けたもんだから、あそこまでの学問が成り立った、というふうに大叔父がよく言っていました。動物学でありながら、フィールドに行くと、いろんな古老とか地域のひと話し合うことがあって、そこで得られる知見というのが別に動物生態学とは関係ないんだけど、その話を手紙やハガキで柳田先生のところに送ってあげると、彼が大喜びでね、長々とした手紙、返事、を見たことがある。そういうふうに専門以外の方々が、学問ループの中に入って行く。それはもう特殊な領域だけであったんだけど、今は違います。こんだけ ICT が発達してきまして、昔は専門以外の人からわからないといわれてきた専門の情報が開示されるようになり、ハマすると専門以外にたくさんの知識や知恵を持っている人たちが世の中にいっぱいいるわけですね。そういうかたちの人たちを学問に参加させるという、こういう開かれた学問の仕方というのが大事だということが言われてきております。社会福祉のように、人間の生活の具体的側面に関わる仕事というのは、まさにそういう一般の人からの知恵、経験、体験ってものをやっぱりオープンに取り入れる姿勢ってもの、もちろんストレートに全部が役立つとは思いませんけれども、そういうもの

をこう取り入れていく、そういうオープンサイエンスの姿勢も必要ではないかというふうに思いまして。今後のそういう融合化にむけての一つの手段として、繰り返しになりますけど、オープンサイエンスというあり方、逆の見方をすればシチズンサイエンス、市民の科学にしてしまうという、そういう道筋も今後の課題としてあるのではないかというふうに思っております。

ちょうど予定の時間がまいりまして、だいぶ淡泊なお話ですけれども、私が今までの社会福祉の研究のあり方と、これからどうするのかということを考えてる、個人的な見解を皆さんの前でご披露して、いろんな意味でご批判、ご教授を賜ればありがたいというふうに思っています。どうも淡泊な話を長時間ご静聴ありがとうございます。

(司会) 岡本先生ありがとうございました。それでは残りの時間で質疑応答をしていきたいと思います。どなたからでも結構ですので、ご自由に挙手をされてご質問よろしくお願いたします。

(司会) 私の方から1点ご質問させていただいてもよろしいでしょうか。私は社会学を専門としています。先ほど先生が申し上げられたフィールドワーク、私は今朝もフィールドに行つてばたばたと帰つてきて大変失礼を申し上げたんですけれども、先生が繰り返しご指摘されている融合化、オープンサイエンスとか演繹的な研究について、具体的に先生が感じておられる見出すべき理論、着目するポイントがあればご教示いただきたいなと思います。というのは、環境社会学では飯島伸子先生が環境研究の端緒を付けられて、そのときに水俣病を入り口にして「被害構造論」、水俣の被害は身体的なものだけでなくて、社会的なものに着目するべきだということを理論的に明らかにするような話を編み出されたのですが、もっと対象に密接された知見を社会福祉の先生方はお持ちだと思いますので、そこから理論がどう産み出されていくのか、どこを着目すべきかをご指摘いただければなと思います。

(岡本) これに関連したご質問がある方がいれば。社会学も今重点的にフィールドワークとか大事にされているんですが、一番大事にしなきゃいけない福祉が意外とそこらへんのきちんとした手法ができていないので、もしご意見があったら併せてお聞きしたいと思っております。

(研究所員：黒木) 私自身の質問というよりも、学生を代弁するような質問になるかもしれませんが、フィールドで実際活躍をされている専門家の人達と学生が接点を持った場合、専門家達の様々な取り組みに、ある意味では戸惑う場面、どの様にこれを捉えたらいいか、例えばいろんな質問をしたとしても的を射ないような回答があったりとか、というようなことを本学の学生も貴重な実習の場面ではあるんですけども、その中で疑問を抱いたまま解消できずに帰つてきてしまう。そのような場面もございまして、どのような「気付き」をフィールドの場面で、または学生の視点でいうと実習などの場面、で気付く事が大切なのかってところも少し触れていただきますと、学生にもつながるなと思いました。よろしくお願いたします。

(岡本) このたびのご質問、まさに本質をついた部分がありまして、福祉なんてのは元々生活の具体的なことを科学する学問ですから、あまり抽象論とかあるいは議論の論理性とか体系性っていうような問題よりも、時代という社会舞台でどんだけ理論が有効化ということが常に問われる学問でもあるわけです。そういう意味ではあなたがおっしゃったように、議論が具体的に現場でどう展開されているかという。そんなことで一番端的に出てくるのは、実践現場の人達が鋭意努力をされていろんな成果を得ておられる。けれども、これを仲間同士あるいは専門家同士がなかなか共有できないという悩みがあるんです。フィールドとして一生懸命やっているんだけど、個々の人間の努力としては役立っているんだけど、それが仲間とか同僚に共有する手法が見つかっていない。そのためにせっかく立派なこと、今での著書とか論文なんかには書いてないような貴重なことをやっておられても、それを仲間同士が共有する手法が見つからない。これは我々が一番責任が重いので、まさにフィールドと理論が共有する、情報を共有しつつ大いにコミュニケーションができる、そういうツールを開発しなかったという、この責めはとても大きいと思います。ある学会で私がその「もし裁判にかけられたら、我々は打ち首である」という話をしたことがありますけれども。これは、こんだけ実践が運用しているのにかかわらず、その両者の情報を共有する手法が我々の世界からは提出できていない。だからそのツールが無いところにはね、やっぱり行き来も無いわけで。それをやっぱり開発するのが研究者、協議者の責務であると。そのことによって初めて研究教員と現場のフィードバックというのが可能になるわけです。私はたまたまですが、文系の大学を出てから医療系の現場に行きましたら、まさにそうなんです。ね。「お前ら変な理屈ばっかこねてるけど、これがこういうふうにしたらこんな役に立つんだということを、お互いになんで交流しないんだ」というふうによく指摘されたことがあるわけです。そういうふうには責めは我々にあるわけですが、おっしゃるようにフィードバックシステムを構築するためには、まずもちろん現場の方々とか、貴重な体験をした人がそれを言語化する。フォーマライゼーションと言いますが、そういうことをやってもらわないと、個々の人間は貴重な体験をなさっていても、我々は共有できませんし、また仲間同士も連絡をつけたり情報を共有化することはできないという、そういう壁がいっぱいあるわけですね。ここの道筋をつけるためには、第一の手段としては言語化。つまり、うまく言い難い様な非常に微妙な体験をもですね、共有できる媒体としての言語というものに置き換えていくという手法がないと、これはもういかに結構なことを申し上げてもなかなか伝わらないというのが実態かと。私は厚労省から頼まれて、介護現場の話ですけども、介護現場でいろんな方々に、今だいたい全国に 180 万人くらい介護ないし介護福祉の仕事をしておられる。その 180 万人の方々が日々体験していることをきちんと言語化して、それをみんなで共有したら、結構良い成果が出てくるんじゃないかということを主張したところ、厚労省から多額の予算をいただいて。つまり介護記録を簡単に言語化する、つまり共有化できるふうにしようという意味で、音声認識ってご存じだと思いますがおしゃべりすると文字になるんですね。それを使って、現場の日々の貴重な体験、つまり利用者さんとのやり取り、対応みたいなのを積み上げていくというそういうやり方を採用したんですが。残念ながら、今はだいぶ精度の高い音声認識ができましたんで、修正とか追加とか楽なんですけど、当時は書い

たものをもう1回書き直さなければいけない修正しなければいけない、そんな手間が書くのと同じくらいかかるんだったら最初から書いた方がマシだみたいな議論になって終わっていたんですが。今は非常に精度の高い音声認識ができましたんで、そういう現場の貴重な体験をまさに言語化していく手段が開発されました。まだちょっと現場にストレートに用いるほど安くは無いので、私が行っております宇治市福祉サービス公社っていう黒字の第3セクターがあるんですが、そこで近々購入をして、現場の人達の記録がキーボードたたいて入れたり、手で書いたりするんじゃないかって、しゃべったら文字になる、そういう手法でみんなが共有しようじゃないかということまで来ています。おそらく今後はフィールドと教育研究との間の意志の疎通性なり情報の交換が、比較的簡単にできるんじゃないかというふうな思いを持っています。もう一つは新聞報道等にもしておりますけれども、囲碁とか将棋が名人に勝ったみたいな話がありましたよね。ロボットが人間を凌駕する時代になってきました。それはなぜかということ、何千万というデータをロボットが全部吸収しているんですよ。だからどんな手を打っても、大抵の人の手はわかるわけです。そんな時代ですので、我々も日本だけでも180万人とする人達の日々の実績、ノウハウというものを積み上げたらですね、これは理想的な介護者ができる。同様に福祉なんかでもソーシャルワーカーの仕事というものを、100や200はダメなんで億とか何百万というデータ集めなきゃいけないんだけど、そういうものをきちんと体系的に積み上げれば、お互いに、そこから学ぶものあるいは共有できるものが時間をかけずにできるんじゃないかというふうに私は思っています。したがって、これから理論は大いに進めなきゃいけませんし、発展させなきゃいけないんですけど、この理論が現場でどう昇華していくかというそういう演繹法的な展開と同時に、今言った現場の発信ですよ。情報の発信。これをもうちょっと安易にして、我々にも情報として提供していきえるようなそういう言語化の作業が、やっぱり前提になるかなというふうに思います。それができて初めて共有が可能な道筋が開けるかなと思っておりまして。並のお金じゃないんですけど、それを宇治市福祉サービス公社は日本でも珍しい黒字団体ですので、社会貢献の意味で、高価な機械を入れて、一般化できるようになったら皆さんのところにも応用していただくようなモデルを作りたいというのが今の思いでして、おっしゃるようなご質問に答えてられてはいないんですけど、そういう構想だけは持っているんです。まさに福祉は実践の科学ですから、形而上学的な理念も大事ですけど、他方ではやっぱり形而下のまさに生臭い実態をいかに共有しあえるような、そういう血筋を開くかというのが当面の課題かなというふうに思っています。

(司会) ありがとうございます。

はい、では他の方で質問がある方、どうぞよろしくお願いします。

(岡本) 冒頭で申し上げたように、福祉を科学する研究の切り口っていいですかね、その辺が私の提案ばかりじゃないので、諸科学一般がそうなんだけども。評価科学とか、開発創世科学みたいなことあんまり福祉では言わない。社会主義への開発みたいなことっていますけども、科学のレベルにはなっていないところがあるんですね。あるいは評価があつて、ようやってるからいいなど

か、お客さんが喜んでくれるからいいことをやったんだというふうにか、主観的に自己評価をしているところがあって、それでいいのかなという。もうちょっと科学的客観的に打った手がこういう結果をもたらしたんだということが証明できるような、そういうやり方をしないと世間も納得しないだろうというふうに思いますがね。残念ながら、人間の評価というのは、何か手を打ったらこういう結果がでるっていう、単純な論理関係といいますかね、直線的因果論では説明できない部分がありますね。人間の援助を巡るあるいは支援を巡る目標設定にしても、こちらが良かれと思う設計が必ずしもクライアントの設計とは一致しない。あるいは決められた設定に向けて努力をしても設定目標がどんどん変わるわけで、言ってみれば価値規範と平均規範が交錯する部分が動くわけですよ。したがって非常に静観的な、打った手がこういう結果をもたらしましたよという単純な因果律で評価をするのはとても難しいことが事実です。けれども、これをあえてやらなきゃいけない時代が今来ていると思うんですね。たまたま厚労省が新しく社会福祉の方向として、新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンが公表されました。それによると、さっきの議論にもちょっとあったんですが「ソーシャルワークの必要性はわかる。けれどもそれを担って立つソーシャルワーカーはいるの」という疑問が定義されているわけですね。だから、ソーシャルワークの必要性がある意味で百も承知、誰でも知っているのだけれども、それを担って立つ、もうちょっと言えばそれを具体的にどういう取り組みをし、どんな視点でどういうふうに関係解決や問題緩和につなげるような専門性を有した存在がいるのですかというふうに関わると、うーんというふうに唸りたくなる。したがってこの新しい福祉のビジョンっていうのは、ある意味で社会福祉士とか精神福祉士という方が、ソーシャルワーカーだと自称されていますけど、あのままではどうもたいへん厳しくなってくると。したがって、さらなる生涯研修みたいな形で、日々研修をしたり努力をしていかなきゃいけない。そういう局面に立っているかなというふうに思っています。そのためにはやはり自分が日々行なっている実践をちゃんと言語化して、情報化して、社会的に発信できるような、そういう体制を我々もお手伝いをして作ってあげないといけないんじゃないかと。ただ現場の人にやれよやれよと言ったって、どんな手法があるのみたいになっちゃいますので、そこがまさにお互いの協力し合える非常に大事なフィールドワークを現実のものにするツールをやっぱり作り上げていく必要があるんじゃないかというふうに思っています。まだ緒に付いたばかりで何とも言えないんですが、現場の方々是非常に貴重な専門書や論文には書いてないような良いことをやられているのに、なんでそれが個人に埋没しているのか。僕には大変納得したいものがある。それは現場の方々が悪いんじゃないなくて、我々もそういう道筋をつけなかったという、あるいはツールをきちんと開発しなかったという責任は重大であるというふうに考えておりました。

(司会) ありがとうございます。今の先生のご指摘も含めながら、現場と関わっていらっしゃる方で何かご意見コメントいただけるとありがたいと思うんですが、いかがでしょうか。柳先生いかがですか

(研究所員：柳) 岡本先生どうもありがとうございました。実践科学としてのフィールドワークという形で、福祉は実践の場面、フィールドの中に出て、どう利用者対象者と向き合っていくのが大切だと思います。今先生がおっしゃっておられました福祉ビジョンといいますが、その中にソーシャルワークは必要だが、ソーシャルワーカーは必要ないという話があり、大学教育の中で、ソーシャルワーク教育に携わる立場からすると危うさを感じています。どういうふうな形でソーシャルワークの教育を伝えていくのか、学ばせるのか、実習の中でしっかりとフィードバックするかたちで対応できるような学生を育てていくのか問われてくるなど改めてわかったところです。

(岡本) 大変大事なご指摘をいただいてありがとうございます。いかに理屈をこね回しても、教育上実践つまり大学教育なり専門学校の専門教育の中に有効に活かさなければいけないわけで。その具体化のプロセスが、もうひとつ課題になっている。話の角度が違いますが、私今、国の方で認知症の早期発見、早期対応の集中治療チームの代表をしていますが、これも同じような、つまり認知症というのは脳の器質性疾患の結果でありますけれども、この器質的な損傷が即生活問題なのですね。だから、疾病と生活というのは不即不離の関係にあって、切り離すわけにはいかないという現実がある。そういうことに対して、どう対応するかという提言をしているんですけど、ひとつは了解不能の世界というのがあるわけです。病的体験といいますが、健康な人は病気を持った人の言っていること、行動が理解できない。我々が持っている常識や社会通念でいくら判断しても、いっていることやっている事が違うし理解出来ない。この問題を雪解けをさせないと、偏見差別は一向に減らないというのが大事なことです。2番目に、わからない、了解不能の世界を了解可能にしようという挑戦も大いにやっています。フロイトが無意識という世界を精神発達や精神構造の仕組みを通して、仮説を立てて一つ一つ実証していき、最初はヤスパースから「あんなものは科学では無い」と厳しく批判されました。やがて仮説を次々と立証することによって、精神分析というのは学問として評価されるようになったわけです。同じように我々の世界でも、わからないことだといって放置するのではなく、わからないことをわかるようにすることへのチャレンジが大事だと思います。そのためには第3の手段として、伴走型の、寄り添って付き添って、一緒に仕事をしたり生活を共にしたりするという、伴走型の関わり、ケアが大事でありまして、この手法により、わからないことが見えてくるということも明らかになっています。国立菊池病院におられた室伏先生という方が認知症のことについて、お医者さんでありながら、伴走型の支援つまり心の在り方を理解するには、一緒に寄り添って、共に生活しなければわからないという学説をお出しになって、彼の残した業績が今、全国で問題になっていまして、京大の小澤さんも室伏先生の学説を見事に臨床で実証され、岩波新書からも2、3冊本がでています。寄り添い型の支援で明らかにしていくという道筋。もうひとつは、当事者の情報発信。昔は認知症の患者さんの発言言動は無視していたのですが、今は、患者が何を感じ、何を思い、何を考えて生活しているかを情報発信させる機会が増えてきました。来年国際アルツハイマー病協会国際会議が開催されますが、その発言者の約1/3を当事者にしようというのが我々の主張です。同じようにこの間、認知症を考える京都フォーラムの会議でも10人のうち8人が当事者の発言、

それを医師、看護師、社会福祉士の皆さんが一生懸命理解しようとして聞き、しかも彼らの言い分をいかに現実のケアや支援に反映させるかという、いってみれば当事者の情報発信というものを主眼にした研究成果を積み上げようという、そんな動きがあります。福祉もほぼ同様に、そういう意味あいの情報発信を論理化して有効な援助につなげていくかという、そういう時代ではないかなと思います。当事者が参画するということの重要性があらためて医学界、看護学会、社会福祉学会でも問題になっているんじゃないかと私は思い、また、それをいろんなところで文章にして報告しています。今度出る日本医療福祉協会発行の雑誌第 100 号に「新たな時代のケアの科学」というものを、こういうふうにするべきではないかと書いていますので、お時間あるときに是非お読みいただければと思います。

(司会) ありがとうございます。他にご質問よろしいでしょうか。

(研究所員：黒木) 何度も失礼いたします。今後の課題のところでおっしゃっておられた融合化に必要な触媒についてです。岡本先生は熊本学園大学の前身の熊短時代から実践を積み上げられ、研究としても多大な功績を残されているわけですが、京都大学の方たちが先生に期待されていらっしゃるお言葉で、ある意味ではソーシャルワークは必要だがソーシャルワーカーは必要なのかという問いに対し、別の科学の面がある意味では先生に何かを求めていらっしゃるところに、今後ソーシャルワーカーの存在意義を考える手掛かりがあるのでは無いかと勝手に解釈しているのですが、先生が現時点で考えておられる、触媒を他科学が求めておられる論拠であるとか、社会福祉またはソーシャルワーカーの部分に通じるような、今後の存在意義に通じているようなことが含んでいるではないかという点について、ご意見をお聞かせいただければと思います。

(岡本) 京都大学工学部がやっているような触媒研究は、我々文系の世界からするととんでもないことをやっているなというに思うのです。しかし、向こうから見ると逆に、おもしろいこと、発想をしているなど見えるんだそうです。そこが問題なのは、研究方法は伝統的に延々と築き上げられた方法もあるけれども、そこに新しいものをつけ加えるためには内輪の世界だけでなく、全く専門外のアイデアとか考え方は大いに参考になるということで、「福祉で触媒を考えているの？」と工学部の人と言うという、おもしろい時代になってきたなど。ただ、私はまだ具体的な提案が出来るほど発明発見が出来てないのだけれども、なにかやらなければならない。いつやれるか、といったら色々議論があるけれども、福祉の従事者がこれだけたくさんいるのだから、どっかにいいアイデアなり発想なりを、若い人が提言してくれるとおもしろい世界が開けるかなと。新しい着想なり発想は、そう簡単には浮かばないでしょうけれども、現場の方が利用者さんと関わる中で、経験を含めたアイデア・着想みたいなものを発見として提示していただけるようになると、ずいぶん我々も助かるというふうに思っています。

今日は大胆なことを言い過ぎて、現実と乖離していると思われる方もおいでになると思います。ルーティンワークを日々やっていると、なかなか思いつかない。だから、時々発想を変えて自分

の実践を第三者的にリフレクションするという、そういう機会をつくれれば、きっとなんか生まれてくるだろうという淡い期待をもっています。福祉現場での実践家重要であることは間違いありませんが、その実践の中から、新しい発想を生み出す努力をしていただく事を期待しております。そういう意味で、福祉は理念を持って誠意を尽くして利用者に関わることが大事です。これは基本ですけど、そういう中で得られた知見、所見、発想、着想というものも、これからの新たなケアあるいは新たな福祉を構想していく上で非常に大事な部分ですので、大いに日々の実践の中からそういうものをみつける問題意識を常に持っていただければ、きっと可能であるというふうに私は期待しております。

(司会) ありがとうございました。そろそろ時間となりました。本日は岡本先生に「社会福祉研究の現在と未来」というテーマで講演いただいたのですけれども、非常に有意義な時間を過ごさせていただいたと感じます。研究の現在ということで、主に戦後の社会福祉研究の流れにおいて、色々な論者との交流もあり、まさに先生の社会福祉に対する広くて深いかわりを強く感じられました。本当に短い時間ではありましたが、社会福祉研究のことをある程度理解させていただけたと同時に、学問をどう捉えるかについて非常に重要に感じました。本日は誠にありがとうございました。

社会福祉研究所 創立50周年記念シンポジウム

日時：2016年11月23日(水・祝) 13:00~16:30
会場：熊本学園大学 14号館 高橋守雄記念ホール

基調講演 講師

宮本みち子氏 (放送大学副学長、千葉大学名誉教授)

所長挨拶

守弘仁志氏 (熊本学園大学社会福祉学部教授)

シンポジスト

畔上裕子氏 (婦人相談員、東京YWCA 支援者エンパワメント
プログラム・トレーナー)

畠本靖子氏 (学校法人松本学園
熊本県子ども・若者総合相談センター長)

宮川いつ子氏 (特定非営利法人おーさぁ理事、
健軍くらしささえ愛工房施設長)

司会・コーディネーター

仁科伸子氏 (熊本学園大学社会福祉学部准教授)





みやもと
宮本みち子氏について

放送大学副学長、千葉大学名誉教授。社会学博士。専門は、家族社会学、若者の社会学。若者層における失業者・フリーター問題、生活困窮者、貧困問題、社会的な孤立等の問題について、日本及び国際比較の研究に尽力。国及び地方自治体の子ども・若者政策の立案や、全国の若者支援団体の活動に関与。

内閣府子どもの貧困対策検討会座長、内閣府子ども・若者育成支援推進点検・評価会議座長、労働政策審議会委員、社会保障審議会委員等を歴任。

<主な著書>

「若者が無縁化する」、「若者が《社会的弱者》に転落する」、「下層化する女性—仕事と家庭からの排除」、「すべての若者が生きられる未来を—家族・教育・仕事からの排除に抗して」ほか。



あぜかみゆうこ
畔上裕子氏について

福島県出身。早稲田大学第一文学部史学科卒業後、出版社勤務を経て、1996年ごろからDV防止法制定を求める市民運動に参画。

2008年より東京都新宿区の非常勤職員として婦人相談員を務めるほか、東京YWCAにて、DV被害や貧困などさまざまな社会的抑圧に苦しむ女性を支援する「支援者エンパワメントプログラム」にもトレーナーとして参画している。



はたもとやすこ
畠本靖子氏について

中学校図書司書、ハローワーク職業相談員を経て、学校法人松本学園総務部長として、職業教育の専門校である日本総合教育専門学校を開校。

現在は無業の若者たちの就労的自立支援を行う、たまな若者サポートステーションセンター長、熊本県子ども・若者総合相談センター長として、困難を抱える子ども・若者の問題に取り組んでいる。



みやがわ
宮川いつ子氏について

1968年 熊本市社会福祉協議会に入職。熊本市ボランティアセンター所長、地域福祉課課長を務めた後、2009年3月 同会退職。2009年4月 特定非営利活動法人おーさぁ入職。2010年10月より同法人理事、健軍くらしささえ愛工房施設長。

特定非営利活動法人健康と幸せの会理事、特定非営利活動法人グローバル共生・創造デザイン副会長、熊本県共同募金会配分委員、熊本地方裁判所委員会委員等を歴任。

若者の現状と未来に向けて

(司会) 本日はご来演頂きありがとうございます。本日は、社会福祉研究所創立 50 周年記念シンポジウムとして「若者の現状と未来に向けて」というシンポジウムを開催したいと思います。今日は若い方達が自分の問題として、またソーシャルワークの問題としても、いろいろな事を考えていただきたいと思います。まず、社会福祉研究所守弘所長からご挨拶をさせていただきたいと思います。

(所長挨拶) 本日は、祝日のしかも天気の良い中、お出で頂きましてありがとうございます。社会福祉研究所創立 50 周年記念シンポジウムといたしまして「若者の現状と未来について」というテーマで宮本みち子先生に基調講演をいただきます。社会福祉研究所は、1966 年(昭和 41 年)に開設されまして、今年で 50 周年を迎えました。様々な活動、研究会を行ない、その他家庭児童相談室等の開設などをしております。この研究会に関しましては 1976 年から 40 年間にわたって続けております。毎年 3 回実施しているのですが、今年は地震の影響等があり、若干スケジュールの都合がありまして、2 回という事になっております。第 1 回目は社会福祉の理論的なお話をして頂いたので、今回の第 2 回目は少し実践的なお話をしていただくという事で「若者の現状と未来に向けて」についてお話させていただきます。次にお話させていただきます宮本みち子先生をご紹介しますと、放送大学副学長であり千葉大学名誉教授であられまして、社会学博士、専門は家族社会学・若者社会学、若年における失業者フリーター問題、それから生活困窮者、貧困問題、社会的孤立等の問題について、日本及び国際的な研究に尽力されています。また国及び地方自治体の子ども・若者政策の立案や全国若者支援団体の活動にも関与されているという事でございます。社会福祉の分野として若者を扱うというのは珍しい事だと思っております。そういうのが現代の大きな課題になっているのは皆様達も良くご存じだと思います。所長の私自身が社会学の若者研究を昔やっておりました。それが 20 年経って、「若者の現状と未来に向けて」というシンポジウムの中で様々な問題性と、解決策というのを探っていかなければならないということになって、ついては私自身非常に興味深く思っているところでございます。少し長くなりましたが、所長挨拶という事で、司会の仁科先生に引き継いでいきたいと思っております。

(司会) 所長ありがとうございました。それでは早速、宮本みち子先生に御登壇いただきまして、基調講演をお願いしたいと思います。宮本先生よろしくお願ひいたします。皆さん、拍手でお迎えください。

1. 宮本みち子氏基調講演

ただ今ご紹介いただきました宮本みち子と申します。

熊本震災については、ずっとニュースで伺っておりますし、この大学校舎がたくさんの人達の避難所になっていて、学生の皆さんが大変な努力をされて支援をした、ということも伺っております。しかし今日こうして皆さんとお会いしてみて、既に当時の面影が全く無くて、事態というのはどんどん変わっていくものだけでも、今日のシンポジウムのテーマである様に「見えないところで人の暮らしは、そう簡単には変わっていかない」という考えが沢山あるだろうと思いつつ、私の役割をお話しさせていただきたいと思えます。

今日のシンポジウムのテーマである「若者の現状と未来に向けて」ということで、こういうテーマで研究をしたり、仕事をするようになって20年位経っているのですが、実際に若者と私の年齢差が離れていくものですから、本当は高齢者問題をやった方がいいかもしれないなどと言いつつ思いつつ、この問題は奥が深く手を離せなくなっています。

若者って一体何歳までという事なのか、整理するのが大変難しく、以前ですと25歳位まで青年とっていました。それが若者という言葉が変わってから、15年位になります。思春期が終わるぐらいから、完全な大人になるまでの広い年齢層を若者と言うようになって、行政用語でさえ、最近青年という言葉は使わず、若者という言葉を使うようになっていきます。

しかし事態は非常に複雑で、例えば若者雇用問題や労働問題というような場合、何歳から対象にするのかという事ですけど、今では40歳まで若者の雇用問題として取り扱う事になっています。

今日後で熊本の地域若者サポートステーションのお話しが詳細にではありませんが、厚生労働省の事業として2006年に開始された地域若者サポートステーションでは、最初34歳までを一応若者として、フリーターや非正規雇用や、仕事にも就かない学校にも行っていないような無業の状態にある若者を扱うという事としました。つまり、若者の年齢は34歳だったのです。それが40歳に上がったのはなぜかという、なかなか問題が解決しない間に、この若者達が、刻一刻と年齢を重ねていく。大学生の皆さんの親御さんが50代ですから、世代が若返っているわけですけど、今の30代から40代で若者といっているのですが、その親御さんが団塊の世代の人達になり、その子ども達の団塊2世が40歳を超えつつあります。そしてこの40歳を超える人達が、就職氷河期日本で本格的に若者雇用問題が発生した時に、最初にダメージを受けた人達で、その人達が40歳になるわけですから、若者ではないけれども若者の延長上にあるという事で扱っております。笑い話のようですが、そのうち45歳までも扱うのか、そういうような話になっております。

つまり、若者の問題は、実は現代社会そのものであります。この事を除いては、若者問題は論じていられないような、複雑な問題を持っているという事をまずお話しさせていただこうと思えます。

今日特にお話しするのが、若者が社会人になっていく。毎年毎年歳を重ねる中で、段々と大人の世界に歩みを進めているわけです。これを、社会学だけではないですけど、ある分野では若者の移行期といっているわけです。移行の時期というのは、若者の時期から大人の世界へと歩みを進めていく状

態をいいます。この移行期が非常に長くなり、かつ問題を孕むようになったのは、いつ頃かという話なんです。皆さん達は、その真っ只中にいるので、とっくにそういう時代状況に入ってから若者期にある方達、ということになるわけです。1990年代辺りから日本は変わってきたんですが、1990年代前半期に高校卒業して就職というのが非常に難しくなった時期がありました。現在もその状況は続いています。高校卒業生の就職が非常に厳しい時には、世間はあまり関心を持たなかったのです。なぜかという、政治家や研究者、マスコミの人達も、自分の子ども達や関係者は大卒だったからです。しかし、大卒者の就職ができなくなった時に、関心がぐっと変わるんですけど、それが1990年代の終わり頃だったんです。それからもう15年が経過しています。90年代の終わり頃、大学を卒業してもまともな就職がない、それからフリーターがどんどん増えていくといていたわけですけど、当時世間の関心は間違った方向に向かっています。若者達が安定した正規の仕事に就こうとせずに、フリーターになっていくのは、若者達の意識が変わってきているからだ。つまり、責任のある、正社員として企業に入り、毎日真面目に仕事をして、やがては責任ある地位につくという人生を選択しなくなったという理論が専らでした。それがいつ変わったかという2003、4年なんです。2003、4年は日本経済の底をつく時期であったんです。その後良くなったり悪くなったりを何度も繰り返して、今年はかなりいいといわれていますが、すでに過去に卒業して安定した仕事に就けてない若者問題は残ったままなので、決して安心はできないのですけども。2003、4年に国も正式に若者の雇用問題に関して認めたんです。どう認めたかという、この問題は若者の意識の問題ではなく、労働市場の構造問題であると正式に認めるようになりました。2004年から若者の自立支援という言葉が登場するようになるわけです。

私はその頃からこの問題に関わってきて、国の色々な政策立案にも関わってきたので、この15年位にどのように動いてきたか、実感を持って把握しているところがあります。ざっと言って他所の先進国といわれる国々と日本を比較すると約20年の差があります。ヨーロッパやアメリカ、オーストラリア、ニュージーランドなどの先進工業国といわれる国で日本のような若者の雇用問題が発生したのは、もっと以前の1980年代で、若者の失業率がグンと高くなり、その中の一定の人達は、親の家にも住めず、外に出るのだけれども、仕事もなくて住む家もないホームレスの状態、というような問題を経験してきています。だけど1980年代の日本は、若者の雇用需要が潤沢にあった時代です。先程所長のご挨拶の中で、福祉の対象として若者が入ってきたのは最近の事だと適切にご指摘いただきましたけども、どうして今まで福祉の中に若者が入らなかったのかという、障害者は別にして、若者が福祉の対象にならなかった理由は、学校を卒業すると大体行き先が決まっている。就職して企業社会に入る事ができたからなのです。企業社会に入り仕事を得られれば、経済的には守られる。社会保障も仕事にくるめて獲得されるものでして、1980年代はその仕組みが上手く動いていたといわれています。もちろん例外もありましたが、全体がうまくいっているときは例外には目を向けません。

しかし2000年代に入って、若者は企業生活だけでは生活が成り立たなくなってきました。これまでの日本の社会保障制度、医療保険、健康保険、厚生年金、失業保険に加入しておけば、将来的にも生活に心配いらなかった過去の図式が成り立たなくなっています。そこに自立支援という言葉が入っ

てきます。

若者支援が全国で始まったのが2004、5年になりますが、具体的な話はシンポジウムの中で話されると思いますので、私は大雑把に、若者支援が10年間動いてきて、どんな事がわかってきたかという事についてお話ししたいと思います。まず、年齢を下げて、子どもたちの問題からお話ししたいと思います。

若者というのは子ども期があって若者期に入るわけです。若者の自立支援の取り組みが始まり、そこで来所される子ども達は、当然いろんな問題を抱えて来所するのですが、これまで気付かなかった若者達の問題が具体的に見えてきたわけです。例えば、昨年子ども貧困対策の制度がスタートしまして、各地で子ども貧困問題の取り組みが始まっているわけですが、実は子ども貧困に関心をもたれた一つは、若者の自立支援が始まったからであります。といいますのは、若者期の人達が、仕事に就けない、お金がないという状態で20歳代に差し掛かっているわけですから、これらの人達には仕事に就けるのが第一の問題だ、という風に考えた制度が作られてきたわけです。しかし、実際にそこに来る若者達は仕事に就く支援の前に、解決すべき問題を沢山持っているわけです。これは支援制度が始まってわかったことです。全国で多くの民間団体が若者支援の取り組みを現在していて、その政策は国、自治体のものが多いのですが、実際に活動しているのは民間団体ということが多いわけですけど、その現場で気が付いた事は、若者期になる前の子どもからの青少年期に、上手く成長できる条件を持たなかった人達が、若者になっているという実感なのです。

例えば、学校時代に学校に馴染めない、いろんな問題が起こって学校に殆ど行ってない人、その彼ら彼女らの問題はどこでも充分に解決されないまま、若者期に入っていく、学校での教育を受ける年齢が終わってしまいます。そうするともう席がどこにも無くなってしまいます。だけれども、その人たちの悩みは、子どものころから継続しているケースが多いという事が、2004、5年から始まった若者自立支援の取り組みの中でわかってきたわけです。これはある民間団体の報告資料の抜粋ですが、子ども達や若者達の状況を見ていると、安心安全という空気が弱まっていて、安心できる友達関係が持ちにくい状況が深まっている。支援の対象になっている若者達の多くは、安心できる友達関係を作る事ができなかった人が非常に多いといわれています。友達関係が築けないという事は、大人達との関係も作れていなくて、何で一番生きづらいという人間関係で、更には社会生活の中で生きづらく、仕事も社会生活の一部ですので、その問題を解決しなければ、仕事に就く事もできないという問題になるのです。

2番目に、青少年の模索を支える仲間関係が築けなくなった問題。青少年期というのは、もともと多くの悩みを抱え、大人にならない、でも半分大人の段階にあるわけで、これからどう生きて行けばいいのか、自分とは一体何なんだ、とか模索する時期なのですが、一人で模索するのはとても難しい。しかし、その悩みを共有し、相談する仲間関係が築けない人達が増えている。そのまま若者期に入ってしまうと、自分が何なのか分からない、自分はこれができるといった自信が持てない。日本の若者はずっと国際的に自信を持っていない、自尊心が低いといわれていますが、若者達を扱っている団体は、これは仲間関係が築けなくなったという事が非常に大きいだろうとっております。自分に対する自信が持てない、それから、大人になる為の学びが不足している。大人になるためには準備期間が

必要なわけで、一足飛びに青年から大人になるわけではないので、その学びが不足しているというわけです。

さらにいわれているのが、経済のグローバル化とか雇用形態の流動化が原因で、地域や家庭における教育力も衰退している。全体として地域活動が無くなって、子ども達青少年若者の居場所というのは、家庭か学校か職場になるわけですが、その家庭でさえ、居場所のない子ども達や若者達が多いわけです。屋根はあるけれども、自分の居場所として感じられない子ども達や若者達が増えている。できれば親の家を出たい、出たいというのは深刻なのだけれども、家を出る為のお金はどうするの、家を出る前提として仕事はどうするんだという話になります。この 10 年から 20 年の間で日本の家族の変化が非常に大きく、以前の典型的、安定的な家族の形がどんどん大きく変わっている中で、家庭という場を居場所と感じられない青少年、若者が増えてきている。ではそれに変わる居場所はあるかという事で、この 10 年、20 年の間に民間の間で、学校、家庭に代わる居場所作りというのが非常に大きなテーマになって、多くの取り組みが進んでいます。しかし、決定的な解決策にはなっていない。量が足りなく質も悪い、維持するための資源(金銭的な物も含め)が少ない。そのような中で民間団体は非常に苦勞をしながら活動を続けている状況です。

文科省の図を見ていただくと、階段状になっていて、今の青少年期の問題でいうと、青年期の前期、中学から高校生の時期に、自分の生き方の模索、友人と深い関係の建設、異性との関係の学習、個人と社会との関係を理解するなどの青年期の課題を果たす社会が決定的に無くなっている。そこで解決しないまま若者期に突入というのが実情です。

いま若者の自立支援をやっている団体のなかで、はじめ国の事業を受託して、仕事に就けない若者の就労支援をやっていた団体が、10 年やってみて次第に問題を感じるようになるんです。つまり、仕事に就けない悩みを持っている若者に、根本的な問題を解決しないで、仕事に就ける支援だけで良いのだろうかとなるわけです。各地で力のある団体は、就労支援という事だけでなく、もう少し前に遡って、青少年期の豊かな毎日を育てるような活動をやりたい。この写真のような仲間たちといきいきと活動する機会を持つこともなく、いきなり仕事に就かせるのは人間の発達段階でおかしいのではないかというわけです。

ということでその次、成人期への移行の問題になります。大学生の皆さんでしたら、成人期へ移行時期に差し掛かっているわけです。少し前でしたら、実社会に出て、家庭を持っていたような年齢の人達が、今 8 割は学校にいるわけです。ですから、過去の若者達と現在の状況とは全く違うわけです。これは日本だけの状況ではなく、どの国でも同じようにいわれます。自立の時期が遅くなっている、いつまでも一人前になれない。私がこの研究を始めたのは、20 年ほど前になります。その頃私の頭の中では、日本は 20 年前ですと経済も豊かで、若者世代には仕事がある、親にも経済的余裕があり、親達は自分の子どもの数が少なくなっていて、いつまでも子ども達を保護しながら与え続けるという現象があったのですが、日本と比較する上で西欧諸国を置いていたが、西欧諸国ではできるだけ早く子どもを自立させるというのが正しいという文化を持っていて、18 歳になったら親が同じ市内に住んでいようと大学の寮に入り親元から出て行く。そういう社会があったといわれていました。しかし、現在では何処の国でも、そういう時期はとっくに終わったといわれます。まず、何処の国でも子ども

達が簡単に自活できるような社会ではなくなっているという事です。日本だけでなく欧米、西欧諸国でも25歳になっても親元から離れないといわれています。世界中で20年前とは様変わりしているように感じます。

今韓国で大統領弾劾のデモに20万人が参加していますが、その中に中学生くらいの年齢の子も参加しています。昨日夜にも座談会をテレビでやっていましたが、日本では韓国の様にティーンエイジャーがデモに参加する、80年代にはありましたが、現在では、あのような光景を見る事はできません。なぜなのか。韓国では、非常に大きな格差、子どもから若者までずっと進学競争、就職競争に追いつてられ、崖っぷちを走っている様な必死さがある。いつになったら自分は休めるんだという状況です。それが今回の大統領問題に対する不快感として火をつけているということなのです。韓国の例は極端かもしれませんが、でも多くの国々で、若者の問題というのはある意味共通性を帯びてきています。

それから、今の若者がどう変わってきているのかという事に関しまして、どの国も一緒ですが、工業化時代というものが日本というと1970年から1980年代に、若者が大人になるなり方というのは、標準化したパターンというものがあつたわけです。今の状態と対照して考えてもらくと大きくは間違いはないと思いますが、日本なんか特にそうで、学校を卒業する時には就職が決まる。学校卒業と実社会に出る時期はほぼ一致する。これは工業化時代に形成されたものです。なので、学校卒業すると社会人となり、かつ職業人となり、かつ社会保障の権利と税金を払う義務が同時にスタートする。自分が考えようが考えまいが、制度の中に組み込まれるわけです。日本の若者の就職というのは、ある時期まで上手く機能していました。仕事は潤沢であり、その潤沢な仕事の中で上手くマッチングさせて行く仕組みが工業化時代に作られたわけです。それが崩れてきたのが1990年代後半からで、2000年代になると完全に崩れてしまいます。問題は、完全に崩れてしまって、新しい仕組みを作ればいいのですが、例えば日本では、大学生が就職に有利な職業資格を取ろうと努力しますが、西欧では、就職する為には学歴より職業資格が重要になりますので、失業した場合には、教育機関や職業訓練機関に入り直して、資格を取ることでその次の仕事に入っていく。ところが日本の場合は、学校を卒業するときにはどこかに入社するという仕組みで動いており、なので資格で動くということではなく、入社するというで動いている。そこで困るのが、卒業して就職したが、色々な問題があり辞めた。これを2、3回繰り返して、このままではダメだ、もう一回全部立て直そうと思った時に、よその国では、「仕事がある世界はどこか」と相談支援センター等に相談すると、「今どういうところが有望か」、「どんな職業資格が必要か」、「その資格を取る為は何処に行ったらいいのか」を支援してくれます。そして、若者達が率先してそういう場に行くのはどうしてかという、そこへ行って相談を受けて、職業訓練の場に入る時に、経済給付があるんです。その給付も段々と金額は減っているというものの、日本の様に支援機関に行くのに交通費もお昼の食事代が出ないということはない。日本も自立支援の仕組みはできてきていますが、交通費やお昼の食事代が出るところはほとんどありません。そうすると、訓練を受ける為には、車で誰かに送ってもらう必要がある。そうしないと、訓練所までローカル線に乗って支援センターに行くのに、片道数千円かかるといわれている。この交通費を親から出してもらわないと通えない。親が出してもらえない人は、支援機関に行けないという事です。海外の場合、経済給付と支援と職業訓練支援がセットになっていますので、そういう場に行く若い人の

割合は、日本より圧倒的に多いのです。資格を取ってそれに基づき仕事に就く道筋をはっきりしているわけです。日本の場合は、これだけ終身雇用制崩壊と言われてはいますが、実際には崩壊してないのです。だから、大学卒業するときに就職は一発勝負で決めないといけないとみんな信じているし、実際、その様な傾向がまだまだ強いわけです。特に大企業が。中小企業は人手もなく困っている、こういう状態にあります。仕事で悩んでいる若者は、どういう道筋を辿れば安定した職業に付けるかが見つけにくい、という傾向にあります。それにも関わらず、学校卒業後の離職率は非常に高く、大学生でも 2~3 年以内に 3 割の人が離職しているわけです。日本女子大が昨年、首都圏の 4 年生大学を卒業した女性達の、キャリアの動向を調査した興味深い本があります。女性の場合、初職で転職する人が男性の数倍になっています。初職で自分の納得する仕事に就けない、あるいはここにいつまでいても自分の人生にとってちがいが明かれないと考える大卒の女性が非常に多いということを問題にしています。

しかしながら最近、男性の離転職が頻繁に行われるようになってきました。手元の資料 4 つ目に書いてありますが、今の時代は列車旅行の時代から自動車旅行の時代が変わってきたといわれています。これはヨーロッパでは 20 年前から行われていました。つまり、皆で一緒に乗り込み列車旅行するような人生を送るのではなく、自動車で自由にいろんな場所を旅行するような自分の人生を模索する、こういう時代状況なんだという事です。日本がこの状況に完全に入ったのが 2000 年代頃だと思われまます。欧米諸国なんかはもっと前から、この段階に入っているといわれております。

なにが一番問題なのかというと、問題の 1 つ目として、日本には失われた 20 年という言葉がありますが、日本が築いた経済力を喪失していく時代。あるいは暗中模索を繰り返しながら歩いてきた 20 年間という事ですけども、この間に格差が大きくなりました。若者の格差であり、親達の格差でもあるわけです。若者が非常に厳しい状況に立たされているとはいいいながらも、現実には困ったときに親が助けられるかどうか非常に重要で、30 歳位までは色々な形で親に助けてもらわないと困るという事が色々あるわけです。その時に親が助けてくれるかが問題になります。日本の場合、その時に親に全て委ねているわけです。ヨーロッパの福祉国家型の国を見ますと、30 歳になって、困っているから親が面倒を見るという形で制度は含まれてありません。しかし、日本では現状では限りなく親に面倒を見てもらうという話になります。今、子ども貧困対策という制度が動いていて、国も何とか取り組もうと厳しい財政の中やりくりをしようとしていますし、民間も国に頼るだけではとても今の子どもの貧困問題は解決しないということで、大規模な寄付を集めるなど取り組んでいます。私の関わっている活動の一つとして、千葉県と首都圏で生協組織の組合員から子どもの為に年に 2 回のキャンペーンとして、一人 1,000 円、2,000 円の寄付を募る計画をしています。そのお金を誰に使おうかという事で、子どもの貧困に使おうという事にすると漠然としてしまうので、一番困っていて、救済の難しい所に使おうという事に決まりました。使途として、18 歳で養護施設を出る人達がかかなりの数に上ります。日本の場合、制度として 18 歳になれば自立しなさいという事になります。現実として、18 歳になっても親からの助けなしで生きていけるのでしょうか。結論は生きていけない、生活していけないという事になります。そこで、18 歳で養護施設を出る子ども達に、このお金を支援として使おうという事になりました。

18歳で養護施設を出る場合、自立支援ホームがありますが、ホームを出て、アパートを借りてひとり立ちするとなった時、いくら費用が必要かという事になります。施設を出た子に支援をやらうとすると、布団1枚無い、茶碗一つない現状が現実として出てきます。何もかも揃える必要があるわけです。逆にいえば、多くの家庭では、親がこれらを揃えているという事にもなります。日本の若者問題というのは、親に委ねているという傾向が非常に強くて、制度が希薄だということです。これが日本における若者に対する社会保障制度の未成熟社会という事になります。この10年間の間にある程度はできましたが、整理して見直してみると、本当に厳しい状況の中で、今の制度では若者を救済できないということがあります。

二つ目に大切な事は、学校から会社へというルートは細くなっているけれども、細くなったままで多様なルートがない。以前は一本の太いレールになっていました。でも、過去に遡ると自営業の世界があり、就職が厳しい時期、高卒の人はよく言うのが、今は状況が悪いので、会社に就職するという道を辞めて、家業や親戚の自営業を手伝うという選択が数10年前まではあったわけです。しかし、現在は自営業の世界がダメになり、学校を卒業すれば、どこかに雇われて働かなければならない。で、そのルートが細っているのだけれども、ではほかにどんな多様なルートがあるでしょうか。

よその国を見ると、例えばフィンランドでは若者達に資金を貸し出したり、あるいはある程度までは自由に使わせて自分達で商売をやらせる。日本ではそういうことも中々うまくいかない。1回目の就職で失敗すると、2度3度目の就職のチャンスが得られる状況にはなっていないので、転職する度に悪くなっている。この問題も解決されていない。つまり多様なルートがない。もし、何歳でもやり直しがきくという見通しがあれば、日本の若者はもっと元気なはずだと思うのです。やり直しがきかないと思っているから元気になる。

それから支援機関に来る若者の特徴ですが、特に男性の場合、正社員で仕事をしなければ男では無い、人間では無いといった観念が強い人ほど、支援機関でなかなか解決しない。またその親もうちの息子は今つまり仕事に就いていないけれど、とにかく明日からスーツを着てネクタイしめて会社に行って働いてこないといけないという観念が強い。現実と全然ずれている。そうではなく、多様なルートを思考錯誤しながら、自分の道を見つけていく、一定の時間が許される社会をどうやって作るのか、という問題があると思われま。

大人になるという事は、多様になるべきであるという事と、実際には大人になる人達は、過去に比べると多様になりつつあるという事、両方正しいと思われま。学校を卒業して一斉に就職し、5年ほどして一斉に結婚し、1年半後くらいに第一子を持つといった形で大人になるというのは、もう無くなったといっているいでしょ。それに合わせた社会の環境整備をしていく必要があるということなのです。大人になる形が多様であるにも関わらず、環境整備が遅れると、極めてリスクが高くなり、レールから落ちた人は救済できないという問題になります。支援を受けて立派に立ち直る若者達も沢山いますが、しかし日本で支援機関に来る若者の割合は非常に低いと思います。ヨーロッパの様に経済給付のある形で若者支援を行わない日本では救済はできません。引きこもりの問題が典型的です。引きこもっている人達を家から出す一番良い手段は何だと思われまか。家から出てきて、相談支援機関で行われるセミナーやいろいろな訓練に参加すれば経済給付が受けられるようにするだけで、大き

な効果が得られるという例は色々ありますが、ただ日本ではやっていないので、何の支援の対象にもなっていない人達をまとめて引きこもりと名前を付けたような状態にあるかと思います。ここから少し飛ばしますので、興味のある方は資料を読んでみてください。

スライド 16 からお話しさせていただきます。若者支援が始まってわかった事の一つです。高校を中退した人がかなり多いという事です。文科省も中退させない為の取り組みや、全国的な中退する前の調査もしていましたが、中退した後その人達がどうなったかは関心を払ってきませんでした。これは教育行政の特長です。しかし、若者支援が始まると、支援機関に来る人達は、中退した後の人達です。中退した人達は、中退したままで不安定なアルバイトなどをして 10 年くらい経ってから支援機関に来るケースが多いわけです。もし中退して即座に機関に来ていたら、もっと適切な支援ができ、苦労も少なく済んだと思う例がたくさんあったわけです。この中退問題は、文科省で去年あたりから本気で取り組むという事になったのですが、これは若者自立支援機関からの問題提起だったわけです。

それと同時に、いろいろな原因から学校で学べなかった、あるいは学校に籍はあるけれども、どこかであつまずいてしまう。一番多いのは、小学校の 2、3 年生で九九の後半が覚えられなくなり、そのうち分数少数がわからなくなって、そのまま学校に籍を置いたまま学力がつかずに社会人になってしまう。この問題の発見も地域若者サポートステーションなどの支援機関でわかってきた事です。昔と違って、どんな職場でも日本語で報告書くらいは書かなければなりませんし、レジの仕事でも数字の計算が頭の中でできないと仕事はできません。その時代に九九もできないような人達が放置されている。これが、雇用問題が発生した中で気づいてきたことです。途上国の労働事情とは違い、高度化する労働市場に対応して若者が学び、その後も学ぶことを継続する社会にならなければならないわけです。つまり、22 歳くらいで学ぶのを終りという時代では全くないという事です。22 歳を過ぎても学び続けなければならない時代になっています。支援をして気がつく事ですが、何か資格を取った方が良いとわかっていても、時間がない、お金がない、そんな事をしていたら明日からご飯が食べられないといった人達に対して、救済の手段が極めて乏しいという話です。回り道をして、再び学び直してより良い安定した仕事に就くだけの時間と経済的な余裕が必要。これも社会保障制度なのです。それから、若い時期に学校で学ぶという事は、社会に出てから生涯にわたって学び続ける基礎力をつけるという事でもあります。その基礎力をつけた後であれば、学び直しもできるという事でもあるわけで、これから若者問題を考える上にお話ししておきたい事でもあります。

あとお話ししておきたいのが、今年、選挙権が 18 歳に下りました。そして成人になる年齢を 18 歳にするかどうかの法案を来年の国会に提出するところまで来たそうです。しかし、18 歳に年齢を引き下げるという事は社会的関心も高くないまま、政治的判断で決まったと思います。数年前総務省が「民法上 18 歳が成人と謳っている」という事に言及し、民法の検討が始まったわけです。その時私は委員の一人でしたが、全部に 25 名くらいのチームで、年間に 10 数回、1 回 3 時間位の議論をしました。初めのころは 18 歳に年齢を下げる事に賛成した委員は私を含め 3 名でした。他の委員の意見は、「反対ではないが、実際 20 歳でもまだ子どもであり、25 歳に引き上げて良いくらいだ」といったものでした。「18 歳に引き下げて、物事の判断ができるのだろうか」というのが大勢でした。

しかし会議を進めるごとに、これでは拙いのではないかということになり、最終的に18歳に下ろす、その代わり環境の整備が必要だということで答申を出したわけです。それから4年経ち18歳選挙権が決まりました。ただ盛り上がりには欠け、若い人たちの間では、18歳に引き下げられても困るといった状況でした。

結論を申しますと、日本の若者自立支援が20年遅れてスタートしたわけです。遅れたというのは、他国との社会状況が、日本が20年差を取って現象が始まったというのがまずあるわけですが、もう一つ日本が他国に比べて圧倒的に遅れていると思いますのが、若者の社会参画という問題が、社会政策として立ち上がらないという事です。ヨーロッパ、アメリカの国々では、1990年以降先進国の若者政策というのは、若者をいかに早期に社会に出すか、特に意思決定の場で若者に意見を言わせて、彼らの利害、利益を彼ら自ら守る様に発言できるようになることといった政策なわけです。その点で、日本は雇用政策、自立支援政策は15年くらいやっているが、社会の参画については政策にはなっていません。実際大人達の多くは、18歳で成人を迎えるのは危ないと思っていますし、これだけ若い人たちの社会状況が悪くなくても、若い人自身が主体的に主張する動きはありませんでした。ということで、私自身はこれから10年の若者支援は、支援される若者と支援する大人という構図を次の段階に変えていかなければならない段階にあるだろうと思っています。支援される側ではなく、若い人達自身が自らの権利を自覚し、自身で立ち上がる必要があるんだ。そんな力をつけることが若者支援政策として重要ではないかと考えます。という事で頂いた時間がきてしまいました。お手元の資料は、時間のある時にお読みください。本日はありがとうございました。

(休憩)

(司会) 第2部を開始したいと思いますが、席によっては見にくい場所もあるかと思しますので、自由に見やすい席に移動していただきますようお願いいたします。それでは早速第2部を開催したいと思います。

先程の基調講演では宮本先生から「若者の現状と未来に向けて」というテーマでお話いただきましたが、「若者に未来がない様な世の中はちゃんとした世の中では無い」と、その為に若者は、やり直しができるような機会が与えられなければならない。そして、現在の社会保障全体の中で若者の支援が、他の国と比べて少ないのではないかというお話がございました。それに対してこの10年の間に、若者に対する支援の輪が芽生えてきているのではないかとのお話もありました。第2部では、その若者に対する支援について、現場からのお話しをしていただきたいと思います。本日3名のシンポジストの方に御登壇いただいております。

まず、畔上裕子さんです。拍手をお願いします。

畔上さんは福島県の御出身で、早稲田大学第一文学部をご卒業後、出版社の勤務を経て、1996年ごろからDV防止法制定を求める市民運動に参画なさっておられます。いろいろな支援団体をご経験の後、現在は東京都新宿区の非常勤職員として婦人相談員をお勤めのほか、東京YWCAにおいてDV被害や貧困など様々な社会的抑圧に苦しむ女性を支援する支援者エンパワ

メントプログラムのトレーナーとしてもご活躍でございます。今日は現場からの女性支援についてお話しさせていただきたいと思っております。では畔上さんよろしくお願いたします。

2. 畔上裕子氏

皆様改めまして、紹介に預かりました畔上と申します。

紹介していただきましたように、私自身一本道を歩いてきたわけではありません。今、新宿区の婦人相談員として8年目でして、東京YWCAで活動を始めて12年になります。今日は違う地域から来ておりますが、お役に立てる話ができればと思っております。よろしくお願いたします。

今スライドを出してもらっていますが、平日は東京新宿区で働いていますが、週末は出身の福島県に戻っております。最近流行っている二地域居住となっております。福島県白河市は、東京から新幹線で1時間10分から20分で着くところですので、二地域居住ができるわけです。この写真は、私が週末だけやっている畑ですが、草ぼうぼうですが麦などを植えたりしています。自己紹介が続きますが、福島県白河市には小峯城というお城があって、小さいですが100名城の一つになっています。ただ、東日本震災で損壊を受けまして、石垣などの修復の最中です。6、7年で復旧できる見込みにはなっているようです。実は私の実家も大規模半壊しまして、1年半位を敷地の中の離れで生活をしておりまして。3年ほど前に建て直しが終わったという状況です。熊本の皆さんも、大きな地震だけでなく余震等で大変だったと聞いております。被害に遭われたかたも多いと思っておりますが、心よりお見舞い申し上げます。

週末は、白河市で畑仕事やその他の活動をしておりますが、この写真は、白河市の若者コミュニティカフェ「EMANON」のオープン直前位の写真になります。街を歩いている時に「ワークショップやります」という貼紙を見て入ったのですが、20代のマスターとスタッフに中高校生が多いですかね、そういう若者達が集まるカフェになっています。私は、白河市では日頃何をやっているか分からないおばちゃんだと思われると思うのですが、一緒に庭を造ったり、スープを差し入れしたりしています。

平日は歌舞伎町の、写真は夜なのですが、夜はこのような状況になる街です。この街にある福祉事務所で相談支援活動をしています。歌舞伎町というと写真のようなイメージかなと思いますが、これは路上で若い女性に声をかけている男性、ホストクラブとかキャバクラのスカウトの光景だと思いますが、こういう光景が日常茶飯事の所です。まずお伝えしておきたい事は、一番最初に見せたカフェに集まってくる地方の若者と、東京で生活している若者。支援が必要になって婦人相談に来る人も含めて、本当に地続きだと感じます。どこかかけ離れた特殊なドラマの世界ではなくて、地方から出てきて、何かの拍子に相談に来る、或いは夜の街で生きて行かざるを得ない人達というのは、ほんの紙一重、一歩踏み外すかどうかの差だなと思っております。このことをお話しした上で、本日は新宿での活動についてお話ししたいと思います。

まず、婦人相談員についてお話しさせていただきます。根拠法というのがここに書いてありますよ

うに、1956年にできて60年位になる売春防止法に基づいて設置されています。売春防止法という法律または名前だけでも知っているという方いらっしゃいますか。手を上げていただけます？・・・ありがとうございます。社会福祉の講演会に参加しておられる皆さんですので、ご存知の方が多いようです。扱っている内容というのは、売春に限らず、女性の何でも相談という感じです。今、ドメスティック・バイオレンスの被害を受けた、子どもや女性を支援する仕事というのが、今社会的にも婦人相談員の仕事として知られています。その他には、ストーカー防止法の被害者の支援もしますし、人身取引の被害者支援もします。もちろん現場では法律毎に縦割りになっているわけではないですし、例えば「夫が海外に単身赴任になるが、付いていくべきだろうか」とか言った、日常生活の悩みについても相談を受けます。電話を受け終わったらすぐに緊急対応の面接相談をするなど、非常に幅が大きい仕事をしています。

児童福祉法が今年少し改正になるというニュースが流れましたが、子ども虐待のリスクがある親がたくさん来そうな所に婦人相談員を置けるということになってきました。現在は、全国で1500人もいないマイナーな仕事ですが、もしかすると来年から婦人相談員の仕事が拡大されていくかもしれません。実際に日本全国のどんな所に配属されるかという点、福祉事務所ですとか子育て支援、例えば子ども家庭課などの子ども支援の関連部署とか、保健福祉センターなど自治体によっていろいろな所、隙間という仕事です。私は福祉事務所に配属されています。しかし、実際に事務所に座っている時間は非常に少なく、生活保護のケースワーカーとかに呼ばれることがありますし、保健師、病院、警察、学校、地域の民生委員、ハローワークその他色々なところから声がかかります。勿論、地域の住民の皆さんから直接声がかかることもあります。そのようにお呼びがかかるところに出向いていき、出先の施設で相談にのったり、別の相談機関に付き添いをしたりしています。

支援の対象は、赤ちゃんから70代、80代までの非常に幅広い層の女性になります。ご存じかどうかわかりませんが、新宿2丁目にセクシャルマイノリティと呼ばれる方達の大きなコミュニティがありますが、女性男性では分けてほしくない、分けられない方も相談にお見えになります。婦人相談員というのはセクシュアリティやジェンダーの勉強もしているので、支援に加わることも多いです。

今日は若者の話という事ですので、若者と婦人相談員というところで話を絞ると、まず、出会い方としては、親御さんが問題を抱えて相談にみえます。その時に一緒に連れてくるという状況で若い人に会います。子どもであったり、高校生であったり、学校に行っていない、あるいは20代なんだけれども親と共に行動している若者と出会ったりします。それから例えば、住むところがなくなってしまって、だけれども親の所には帰れない、頼れる友達もいない、そういった形でお会いします。病気で働けなくなった。妊娠、出産の問題で、妊娠したけど頼れる人がいない。例えば、結婚を約束して同棲していて妊娠をしたが、何らかの事情でパートナーに頼れなくなってしまう。というような方もあれば、恋人との間で妊娠して誰にも言えない。あるいは性産業で働いていて、誰の子かわからないけど妊娠した、というような方とお会いします。それから、売春とか、犯罪で捕まったが、その後、釈放になったけど行くところがない。というような人達とも会います。また、刑務所を出所して、本来は身元引受人とか、出所した人達を支援する組織がありますが、そういうところにつながらない人達の相談も受ける事があります。それから暴力、DVとかデートDV（結婚していない交際相手の暴

力問題)があります。その他にも色んなつながりはありますが、若い方とこのように出会います。そしてどんな対処をするかといいますと、まず緊急一時保護があります。主に家がない、家に帰ると危険だ、という人達を相談に来られたその日の夜には泊まれる所へ案内する支援です。都道府県毎に一時保護所という施設があり、そこに保護をすることが多いです。しかし、この一次保護所が一杯だったり、一時保護所に入る条件があり、これに合わなければ一時保護ができないと言われてしまいますので、その際は民間シェルターなどをお願いするなど、とにかく安全な場所に行ってもらうことから始めます。或いは、一時保護をするまでではない、居場所はあるが、継続した相談支援が必要だという場合は面談を重ねていただいたり、来所できない場合は、電話相談を続けたり、保健師などを介して繋がったり。とにかく繋がるということを第一にしながら、支援を続けています。

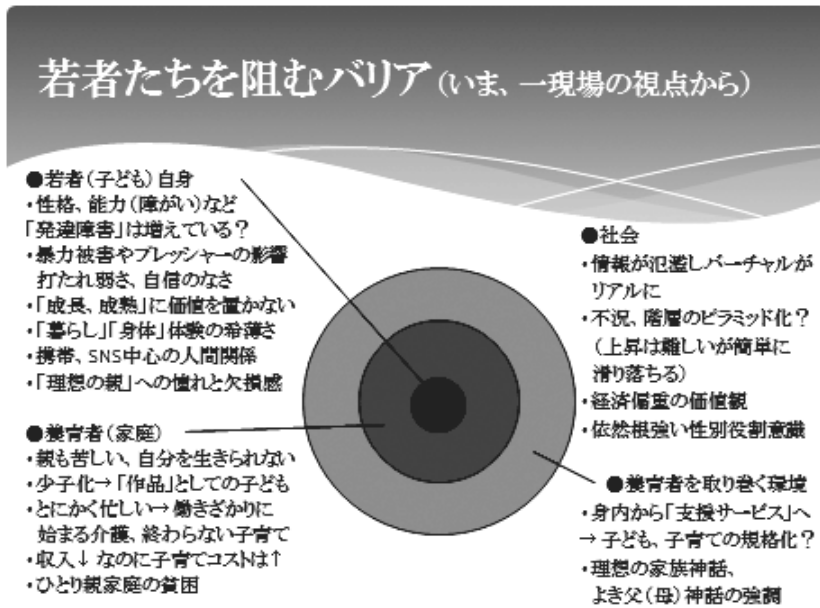
女性関連の施策は予算がすごく少なく、社会資源もすごく少ないので、他の法律でできている施策、支援を使う必要があります。「他人のふんどしで相撲を取る」というのが非常に多い相談員なので、そういう他法の施策で担当者の方をコーディネートしながら支援に向かうというのが多いです。ですから、コミュニケーション力と熱意とネットワークが大切になります。東京の場合、車での移動というよりバスとか電車とかの公共交通を利用しますので、とにかく歩きまわって仕事しています。出勤時は毎日 15,000 歩くらい歩きます。

何が婦人相談員の専門性を生かした活動かといえば、相談に来られた女性や子どもたちの代弁をする、権利を守ることです。相談者の多くは、いろんなものを捨て、命だけでも守りたい、明日からのご飯を確保する為というように、基本的な人権も守られていない状態で相談にきます。ですから、他の施策、他の相談機関に行った時に、なんでこんな状態になっているのか理解していただけない人達が沢山おられます。そういうときに、この様な事情であるとか、被害者の責任で無いにも関わらず家に帰る事ができなくなっているとか、説明するわけです。やはり支援の現場では、実際には、相談者本位の支援を組み立てたいと思っても、サービス本位になったり制度本位になったりで「このケースだとこの制度は使えませんね」といわれるケースが非常に多いわけです。そういうことで、「これはこの方の責任ではないので、こういう事情があるのでなんとかお願いします」と言って、基本的な人権を守れる生活にまず入ってもらうための、支援を受ける権利を確保する。というところから仕事をしています。

使える制度はなんでも使って支援していくわけですが、相談者の希望に沿った支援ができることは少ない。我慢をして頂きながら、いずれこういう風に見えるのを目標に頑張りましょうという形で支援をしていくことが多くなります。このような支援をしていく中で、若者たちを阻むバリアについて、現場から感じることを図にしてみました。

真中にいるのが若者自身です。この若者が安定した幸せな自分らしい人生を創っていかうとした時に、どんなバリアーがその人自身の中にあるかと考えた時、その人らしさ、その人の能力(障がいのあるなしも含めて)や個性がバリアーになってしまうことがまずあるだろうと思います。

発達障害という概念を、支援の現場でどのように使っていくのか思考錯誤の途中なのですが、相談にいらっしやる方は、レッテルを貼れば多かれ少なかれ「発達障害」になってしまう。でも本当にそうなのかと疑問に思いながらやっていますが、発達障害と診断される方も多いです。



これまでにその人が過去に受けた、現在受けている暴力の被害について、いろんなプレッシャーの影響をその人自身が取りこんでしまうという事もあります。男の子だったら絶対に働く、働かなければならないのにそれができない自分自身はダメなんだ、と思い込んでいるとか。逆に打たれ弱い、それから自信がない。そんなに大したことじゃないのに、もう次のチャレンジをしないというところもあるように思います。

それから「成長するって良いことだ」、「大人になるって良いことだ」と思えない、思っていないということも、その人自身が自分の生活を創っていく上でマイナスに働いていると感じることがあります。携帯とかソーシャルネットワークの世界というのは、若い人にとってすごい支えになりつつも、そこから一步出た、生身の関係がとてもハードル高く感じているというのがあって、そこがすごくバリアーになっているなと思うときもあります。

また、自分が育ってきた家庭でいろんなつらい体験があると、逆に理想の家族とか理想の親がその人の中にできてきて、現実にはそんな理想の家庭は世の中どこにもないのだけれども、「そこが私には手に入らなかったから、私は一生ダメなんだ。」と思い込んでらっしゃるなど感じることもあります。「そんなのなくなつて充分に生きていけるよ」というメッセージがなかなか届かないです。

図の2番目の層に行きます。

親自身が苦しいとか、自分を生きられないということがあります。第3層の「養育者を取り巻く環境」という所でも、今までは身内が助けてくれて、その親らしさを理解してくれる人が支援してくれたのが、子育て支援サービスなど、手伝ってくれる人が他人に置き換わってきた。その中で子どもも規格に当てはめられるし、子育ても規格に当てはめられる。親も規格化されて、その規格から外れると途端に支援がなくなったり、なくなったと感じたりという所もバリアーになっているなと思います。

そういったもの全部を持って生活している私達の生きている社会（一番外側の層）は、情報が氾濫していて、バーチャルとリアルが混然一体になっている。また階層の世代間継承が固定化しているなと思います。

「お金を稼いで、一人暮らしができて、家族を創って養って子どもも育てていけるようにならないとちゃんとした人生とはいわない」という自立の概念が本当にそうだろうか？という問い直しからやらないといけないと思います。

それから今、婦人相談員の立場からいうと、現代は男女平等になったといわれていても、それでもやはり性別役割というのがすごく私達の社会の中にあります。若い人たちが大きく変わるの、学校を出て、就職したり社会に入った時だと思います。それまでは男の子も女の子も平等に扱われていたのが「女性だから活躍の機会が与えられない、男性だから女性より仕事ができなければならない」という、学校で経験したことのない性別役割のある社会に投げ込まれ自分らしさを見失う。そういう社会で生きていかねばならないわけです。このような複合化したバリアーが表面に浮き上がって見えるのが都会であり、都会の中でも繁華街であり、その繁華街の中で自分や自分に繋がる社会支援だけでは支えきれない人が相談に見えているというのを感じます。

そこから若者の未来についてどうやったら良いのかということですが、正直、私も現場の一相談員という立場で、とにかく相談者に向き合って、例えて言えば出血したり、骨折したり腰が抜けて動けない人を、とにかく最初の応急処置だけして次の支援に渡す、ということしかできていないので、大きな「ではどうすればよいか」とはなかなか申し上げられないのですが、現場から見えることとして、今4つだけ挙げました。

先ほどの宮本先生の話でもありましたが、子どもから大人になる過渡期のところ。若者層とさえいえるのかと思いますが、現場から見ると児童相談所は18歳という年齢で切ってしまうことが多い。18歳になると何もできなくなるので、16歳半くらいから上は、児童相談所ではできないのでそっちでやってくださいということになりがちです。でも若者としての支援が20代後半位まで有効であり、そこを児童の専門機関が担わず女性支援の枠組だけでやるというのは、支援としてはとても薄い感じがします。

2番目、性教育は本当に必要だと思います。実際に性の情報はすごく溢れているのに、正しい性の情報だけが欠落している。学校とか若者支援の現場で、性の問題にはほとんど向き合わないので、結果、変な情報、間違った情報ばかりが若者の目や耳に届いてしまっているという問題があります。

3番目、妊産婦支援について。熊本は慈恵病院がありますが、本当に違う状況の地域もあるわけです。産婦人科医療が少なくなり、その中でも「訳あり」の妊娠出産を扱ってくれるところが減っていて、とても支援者として困っています。

最後に、いろんな育ち方のなかで、親からは元より、支援者からも傷つけられている子ども、若者が沢山います。そして、友達とも上手く繋がれない。そういう方達が10代後半、20代、30代になって、婦人相談員の支援を受ける時、最初から支援者を受け付けてくれないというケースにいくつか出会ってきました。信頼感を他人、役所、社会に対して全く持てないという方達への支援はとても難しいです。この様な場合には、遡って子ども時代に、彼や彼女に出会った人達が一人でも良いので、信

頼できる支援者に出会ってほしかったと痛切に思います。子ども時代に、「相談してよかった」「大人に助けてもらえた」と思う経験ができている人は、信用してくれるのが早いなと思います。子どもがそんな人と出会えるような社会、地域になると良いなと思います。少し長くなりましたが以上です。

(司会) 日本で一番大きな繁華街を抱える新宿の女性支援の現場の声を聞かせていただきました。どうもありがとうございました。

それでは引き続きまして、畠本靖子さんよりお話を頂きたいと思います。畠本さんは、学校法人松本学園の総務部長であり、職業教育の専門学校である日本総合教育専門学校を開校され、その後職業訓練を開始され、キャリア支援センターのセンター長として、様々な問題を抱えた若者の為に、生活困窮者支援事業を進められてまいりました。同時に、無業の若者達の就労自立支援を行うたまな若者サポートセンター長を兼任されており、昨年度より、熊本県の子ども若者総合相談センター長として若者の総合的な支援を続けられています。それではよろしく願いいたします。

3. 畠本靖子氏

皆さんこんにちは、紹介いただきました松本学園の畠本です。私どもの学園では様々な取り組みをしております。現在の若者の現状は、先程宮本みち子先生がお話しされた通りでございます。全国の若者が様々な環境の中で、悩み苦しんでおります。この熊本でも社会の変化に伴い、子ども若者を取り巻く、雇用や生活環境が大きく変化しております。また、支援を実践していく中で、不登校、発達障害、ひきこもり、就労、貧困など様々な問題や課題が複数に絡み合っており、若者が困り感、不安を抱えて、どうしようもない状況という事がわかってきました。それでは、私は若者の未来に向けて、その変化に合わせて、松本学園というグループとして取組んできた様々な支援事業についてお話ししたいと思います。

玉名で松本学園は、昭和20年、マツモト服装研究所として玉名洋裁専門学院を創設し、その付属幼稚園として、昭和31年から3つの幼稚園を開園いたしました。その後、社会福祉法人、NPO法人と、「本当に今求められているものは何か」という事を考え創設し、働くお母さん達の為の保育園を2か所、それからその子たちが卒園して1年生になって、昼からお母さんがいない、昔でいう「カギっ子」の居場所がないという事で、幼児の為の学童保育を3か所。そして核家族化が進み、子育て、人間関係で悩んでおられるお母さん達の存在を知り、その悩みを解決する為の子育て支援センターを開所いたしました。社会で求められているものは何かを考え、社会の変化に伴い様々な事業を地域で実践して参りました。

このような中で、地域の方から、子どもの就職がなかなか決まらない。就職をしたら人間関係で悩んで、仕事を辞めてしまった。また、子育て後のお母さんの再就職がなかなか決まらないという声を

頂き、地域の中の学園として何かできないかと考え、職業教育専門学校を開校後、キャリア支援センターを立ち上げ、女性の再チャレンジ支援事業、そこから始まる職業訓練、それから、地域若者サポート創設支援事業と広がっていきました。本日は様々な取り組みをしている中で、特に熊本県で子ども・若者を対象として行なっている事業について、包括的な支援について説明いたします。

はじめに、玉名若者サポートステーションについてお話しいたします。こちらは平成 21 年に設立しております。対象地域としまして、6 市 9 町 3 村と、荒尾市から県北の阿蘇郡部まで、主に県北が対象になっています。仕事に自信が持てない、働く自信がない、仕事をしたくても何から始めていいのかわからない等、就労に向けて活動はしたいけれど、やり方がわからないといった、本当に悩みを抱えた 15 歳～40 歳までの若者とその家族が対象になっております。支援の内容はキャリアカウンセリング、心理カウンセリングを始めとして、各種セミナーとしてパソコン講座、こちらは上級者用と初心者用があります。更にビジネスマナーセミナー、コミュニケーション講座、職業理解など、昨年度は年間 132 回を開講しております。これはわが校の大きな特徴でございますが、就職が間近になりますと職場見学、職場体験も実施しております。ただその職場に行く事ができない人達の為、職場体験の前に、その企業の方から協力を得て、同じ製品を、うちのサポートステーション内でスローステップと致しまして作業体験をします。その後、作業に自信を持って職場体験に向かう、という事をさせて頂いております。また、本人だけでなく家族の方も「自分の家の事だから人には相談できない、わが子に何と声掛けしていいのかわからない」という保護者の方の悩みを聞いてまいりました。取り組みの一つとして、保護者セミナーを開催しております。県北対象地域の方々から、「交通や距離の問題で相談したいが相談できない」といった環境にならないために、ご覧の地区 9 か所で定期的に市町村学会を開催しております。

また、その中で生活保護世帯の増化に伴い、学習したいが学習できる環境が整っていない、生活が苦しい為に授業料が払えなくて退学になってしまった生徒など、勉強への意欲は持っているが夢を諦める子どもはどうかしらいいのだろうということで、学校法人として、学習をする環境を整え、学ぶ楽しさを味わい、将来に抱負が持てる子どもたちを育てる為に、学習支援事業を始めました。

また、生活保護世代の子どもたちが大人になって、再び生活保護を受ける事にならないよう、貧困の連鎖の防止のために、昨年度から生活保護世帯だけでなく、生活困窮家庭を対象になっています。生活困窮者自立支援プラン推進事業を始めました。この事業では、子どもの学習相談、進学相談、引きこもりや不登校の子どもに対する学習及び学習を継続できる生活習慣を身につける為の支援と養育相談も含まれています。対象は生活保護、生活困窮者状態にある世帯で、熊本市は除いております。小学生から 18 歳までとなっております。自治体の協力を得て、対象の児童が通える範囲の公共施設をお借りして、週に一回学習教室を開いております。現在 156 名の子ども達が学ぶ楽しさを味わっているところです。支援内容といたしまして、教員免許を持っている職員と、大学生や専門学生が、玉名、菊池、宇土、八代の 4 拠点で、家庭環境を背景に様々な困難を抱えている子どもたちの為に、子どもの不安や悩みに寄り添って支援を続けております。支援内容としまして、基礎学習の確立、学習意欲の向上、定着、授業の復習と理解、また、生活支援では基本的生活習慣の確立、食育指導、体験活動などです。長期休みを利用して、食べることの大切さ、仕事のやりがいを学ぶだけではなく、経済的

な問題で不登校状態にあるなどで、外出が少なくなり、夏休みの思い出がないような、経験をさせることができない子どもに対して、体験活動として食育、職場見学、自然活動を実施しております。昨年度は熊本空港を職場見学しまして、様々な職種がある事を学んだところです。それから自然体験としましては、天草で海に関して学んできました。そこに生きている生物の研究や作品を作って、現在展示しているところです。

県内全域を対象としていますので、学校法人松本学園の教育学部と社会福祉法人菊愛会の福祉の部分が一緒になって共同体を組み、支援を行っているところです。

それから同じ生活困窮者自立支援プラン推進事業として、こちらの就労準備支援の取り組みをします。これはサポート事業をする中で、年齢や生活困窮資格などの理由で支援ができないという課題があります。サポステは40歳までが対象となっていますが、長期引きこもりの男性がやっと外に出るようになったら、また、人間関係に悩みながらも、離転職を繰り返しているうちに40歳以上になってしまったケースも多くありました。しかし長期の無職のために、経済的に困難を抱えている40歳以上の人を支援する機関は非常に少なく、何処に行っても相談すればいいのか悩んでいる状況の中で、どうしたら支援ができるのだろうかという事を考えてきた時に、65歳まで対象という支援を開始したのがこの事業の始まりです。この事業は、日常生活、社会的自立、就労に向けて様々なプログラムを組み合わせて計画しています。対象者の状態に生活習慣や社会参加能力の形成、改善、就労に対する能力がつかないなどの複合的にも課題を抱えています。その為、決まったメニューに合わせるのではなく、個人個人の状態に合わせたきめ細やかな支援が必要となってきました。現在3つの段階に分けて、生活自立、社会的自立、そして就労自立に向けた支援・訓練を実施しています。

その判断には資料にありますので、後でお読みください。

この事業では、引きこもっていた方や、一度も就職の経験がない方が多く、自信をつける為に体験型の活動を取り入れています。また、生活リズムの改善や日常生活を営む中で必要な「食べる、寝る、働く」を経験できるような宿泊プログラムを取り入れて2回行なっているところです。最初は買い物に行き食材を選び、昼のお弁当を作り、職場体験に出かけ、帰ってくるという日常生活を体験できるよう、普通に生活できるようにする。その中でもきちんとした時間に動けるように工夫しています。

その時の様子が資料にあります。

この様に様々な事業に取り組む中で、高校生の相談、発達障害などの障害を有する生徒やその疑いがある生徒の進路や就職相談など多く寄せられるようになりました。しかしサポステ事業は厚生省の事業であり、学校に在籍している学生は支援の対象外になっております。障害のある生徒が生涯にわたって自立し、社会参加するには、企業にも就労を支援し、職業的自立を果たすことが重要であると思います。学校段階で障害のある生徒のキャリア教育を推進し、養護や福祉などの関係機関と連携した事業が文部科学省のキャリア教育就労支援等の充実事業です。また中学、高校生の不登校相談も多く寄せられるようになりました。生活困窮者事業は、生活保護家庭、生活困窮家庭という制限があり、目的が就労や学習であるが、学校へ向き合えない、まだ勉強するところまででない子ども達を支援するのは困難でした。この様な人達に何か支援ができないか考えてできたのが、熊本県子ども・若者総合相談センターを開設した始まりです。相談センターは昨年10月に子ども・若者育成支援推進法に

基づき開設したセンターです。ここでは概ね 15 歳～40 歳までの子ども・若者ニートの引きこもりや、不登校などの社会参加や社会的自立が困難な子ども・若者を対象にしています。この様な子ども若者達の総合相談の窓口になっているところです。何処に相談していいかわからない、子どもの事で悩んでいる等の相談を受けますと、それらの悩みをノンストップで受けとめ、適切な支援機関に繋げる事が私どもの役目だと思っております。その中で見えてきた若者に対する社会の課題は、行き場がないという事です。家庭でも母子家庭や貧困、共稼ぎと一緒に食事する時間が減り、家族との会話が減少している家庭もあります。学校では不登校やいじめ、教育活動の変化、特に少人数から大人数、義務教育から高校へと変わっていきます。地域では地域関係の希薄化、居場所の不足、専門機関では相談に行く交通費の問題など、行きたいときに近くにない状況が見えてきました。結果、孤立、引きこもり、分ってもらえない、一人で悩む、家庭で抱え込むという状況が起こっております。そこでセンターの取り組みとして、次の様な支援をしています。電話相談、来所相談の他に、メール相談も先月から始めております。これは、電話で話す事が苦手で、メールやラインで会話することが増えた若者に対して始めたものです。当初は電話相談が主体でした。次に対象地域が県内全域となった時に、身体的な事情や交通手段などの影響問題で来所できない人の為に訪問相談を行なっているところです。また、各種セミナーは指導者向けのセミナーやキャリアアップセミナーを行なっております。家族支援セミナーと現在合わせて、自助グループの立ち上げということで活動しています。それから、こちらの事業では出張相談会を開催し、環境の問題で、支援が受けられないといった状況にならないために工夫をしております。

日々社会は変化し続けていると思います。それに伴い子ども若者の問題も変化しております。その変化に気付き、対応できるよう熊本県内の支援機関と連携して今後も社会の変化に合わせ様々な支援を行なっていきたいと思っております。

最後になりましたが、皆さんにお願いがあります。今年 4 月に起きました熊本地震では、皆さんも苦労されたと思います。私も本震の夜、家で待機していましたが、この大学の生徒の 1 人から電話が掛ってきて「おばちゃん、僕んちに来て」「どうしたんね」「公民館に友達が避難しているけど、朝からおにぎりを 1 個しか食べとらん、今から僕が作るから、おばちゃん加勢して」といってきました。私はその大学生の言葉がすごいと思いました。「わかった」と炊飯器を持って、近くの公民館に行き、避難している主婦の方を中心に 600 個のおにぎりを作りました。そして学園大学の生徒さんが中央公民館に朝 3 時から来て皆さんに配って下さいました。本当にすごい行動力だと思いました。被害の大きかった被災地では、子ども達が学ぶ場所を失っております。仮設住宅などへの非難を余儀なくされ、学習の機会を失った、生活保護、生活困窮者の子どもも含まれて学習支援を行なっています。しかし、支援対象者に比べて、支援する人達が少ない状況です。子ども達の為に、学習指導員のボランティアを募集しているところです。やってみよう、話を聞いてみようと思われる方は、この会終了後に声をかけて頂きたいと思っております。また、松本学園本部までご連絡をお願いしたいと思います。宜しく願います。

以上が松本学園キャリア支援センターの活動です。ありがとうございました。

(司会) ありがとうございました。

震災を通じて学園大学とも繋がりを持っておられる畠本さんに熊本県の取り組みをお話しいただきました。

お話の中に、熊本市を除くというご説明がありましたが、少し解説いたしますと、熊本市は政令指定都市になっていますので、熊本市独自の活動を実施しているという事で、熊本市を除く県下全域という話になっていると思います。

さて、それでは続いて、NPO 法人おーさあの宮川さんをお願いしたいと思います。NPO おーさあは、健軍商店街の商店街やリデルライトホーム等の社会福祉法人と共同で作られた NPO 法人です。宮川さんは NPO おーさあの施設長です。今日は NPO おーさあでの取り組みをお話し頂きたいと思います。

宜しく願いいたします。

4. 宮川いつ子氏

皆さんこんにちは、本日最後のシンポジストという事ですので、皆さんお疲れのことと思いますが、最後までご清聴お願いしたいと思います。

NPO おーさあは、市電健軍終点から健軍商店街アーケードをぬけたところにある健軍県営団地の一階にあります。

11 年前、旧健軍県営団地を改修するにあたり、熊本県地域福祉計画に基づき、その建物の 1 階部分の 1 フロアーに他県にない地域と密着した共生型多機能施設を作るというプレゼンテーションがあり、NPO 団体としてデンマーク型福祉による世代・分野を越えた「地域生活の拠点」を、という理念で応募し 9 団体の中から選ばれ、平成 17 年 10 月に設立され、現在に至っております。9 階建ての県営団地の 1 階フロアーが福祉の施設の拠点となっています。階上には 50 世帯が住んでおりますが、子育て中多子の家庭、引揚者、高齢者が優先して入所しております。

地域と密着している支援では、健軍商店街という近隣関係の中で一緒に立ち上げたのが「若者の居場所作り」という事業でございます。当時、若者がたむろして、仕事もせずに商店街で煙草を吸っているとか、学校に行っているのかどうかもわからない、この事が商店街の地域課題でもありました。おーさあが設立した事もあり、「若者の寄り場所として商店街の一角を貸してあげるよ」という事で、商店会の真ん中に「若者サポートステーション」が開設されました。

お手元の資料を見ながらお話しを聞いていただきたいと思います。

おーさあは、デンマーク語で「ノーマリゼーション」の意味が込められた言葉で、高齢者、障害者、若者、子どもたちの世代間を超えた地域の生活支援の拠点として活動する施設であります。11 年目に入り、地域の一人ひとりの困りごとに真摯に向き合った結果、包括的な支援体制が制度化され、おーさあの当初の目的を達成したのではないかと考えておりました時に、熊本地震が発生いたしました。今は地震からの復興がまだ完全にできていない状況です。

さて、本日のテーマであります「若者の現状と未来について」ですが、先ほどお話しされた玉名若者サポートステーションと共通するところが多いので、おーさあ現場での特徴的な活動についてのお話を聞いていただければと思っております。

施設が空港から近いという事もあり、1週間に1度は県外から視察の方が団体でお見えになり、世代間で交流している現場を見ていただいております。熊本支援学校東町分教室のデュアルシステム型作業学習、中学校のナイストライ、社会福祉関係学生や若サポ、自立支援の対象者の方、ボランティアの皆さんといったように、常に若者にささえられて活動する事ができています。現在おーさあには200名のボランティアが所属しています。おーさあの日常生活の中で「人の多さ（おーさあ）」という事で憶えてくださいと伝えてあります。本当に賑やかな中で仕事をしています。

組織図でみると、ひとつは介護事業、くらし安心処と、ひとつは地域の縁がわ事業をやっております。

くらし安心処は、介護が熊本型という事で、1フロアの中で高齢者の認知症介護と障害の方達のデイサービス支援を一緒にやっております。

玄関入って左側に保育園があります。当初は子ども預かり、親子利用という事で始まりました。しかし11年前と現在ではニーズが変わりました。以前は、若いお母さん達にとって公園とか公民館とかが集まり場だったのですが、その様な場所が少なくなるなか、おーさあは親子利用できるという事を目的にスタートしました。しかし現在は、ほとんどのお母さんが仕事を持っておられ、待機児童がどんどん増加する状況があり、2年前に認可外保育園に移行し、今年度は地域型保育事業小規模A型と市の認可を取ることができました。朝から子ども達の元気な声に包まれ、介護のお年寄との交流にぎやかです。喫茶・食堂では栄養バランスを考えたバイキングが地域の方でにぎわっています。若い方にも人気で、食べ放題で650円で食べる事ができます。皆さんもぜひおいでください。おーさあは地域の縁がわという事で、子どもからお年寄りまで、多くの方が相談し合い、話しあいながら活動しています。特に、若者と高齢者の話す場が少なくなっている現状を踏まえ、県との協働で地域の縁がわを開設し、現在、当所の目標である熊本県下に500か所を越えたところです。

商店街では4か所の縁がわを開設していたのですが、おーさあの2か所が地震で崩壊して無くなってしまいました。健軍商店街から引き継いだ、お惣菜の店ピアクレスキッチンおーさあぐんぐん市場のことをお話しします。健軍商店街事務局が空き店舗活用として、市の助成事業で2年間続けていたボランティアによるお惣菜の店が、助成金がなくなり閉店することになり、それを引き継ぐことになりました。引継いだ時にすごい赤字状態で、やむなく引き受けたのですが、ここ1か所は被害を免れ、縁がわとして残っています。ここは、若者が仕事の体験する場で1日3~4人が調理人さんと一緒にお惣菜をつくって販売しております。震災の影響で工事関係者の方の利用が増えて売上が増えているところです。しかし、おーさあの主力である喫茶や介護事業は、震災の影響で大打撃を受けており、現時点で500万円程度の損失がありました。

このような状況下ではありますが、若者が商店街やおーさあの復興に大いに活躍しました。

おーさあは26年、27年度に熊本県、市の事業を受託して、若者や生活困窮者の就労支援を行い、おーさあのスタッフとして10名雇用いたしました。おーさあには現在70名のスタッフがいますが、

そのうち半数は看護師、介護福祉士、社会福祉士、保育士など、資格を持っている人で、それらの専門職が当該事業での雇用者を育てております。

若者らの就労支援としては介護の仕事を嫌がる傾向がありますが、1ヶ月だけでもやってみたらという事で開始すると、給料をもらい、他の人のアドバイスを受けることで意識が変わってくるもので、現在70名のうち20名が採用されております。常勤ではないけど、非正規ではありません。資格を取れば正規職員に成れますし、この様な人達に支えられておーさあは成り立っている状況です。今年の4月の震災の際、おーさあは益城まで車で6分位の場所に位置していますが、一番に駆け付けたのが若者でした。被害がひどかったので、翌日は避難指示が出て他の施設に避難する事にはなったのですが、これらの若者達が、自分達の事は後回しで頑張ってくれました。そんな中で、高齢者の方々、職員も60代の方が多いのですが、支援活動をするには、若者と高齢者が一緒に仕事する事が大切だと思います。おーさあでは、家族的な雰囲気の中で仕事ができていると思いますし、そうあるべきだと思っています。若い人にとって、介護の仕事は3年続けばベテランになりますが、また3年続ける事は非常に難しいのも現実となっています。

自立支援事業では、いろいろ辛い目にあった人達、中には食事もとれない、支援に何っても外に出る事もできない、体力の弱った人達もいましたが、この様な支援を必要とする人達を自立させていくことがおーさあの仕事です。その中から仕事をしてみようという気になった人がいれば、洋服から準備したりして、一緒に目標に向かって前進できるよう支援しているところです。おーさあと若者との繋がりを話ししましたが、皆さんにもおーさあに来て現場をみて頂きたいと思います。12月17日にはクリスマス会を開催します。このクリスマス会も若者が企画して盛り上げてくれますので、この場においてになっている皆さん、学園大学の皆さんにもボランティアとしてご参加いただきたいと思っています。

引きこもり支援センターや「若サポ」だけでは支援が難しいケースもありますので、行政と連携を密にしてサポートしたいと思っていますが、若サポの就活準備室も地震で全壊の状態です。厳しい状況ではありますが、若者が少しでも楽しく働く事ができるような、皆さんの様な若い仲間と一緒に過ごすことで悩みを解決できると思います。人間生きて行く以上、誰でも悩み、鬱状態になる事があります。私も元気そうに見えても、少しずつ歳を取り、鬱状態に陥ることもあります。しかし、若い人と話し、助けてもらい、悩みを分けあうことで元気をもらっています。これからも、支援活動を続ける中で、お互い助け合って生きて行く事をモットーに頑張りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。ありがとうございました。

5. 質疑応答

(司会) ありがとうございました。それではシンポジストの方々に質問したいと思います。会場の皆さんから質問があればお受けいたしますので、考えておいていただくと致しまして、まず私の方から質問させていただきます。若者の社会保障という事と、一旦レールを外れてもまた元に戻れ

る、あるいは、自分なりの生き方、人生を再度見つけて社会に戻っていく支援をしていただいていると思いますが、その中で、この様な制度があれば良いという事があると思います。この件について、皆さんにそれぞれ一言ご意見を頂きたいと思います。宮川さんからお願いいたします。

(宮川) NPO 法人でやっていますので、若者に対して、就労が困難とか、震災の影響を受けているとかいう場合、どんな支援、就労の情報があるか常に市のホームページで閲覧するようにしています。これらの情報を見逃さず、若者の問題、生活困窮の問題で非常に困っている人達には、行政の力を借りて積極的な就労支援しております。これまで多数の雇用に結びつきました。行政の支援は、ただ待っているのではなく、積極的に検索していかないといけません。ただ、本当にありがたいです。

(畠山) いろいろな支援を行なっているといいましたが、本質は一つだと思います。様々な問題解決を模索し、個々に合わせた解決策を探して支援するという事です。しかし多くの制度のなかで、5つの事業を組み合わせて支援をしているわけですが、若者といっても対象年齢が変わってきています。40歳以上が若者で無いと年齢で制限されても、50歳になっても問題を抱えた人たちがいるので、支援の方法を考える必要があります。また、先ほど「熊本市を除く」と申し上げましたとおり、地域の限定も問題に提起されると思います。日本全国全員が国民であるという事からすれば、この問題は私達の担当では無いで終わるのではなく「このケースは熊本市の総合相談窓口でやっていますよ」とアドバイスできるような制度が必要だと思います。いろいろな問題が一つの事業や制度で解決できる事が実現すれば良いなと思っています。

(畔上) 本当に道を踏み外した人たちの相談支援をする中で社会が全部そう見える現場で感じる事が有ります。乱暴な言い方かもしれませんが、意外とレールから外れたところに、意外と楽しい世界広がっていたりする事があります。踏み外したところから上を見てみたら、違うものが見えたり、意外に悪くないと思えたりする事があります。いわゆる、若者はこれがやりたいんだ、という所から外れたとしても、楽しいことや生きていて楽な場が実はあるよということを伝えたいと思います。

例えば、東日本震災の後、福島県の復興、若者問題だけでなく放射能の問題もありますが、ダメだと思われているところに、意外と自分を取り戻すチャンスが転がっていることがあるように思います。若者が自分を発揮できるような隙間を創らないと多分うまくいかない。大人の常識でこうすれば自立できるだろうと指摘するだけでは問題解決はしないように思います。先ほどの話でも出てきたように、出席するだけで、交通費とご飯代が出てくるというような。それが上手く資本の回収にならないとしても、そういう支援は必要だと思いますし、大人自身も考え方を変えていかなければならないと思います。抽象的になりましたが以上です。

(司会) ありがとうございます。社会福祉学の立場からいいますと、民間の先進的な活動から生まれ

た取り組みが、国の事業になったり、都道府県の事業になったりする制度化のプロセスがあると思いますが、皆さんからお話しいただきました、若者サポートの事業が、上手く制度化され機能していけば良いなと思っているところです。

それでは、宮本先生から感想を頂きたいと思います。

(宮本) 今日の3団体の具体的な取り組みについて、この10年間の動きを良く表していると思います。熊本県の混乱した状況の中で2つの団体は充実した活動をしておられると思います。最初は一つの事からスタートして、必要に応じて事業が拡大していくわけです。例えば、子ども支援から始め、子ども支援後には学校教育上の支援が必要になり、次に若者の支援が必要だという動きは福祉関係では多々あることです。若者支援の分野では、この様な状況下で10年、20年の間に広がったと思います。民間支援活動の良さというのは、自由自在にニーズに応じて網が広がるような活動できるという事です。公的制度であれば絶対ダメです。公的制度というのは、制度を決め、法律を決め、議会で決議され、予算がつくわけですが、予算がついて、実際に動くとなっても、議会であったり、評価委員会であったり、お金の使い方にもすごく口を出してきます。サポートステーションが高校の現場に入っていく、中退しそうになっている生徒と仲良くなり、できるだけ中退しないような支援とか、中退してしまった生徒は、サポートステーションが受け入れる支援を数年前にたくさん実施しました。どこが潰したかという、第三者評価委員会というところです。若者支援や困った人の支援については全く専門外のメンバー5名で構成されていたのです。なぜこんな委員会ができたかという、お金の使い方が重複していたわけです。文科省は教育サイドで、学校の事は文科省の教育委員会が、サポートステーションは厚労省の労働局であるという事で、予算が重なって税金の無駄使いになっているということで、評価委員会の5名が全員バツをつけたわけです。そして翌年には高校とサポートステーションの連携事業が無くなったんです。これでサポートステーションが大きな打撃を受けたわけです。この事業に関わっていたスタッフは全員クビになりましたし、代表は新聞に叩かれて精神的におかしくなりそうな状況でした。その後、教育機関とサポートステーションで連携しましょうという事で1年掛かりで関係修復してスタートする運びになった時点で中止になりました。サポートステーションとしては信用失墜ですよ。そのダメージが今も続いている状況です。公的制度はこの様な面があります。公的制度に頼らずに民間だけでやれば一番いいわけですが、若者支援には公的責任が伴います。公的責任は果たさずに「民間だけでやりたいようにやってください」「できなければ親がやってください」というのでは日本の社会は成り立ちません。公的責任はしっかり取るべきであるが、民間がもっと力をつけて、公的な事業もやりつつ、公的機関に口を出させない自由な領域を作っていけるだけの力をつける事ができれば、もっと社会は良くなると思います。

もうひとつ、働いて、一所懸命仕事をすれば、どんどん給料が上がり、給料で生計が成り立つという形態は失われつつあります。サポートステーション等が支援している若者達の中には、働けるようになったけれども、給料だけでは生計を立てることは難しい人がかなりいます。「給料が上がらなければ、その人は暮らせないのですか」という事になりますが、それだけの問題では

ないだろう。私達が考えるのは、住まいがもっと安ければ、親の家にいなくてもかなり助かるし、現在空き家をどうするかという状態であるため、これらの住宅を若者に確保し、安く住めるようにすれば、問題の軽減につながると考える。それから、子どもを産んでも教育にお金が掛るから、結婚はするけど子どもをつくらない人達が沢山います。しかし、住宅とか教育にお金が掛らなければ、お金の事を心配せずに子どもをつくらうという事になります。安く暮らせるライフスタイルを確立するのが重要だと思います。最近贅沢な暮らしをしたいという野望を持つ人は少ないと思います。しかし、人間として安心して暮らせるライフスタイルはつくっていかねばならない。例えば、週4日しか働けない人は、週4日の給料での生活を前提とし、足りない分を公的支援で補うライフスタイルもあると考えます。今までは健常者と障害者の区別しかなかったのですが、現在の支援対象者はどちらでもない中間に位置する人達です。健常者でも障害者でもない中間にいる人たちの存在が分った以上、この様な人に柔軟に対応できる社会環境をつくっていく事が必要ではないかと思えます。

(司会) 宮本先生ありがとうございました。

それでは、会場の方で何が質問のある方は挙手を願います。

(質問者) 宮本先生、シンポリストの皆さんありがとうございました。

熊本学園大学社会福祉学部の山西と申します。

宮本先生の基調講演の中で、若者を取り巻く環境の悪化を、知人の中にも貧困等といった事で感じています。いろいろな苦労の問題が制度上にあるという事で考えてみた時、北欧型のように制度改革等が国民投票とか民意で変えられる事もある様ですが、日本では10%の消費税の問題でさき前に進まない状況の中、制度があっても有効に機能しない現状の中で、先生がおっしゃるように、民間団体が、公的規制度を使わず、税金も頼らずに活動ができることが重要だとおっしゃっています。実際、税金に頼らず寄付金等でやっていくことが日本では可能なのでしょうか。宮本先生お願いします。

(宮本) 悩ましいところですが、地域若者サポートステーションを受託している団体の企業の中で、ほとんど民間NPO等受託し行なっています。国の活動として国と自治体が半分ずつ負担していますが、常に限定、限定されてくるので、働く職員の給与は極端に抑えられています。しかし、若者支援のサポートステーションの機能を最大限有効に活用する為には、単なる相談事業だけではなく、セミナーだけでなく、お話の中にもあったように、働く場の確保や学習支援も必要だし、習慣的就労に就いても、体験だけでなく本格的な就労訓練が必要になります。これを自前でやるとした時に、一番求められていながら、なかなか難しいのが習慣的の就労です。例えば、自分の団体の中に就労の場を作ろうとすると、収益を上げられる事業でなければならない。そこで支援を受ける若者達が一定期間働き、多少なりとも給料が得られる。そして最終的に支援の場から独立して就労の場を得るというプロセスの中で中間的な役割を果たしている事になります。しか

し、活動してもほとんどが赤字になっている現状が有ります。この原因として、不登校支援とか青少年の活動とかをやってきた団体が多いので、NPOがビジネスをする事はいけないのではないかと、ビジネスをやる事に抵抗があるわけです。事業で収益を上げる為には、意識の改革が必要だといわれますが、まだまだ日本では大きな課題です。後は、このような支援に賛同する民間企業と連携しお互い協力する事が重要だと考えます。

労働不足を抱えている中小企業、社会的貢献に対する意識の高い企業などと民間団体をうまく連携する。取り組みは始まっていますが、全国で十分な成功例は出ていないという状況ではありません。

10%の消費税の問題については、国民の間に理解がなく、不当に国に搾取されるという意識が高い。消費税は上げなければならない、しかし、困っている人にはその恩恵がきちっと配分されるという事が国民に納得し理解されなければ今の窮状は打開できないと思っています。

(司会) ありがとうございます。宮本先生のお話にもありましたし、質問者の方のお話にもありましたように、公的制度が民間の力でやるのかという議論はありますが、最近の社会福祉学の中では、ユニバーサリズムという考え方が浸透してきておりまして、誰もが享受できるようなサービスを提供するならば、公的負担も受け入れられるという考え方です。例えば、教育の場合、教育が良くなる事、教育の無償化について反対はしないと思いますが、高齢者や貧困家庭にサービスの強化をしようという事になると、サービスを受ける対象者が限定されますので意見の対立が起こってくると思うわけです。もっと全体的に社会保障として教育を充実させていく事にお金を使う事が重要ではないかと考えております。

他に質問はありませんでしょうか。

(質問者) 熊本学園大学社会福祉学部1年の福島といいます。

宮本先生、シンポリストの皆さんのお話に感動いたしました。御礼申し上げます。私達が将来社会に出て仕事する為に、私達に与えられた権利やワークルールを押さえておく必要があると思っております。ただ、実際どこで若者がワークルールを学ぶのかという事になります。例えば、話題になった日本電通の過重労働による自殺がありました。東京大学という日本で最高学府と言われている学生でさえ、厳しい労働条件に対して無力だったわけです。これは大人が教えていなかったという事になりますし、学校もきちんした対策を取っていなかったのではないかと思います。これに対してどうお考えでしょうか。

(宮本) 仰る通りだと思います。

この大学も実施されていると思いますが、キャリア教育を実施しています。キャリア教育が導入されてから約10年経過しています。当初は就職が厳しいとか、就職が決まらない学生が多いとかいう事で、キャリア教育が導入されたわけですが、10年経過して当初より問題の本質が見えてきたと思います。単に仕事に就くかという事がキャリア教育では無くて、どうやって生きて

いく事ができるか、いざという時自分の身を守るか、自分にとって環境が悪ければ、その環境をどうやって変えていくか、そこまで広がっていると思います。キャリア教育の枠を超えて、シチズンシップ教育というのがあります。市民制教育と呼ばれる教育ですが、これは市民として必要とする事、市民としての権利、義務をしっかりと具体的に学んで身につけ、行使できる事です。例えば、小学生くらいから学内だけでなく、地域に出て、通学路の交通状況、日没時間を体感し、この時間帯での通学路の危険度を調査し、それをまとめて市に要請する等を体験させています。知識として持っていても、体験しないと行使することができません。身の危険に遭遇した時に、助けを求めて支援機関に掛け込む事は勇気があります。いざという時、命にかかわるような場合に「助けて」と言えるようにするには、「助けて」と声を出してという練習が必要です。このような事を含め、よりよく生きる術を学ぶことが重要だと思います。生きやすい環境を自分自身でつくる自覚と能力を学ぶ術を身につける事が重要だと思います。

(中略)

(司会) ソーシャルワーカーを目指している学生も多いので、励ましの言葉を一言お願いします。畔上さんからお願いします。

(畔上) 本日はこのシンポジウムに参加できてうれしく思います。現場での活動であるとか、現状をお知らせする事ができたかなと思っております。私自身も世間では高学歴といわれながらも公務非常勤という立場で仕事しているわけです。しかし、大人である自分自身の問題を自分で解決する姿を見せる事が重要だと思います。若い人は若い人の立場でやっていけばいいし、それを後押しできるような大人になりたいと思っています。今日はありがとうございました。

(司会) ありがとうございました。畠本さんお願いします。

(畠本) 皆さんは、今後いろんな人の支援していく立場の方々だと思います。カウンセリングする中で、私が大切に、参考にして、「詩」がありますので、紹介させて下さい。「神様、私に与えて下さい。変えられるものを受け入れる落ち着きを、変えられるものを変える勇気を、そして、その二つを見分ける賢さを」この詩は、変えられないものは過去と他人という事です。どうあがいても、過去に遡って変えられないという事はあります。変えられるものというのは、自分自身と未来だと思います。変えられる事に一所懸命努力して人生を創り上げること。また、変えられない事には力を注がないという事がない様にしたいと思います。目に前に問題や困難がある場合、変えられるものか、変えられないものか、この二つを見極める力を身につけ、問題解決をする事が大切ではないかと思います。自分自身を変える事は難しい事ではありますが、自分の見方、視点を変えて支援していく事も問題解決には必要な事ではないかという事を紹介させていただきます。

(司会) ありがとうございました。それでは宮川さんお願いいたします。

(宮川) 今日は、沢山の学生さんに最後まで熱心に聞いていただいてありがとうございました。皆さんの就職活動のなかに、ソーシャルワーカーとして、公務員や社会福祉法人とか生活が安定しているところが良いと思う事はあると思います。しかし、NPOとしての活動も、自分達で想像し創り上げて、それが形になっていく。そんな魅力ある活動である事を体験し、経験して欲しいと思います。

(司会) ありがとうございます。最後に宮本先生宜しくお願いいたします。

(宮本) 私がこの年になって気がつくわけで恥ずかしい事ですが、つらい思いをしている人が実に多いです。しかし、人が人に手を差し伸べるという事が、どんどん減っています。お互いつらい状況にあるわけですけれども、私達は、人のつらい状況に気付く感性を育てなければならないと思います。その感性で一人一人ができる事を実践することで多くの社会問題解決に繋がり、自分自身の救済にも繋がる事だと考えますので、皆さんには、その感性を是非磨いてほしいと思っています。これは、自分自身に言い聞かせている事でもあります。

(司会) どうもありがとうございました。それではみなさん大きな拍手をお願いいたします。それでは、本日のシンポジウムを終了いたします。

執 筆 者 (執筆順)

黒	木	邦	弘	熊本学園大学	社会福祉学部	准教授
出	川	聖	尚子	熊本学園大学	社会福祉学部	准教授
仁	科	伸	子	熊本学園大学	社会福祉学部	准教授
高	林	秀	明	熊本学園大学	社会福祉学部	教授
豊	田	謙	二	熊本学園大学	社会福祉学部	教授
福	崎	は	る	大分県中津市スクールソーシャルワーカー (非常勤)		
照	谷	明	日香	熊本学園大学院社会福祉研究科博士後期課程		
杉	本		学	熊本学園大学	社会福祉学部	准教授
山	本	尚	友	熊本学園大学	社会福祉学部	教授
吉	田	文	夫	熊本県部落解放研究会		
花	田	昌	宣	熊本学園大学	社会福祉学部	教授

社会福祉研究所報 第45号

2017 (平成 29) 年 3 月 31 日 印刷発行

編集発行人 守 弘 仁 志

発行所 熊本学園大学附属社会福祉研究所
〒862-8680 熊本市中央区大江2丁目5番1号
☎ 熊本 (096) 364-5161 (代表)
FAX (096) 366-3158 (専用)

印刷所 株式会社 創 元 社
〒860-0079 熊本市西区上熊本2丁目12-22
☎ 熊本 (096) 352-0891

